

9月8日（1日目）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 師 玉 敏 代 君
3 番 橋 口 和 仁 君
5 番 戸 内 恭 次 君
7 番 向 井 俊 夫 君
9 番 朝 木 一 昭 君
11 番 伊 東 隆 吉 君
13 番 泉 伸 之 君
15 番 三 島 照 君
17 番 奥 輝 人 君
19 番 渡 京一郎 君
21 番 栄 勝 正 君
23 番 平 敬 司 君
25 番 与 勝 広 君

2 番 多 田 義 一 君
4 番 畠 嘉瑞人 君
6 番 平 田 勝 三 君
8 番 奈 良 博 光 君
10 番 竹 山 耕 平 君
12 番 里 秀 和 君
14 番 関 誠 之 君
16 番 崎 田 信 正 君
18 番 平 川 久 嘉 君
20 番 竹 田 光 一 君
22 番 世 門 光 君
24 番 大 迫 勝 史 君
26 番 叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 平 田 隆 義 君	副 市 長 濱 田 龍太郎 君
教 育 長 徳 永 昭 雄 君	住 用 町 森 米 勝 君 地 域 自 治 区 長
笠 利 町 朝 山 三千丸 君 地 域 自 治 区 長	総 務 部 長 福 山 敏 裕 君
総 務 課 長 川 口 智 範 君	財 政 課 長 則 敏 光 君
企 画 部 長 塩 崎 博 成 君	市 民 福 祉 部 長 福 山 治 君
市 民 課 長 (名 瀬) 幸 廣 光 君	介 護 保 険 課 長 重 野 照 明 君
福 祉 事 務 所 長 大 井 進 良 君	産 業 振 興 部 長 赤 近 善 治 君
商 工 水 産 課 長 前 里 佐 喜 二 郎 君	建 設 部 長 平 豊 和 君
下 水 道 課 長 盛 正 弘 君	会 計 管 理 者 田 畑 米 利 君
教 育 部 長 里 中 一 彦 君	教 委 総 務 課 長 福 和 久 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次 調査係	長 事務取扱	兼	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） 皆さんおはようございます。ただいまの議員は26人です。

会議は成立いたしました。

これから、平成20年第3回奄美市議会定例会を開催いたします。（午前9時30分）

○

議長（伊東隆吉君） 直ちに本日の会議を開きます。

この際報告いたします。

市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分1件の報告がありました。その内容はお手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に竹山耕平君、里 秀和君、泉 伸之君の3名を指名いたします。

○

議長（伊東隆吉君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表案のとおり、本日から9月26日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月26日までの19日間とすることに決定いたしました。

○

議長（伊東隆吉君） 日程第3、議案第67号から議案第89号までの23件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。9月の定例議会を迎えましたが、朝夕はすっかり秋がしのばれる状況ですが、日中はまだまだ暑うございます。くれぐれも健康に留意されてこの9月議会もお互いに乗り切っていきたいと、このように思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第67号から議案第89号までの提案理由を御説明いたします。

議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算第4号について、御説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正の主な内容につきましては、まず歳入において、地方特例交付金及び普通交付税の確定に伴う所要額を計上いたしております。特に普通交付税は対前年度比8.5パーセント増の総額111億7,839万円となり、今回7億5,978万8,000円を追加計上するものであります。

使用料及び手数料につきましては、屋仁川駐車場が指定管理から市の管理運営に移行することに伴う駐車使用料収入などを計上いたしております。

また、国・県支出金、財産収入、諸収入及び市債につきましては、歳出におけるそれぞれの事務事業に必要な財源等の所要額を計上するものであります。

次に歳出の主な補正内容について、御説明をいたします。

今回の補正予算は、各費目に職員の人事異動に伴う人件費を追加計上しており、議会費についても、職員の人件費を計上するものです。

総務費については、総務管理費において、減債基金積立金を7億2,992万円計上しており、今年度の当初予算で繰り入れた4億2,857万8,000円の財源不足額はすべて解消いたしました。

併せて、市町村合併後、これまでの間に繰り入れた財源不足額の解消にも努めるものです。その他、定住促進のための住宅整備事業をはじめ、皆既日食対策事業、防災行政無線の建て替えなどに必要な所要額を計上いたしております。また徴税費においては、国の税源移譲に伴う制度改正により市民税の還

付金が生じたため、必要額を計上するものです。

民生費につきましては、社会福祉費において、老人保護措置費及び介護保険特別会計繰出金等の所要額を計上し、児童福祉費においては、赤木名保育所の改修費などを計上いたしております。

衛生費につきましては、保護衛生費において国民健康保険事業特別会計繰出金、水道事業費において簡易水道事業特別会計繰出金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農地費における農業集落排水事業特別会計への繰出金及び名瀬農村環境改善センター改修費の減額などが主な内容であります。

商工費につきましては、大浜海浜公園内道路の落石防護柵設置に係る事業費を計上するとともに、あやまる観光公園施設改修と笠利崎園地整備の事業費を調整するものであります。

土木費につきましては、人件費の計上や事業内容の変更に伴う予算組替えと併せて、道路橋梁費では、住用地区における地方改善施設整備事業を計上し、空港及び港湾費においては、赤木名港改修事業費を増額計上いたしております。また、都市計画費においては公共下水道事業特別会計繰出金の減額及び屋仁川駐車場の管理運営経費などを計上し、住宅費におきましては、笠利地区での住宅爆裂補修に係る経費等を計上いたしております。

消防費につきましては、主に住用地区の消火栓移設事業に伴う負担金等を計上するものです。

教育費につきましては、小学校費及び中学校費において、既に予算計上しております7校の屋内運動場改修事業に加えて、今回新たに耐震診断に係る費用を計上するとともに、住用小学校及び中学校の改修費を計上しております。また、社会教育費においては、奄美博物館内の民家補修と併せて、赤木名グスク跡に国のモデル事業を導入し、文化財調査関係経費を計上いたしております。また保健体育費においては、笠利地区の小学校屋内照明施設の建替工事や各体育施設の管理運営に係る必要経費等を計上するものです。

災害復旧費につきましては、住用地区での林道施設災害に対応するための必要経費を計上し、公債費につきましては、市債の元金償還金増加分を利子償還金から組み替えるものであります。

今回の補正によりまして、平成20年度一般会計予算の総額は287億7,916万1,000円になります。

第2表地方債補正につきましては、事業の変更に伴う起債限度額の追加、変更及び廃止について計上するものでございます。

議案第68号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして説明をいたします。

歳出につきましては、総務費に人件費所要額の補正と職員の病気代替事務賃金の補正を、保険事業費に人件費所要額の組替えの予算を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ513万5,000円の増額となり、平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は69億6,417万9,000円となります。

議案第69号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費において人事異動に伴う人件費を地域支援事業費におきまして事業費の組替えを、基金積立金におきまして前年度剰余金の積立てを、諸支出金におきましては平成19年度事業費の確定に伴う国庫等への返納金を計上いたしております。

歳入につきましては、支払基金交付金及び県支出金において平成19年度事業費補正に伴う追加交付金を、繰入金におきまして人事異動に伴う人件費等の一般会計事務繰入金を、繰越金におきまして前年度からの繰越金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5,142万1,000円の増額となり、平成20年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、45億550万7,000円となります。

議案第70号 平成20年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費の一般管理費におきまして27万1,000円を増額計上し、また居宅介護支援事業費におきましては、居宅介護支援事業所の休止に伴い59万3,000円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出同様、居宅介護支援事業所の休止に伴い、介護給付費収入におきまして、59万3,000円を減額計上し、繰越金におきまして前年度剰余繰越金の27万1,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ32万2,000円の減額となり、平成20年度の奄美市訪問看護特別会計予算の総額は、2,509万8,000円となります。

議案第71号 平成20年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の一般管理費におきまして、人事異動に伴う人件費及び旅費等で971万3,000円を増額計上いたしております。サービス事業費の通所介護事業費におきましても、人事異動に伴う人件費所要額3万6,000円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、介護給付費収入におきまして利用者の増加により871万8,000円の増額と、繰越金におきまして前年度剰余繰越金95万9,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ967万7,000円の増額となり、平成20年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は、2億1,367万8,000円となります。

議案第72号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費所要額を839万円減額計上するとともに旅費を2,000円増額計上しております。

事業費につきましては、維持管理費におきまして人事異動に伴う人件費の所要額173万7,000円減額計上し、旅費に2万4,000円、需用費に165万9,000円をそれぞれ増額計上しております。

建設費におきましては、公共下水道建設費におきまして単独事業として委託料280万円及び工事請負費700万円を増額計上するとともに、組み替えを行っております。

同じく建設費に特定環境保全公共下水道建設費におきましては、単独事業費の工事請負費200万円を増額計上するとともに組替えを行っております。

歳入につきましては、繰入金を662万7,000円減額計上し、繰越金を138万5,000円増額計上いたしております。

市債につきましては、組替えを行うとともに建設費の単独事業の財源として860万円を増額計上しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ335万8,000円の増額となり、平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、27億2,113万1,000円となります。

続いて、議案第73号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出におきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費の所要額429万2,000円を減額計上しております。

事業費におきましては、維持管理費に委託料を6万円増額計上いたしております。

同じく事業費の建設費におきましては、組替えを行い効率的な事業を実施するものであります。

歳入につきましては、繰入金を454万5,000円減額計上し、繰越金を31万3,000円増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ423万2,000円の減額となり、平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、6億3,937万4,000円となります。

議案第74号 平成20年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）の主な内容につしまし

て御説明をいたします。

歳出につきましては、事業費におきまして人件費の所要額を23万5,000円減額計上したほか、基金積立金を19万円増額計上いたしております。

歳入につきましては、財産運用収入を19万円増額計上するほか、繰越金を200万2,000円増額し、基金からの繰入金223万7,000円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4万5,000円の減額となり、平成20年度奄美市交通災害共済特別会計予算の総額は、859万5,000円となります。

議案第75号 平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費を1万6,000円増額計上いたしております。

また、事業費におきましては、水道施設の維持管理費といたしまして220万円を増額計上いたしております。

簡易水道施設費につきましては、工事請負費の増額により2,210万円を計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計から繰入金211万1,000円を減額計上し、繰越金772万7,000円、諸収入350万円、市債1,520万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2,431万6,000円の増額となり、平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は、6億4,488万7,000円となります。

議案第76号 平成20年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

まず、収益的支出の水道事業費におきまして、287万8,000円を減額計上いたしております。これは営業費用で245万円、営業外費用で42万8,000円を減額するものでございます。

営業費用245万円の減額補正の主な内容といたしましては、人事異動に伴う職員給与361万2,000円の減額と農林振興課が予定いたしております大川ダム管理棟補修に伴います管理負担金116万2,000円の増額によるものでございます。

次に、資本的支出の建設改良費におきまして、871万6,000円を増額計上しておりますが、これは人事異動に伴います職員の給与費28万4,000円の減額と実施設計業務委託費900万円の増額によるものでございます。

議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、政務調査費の根拠条項の繰下げ、議員の報酬などに関する規定の分離及び報酬名称の明確化等を行う必要が生じたことから所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第78号 奄美市地域間交流拠点施設条例の制定につきましては、集落などの保有する伝統文化、景観、郷土料理などの地域資源を活用し、都市部との体験交流の促進を図るため、笠利地区で整備を進めておりました地域間交流拠点施設の完成に伴い、供用開始できるよう所要の規定の整備を図ろうとするものです。

議案第79号 奄美市総合計画審議会条例の制定につきましては、本市行政の長期的かつ総合的な計画を策定するため、奄美市総合計画審議会を設置したく、所要の規定の整備を図ろうとするものです。

議案第80号 新たに生じた土地の確認について及び議案第81号 町の区域の変更につきましては、名瀬長浜町に隣接する国有地の地先公有水面埋立工事が竣工しましたので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、あわせまして名瀬長浜町に編入しようとするものです。

第82号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、市町村合併による伊佐市の設置及び大口伊佐衛生管理組合の廃止等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の一部変更について協議するため、市町村の合併の特例等に関する法律第13条並びに地方自治法第286条及

び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第83号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、市道塩浜朝仁線及び市道塩浜13号線の2路線は、事業に伴い起点位置の変更があったため、いったん廃止し、再度認定を行うものであります。廃止される笠利地区の5路線につきましては、鹿児島県過疎基幹農道整備事業において整備されるため、市道廃止後農道へと変更するものであります。認定される笠利地区の4路線につきましては、市道認定を行い、接続する市道と一体的な維持管理を行うことにより、交通の安全確保と地域の福祉増進に資するため認定を行うものであります。

議案第84号 鹿児島県市町村土地開発公社の定款の一部変更につきましては、公益法人制度改革に伴う民法改正により、監事に係る第59条の規定が削除されたため、所要の改正を行うものであります。

また、平成20年10月31日付けで伊佐郡菱刈町が本公社から脱退をするため、定款の一部変更が必要となり、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第85号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散につきましては、同公社が平成21年3月31日をもって解散することにつきまして、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第86号 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産につきましては、鹿児島県市町村土地開発公社定款第29条第2項及び第3項の規定により、解散による各支社の業務に係る財産の取扱いについて、議会の承認を求めるものであります。

議案第87号 奄美市地域間交流拠点施設の指定管理者の指定につきましては、笠利町用地区及び同町打田原地区の交流拠点施設の供用開始に伴い、指定管理者として「用体験交流館」を用集落会に、また「打田原交流館」を打田原集落会に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第88号 奄美市特別職の給与の減額に関する条例の判定につきまして御説明をいたします。

旧住用村奨学金償還金の着服問題は、平成12年度から平成17年度にかけて発生した事案であり、指揮監督する立場になく、直接的な責任はないと認識しております。しかしながら、3市町村の奨学金を統合した際にこの件を把握できず、結果として不十分な「平成18年度 ふるさと創生人材育成基金特別会計」の決算認定を議会に付したことについては、道義的責任を感じております。市長、副市長等の給与を減額しようとするものであります。

議案第89号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の区長を置く期間を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の6第5項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして議案第67号から議案第89号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

9月9日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時00分）

9月9日（2日目）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 師 玉 敏 代 君
3 番 橋 口 和 仁 君
5 番 戸 内 恭 次 君
7 番 向 井 俊 夫 君
9 番 朝 木 一 昭 君
11 番 伊 東 隆 吉 君
14 番 関 誠 之 君
16 番 崎 田 信 正 君
18 番 平 川 久 嘉 君
20 番 竹 田 光 一 君
22 番 世 門 光 君
24 番 大 迫 勝 史 君
26 番 叶 幸 与 君

2 番 多 田 義 一 君
4 番 畠 嘉瑞人 君
6 番 平 田 勝 三 君
8 番 奈 良 博 光 君
10 番 竹 山 耕 平 君
12 番 里 秀 和 君
15 番 三 島 照 君
17 番 奥 輝 人 君
19 番 渡 京一郎 君
21 番 栄 勝 正 君
23 番 平 敬 司 君
25 番 与 勝 広 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番 泉 伸 之 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 平 田 隆 義 君	副 市 長 濱 田 龍太郎 君
教 育 長 徳 永 昭 雄 君	住 用 町 森 米 勝 君 地 域 自 治 区 長
笠 利 町 朝 山 三千丸 君 地 域 自 治 区 長	総 務 部 長 福 山 敏 裕 君
総 務 課 長 川 口 智 範 君	財 政 課 長 則 敏 光 君
管 財 課 長 田 丸 友三郎 君	企 画 部 長 塩 崎 博 成 君
企画調整課長 瀬 木 孝 弘 君	市民福祉部長 福 山 治 君
市民課長(名瀬) 幸 廣 光 君	環境対策課長 徳 田 照 久 君
国民健康保険課長 倉 井 則 裕 君	福祉事務所長 大 井 進 良 君
福祉政策課長 桜 田 秀 勝 君	産業振興部長 赤 近 善 治 君
商工水産課長 前 里 佐喜二郎 君	紬 観 光 課 長 日 高 達 明 君
農林振興課長 小 浜 忠 弘 君	産業建設課長 澤 修 平 君

産業振興課長	吉	卓男君	紬観光課参事	重久春光君
建設部長	平	豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
建築住宅課長	大石	雅弘君	建設課長	中秀喜君
企画調整課参事	里	良也君	教育部長	里中一彦君
教委総務課長	福	和久君	学校教育課長	折田浩仁君
文化課長	中山	清美君	地域教育課長 (笠利)	中尾豊和君
地域教育課参事	川上	嘉通君	選挙管理委員会 委員長	久保忠義君
選挙管理委員会 事務局 長	中島	章君	水道課長	岡優雄君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田	秀樹君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎	實忠君
議事係長	森	尚宣君	議事係主事	重田	俊彦君

議長（伊東隆吉君） 皆さんおはようございます。ただいまの議員は25人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番（師玉敏代君） 奄美市民の皆様、議場の皆様おはようございます。新奄美の師玉敏代です。

第3回定例会に一般質問の初日と、そしてトップバッターということで、大変緊張しておりますが、市民の代弁者として、精一杯元気よくたどっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、平成20年第3回定例会の開会にあたり、一般質問に入る前に一言申し述べたいと思います。9月1日に福田総理の突然の辞任表明、この難局を新しい体制、新しいエネルギーでやって欲しいなど、退陣の理由はいろいろ取りざたされていますが、総裁選に6人が立候補し、国民の前で何を約束するのか、何をやるのか、とにもかくにも年金問題、社会保険庁等々の不祥事、後期高齢者医療問題、特殊法人の削減、そこへ流れ行く官僚の温床、天下りなど問題は山積しております。その場限りの口先だけの改革路線では国民の支持は得られないと思います。自殺、倒産、失業、国民の生活の実態を本当に分かっているのか、本当にやる気があるのか、これまでに何が変わったのか、何が良くなったのか、不景気に増税、時代が時代なら百姓一揆ならず国民一揆が起きてもおかしくない時勢だと私は思っています。総裁の争奪戦に終わらず、国民に分かりやすい根底からひっくり返す抜本的改革論争をして欲しいものです。そこには真に国民のための生活立て直し策、その具体策を打ち出し実行できる人をリーダーとして立てるべきと願ってやみません。

また、奄美市といたしましても、合併して早2年と半年が経過しようとしております。景気の低迷は依然続き、企業の倒産が相次ぎ、事業の維持ができず店じまいする空き店舗の続出、企業の倒産はそこだけにとどまらず関連会社取引先に及び、挙げ句には個人の生活を脅かし、いつ我が身に降りかかるかわからない不安定な状況が続いています。特に住用は、合併する前からこのような現象が続き、住用の庁舎はかろうじて守られたが、住民の一人ひとりの生活が生かされず、職場を失い、島を後にする人も少なくないのが現状です。住民の生活の苦しみは筆舌に尽くしがたい、最近では元気な笑顔に会うことが少なくなりました。決して合併したことは間違っていないと私は思っています。そう信じています。何でこの奄美市は動いているのか、何が市民を支えているのか、経済基盤が見えてきません。この現実をしっかりと見据えて欲しいと思っております。奄美市の名瀬町（まち）、奄美市の笠利町、奄美市の住用町、その特性を生かしたまちづくり、人がまちが元氣な奄美市を再生するにはどうしたらいいのか、本気で取り組まないと、庁舎だけを残し、道路・トンネルインフラ整備だけが残し、沈没してしまうことを常に念頭に置き、行財政運営にあたっていただきたい。そのことを希望し、一般質問に入ります。

原油価格の高騰により、水産業・農業に限らずすべての産業に深刻な影響を与え、小麦や乳製品から始まった食品の値上げは、多品目に及び消費者は物価高に悲鳴をあげ先行き不安定な生活を強いられています。日々の生活は出口の見えないトンネルにいるような閉塞感が打破できずにいます。これまでも、離島地域の経済格差、航空運賃の引き下げなど要望しているなか、更に原油価格の高騰はこれまで

以上に市民の生活、さまざまな商売も成り立たず、漁業・農業の生産者の生活、所得向上を脅かしています。

原油価格高騰に伴い、農水産業の対応、対策をどう講じていくのか、講じたのかお示ししたいと思います。

次からの質問は、発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） おはようございます。

それでは第1点目の質問にお答えを申し上げます。

原油高騰につきましては、市としても非常に危惧しているところでございます。その中で農業関係の原油高騰等に伴う化学肥料等の高騰対策につきましては、緩効性肥料の施用の推進や、緑肥作物の栽培推進、たい肥等の施用、施用方法の改善指導等による対応を行っているところであります。

燃料等の高騰により農業・漁業の生産者のみならず商工会議所・商工業者・交通関係業者の生活、企業経営に大きな影響を及ぼし、また離島物価の上昇などにより市民生活全体にも多大な影響を与えております。これらの対策としまして、現在、国・県も各種の対策や計画を示しておりますので、これらの実施状況や内容を判断させていただきたいというふうに考えているところでございます。

1番（師玉敏代君） 今現在、検討しているということですが、8月26日の首長さん、議長さんで、地方のほうに緊急対策としてこの件につきましては要望を出していると思います。

現実問題ですね、もう私のほうはですね、農協の一つをとってみますとですね、すべてが値上がりをし、今まで運賃問題も大変農家にとっても漁協にとっても、こういった生産者に対しても大変なリスクを伴っているわけですね。そこでこの原油の価格高騰というのはすべての皆さんを直撃しますけれども、やはりこういった生産者、そういったための対策はないのか。漁協に対してはいろんな省エネ対策というエコの関係で一日漁協に行かなければ、漁に出なければ、その一日の日当なり、そして重油に対して、100円から140円に上がっています。その40円に対する9割補てん、そういったものを国が直接支援しています。ただこういったものに対してですね、市が独自で対策を何も考えていないんですか。市長お伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほど答弁いたしましたけれども、国・県のほうであらゆる支援事業を実施計画しているところがありますので、これらの推移を見守りたいというふうに考えております。

ただ、先ほど師玉議員が御案内しましたとおり、国のほうの事業、これは御説明がありましたとおり、休業した場合に労務手当というのを支給したり、漁場の生産力の向上のために使った費用の2分の1を支援するという事業もありまして、現在、奄美漁協も名瀬漁協もこのような事業を導入しているところでございます。

もう1点は、これが新しい実際の事業ですけれども、これが省燃油操業実証事業というのがあります。この事業は平たく申しますと、売上げが前年と一緒の場合に燃油が例えば100円から150円上がった場合、この50円の上がった分の9割を助成するという事業があります。これも私どもは非常に有効な事業だと思っておりますが、この件につきましても現在奄美漁協・名瀬漁協でも検討、準備を進めているというふうに伺っているところでございます。このような推移を見守っていききたいというふうに考えております。

1番（師玉敏代君） 確かに漁協に対しては、迅速などといいますか、そういう支援措置がとられておりますけれども、実際ですね、ここに農協さんの肥料価格表を持ってきたんですけど、実際にその原料となる鉱石、これはほとんど中国から輸入されておりますけれども、そういった鉱石の高騰に伴い、それに

加えて燃料の高騰ということで、事実ですね、サトウキビの８８０、これは元肥なんですけど、これが２、４８４円が３、１９２円、そしてですね、ＧＢの５５５という、これが野菜配合でいろんなものに使われるんですが、２、８５６円が４、４８４円、こういうふうなんです、肥料の価格、こういったものがものすごい値段に上がってるんです。さらに、９月になると今度は若干１００円下がってるもんですから、聞きましたところ、これは農協さんが取るべき手数料を減らしてると、減額して農家対応をしていると、また農家に対しては肥料の予約をすることによって今年度の分の対策ですね、農家への負担を減らそうということで、そういう負担軽減策も農協は自らやってるんですよ。

農政と農協さんと、また民間の運送運輸会社とかそういった人たちとのそういうものの助成の要望等、または膝を突き合わせての話し合いはなかったんでしょうか。お伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 師玉議員御指摘の肥料価格の高騰につきましては把握をしておりますけれども、現在、その農協さんとか生産者の方々と御指摘の協議ということは今のところしておりません。

１番（師玉敏代君） こういうことをですね、もちろん農協さんにしても、そういった民間の直接運賃にかかってくる民間のほうも早く手を打ってですね、こういう対策をどうするのか、国がするのか県がするのか、市が単独でできるのか、そういったことも話し合わないで離島の私たちは本島との格差を当たり前のように、もう離島だから甘んじて受けましょうという、そういう気分に、あきらめ気分に今なっているんですよ。この対策を消費者とか農家の皆さんの気持ちになって行政は考えないと、大変なことになると思いますよ。

それとですね、これは７月２５日の新聞ですね、特別交付税で離島支援ということで、自民党の離島振興委員会の中で緊急決議されているんですが、ちょっと読みます。

住民が安心して生活できる環境を緊急に整備する必要があると指摘、そのうえで原油高騰対策として自治体の自主的な取組にかかった費用の８割を政府が特別交付税で支援するなどの総合的な対策の実施を政府に要請したとあります。離島においては、航路は本土と結ぶ道路と位置づけて、関連予算の樹立を求めているということのようですが、この件について市はどのようにお考えですか。

産業振興部長（赤近善治君） 師玉議員からも御質問の中で紹介がありましたけれども、奄美群島の市町村長会、それから奄美群島の市町村議会議長会でもこういった離島における燃油高騰に対する緊急対策ということで、要望をいたしております。この中の離島にかかわる項目を紹介させていただきますけれども、離島における石油製品価格の高騰は、離島社会の存亡にかかわる重大事項であることから、住民生活や農林水産業、観光振興、商工所などの経済基盤の維持を図るために、石油製品価格の格差の抜本的な対策を実施、本土離島間格差を解消すること、こういった要望をいたしております。

さらに、航空関係の御質問がありましたけれども、このいわゆる現在、大島群島、離島には１６の離島線がありますけれども、そのうちいわゆる税金の軽減策となっていない個所が東京奄美間ともう１路線ございます。これについても軽減をしてくださというような要望もいたしておるところでございます。あわせて、他の１４路線も２年継続になっていますけれども、２１年の３月末でこの優遇措置が消えるということになっておりますので、こういうのを併せて継続して実施していただきたいというようにも要望をいたしておるところでございます。

１番（師玉敏代君） すべて今からという、何もしてないということで、やはりこの現状というのは誰がするんですかね。やっぱり国も当然このことをしましても、国の施策はここまで及ばない、県は県で新聞の報道によりますと５、０００万円ずつ漁協、農協にその枠を予算を組んでいますと、この件については私は県から連動して市にあるのかなと、反映されるのかなと。国だけでも、県でもそういうふうな取組をしていれば、特に現場にいる奄美市が市民の皆さんの苦しみをですね、我が身の痛みとして、本当はそれを考えなければいけないんじゃないですか。まずそれには、本当なら農協の皆さん、漁協の

皆さんが自発的にこういう現状だと、行政はどうしてくれるのかというそういう話合いを持ってくださればいいんですけど。もう1回聞きます。そういった会合を近々開き、こういう話合い、検討会を持つ気持ちがありますか。

産業振興部長（赤近善治君） 師玉議員の御質問の中で、県の策というお話がございましたので、説明させていただきたいというふうに思います。

県が今年度当初予算で高騰の対策といたしまして、まず農政部につきましては、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業というものを打ち出しております。これも5,000万円の事業でございます。しかし、この事業につきましては、いわゆる暖房設備が必要な施設園芸農家のエネルギー効率を向上させるための施設整備に対する支援ということでありまして、本市には該当することがありませんで、この事業の効果が反映されていないということでございます。

また、漁業関係でありますけれども、これも5,000万円の新規事業であります。これが漁業原油価格高騰緊急対策事業という事業であります。この事業につきましても、いわゆる燃油タンク、それから活魚槽、それから冷蔵庫等を導入する際の事業ということで、本市からは導入の要望がなかったということでございます。

師玉議員御指摘の今本当に漁業・農家、大変であります。こういった話の場ということでもありますけれども、私どもは喜んでそういう話の場には入るつもりでおります。今後またそういった話す機会も進めればよいというふうに考えておるところでございます。

1番（師玉敏代君） 原油高騰に関しては時間もかかるでしょうし、そこには予算も伴います。しかしながらやっぱりこれに対して市が自ら動かない限り、こういった問題も解決できないと思いますが。

次の問題ですけれども、海上・空路・陸路の輸送運賃の現状を示していただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 海上・空路・陸路の輸送運賃の現状についてでありますけれども、農業におけるカボチャ・タンカン・スモモ・パッション等につきましては、あまみ農協が鹿児島に出荷をしているところでございます。運賃は燃料高騰の影響によりまして昨年と比較しまして、トン当たり750円の増加となっております。この増加分の輸送につきましては、今のところ農協が負担をしております。直接農家への負担というふうにはなっておりません。

肥料の島内の運搬にかかわる輸送費でありますけれども、これは住用地区・笠利地区・名瀬地区変わっておりますけれども、住用地区につきましては現在、1袋当たり60円というふうになっております。それから、参考までに名瀬地区が46円、笠利につきましては運賃はかかっておりません。この運搬を請け負っております業者に確認しましたところ、現在燃料費が高騰し厳しいところでありますけれども、値上げは行っていないということでございました。

1番（師玉敏代君） 農家としては肥料を買うときは、ひとつ購買者としてそこには運賃プラスさらに消費税がついて、本土と格差が出ています。そしてそれを販売して出すときも運賃、そういう悪循環になると農家の収入、手取りというのは激減するんですね。じゃあ何も作らないほうがいいと、出さないほうがいいと、陸路、海上運賃を引かれ、資材代の高騰・肥料代の高騰で資材代を支払うと、残る手元にお金はないんですよ。こういったことが現実起きてます。これは私は農業だけでなく、高く物を購買して販売するときは陸路、海上輸送運賃を高く引かれ、農家の手取り、物を売る、作る意欲も沸いてきません。商売では、クリーニング業、公衆浴場、他のさまざまな職種に与えるこの現状は大変な危機です。いつまでも続く本土との格差、この現状に脱却できず最悪な状態になることは必至です。是非ですね、早急な対応をしてこの問題を緊急対策問題として取り組んでいただきたいと思います。市長、最後にその見解をお聞かせいただきたいと思います。

市長（平田隆義君） 今、議員の質問を聞いて感じるのですが、直接その被害というか、負担を掌握することも大変難しい問題でございますし、市が直接それに財政を支出するということも財政事情からして許すことのできない状況にあるという認識を持っております。したがって、市長会にしましても、議長会にしましても、離島振興協議会にしましても、県や国のほうに対応をお願いしているというのが現状であります。各職種によってその負担増というのは私たちも耳にしております、十分認識はしているつもりです。このことが経済の循環の中でどう反映されていくのか、大変難しい時代に突入したということとあわせて、今後この問題をどうして離島区を救っていくかということで対応していかないと、このように思っているところです。

1 番（師玉敏代君） 一人ひとりのその支援ということではないんですよ。結局もともになるのは、運賃の問題、そしてさまざまな燃料の問題の中で、同じ日本を走って燃料 1 リットルかかるお金が違うっていう事態、その差額の問題、こういったのを是正していかない限りいつまでも本土との経済格差は縮まらないと思います。確かにうちの市はですけど、国・県にこの緊急対策をしっかりと訴えて、この助成をしていただきたいと要望をいたして、次の質問に移ります。

平成 12 年の 6 月に、低脂肪乳に黄色ブドウ球菌の混入によって、大阪市天王寺区の子どもを含み、1 万 3,420 名の食中毒、13 年の国内初の BSE の野菜残留農薬問題が続出し、県内でも東串良町のカラーピーマン・種子島エンドウ、JA 種子島・屋久町のスナップエンドウと、国内生産野菜から基準値を超える農薬が確認され、外国産に限らず食の安心・安全が問われるなか、食品偽造、賞味期限の改ざんなど不祥事が続いています。直近では三笠フーズのカビ、農薬残留の汚染米・事故米を食用に転売するという不正も発覚しています。

地場産作物のポジティブリスト制度（残留農薬基準を超える食品の流出を禁止する）による生産管理はどのように実施されているかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 地場産作物のポジティブリスト制度への対応でありますけれども、栽培面におきましては栽培研修会や市広報紙等を通じまして、農薬使用の際に登録農薬の使用、適用作物への使用、単位面積当たりの使用量、または希釈倍数の限度、使用時期、成分ごとの使用総回数を遵守することが義務付けられていることを指導しているところでございます。

また、栽培履歴として使用農薬・資材等の使用状況の記帳を勧めるとともに農薬が隣の畑等に飛散しないように飛散軽減ノズルの使用や適正な防除方法の指導を行っているところでございます。

出荷されました生産物につきましては、名瀬中央青果株式会社に出荷されるものにつきましては、名瀬保健所が残留農薬が検出されないか抜き打ちで検査を実施しているところでございます。

また、JA あまみ大島事業本部に出荷される品目につきましては、「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の技術に取り組んでいることを県知事が認定する資格であります「エコファーマー」をカボチャ出荷者全員、それからタンカン出荷者全員、これはタンカン出荷者は 16 名でございます。この方々が取得しております。食の安全に対する取組が図られつつあります。

現在、農薬の適正使用による食の安全性確保はもとより、農薬等適性使用に関する研修会や新規技術実証試験による農作物・人・動植物・土・水にやさしい環境と調和した農業の推進及びエコファーマーの育成・確保から図っているところであります。

1 番（師玉敏代君） 産振部長が言ったことがすべて実施されている、周知されていると信じてよろしいでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） そのように私も希望をしております。

1 番（師玉敏代君） 私はですね、自分自身がスーパーに行って物を買うときに、国内産・県産とか、シ

イタケを買うときは大分産とか、ラベルを見ると本当に国内産なの、これ大分産なのと疑心暗鬼になります。それぐらい消費者は食べ物、口にするものに対しては大変敏感になっております。このように最近では三笠フーズの事故米の問題、あのような不正がなぜ堂々とやられたのか。国もですね、そういう農薬残留基準ということは、これは平成18年の新聞なんですけど、これはすべての食品にこの新制度、残留基準を設けるということで検査を行うということになっているんですよ。それを私自身が実際に口にするとき本当にこの検査をやっているのか。特に地場産の野菜というのは、最近旬の物が出揃って皆さん買ってますけども、これがちゃんとした検査をされて、さっき産振部長が言ったように、栽培管理、その農薬の履歴、そういった土の管理、そういったものを徹底指導し、その履歴、記録簿などをしたらですね、特に共販体制のあるインゲン・カボチャ・タンカンが、そういった農薬の指導の履歴を農家がきちんと出されているのか、これも島内から島外に出しますけれども、奄美の産物が本当に信用、安心の物なのかという、そういう履歴・記録、そういったものを農家に周知徹底していますか。もう一度、お伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほども答弁ありましたけれども、こういった栽培履歴としての使用農薬、資材等の使用状況の記帳を現在勧めているところでございます。もしそういったことを理解して、それでなおさら自分で全然やってないというのがございましたら、また担当のほうから指導をしてみたいというふうに考えているところでございます。

1番（師玉敏代君） 是非ですね、周知徹底していただきたいと思います。

最近ではスーパーでは北海道産の大根・長野県の葉菜類、なんであそこから来るのはこんなに葉っぱが元気で並べているのかなと、農薬でこんなふうに元気であるのかなと、私はたまに買い物をしながら、ですから葉菜類は買いません。最近では、団塊世代が、皆さんが定年されて自分が口にするものはせめて家庭菜園とか自家栽培ということで、今はそういったことも結構広められています。それだけ、安心・安全と口にするもののこの国内も国外もですけど、皆さんが食べ物に対して不信感を持っているという現われではないかと思います。やはりですね、地場産だから安心だと、特に最近では無人市が各沿道に簡易な施設で並べられています。やはりそういったところもですね、やはり規格外とかいろんなものが並べられたり、私自身も住用の農協の前の無人市の管理をしたりしているんですけど、やはりそういった農家にもですね、やはり行政としても安心・安全の意味からそういう農薬の基準・使用量、そういったものも今後徹底指導していただくのもいいのではないかと思いますけど、いかがですか。

産業振興部長（赤近善治君） 無人販売店につきましても、当然おっしゃるとおりでございます。また私も今、師玉議員の質問を聞きながら地産地消の推進協議会としまして、地場産のものにつきましては、クロサイがテルを担いだ地場産でありますよという袋も用意して、それを販売、それに入れて地場産であるということで販売をしておりますけれども、もしそれに農薬が残留しているとなりますとこれは大変な問題でありますので、やはり農家の皆さん方にこのポジティブリスト制度につきまして、機会あるごとに指導してみたいというふうに考えております。

1番（師玉敏代君） では、小さい零細農家でも振興作物を作っている大規模な農家でも、やはり今後もしそういった、こういう事件ですね、起こらない前にやっぱり周知徹底することは大事じゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

では、公有財産の有効利用・民間の空き家・廃屋の対策について、お伺いします。

平成19年の9月定例会において、摺勝地区の宅地造成事業の完成めどと費用対効果を質問しました。現在区画の整地・道路整備をされているものの、雑草が生い茂り放置されているような状態に見受けられます。完成後どのような方法で募り、どのような結果で今に至っているのか、現状をお示しいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 住用町摺勝地区の宅地分譲地につきましては、定住促進によります地域活性化を図るための宅地造成を行っております。

議員も御存知のように、完成後は速やかに分譲すべく市のホームページ、それから地元紙、及び奄美市だより等で6区画につきまして、最低制限価格1平方メートル当たり7,500円で公募を行ったところでございます。その結果につきましては、電話によります数件の問い合わせなどはございましたが、残念なことに今日まで売買には至らずというのが現状でございます。

1番（師玉敏代君） いろいろそのような方法をして、地元新聞等を使って募ったが今現在あのような状態であると。何かこの設備に、整地に何か問題があるのか、ちょっとその辺をお伺いします。何か問題があるんですか。

総務部長（福山敏裕君） この問い合わせがありましたけれども、まだ実績がないということで、現地におきまして再度検討をしたところでございます。その検討した結果、造成地敷地の一部分が高圧線下にあるということ、それから法面が旧道よりも一番高いところで2.6メートルも差がある。そうしますと、擁壁整備の費用がかかるなどの新たな課題が生じるなどの恐れが出ているところでございます。

1番（師玉敏代君） そういった諸々の問題を改善して、またこれを募集なり募るという意味ですか。

総務部長（福山敏裕君） 今後の活用ということでのお尋ねだろうと思いますが、今後は区割りの見直し、現在、区割りが一番狭い所が105坪、それから広い所が213坪という現状でございます。その区割りの見直しも含めまして、それから価格の再検討を行い、今後は初期の目的であります個人への住宅分譲も含めまして、企業誘致などに活用できないかなどを検討してまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、現在も他の市有地も含めてでございますが、市有財産の有効活用等を検討するため、奄美市内の宅地建物等取引業協会との私有地の売却媒介制度の導入などについても勉強会などを行っているところでありますので御理解を賜りたいと思います。

1番（師玉敏代君） 先ほど、平米7,500円と申しましたが、坪単価やっぱり2万4～5,000円、100坪で240～250万円、これは売買事例かなんかあったんですかね。妥当なんですかね。

総務部長（福山敏裕君） この売買価格の設定につきましては、平成15年度の城地区におきます取引事例を参考にしながら、市の公有財産評価委員会で価格の決定をしたものでございます。価格決定の際につきましては、造成費用、そして向こうは水道の引き込みをしてございますので、その水道の引き込み料を含めまして算出しておりまして、適正な価格と認識をしているところです。

1番（師玉敏代君） 今の状態ではですね、あの現場何回行ってもですけど、いろいろ私も見て問題があるなと思います。その整地する段階の問題ですね、あそこ。その辺のことも私は分かっているつもりですけども、せっかくですね、お金をかけて造成しましたので、やはりあそこをですね、隣に学校、その隣に保育所といういろんな若者が定住促進の住環境整備にはとっても適していると思うんです。名瀬にも15分程度で行けるといって、国道からちょっとそれた住環境には適したところと私は思っています。ですから、一応ですね、あそこをやはり売ろうとしてはやっぱり付加価値を付けるなり、そこに若者であればちょっとした一角に公園を整備するとか、滑り台とか、ちょっとした街路樹を作るとか、やっぱりその買いたくなる、やっぱりそういう造成、先ほど民間の企業を誘致とも言っておりましたが、やはり相手が買いたくなるような造成をですね、やはり考えながらこの財産を生かしていただきたいと思

います。

では次に、財産が効率的に運用されているのか。先ほどの問題とも一緒ですけど、遊休化しているものについて活用方途は講じられているのか。その観点から例をとり、既に廃校になった和瀬分校はどうかされているのか。また、旧東城診療所の今後の活用、展望をお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 和瀬分校と東城診療所跡地の今後の利用計画について、お答えをさせていただきます。

この和瀬分校につきましては、現在、環境省、那覇自然環境事務所奄美自然保護官事務所、通称マングースバスターズとNPO法人奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」が利用を行っているところでございます。

マングースバスターズにつきましては、特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律に基づいて、国の実施しております「奄美大島におけるジャワマングース駆除事業」の防除従事者の住用地区活動拠点として、19年5月から10年計画で現在使用をしているところでございます。毎年の更新で手続きを行っております。

そのNPO法人奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」が同施設の使用を申し込んできましたので、地域若者サポートステーション事業の一環としまして、今年の8月から来年の3月31日までの1年更新で青少年の屋外研修の場として活用しているところでございます。

東城へき地診療所につきましては、診療所は40年7月に開設しまして、現建物での診療は平成元年4月から開始しましたが、医師の退職に伴いまして14年8月から休診となりました。交通の便もよくなりまして、往診で対応できるとしまして、16年9月30日付けで廃止になったところでございます。現在の利用状況を申し上げますと、施設の一部分を倉庫として貸出しを行っているところでございます。また今後の利用計画としましては、現在、構想ではございますが、奄美商工会住用支所から事務所として借用できないかという打診があったところでございますので、今後この動向なども見て活用を図ってまいりたいと考えております。

1番（師玉敏代君） 私也和瀬分校、何回か見ているんですけど、そのマングースバスターズが10年間の契約で借りるということなんですけど、目の前には海があり、もともと学校は教育施設ということで、大変環境はいい所です。このマングースバスターズが本当に人として本当に適しているのかなと、マングースバスターズじゃなくてもいいんじゃないかと、先ほど言った「ゆずり葉の郷」、こういった青少年の自立、そういった環境整備には一番適しているんですけども、学校を見るとみんな前面に戸板、約半間の戸板を全部打ちつけてあるんですよ。多分これは防災のためか、対応策なのか分かりませんが、結局どういった、みんなカギを閉めてあるんですけど、そういった先にマングースバスターズさんが借りたから貸したのかも分かりませんが、やっぱりそういった遊休、休眠している財産施設に依じて、例えば環境なりその施設の内容で、やはり借りる人もやっぱり決めて有効に利用していただくという、そういう考えはないですかね。ただ空いているから先に自分が手を上げたから借りるとか、そういう段階のものなんじゃないかな。こういった借りる方は。

総務部長（福山敏裕君） 当然、公共施設を貸出す場合には、その目的などを精査をしましてから使用を許可しているわけでございますが、このマングースバスターズにつきましては、バスターズ犬の育成ということなどもありますので、そのためにはやはりイヌの育成となりますと、広いグラウンドなどが必要でございまして、また学校の前、学校の敷地の横にある学校のグラウンドもございまして。そういうことなども含めまして、マングースバスターズを選定したところでございます。当然、その施設が最大限有効に活用できるような団体、また目的でお貸しするというのは当然のことでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

1 番（師玉敏代君） こういった公共施設が奄美市においても休眠状態の物があると思うんですね。やはりこの物によって、施設によってやはり平たくというか、公平に応募して、やっぱり何らかの形で抽選的な選考をして、そういう分けをしていくような貸出しも必要じゃないかと思います。見た限りではですね、マングースバスターズさんには悪いですけども、全部締め切って戸をあのように打っていると空気の換気も悪いですし、あのままいくとそのシロアリにやられて、そちらも廃屋になるんじゃないかなど、確かにそこには多分薬剤なり、そういった危害が及ばない、外部からの進入を防ぐためのものもあると思いますけれども、やっぱりそういったこともやっぱり10年間借りるということですので、それはやむを得ないですけども、その1室を「ゆずり葉」は借りるということですか。

総務部長（福山敏裕君） 4教室ございまして、そのうちの1室を「ゆずり葉」のほうで現在使っているということでございます。

1 番（師玉敏代君） 分かりました。診療所についてもですね、そこもいろいろ託児所を今の現にある託児所が、ちょっとこうブロックが落ちてきたり、天井が悪いということで、その関係で診療所跡地にどうかという話なんかもあったんですけども、やっぱり環境的に学校があったりいろんないい場所ですので、やはりあの状態で見てみると私は、今は一部倉庫ということでしたけれども、あそこでもですね、ずっと見てみると長年10年近く使ってないわけですね。ああいうところをみても中はまだいいような感じもするんですけど、次の問題にもある、やはり公共施設の廃屋の問題になるんじゃないかと、もう壊すにも金ですよ。やっぱりそれを有効利用、やっぱり最大限利用して、これを地域に還元するなり、その地域の皆さんの経済の道をですね、開く一つの手段にもなりますので、やっぱりその辺はちょっと吟味しながら、検討して選考にあたっていただきたいと思います。

では次に、同じような問題になりますけれども、民間の空き家・廃屋の状況は。再利用とその対策について伺います。

この件につきましては、安心・安全なまちづくりということで、この間廃屋の調査もいただきました。それについて、市はどのような今後こういった対策をしていくのかお聞かせいただきたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） それでは、安心・安全の地域づくりと、地域の活性化の観点からの空き家対策と再利用に関する市の取組状況について、お答えをいたします。

現在、民間所有の廃屋・空き家の現状につきましては、大島地区消防組合による防災上の調査として2年に1度実施されているものを基本に把握をいたしております。これとは別に、平成19年度に本市の総務課のほうで調査を行っております。その結果につきましては、市内の廃屋・空き家総数は630件でございます。その内訳けとしまして、名瀬地区278件、住用地区124件、笠利地区228件となっております。

現在の取組といたしましては、所有者の判明した廃屋に対し、安全管理についての要請を文書で行っております。現状といたしましては、本市の安心・安全条例、大島地区消防組合の火災予防条例、消防法等、危険家屋に対する規定を設けた法令等がございますが、何分個人財産であることから行政による解消対策を施せないのが実情でございます。全国の他の自治体におきましての事例を見てみますと、所有者から家屋・土地の提供を受け除去等を行っている事例も一部ではございますが見受けられます。廃屋等の危険家屋につきましては、他自治体等との解決事例も研究をしながら検討をしてみたいと考えております。

次に、地域活性化の観点からでございますけれども、再利用に関しましては、本年度総務省の過疎地域集落再編整備事業を活用しまして、今議会へ補正予算でも提案してありますように、空き家改修による定住促進住宅4戸の整備事業に取り組んでいるところでございます。この事業は、空き家所有者との連携により、集落地域に散見される空き家を市が借り受け、改修を施した後、地域活性化の担い手を対象として定住促進住宅として整備をし、提供をするものでございます。

この事業は本市が推奨しております「一集落1ブランド」事業とも連携をすることにより、各集落の主体的な地域活性化の取組に役立てていただきたいと考えているところでもございます。

今後は、今回初めて定住促進事業として実施するこの事業の導入効果等について検証を行い、民間活力の導入等も加味しながら、より効果的な定住促進対策へ向け取り組んでまいりたいと考えております。

1 番（師玉敏代君） 空き家というのはほとんど各集落、これは都市部でもへき地でも見られる現象が起きているんですが、先ほど言ったように所有者が分かっている所はいいんですよね、一番個人の財産ですから。一番危ないのが所有者が分からない、その子ども・子孫が内地に行ってここにいない、そういった空き家。見た目にはもう次の台風が来たとき、災害を及ぼすんですよね。隣の屋根にトタンが飛んだり物が飛んだり、そういったのが一番懸念するんですよ。そういったときに確かに個人の財産だからできないんですけど、そういった対策というのはやってないんですか。もう1回どうぞ。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘のとおり、確かに所有者が判明をされている廃屋等については管理の部分もお願いできるわけでございますけれども、所有者が判明をしていない廃屋、その部分についての対策というのが一番問題でもあるわけでございます。そういう部分につきましては、その地域の方々、あるいはまた集落の方々の協力も頂きながら、その対応策というのにも検討していく必要があるものと考えておりますし、そして行政としまして、それにはまた消防関係とも連携をしながらですね、その状況把握、あるいはまた対策等に集落等、あるいは地域等、あるいは行政が一体となって対策を講じていく部分もあるものだと考えております。

1 番（師玉敏代君） そうですね、やはり一番はその身近にいる自治会、そして集落の組織、お隣さん、そういった方たちが協力し合ってますね、やっぱり自主防災組織を立ち上げている所もあります。またできない所はそういった組織も立ち上げて、地域で取り組む、そういうことも大事じゃないかと思っています。やはり自分がいくら万全でも、防災・災害は降りかかることがありますので、やはりですね、行政としてもそういったことを自治会なり、その集落の嘱託員の皆さんもいますけど、そういったところに促すことも必要ではないかと思います。いかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 正さにそういうことでございまして、今後、集落、地域のもので、集落等の連携という部分強化も大事だろうと思いますし、そういう部分についての周知につきましては、嘱託員会、あるいはまた駐在員会等での周知も図っていく必要があるものと考えております。

1 番（師玉敏代君） お願いします。

では最後に、世界自然遺産登録に向けてということで質問いたします。

平成15年5月に「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、琉球諸島（奄美大島を含む）が候補地として選定、県の動きとして15年奄美群島自然共生プラン、奄美群島広域事務組合は奄美ミュージアム構想、昨年世界自然遺産登録推進協議会設立、普及啓発活動を展開しています。地域住民のクリーンアップ活動もその一環であります。まだまだ市民に浸透していないのが現状であります。何が価値でなぜ守るのか。遺産登録することで何のメリットがあるのか。デメリットもあるのではないのか。環境省、他の省庁、行政のとらえ方、地域住民の意識とらえ方、世界遺産の言葉だけが独り歩きしている、具体的な動きが見えてこないのが現状であると思いますが、今回ラムサール条約、これは条約湿地は世界自然遺産登録を勧める中で締結できる、貢献できるものとして私は考えています。身近な地域住民の当然協力なくしては成し得ないことでもあり、世界自然遺産登録に向けての住民の意識、認識の理解の足がかりになることはいまでもありません。ラムサール条約に対する市としての御見解をお示しいただきたいと思っております。

市長（平田隆義君） 師玉議員のラムサール条約への、住用のマングローブ林を念頭に置かれての御質問でございますが、少し説明申し上げますが、ラムサール条約は1971年にイランのラムサールにおいて採択された条約であるそうであります。湿地の保全だけではなくして、湿地の生態系を維持しつつ、それから得られる恵みを持続的に活用していく目的を有すということに位置づけられておるようでございます。そういう意味において、今、鹿児島県では「いむた池」や「屋久島の永田浜」などが条約加盟されているようでございます。条約加盟されますとラムサール条約湿地という呼称がつくようでございます。この件につきましては、政府が登録の条件に合致する地域をラムサール条約事務局に通知をして、国際的に重要な湿地に係る登録簿へ登録するという手続きになっておるようですが、登録の条件としては、国際的な基準がございましてそれを満たすこと。それから自然公園法や鳥獣保護区などにより将来にわたって自然環境の保全が図られること。地元住民などの登録への賛同が得られることなどの三つの条件がありまして、それをクリアすることが登録に向けての前提条件であるようでございます。

そういう意味におきまして、今後住用のマングローブ林のこと等も念頭におきながら、今、勉強させているところでございます。

1番（師玉敏代君） このラムサールというのは、確かに湿地条件、その九つの一つでも基準に値するということが条件で、その中に値するのが住用のマングローブ公園は、日本の重要保護地区ということで国定公園にもなっております。一番の近道としてですね、私がこの提案したんですけども、今、地域住民にとっては世界自然遺産登録ということは、なかなか進んでいるようで分かってないところがあるような感じがするんですけども、やっぱりその一つの条件をクリアしていることと、一番はまた地元の住民の協力、そういったものが大事ではないかと思っております。

私はですね、リュウキュウアユの生息する住用川と役勝川が流れ込み、サギ類・カモ類が羽を休め、多くの鳥が留まり生活しています。日本の重要保護地区国定公園住用地区のマングローブ原生林を河川の対象として考えないかということです。

時間がありませんので、もう所感だけ述べて終わります。

世界自然遺産登録という長い作業の中で、この条約は改めて地域住民がいつも目にしている風景、自然環境がどのレベルにあるのか、世界自然遺産を勧めていく上でも判りやすく身近に感じていく一つの足がかりになり得ることは言うまでもありません。是非、前向きに検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

○

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

25番（与 勝広君） こんにちは。公明党の与 勝広です。

4年に1度の北京でのオリンピックは、私たちに大きな感動を与えました。今オリンピックでは、特に女子の活躍が目覚しく、まさに女性が主役の時代が到来したという感がいたしました。中でもソフトボールで金を取って、インタビューでの上野投手の言葉に感動いたしました。最後まで勝ちたいと思い続けたところが勝利をするという趣旨の言葉に感動しました。市政に携わる私たち議員、行政に携わる職員の皆さんとともに、市民の幸せと市民の皆様が安心・安全な暮らしができるようにとの強い思いを常に持ち続けていく、また、まだまだ道半ばではありますが、行財政改革も断固として取り組んでいく強い意思と決意を持ち続けることにより、更なる実現力を高めていけるのだと、痛感されました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 番目の教育行政について、学校の耐震化の現状と今後の予定についてであります。1 月 18 日から通常国会が開会しまして、6 日間延長をして 6 月 21 日に閉会をいたしましたが、その通常国会において、6 月 11 日に改正地震防災対策特別措置法が成立し、公立小中学校などの地震補助事業の補助率が、現行の 2 分の 1 から 3 分の 2 となりました。この改正により、地方財政措置を拡充し、学校耐震化事業に対する地方交付税措置を手厚くすることで、自主的な地方財政負担は現行の 3 割強から 13.3 パーセントと半分以下に圧縮されました。このことは、財政の厳しい本市にとっても朗報であります。全協においても説明は受けましたが、今後の予定・計画等について御答弁をお願いいたします。

これからは、発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

教育部長（里中一彦君） それでは、御質問の学校の耐震化についてでございます。まず、現状について御説明を申し上げます。

現在、奄美市におきましては小学校が 21、中学校 12 の合計 33 の学校がございます。これは併設校も含んでおります。その中で、耐震化規制対象となります非木造の建物で、面積が 200 平方メートル以上、若しくは 2 階建て以上の校舎・体育館は合計で 122 棟となっております。そのうち建築基準法の旧耐震基準で建てられました昭和 56 年以前の建物に対し調査を実施し、現在の耐震基準に適合した建物に改善していくのが耐震化であり、その対象となります昭和 56 年以前の建物が本市におきましては 4 月 1 日現在で 65 棟でございます。

これを耐震化率にいたしますと 46.7 パーセントであり、県平均の 55 パーセントを下回っている状況でございます。

この 65 棟の耐震化の工事につきましては、各学校の建物の建築年度や現状等を勘案し、また財政的な判断も含めまして、校舎全面改築による建て替えか、耐震診断を行いその調査結果を踏まえた耐震補強工事での耐震化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、平成 20 年度におきましては、名瀬地区 3 校、笠利地区 4 校、住用地区 1 校を体育館の耐震診断を現在委託発注をしております。その診断結果に基づきまして、耐震性の無い建物につきましては、速やかに補強工事を行う予定でございます。

学校施設は、児童・生徒が 1 日の大半を過ごす活動の場であります。非常災害時には、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たしていることから、本市におきましても 1 日も早くすべての建物に耐震化を実施し、今後の安心・安全な学校づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

25 番（与 勝広君） 今年度中に耐震化を行って、来年度補強工事ということでもありますけれども、奄美市の小中学校の築年数を調べたところ、昭和 30 年代に建てられた校舎及び体育館に関しては、金久中学校体育館が昭和 41 年でもっとも古く、校舎も昭和 31 年から昭和 39 年まで 6 棟、昭和 47 年、59 年、61 年と建て替えもあったようですが、鉄筋むき出しの校舎で、いまだ木枠の窓、カギは昔なつかしい差込錠という、このような校舎や体育館については、私に言わせるともう補強工事を、耐震化を調べて補強工事をして意味のないことだとは思っております。奄美市にはこのような状況の学校がまだ数校ありますが、調べておりますけれども、時間がありませんのであまりみんなは挙げられませんが、同じ小中学生でありながら子どもたちの学ぶ環境がこれほどまでに違うということは、いろんな面において影響が現れてくると思います。できるだけ同じ環境で学べる体制を考えていただきたいと思います。財政的な面が大きいと思いますが、教育予算についてはできるだけ聖域をつくらないでいただきたい。将来、貢献度のもっとも高い有益な先行投資だとの信念をもって、実行に移していただきたいと思います。

そこで、先ほど耐震化・補強工事の計画、今、示されましたが、学校の建て替えなどの優先順位、または計画などがあったら答弁をお願いいたします。

教育部長（里中一彦君） 先ほど議員のほうから、金久中の例が出ましたが、先ほども御答弁いたしました、いわゆる建て替えによるものと、それから建替改築によるものと耐震診断を行ってやるものと、その状況を見ながらやっていくという考えでいるところでございますが、学校の建て替え等の考え方でございますが、主に建築年度、それから耐用年数等を勘案をしながら、年次的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

25番（与 勝広君） まだ、多くの小学校・中学校で今、もし地震が起きたら明らかに大きな被害を被るだろうと思われる所があります。今、金久中学校の例を出したので私は金久中学校の卒業生で真潮会の一員でありますけれども、あの円形校舎を見るたびにですね、学生時代のことが走馬灯のように思い出されますけれども、あの今、円形校舎、ほとんどもう使われてなくて、この間見させていただきましてけれども、いつ崩れてもおかしくないような状況下にありますけれども、あの円形校舎はこのままの状態置いておくのか、解体等の予定があるのかお尋ねいたします。

教育部長（里中一彦君） 金久中学校の円形校舎についてでございますが、金久中学校につきましては、耐用年数等もうきているんじゃないかと思いますが、こういった状況で、現在では前面改築の校舎建て替えの検討をしているところでございます。

しかしながら、現在計画の段階でございますので、具体的な基本計画もできていないということでございますので、今後お尋ねの円形校舎の件も含めまして、学校、PTA、同窓会、その他関係者等を含めた検討委員会を立ち上げまして、基本計画を協議してまいりたいというふうに思っているところでございます。

25番（与 勝広君） 金久中学校の校長先生からも、いろいろ円形校舎の件について、どうしてこのままの状態で放置されているのかと、いろいろお聞きしたところ、やはり真潮会の卒業生の皆様方が、あの校舎をすごく懐かしがって自分の学生時代のあれは本当に思い出に残る建物だという、いろんなものがありまして、なかなかこれを解体するということもそこらへんも厳しい状況にあると、そういったことも大事ではありますけれども、やっぱり子どもたちの安心・安全、これは確保することが大事ではないかなと思います。

先ほどですね、公立小中学校の県内の耐震化率の話がありましたが、全国では62パーセント、県は55パーセント、奄美市では46.7パーセントと、これは奄美12市町村によっては大きなバラつきがありまして、天城などは25パーセント、和泊が82パーセントと、こういうバラつきも否めない事実であると思いますけれども、どうしてこの財政的な面というのはよく分かりますけれども、どうしてこれほどまでにこの耐震化の率が進まないのか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

教育部長（里中一彦君） これまで、奄美市は三つの自治体が合併をして、もう今年3年目になるわけですが、これまでその3市町村におきましても、建て替えと全面改築ということをしてしながら、古い順からですね、やっていって快適な学校づくりを図っていくと、このような考え方があったように思っております。

そういう中で、財政事情等もあったとは思いますが、その改築を行うと、そう言いながらやってきているもので、結果としてこういう形になっているのかなというふうに考えておるところでございます。

25番（与 勝広君） もう事情もよく理解しているつもりでありますので、先ほど申し上げたように、

教育の予算というのはなるべく財政があればですね、本当はそういう形でないと思いますけども、なるべく聖域を設けることなくやっぱり常に子どもたちの将来、未来のための先行投資だと思って、しっかりと取り組んでいただきたいと要望して次の質問に移ります。

2 番目の学校の校庭の芝生化についてでありますけども、学校校庭の芝生化の促進については旧名瀬市議会の時に質問をさせていただきましたが、当時の答弁はコスト面に、また維持管理面に課題があるので今後の検討事項としたいという趣旨の答弁をいただきましたが、学校の校庭の芝生化について、その後どのような考えを持っているのかお尋ねをいたします。

教育部長（里中一彦君） 学校の校庭の芝生化はできないかということでございますけれども、学校の校庭を芝生化するとなりますと、一般的には芝生の植栽のために全面的にグラウンドを改修する必要があることなど、またこういった財政的な面、また芝を張った後、維持管理に伴う労力とコスト面がかかる問題、さらには学校の校庭は子どもたちだけでなく、地域住民への開放など、多目的に活用されていることから、芝を張ることによって管理上の面から利用の制限をされることもあるのではないかと考えております。また、これまで校庭の芝生化がされていた学校では、芝を取った学校もございます。この学校の場合を聞いてみますと、芝にイシクラゲという黒いノリですけれども、これが発生をしまして、雨の日は滑って危険であると、こういったことがございまして芝を取り除いたということを聞いております。

このようなことから、現在のところ校庭の芝生化は難しいというふうに判断をいたしているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

25 番（与 勝広君） 私は、行政の皆さんが賢いのは賢い理由をまず財政が厳しい、そしてできない理由を挙げると、それは本当に優れているなと思いますけれども、今デメリットの部分を含め、言われましてけれども、メリットの部分としてはですね、子どもたちがこれまで以上に外に出て遊ぶようになった。今、雨上がりでも雨上がりはすぐ滑るというふうに話がありましたけれども、すぐ、割とすぐ運動場が使えると、けがが減る、照り返しが少ない、砂ぼこりが全くなくなると、この全くというのはどうかと思いますけれども、いろんなまたそういうメリットもあるわけですよ。私たちはこれまでの考えでは、芝を植えたり維持したりするのに、この膨大なコストがかかるのではないかとこの先入観がありましたけれども、ここに鳥取方式というのがあるんですが、その鳥取方式については御存知だと思いますが、お答えいただけますか。

教育部長（里中一彦君） 鳥取方式では、私が持っている情報ですと主に保育園あたりで芝生化を図っていると、これも保育園の庭の緑化を、屋外活動の促進、子どもの情緒安定、ヒートアイランド抑制などの効果があると、こういうことで緑化を実施する保育園が増えているというふうなことです。

この中では、いわゆるそのメリットといたしまして、かけっこ、遊びなどの際の転倒による打撲、摩擦、蚊の防止、先ほど私が言ったのとは違いますけれども、こういった安全性の向上、それから夏場の温度上昇の抑制ができるなどの快適性、それからほこりが飛び散らないとか、あるいは土の流出が防止できる、排水性の向上ができる、それから美化による癒しがあるとか、このようなことでこの保育園あたりでは保護者の会の皆さんが管理をしていると、これはNPOがその全体の監修をしておりますね。ただ維持費といいますか、管理の面で芝刈りの作業が年20回かかっていると、あるいはその水やりを担当制で毎日、保護者の皆さんがやっているとかですね、これはスプリンクラーでやっているようですけども、こういったような事例が手元にあるところでございます。

25 番（与 勝広君） 今、メリットも挙げていただきましたけれども、だけれども結局は厳しいよとそういうことです。鳥取方式というのはポットの苗の移植法で、ポットの苗を移植する方式のため、苗代の材料費が安価であり、かつ特別な土壌改良を必要としないため、低コストで芝生化を行うことがで

きると。専門業者でなくても、地域や学校などで芝生化に取り組むことができると、こういうふうには調べたところそういうあれはありましたけれども、今とほぼ認識は変わらないと思いますけれども、ただこれをするかしないかだけの問題だと思いますが、ある意味学校の校庭の芝生化というのは、地域住民との触れ合いを作れる場でもあると思うんですよね。地域住民に学校を知ってもらえる絶好の機会でもあると思います。まずはその芝生化をするためにモデル校を作って、是非実施の方向に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部長（里中一彦君） 確かに議員御指摘のように、この鳥取方式によりますと、いわゆる施工単価というのが安くなるだろうというふうを考えております。先ほども申し上げましたようなことから、現在学校のほうからも、この芝生化はしてくれと、やらんといかんよというふうな要望はございません。また学校の先生方と話してみますと不評でございます。管理が難しいよということ、あるいはコケが生えて非常にその危険性があって難しいよと、厳しいよと、こういうふうな話が聞こえているところでございまして、もう少し先生方の話も聞いてみたいとは思っているところではございますけれども、現在のところ厳しいのではないかとこのように考えているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

25番（与 勝広君） 今、学校から要望がないなどありましたけれども、要望しても教育委員会は認めてくれないと、管理が難しいというのは学校が苦勞をしたくないと、そういうふうにとられてもしかたがないですね。やはり子どもたちのことを本当に思って、子どもたちがいろいろけがもあるかと思いますが、安心・安全で、そしてまた、本当に校庭で遊べる、運動できる、そして地域の方も今、ゲートボールとかグランドゴルフとか、その場所も大変なんです。そういう学校でも使えるような、地域や家庭、学校と正にそういうモデル校にもなるんじゃないかなと私は思いますが、ここでまた質疑しても同じ堂々巡りだと思いますので、是非検討のほうに進んでいただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

3番目の有害サイトから子どもたちを守るために、フィルタリングを義務付けするための条例化はできないか。インターネットの急激な普及に伴い、子どもたちの間で学校裏サイトなどで個人攻撃をするネットいじめや、出会い系サイトを通じて犯罪に巻き込まれる事件が最近では急増しております。事件の深刻化を受け、総務省、経済産業省、文科省、警視庁などは、有害サイトから子どもを守るため、携帯電話やパソコンにフィルタリング、いわゆる有害サイト閲覧制限サービスを搭載するように呼びかけております。本市においても、携帯電話を利用している小中学生はかなりの数いると思われますが、実際子どもたちの間で携帯電話のメールで悪口を書いたり、誹謗中傷するなどして一時期学校に行かない子どもがおったようであります。学校で表向きは携帯電話の持っている保持者の数は分からないのが現状だと思いますが、実際はかなりの子どもたちが持っているものと思われます。

広島市は、青少年とメディアとの健全な関係づくりに関する条例が、本年7月から施行されました。子どもたちが使用する携帯電話などにフィルタリングを義務付ける全国初の条例で、条例制定に向けて是非奄美市でも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（徳永昭雄君） 議員御指摘のとおり、ネットいじめや出会い系サイトの問題は、教育現場におきましても感化できない問題だと認識しております。議員から御指摘ありましたが、本市におきましても、携帯電話のメールで悪口を書かれて一時学校に登校できない状況になった生徒がいらっしゃいましたが、現在は保護者や周りの友人、先生方の支援によりまして、ほとんど欠席もなく登校できるようになっております。

広島県、それから鳥取県でのこの条例の件でございしますが、中は確認しております。一応、有効性、優良性を十分確認してからまた対応をさせていただきたいと思っております。

それから、子どもたちのその携帯電話の所持、また利用につきまして、それから親御さんからのフィ

ルタリングの設置とか、この辺につきましても把握はしております。今後、子どもたち、また保護者の意識も含めていろんなPTA会、学級会とかそういうところでもいろんな啓発をさせていただきたいと思っております。

25番（与 勝広君） 条例制定まではいたらないけれど、啓発活動をしっかりとそれを阻止していきたいと、そういうことですね。

子どもたちに携帯を持たせる保護者の意識、決断にも私は問題があると思いますが、保護者の理解と意識向上が必要不可欠であると思います。ここにですね、経済産業省が今年1月小中校生のいる保護者を対象に行ったアンケートによると、フィルタリングが必要、どちらかという必要という回答は、合計43.6パーセントにとどまって、不要、どちらかという不要が合計56.4パーセントを上回りました。不要だと思ふ理由は、インターネット利用のルールとマナーを守ればよいと、自分の子は有害サイトを見ていないと、フィルタリングが必要な年齢ではないと、有害なものも含め、ある程度自由に見せ世の中のことを知って欲しい、子どものやることにあまり干渉したくない、利用制限しなければならぬほどインターネットは有害だとは思わないなど、しかし去年の別の調査では、有害サイトを見た経験のある子どもが45.3パーセントもいるのに対して、保護者の82.7パーセントは、子どもから被害経験の相談を受けたことがないと答えており、子どもは被害にあっても保護者に相談しない実態が判明しております。フィルタリングの普及と同時に保護者の理解と意識向上が不可欠だと、このアンケート調査から示唆しておりますが、保護者のこういった意識の欠如、これについては教育長が今後、今、こういった啓発運動をしっかりとやりたいという答弁をいただきましたけれども、さらにその保護者やその周りについて、どういうふうこれから講じていったらいいかとお考えですか。

教育長（徳永昭雄君） やはり、保護者の皆さんにはインターネットが世の中に有効な部分、それから悪い部分、その辺をしっかりと認識して、この利用方法を勉強していかなければいけないんじゃないかと思っております。本当に子どもたちを守るためであれば、保護者はやはりフィルタリングを真剣に勉強していかなければならないんじゃないかと思っております。

25番（与 勝広君） 先日、金久中学校の評議委員会に行きましたら、ネットいじめ上の問題に関する四つの提案ということで、これは教育委員会から回ってきて、教職員で編集したという話もありました。やはりまた、教える先生方もですね、しっかりとまたそういう意識を持って、恐らくこういう質問が出ることを予想して配ったのかなと変な憶測もしましたけれども、しっかりとまたそういうのはもう子どもたちを守るためですから、どんどんそういう事業を取り入れていっていただきたいと思います。

4番目の質問に移ります。

市民清掃日や地域行事に積極的に参加させるための取組についてであります。これまでも教育については学校・家庭・地域の三つが協力し、連携し、共に子どもたちに感心を持ち、皆で育っていける社会の構築を目指して行こうという議論は多くされてきました。子どもたちが地域と連動する、あるいは地域が子どもたちに感心を持ち関わり合いを持っていく、簡単なようでなかなか難しいことです。その身近な方法が市民清掃日や地域行事、あるいはボランティアなどだと思いますが、大人社会においてもまだまだ十分ではないと思います。学校において、子どもたちに対して地域行事への参加をどのような形で教育しているのかお示しをいただきたいと思います。

教育部長（里中一彦君） 子どもたちの地域行事への参加促進につきましては、PTAこども育成会、スポーツ少年団等を通して、それぞれの団体で年間活動計画に組み入れ、計画的な活動を展開するようにお願いをしているところでございます。

本件につきましては、議員御指摘のとおり学校・家庭・地域の連携が一番重要であり、学校におきましては先生方が子どもたちにかかわる各種団体の活動を理解し、参加を促していただきたいと考えてお

ります。

家庭におきましては、子どもたちの日頃のスポーツ活動や遊び仲間などのグループを把握して、仲間同士で地域活動に参加するような環境を整えることが先決ではないかと考えます。

地域におきましては、まず大人が見本を示しながら参加する子どもたちを心から迎え入れ、時に励ましたり、褒めたり、温かい目で見守ることが基本的な心構えであろうと考えます。

行きたい学校、帰りたい家庭、住みたい地域というキャッチフレーズがございしますが、今後学校・家庭・地域の皆さんとともに共通の課題として息の長い取組を図って参らなければならないものと考えているところでございます。

25番（与 勝広君） 今、教育行政については4項目にわたって質問させていただきましたが、私、答弁を聞いていて行政の立場、また教職員の立場・学校の立場、子どもの観点からもっとしっかりしてですね、物事を見てどうしたら子どもたちのためになるかと、そこらへんを机上の空論じゃなくて、上から目線じゃなくて、子どものためにという発想をしっかり持ちながら、教育現場で頑張っている先生方もおられます。一番大事な教育部署である、それをつかさどる皆様方がそういう思いをしっかり持たないと教育現場は何のための教育かという、大事な部分を忘れるんじゃないかと思います。

次の質問に移ります。

福祉行政について。1番目の後期高齢者医療制度についてであります。4月1日から後期高齢者、いわゆる長寿医療制度が施行され、早いもので4か月が過ぎました。その間の運営状況はどうだったんですか。お答え、お願いいたします。

市民福祉部長（福山 治君） 後期高齢者医療制度は御案内のとおり、本年4月から実施をされました。実施当初は制度の中身が十分周知されていなかったことや長寿医療制度と名称が変わったことなども影響をいたしまして、窓口での対応も苦慮した部分もありました。その後、6月までに制度の見直しがなされ、低所得者層への減額措置等が行われたことや制度の中身がマスコミ等を通じて徐々に周知されてきたこともあり、落ち着いてきている状況でございます。また問い合わせにつきましては、4月に1,003件の問い合わせがありました。5月以降は問い合わせも1日10件程度に減り、年金からの天引きがされた6月と8月の15日前後や7月の保険料決定通知書が届いたところに問い合わせが多数ありました。

今回の高齢者を対象とした新しい制度のスタートとしては、混乱はいたしました。まずまずのスタートではなかったかと考えております。

25番（与 勝広君） せっかくこういう質問の場を設けさせていただいておりますので、この制度には皆さんもよく周知のことだと思いますけども、この制度自体は平成18年6月の医療制度改革法案の成立によって、約2年間の準備期間をおいて施行されましたが、この制度が施行されるや民主党はじめ野党は姥捨て山制度などと叫び、そっこく廃止しろの一点張りであります。廃止後のビジョンを示すことなく、もとの老人医療制度に戻せというのは、逆に私に言わせると無責任極まりないと思います。このことについて、新聞各社も一斉に民主党や野党の姿勢を批判しておりますが、例えば朝日新聞は「元に戻せというだけでは問題解決にならない」とか、あるいは読売新聞は「混乱を更に広げ長引かせるだけ」、また毎日新聞に至っては「民主党は政権担当能力を国民に示しておらず、廃止は訴えても対案を示すことができなかった」など、これは私が言っているのではなくて、新聞にこう書いてあったことを堂々と言わせてもらってますけれども、廃止は訴えても対案を示すことはできなかったと、後期高齢者医療制度を政争の具にしている態度を厳しく糾弾しております。NHKの世論調査でも「制度を維持した上で見直しを進めるべきだった」が52パーセントでもっとも多く、「制度を廃止すべきだ」は35パーセントでした。

そもそも老人医療保険制度は、高齢化社会が進展する中で安心の医療が確保できないというのは、こ

れまでも与野党の共通認識でした。２０００年の参議院の委員会で新たな高齢者医療制度の付帯決議を読み上げたのは民主党の議員でした。また民主党の小沢代表が２００３年に自由党の党首だったときに、７０歳以上の高齢者を孤立させた医療制度の創設を掲げた法案を提出しております。このような経緯を持ちながら、しかも老人医療制度に対しても存続は困難であるという共通認識を持ちながら、批判だけに終始していること自体、何らかの思惑を痛感せざるを得ません。

長くなりましたが、このようなことを申し添えた上で、後期高齢者医療制度に対して、この度政府与党が出した軽減策についてお尋ねいたします。

今年度の軽減措置及び２００９年度の恒久措置を簡潔にお答えいただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 今年度の軽減措置と０９年度の恒久的な軽減措置について、お答えいたします。

今年度につきましては、均等割額が７割軽減世帯を一律８．５割軽減にするということと合わせまして、所得割額を負担する方のうち、所得の低い方を原則一律５０パーセント軽減するというところでございます。来年度からは、均等割額７割の軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入８０万円以下の世帯については更に９割を軽減し、今年度も実施する所得割額を負担する方のうち、所得の低い方への原則一律５０パーセント軽減も引き続き行うということでございます。

２５番（与 勝広君） 本当に簡潔に説明していただきまして、この長寿医療制度、４月１日から施行されて、いろいろ国民の皆様方も大変、２年、これが医療制度が成立して２年となるのにどうしてきちっとした説明もされなかったのか。それといろんな現場ではいろんな問題もありまして、私どもはもう公明党の議員は全国で約３，０００名おりまして、直ちに現場の声を聞いて、現場の問題点を聞いて、しっかり、またそれを中央のほうへ上げようということで、党本部に特に低所得者層に対する軽減措置についての問題点を挙げました。

５月１７日に我が公明党の太田代表が、福田総理に対してこの軽減措置に対する要望を出しました。それが一つの基礎となりまして、今回の軽減措置が発表されました。これで今、年金が１５３万円、２１０万円いろいろありましたけれども、この中でですね、年金の天引きが非常に国民にとっては大きな問題になりましたが、年金天引きについての措置というのはなかったですか。

市民福祉部長（福山 治君） 立ち上がりの始まりでは、年金額が１８万円以上のものに対しては年金から強制的にすべて天引きするというところでございましたが、この年金の見直しによって、申告によってその対象者につきましては、口座振替に切り替えるという形のものが制度としてまた出来上がりました。

２５番（与 勝広君） その年金天引きの改善については、世帯主に扶養されている年金額が１８０万円未満の人は申請すれば世帯主の子どもや配偶者による保険料の肩代わり納付が可能になりますと、これは間違いないですね。こういうふうになんか年金の軽減についても改善はされましたが、まだまだこの制度については、私たちの目線で見てもしっかりと改善しなきゃいけないところもまだ残っておりますので、しっかりとこれからも地方、一地方議員として取り組んでいきたいと、このように思っております。

２番目の高齢者いきいきサロンの創設についてであります。地域包括支援センターの役割は地域に住んでいる高齢者にとっては非常に重要な施設であります。しかし高齢者の皆さんが「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」過ごせる場をつくることにより、ストレスの発散、あるいはお互いを触発し合うなどの、いろんな相乗効果が得られると思いますが、このような場所の提供を学校の空き教室などを利用していただけるようにはできないのか、お尋ねいたします。

福祉事務所長（大井進良君） 本市における高齢者いきいきサロンということでお答え申し上げますが、概要を若干申し上げますと、制度的には福祉のほうで以前からございまして、現在の高齢者サロンとし

ては市内で1か所の自治会で活動をしているようでございます。高齢者サロンの支援につきましては、全国的に多くの自治体で社会福祉協議会の取組として実施されておりまして、本市も同様に実施しております。本市でも以前は多くの集会施設等で実施されていたようでございますが、現在は先ほど申し上げましたとおり、つい最近まで2か所でございましたが1か所になっております。

高齢者サロンの設置効果でございますが、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますが、まず、孤立・閉じこもりの防止とか、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり、情報交換、異世代交流の場ということなどが期待されるところでございます。

先ほどちょっと話がございました包括支援センターが実施しているはつらつ教室とか、いろいろ事業がございますが、これも我々の持っている高齢者いきいきサロンとは別に、各集会所で名瀬地区、それから笠利地区、住用地区でも健康増進課の看護師等を中心にしてやっているようでございます。

御質問の学校の空き教室利用についてでございますが、これについては教育委員会との協議が必要となりますので、このことも含めまして関係機関等でお話をして、今後の対応を協議してまいりたいというふうに考えております。

25番（与 勝広君） あえて学校と申し上げたのは、学校内に設けることによってある意味子どもたちとの対話、外部からの危険防止、そして、いわゆるより地域に開かれた学校と、これを目指していける一助となるのではないかという思いなんです、学校でやるとなるといろんなまた授業の問題とか、いろんなクリアしなければいけない問題もありますが、それについてはいかがですか。

教育部長（里中一彦君） 高齢者いきいきサロンの創設につきましては、議員先ほどお話をされましたように、地域に開かれた学校の観点及び学校外からの危険の抑止力や高齢者は子どもたちとの対話の時間が持てるという、こういった有意義な御意見であると思っております。ただ、現在のところ毎年実施しております調査の中では、各学校、余裕教室はないという状況でございます。

先ほどお伺いしますと奄美市では1か所で実施ということでございますので、自治体におきましてはいわゆる余裕教室が出た、出るとき、またそういった要望があるというふうになったときにまた検討させていただきたいと思っております。

25番（与 勝広君） 学校利用については、余裕教室が出たときに検討するということでありますね。

この高齢者のいきいきサロンの創設については、どのような形で運営するのか、またサロンの中身等について、これはもう行政主導で骨格づくりをし、また方向性が重要なカギとなると思いますが、同時に協力者・推進者などの問題がある意味クリアしなければ、実現は困難であると思えます。検討事項・懸案事項は多々ありますけれども、是非、奄美市内随所においてそういうのが増えるのを願っておりますが、いかがですか。決意のほどを。

福祉事務所長（大井進良君） 先ほどから申し上げ、議員がおっしゃっておられるその包括支援センターの事業で、各市内、集会所、集会施設を使ってやっておるんですが、まずほとんどの地区で立ち上げを済ませておりまして、これについては健康増進課のほうの職員を使って地域健康教室という形で、名称はいろいろあるんですが、それで活動をしているようです。現在も自主運営という形でその地域で十分活用されておるようでございますので、これについては我々のほうもできる限り応援はしていくという立場であります。

25番（与 勝広君） この高齢者のいきいきサロンと言いますけれども、私は最終的にはですね、地域の方々が気軽に集い合うと、先ほどそういう効果の話もありましたけれども、地域の交流、異世代交流の拠点となればいいなと思っておりますが、インターネットなどで調べると「普段同じ町内に住んでいるのに全く知らなかった人たちにとっては地域交流の拠点になり、地域の中に人と人とのつながりを作っ

ていけると、そして子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が参加することによって、世代を超えて触れ合う、学び合う場になりますと。またはその生活上の困り事・心配事が発見できます」というふうに、そのほかいろいろありますけれども、本当に奄美市においては隣近所全く知らないということはありません。また、やはり昔だったら向こう三軒両隣ですか、しっかりお互い相手の生活ゾーンまで入ったお付き合いができるような、なかなかそういう社会から遠ざかったような感じがします。ですので、しっかりとまたそこらへんもですね、行政でどういったことができるのか、もちろん自助努力も大事ですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

3番目の質問に移ります。

皆既日食についてであります。来年の7月22日の皆既日食までのカウントダウンが始まりました。テレビなどの報道も来年の皆既日食の報道が最近では頻度が高くなりました。よく悪石島が取り上げられておりますが、受入れ態勢などなかなかかなりの問題を抱えているようでもあります。

本市でも受入れを含め、観光PR、行政と各種業界団体との連携と協力体制はどのようになっているのか、問題点も多々あるかと思われそうですが、現時点ではどのような状況なのか、御答弁をお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 来年の皆既日食につきましては、我が国の日本での陸地では昭和38年に北海道で観測されて以来46年ぶりとなります。次回、その次は26年後北陸・北関東地域でというふうになっているところでございます。

この皆既日食につきましては、過去の実績から相当数の観測者が奄美・トカラ地域に来島するものと予想されているところでございます。このようなことから、受入れ態勢の整備や、来島者と地元の住民が安全に皆既日食の感動を体験・共有できるようにするために、6月2日ですが行政機関と関係団体が連携して取り組む組織としまして「2009皆既日食奄美市実行委員会」を立ち上げたところであります。

議員御指摘のとおり、交通・宿泊とさまざまな問題がありますので、現在、「宿泊・交通・衛生部門」「イベント部門」「総務企画部門」の三つの専門委員会で検討を重ねているところでございます。

また、観測という観測者の多い、観測者の受け入れといった、これまで奄美市が経験していない先例のないイベントでありますので、今後とも専門家のノウハウや市民関係団体の御協力をいただきながら、また議員の皆様方の御提案をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

25番（与 勝広君） 実行委員会をしっかりと立ち上げてやっているということではあります。なんでもかんでも皆さんの要望を受け入れて行政がやるというのではなくて、しっかりと交通整理をしてですね、この分野に対してはここ、これに対してはこれと、交通整理をしっかりといただきたいと思います。この役割分担についていろいろあるかと思いますが、これは各業界団体ときちんと連携取れているんですか。

産業振興部長（赤近善治君） 三つの先ほどの専門委員会をしております。これまでも何回となく検討委員会をしております。

先ほど、議員御指摘のとおり、なんでもかんでもということでは無理でございます。やはり奄美市のキャパがありますので、それなりの受入れの人数とか体制、それから基本方針をまずは作るのが大切でございます。このことにつきましては、基本方針は今月中には方向性を出そうということで、私もとしましては各委員会、有機的にうまく運営しているものというふうに考えております。

25番（与 勝広君） 基本方針を早く作っていただいて、きちっと分担を明確にし、行政はこういったところまではできるけれども、後はここは自助努力でやってくださいと、いろいろ入れ込み客だとか、

こちらに来られた方の移動手段だとか、逆にあふれ、宿泊できないあふれる方もいらっしゃると思います。そういった方については、例えば港湾施設とか、集落の公民館など、これについてはその方の宿泊については、どういう状況になるんですか。

産業振興部長（赤近善治君） まず、基本方針はこれから決定するということであますけれども、集落の公民館の開放についての御質問ですけども、先日開催されました笠利地区の駐在員会におきまして、いわゆる宿泊施設の現状や各集落の集会施設を利用させていただきたいということでの説明を行っております。しかしながら、この集落の集会につきましては、やはり飲食、飲料水、トイレ、寝具、多々いろいろありますので、各集落に持ち帰って利用できるかどうかの検討をお願いしているところでございます。

それから、名瀬新港の待合所でありますけれども、管理者であります県にお聞きしましたところ、施設の設置目的や防犯警備の面から困難であるということの意見をいただいているところでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

25番（与 勝広君） 県が困難であると答えたんですか。それをやっぱり説得してでもね、いろいろ理由はあるかと思いますが、一時台風などで閉じ込められた方が県の港湾施設に、港湾施設というか待合所にですね、一時待機するなど、こういう処置も取れるわけですから、その辺はしっかり県にですね、もう1回交渉していただきたいと思います。もう答弁はいりません、どうせ答えは分かりますので。

次の質問ですが、4番目の職員の接遇についてであります。合併して3年目に入りましたが、職員の温度差、接遇の在り方について当局はどのように見ているのか、お尋ねをいたします。

総務部長（福山敏裕君） 接遇についてお答えいたします。

公平・公正なサービスを提供することは行政に携わるものとしまして、当然守らなければならない基本的な事項であると考えております。職員もこうしたことを意識しながら毎日の業務に取り組んでいるところでございます。また、職員は市民に対し、常に細心の配慮を持って接遇するように指導しているところでもございます。

特に今年度は合併3年目に向け一体感の醸成を目指し、本支所間で37人の職員交流を図ったところでございます。今回の人事異動の大きな目的のひとつが、接遇を含めこれまで長年にわたり培ってきた3市町村のいいところを教えあい、学びあう、いわゆる「相互啓発体制」の構築でございました。この流れに沿いまして、来年度に鹿児島県市町村振興協会が新規に行います「窓口サービスステップアップ研修支援事業」を導入しまして、接遇の在り方を中心に「住民の目線に立った窓口サービスの提供」や「奄美市らしい職場風土の改善」を図り、より窓口サービスが向上するよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

25番（与 勝広君） 私の質問は、接遇の在り方について当局はどのように見ているのか、という質問です。だから、まだまだ接遇をしっかりしなきゃいけないとか、そういう答弁が質問に対する答えじゃないですか。いろいろ状況等はよく分かりますけれども、このやっぱり財政の厳しい中で、市民サービスの低下というのは否めない事実でありますけれども、しかし本庁はじめ総合支所に来庁する市民にとっては、接遇によっては満足し喜んで帰られる市民が多いと思います。その代わり逆に、不愉快な思いをし、不平・不満が残っている場合のその苦情というのは、我々にぶつけてくるケースも多々ありますが、やはり来庁される方が来てよかったと、たらい回しなどがないように、しっかりと誠意を持ってですね、来庁される方を接客して、接遇していただきたいと思っております。時間もありませんので、しっかりと市民の立場に立ってすべての部署で、その窓口としてやっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

○

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

奄美興政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

１０番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。奄美興政会の竹山耕平でございます。一般質問に入る前に、一言、所見を述べさせていただきたいと存じます。

今年も奄美まつりをはじめ、あやまる祭り、三太郎まつりが大成功のうちに終了いたしましたことを、各祭りに関係された市職員の皆様、市民の皆様をはじめ、参加されたすべての方々に感謝を申し上げたいと存じます。来年も市全体を上げて、まつりを奄美市を盛り上げ、もっともっと奄美市を元気にしていただきたいと存じます。また、今年は北京オリンピックがあり、スポーツとして、奄美まつりの中の舟こぎ大会もはじめ、いろいろなスポーツから感動をいただきました。その点も踏まえ、これからも奄美市をもっともっと元気にしていきたいと思えます。

それでは、通告いたしましたとおり、一般質問へ移らせていただきます。

まず、先日行われました、今回の鹿児島県知事選挙を振り返ってであります。今回の知事選挙におかれましては、伊藤祐一郎知事が再選を果たした結果ではありますが、県全体の投票率は３８．９９パーセントと過去最低に近い投票率でございました。我が奄美市においても４０．９７パーセントと大島郡の中において、ひときわ目立つ投票率の低さでございました。これは不景気を理由にした、市民の政治離れということも一つの理由に挙げられると思えます。

しかし、ここ奄美市においては、今年度末に期限切れを迎える奄振法延長要求を強く望む奄美市としての態度を強く示す重要な選挙ではなかったのだろうか、私は強く感じます。まだまだ奄美は自立的発展に向けた特別措置の必要性があります。また、今後の奄振法の在り方についても、ソフト面の充実など、中身も議論していかなければいけません。また知事選の直前には、全群島を挙げての郡民総決起大会がここ奄美市でありました。県知事も参加していただき、延長要求に向け力強いお言葉を発せられておりました。奄美群島の要求をまとめ上げ、国に対して要望する中間的役割を担っているのが県であります。そのトップが鹿児島県知事であります。奄美にとっても、奄美群島にとっても、大事な位置づけである県知事選挙に強く感心を持っていただくための、市民への投票への呼びかけは、十分以上に必要だったのではと感じます。広報車は回っていたとは思いますが、私にはまだまだ呼びかけが足りなかったと感じます。市としての御見解をお示してください。

次の質問より、発言席にて行います。

選挙管理委員会委員長（久保忠義君） お答えいたします。ただいまの質問に対して、県知事選挙についての質問がありましたが、今回の知事選挙の奄美市の投票率は、さっきも出ましたとおり４０．９７パーセントで、県下１８市の中で１２番目の投票率であります。このように知事選挙の投票率は、議員が御指摘のとおり低い投票率となっております。このことは鹿児島県も認識しており、今回の選挙にあたりましては、各種会合、並びに文書等で県民への啓発に努めた強い要望をしたところでございます。当市としましても、これに応えるべき啓発運動に取り組んできたところでございますが、結果として、さっき述べたとおりの投票率でありました。選挙前の主な啓発といたしましては、奄美看護福祉専門学校の寸劇や６月１８日の選挙無違反の日の市街地での街頭啓発、スーパーなどの店内放送、さらに行政無線、有線放送などの依頼に努めたところでございます。

選挙啓発と申しますのは、１年を通じて地道にやり、すぐに結果が現れるものではありません。その延長として、選挙時に特に力を入れているところでございます。

啓発には、奄美市明るい選挙推進協議会への御協力を頂きまして、大変感謝しているところでございます。選挙後も啓発に努めており、奄美まつり、あやまる祭り、三太郎まつりなど、会場での啓発グッズを配布、さらに8月24日の大島郡内の郵便局長会などでは出張いたしまして、出張講演をしたところでございます。

選挙投票率につきましては、選管や候補者からの有権者への呼びかけであり、有権者自身も棄権をすることがないように、お互いが投票率向上の担い手という共通認識を持たなければならないものだと考えております。

10番（竹山耕平君） ありがとうございます。さまざまな専門学校だとかスーパーだとか、いろんなところで協力をいただき、啓発活動に努めるということだったんですけど、私の質問の中でもやはり奄振法延長もやはり大きく変わってくるのではないかと強く感じております点で、しかも投票率というのはですね、どの選挙、大きい小さいにも関わらず、すべての選挙が大きく政治に左右する場合もあると感じます。また、今後も選挙の度に1票の重さを市民に訴え、投票率の呼びかけを行っていただきたいと存じますが、その点について、もし市長の御見解がありましたら、お示し願いたいと思います。

市長（平田隆義君） この度の県知事選挙の投票率の低さには、私も少しばかり反省も感じるところです。40.97パーセント、せめて投票率50パーセントを超える状況が欲しいなという思いでこの運動に取り組んだわけですが、残念な思いでおります。

分析ということではございませんが、やはり知事選挙の場合は、県内一円を遊説者が回らなきゃならないということで、御本人の選挙運動期間に県民に呼びかける時間が本当に限られてしまっているということではないのかなと、それだけに選挙民が身近に受け取りにくいという点があったのではないかと、こういう思いをいたしております。そういった点では、もう一工夫もあってもよかったのではないかと、こういう思いであります。また、中にはですね、投票しない権利だってあるというようなことをおっしゃる選挙民もおります。これではですね、民主主義社会が成り立たないということだろうと思います。投票率が低いということにそれがどれだけ連動しているかは定かではないんですが、やはりみんなが自分自分の政治的な意思を表現するということは大事だろうと、このように思います。そして今回は特に、奄振法の延長ということもかかわっておりますから、本当に奄美市民の皆さんが知事選挙に大きな意思表示をしていただきたいと、こういう思いはもとよりであります。

今回、各種団体の推薦ということもあって、それぞれの立場がやはり十分かみ合わなかった点もあるのかなと、論点が少しばやけてしまったのかなという点もございますが、この点については別として、やはり議員が指摘されるように奄美群島の選挙民には大変重要な選挙であったという点では、奄美市の投票率は残念だなという思いはしております。今後こういうことがないように、やはり工夫を凝らして多くの人が選挙に参加するようという対応はしていきたいものだと、こう思っているところです。

10番（竹山耕平君） ありがとうございます。今、言われたようにこの選挙のやはり日々の、先ほどもお話があったように、日々の啓発活動がこの市民に興味を持ってもらって、その1票1票の重さというので大きく政治が左右するということも、是非市民の方々に訴えていただきたいと存じます。

またですね、また別な視点から見ますと、教育面から見ますと、やはり今の高校生、そして中学校3年生、まだ今回の奄振法、延長はされてませんが、まだ可決はされておりましたが、この子どもたちが次の延長、もし要求大会があった場合、5年後ということで選挙権を得ることになります、子どもたちが。成人を迎えているということですね。また、この奄振法による奄美が今まで受けてきた特別措置の重さ、また重要性を教育としても教えていくことが郷土歴史の教育の一つだと思います。こちらは答弁はいりません、私の意見であります。

それでは次の質問に移ります。末広・港土地区画整理事業についての質問です。

用地先行取得した建物の解体工事も始まり、いよいよこの事業が走り始めたところであります。まず

は用地先行取得完了予定は今年の9月末の計画であったと存じます。1か月をもう切きっておりますが、現在の進捗率をお聞かせください。また当初の予定では、今年3月までの予定であったと思います。計画を進めるにあたり、順調でありながらの計画の変更というのは当然あり得ると思いますし、そのような中で今年の9月末までの予定に変更となったわけですが、またこれから更に計画変更となりますと、地域住民はもちろんのこと、多くのすべての奄美市民が不安を抱く可能性もございます。このことも踏まえ、2番の今後の計画予定も併せてお聞かせください。

建設部長（平 豊和君） 末広・港土地区画整理事業につきましては、昨年度から引き続き、現在も用地先行取得を実施しているところであります。用地先行取得の進捗率でございますが、現時点では予定する26件のうち、18件の契約を済ませしております、約7割の進捗率となっております。残りの3割の場所につきましても、既に交渉中でありまして、条件が整い次第、契約を締結していく予定でございます。9月には完了の予定で取り組んでおりましたが、相続登記等、個々の問題整理に時間を要している箇所もありまして、当初より進捗が遅れておりますが、交渉は順調に進んでおりますので、年内にはすべて契約を済ませる予定であります。

この用地先行取得が確定しますと換地設計の作業に着手する予定であります、平行して事業の権利者などから構成する「末広・港土地区画整理事業審議会」の設置についても着手する予定でございます。

当初のスケジュールどおり来年度には、建物等の移転工事に着手できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

10番（竹山耕平君） 進捗率が26件中18件であると、約7割ということであるんですが、これは以前の議会、6月議会でも質問がありましたところから進展があったのかどうかお聞かせください。その時も同じような答えだったと思うんですが。

建設部長（平 豊和君） 前は26か所のうち14か所程でありまして、その後進捗は上がっております。

10番（竹山耕平君） 分かりました。4件交渉が進んだということで。やはり先ほども話したように、計画が順調でありながらの計画変更というのは当然あると思います。しかしながらやっぱり計画がですね、変更変更というふうになりますと、多くの市民の方々にもやはり不安という懸念が生じると思いますので、是非そこら辺を踏まえながら交渉を続けていただきたいと思います。

次に、商店街という場所は、子どもからお年寄りまでの方々、大勢の方が毎日買い物に来られます。この事業はさら地の中で進める事業とは違います。商店街が動きながら、皆さんが生活をしながらの事業でありますので、商店主の方々はもちろんのこと、地域住民への理解、説明の責任は当局側にあると存じます。永田町側の入口の看板は拝見いたしました。今後は港町側及び街中にも設置されることだと思います。

また、建物の解体方法や古い建物がこの中心市街地は多いので、アスベストのレベルや撤去方法を分かりやすく説明するなど、またほかにもこれから多くの問題等が出てくるものと思います。新聞にも書かれていました解体工事での粉塵防止のために使用した水道水が側溝を通じ永田川に流れ出て、魚やウナギなどが大量死したのではないかとという問題に対しても、当局側は否定できないと答えております。

このようなことも踏まえ、やはりこの事業に対する住民側への理解、そして説明は十分なのでしょうか。また、事業に対してのこれからの説明、理解責任を行っていくのか、その方法まで聞きたいと思います。おっしゃってください。

建設部長（平 豊和君） 区画整理事業を進めるにあたりましては、地権者や住民の方々の御理解と御協力は不可欠でございます。特にこの事業は、中心商店街における事業であるため、店舗に対する営業へ

の影響などは優先して考える必要があり、十分な御理解と御協力をいただきながら事業を進めて参らなければならないものと考えております。

先般、一部の建物の解体工事を実施いたしました。周辺商業者、住民の方々の御協力いただき、完了したところでございます。議員御指摘にもありましたとおり、この度の建物の解体にあたりましては、粉塵の飛散防止のために使用した散水が川に流れこんだことは事実でございます。今後、このようなことがないように、十分指導を徹底したいと考えております。これからの事業の進捗と共に、解体工事や建物の移転工事を進めてまいります。周辺商業者や住民の方々の御理解と御協力をいただけるよう、工事計画の十分な説明や安全性の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。是非、住民の方、また中心商店街というのはどなたが毎日来られるか分かりません。ですので、奄美市全体にこの工事に説明理解を行っていただきたいと思えます。

続きまして、次の質問に移ります。観光振興について、御質問いたします。

奄美は将来の世界自然遺産登録に向けて取り組んでいるところでございます。また、来年の皆既日食に向けても各団体がよいよ力を入れようと頑張っているところであり、ほかにもエコツーリズムツアーやグリーンツーリズムツアー、そしてまた癒し、長寿食材、体験交流などをテーマにしたツアーなど、奄美らしい観光産業が盛り上がりを見せつつあります。観光立島を目指し、観光産業を振興することにより、奄美大島紬をはじめ、第1次産業や第3次産業の更なる成長発展も期待できると強く感じております。

最近フリーペーパーを片手に商店街を街歩きする観光の方を多く見受けられます。特に今年はそういった観光客の方が多かったように私は感じました。これは近年フリーペーパーが普及して、詳しい記事が記載されていることが大きな要因の一つであると感じ、商店街におかれましてフリーペーパーを3・4か月に1度発行いたしております。以前、産振部長も話されていましたが「まちいろ」という雑誌情報誌であります。皆様も御承知だとは思いますが、読んでみるとこれがまた完成度の高い情報誌であり、しかも今回発行した情報誌「まちいろ」では、市役所の方がモデルとして登場していました。

また、国土交通省が10月より総合経済対策の中で、高速道路料金の引き下げや割引率の拡大を発表いたしました。これは大都市圏以外の地方の観光振興を狙っている考えもあるようです。しかし、ここ奄美など高速道路のない地方へは、どう対処していただくのでしょうか。飛行機や船などの運賃代に値すると考えます。このようなことを踏まえ、観光振興政策の中で今後の奄美市の方向性を示してください。

産業振興部長（赤近善治君） 奄美市の観光振興の方向性についての御質問ですが、本市では議員からの御指摘がありましたとおり、「癒しの観光を核にした産業振興のまちづくり」と、観光振興を本市の活性化の重要施策として位置づけて、各種事業を展開しております。

「奄美ミュージアム構想」を中心に豊かな自然、伝統文化、長寿・子宝の固有の資源を活用した「癒しの島」を核とし、亜熱帯性気候を十分に取り入れた観光行政を進めたいというふうに考えております。その中でも、スポーツ合宿やクルーズ船観光について積極的な誘致活動を展開しておりますし、更に本土からの修学旅行につきましても誘致活動を進めているところでございます。

「奄美長寿・子宝プロジェクト」では、長寿食材やヘルスツーリズムなど、奄美の豊かな自然や気候風土に根ざした目的型観光を推進しているところでございます。

また、市街地は宿泊施設が多く、宿泊者が観光巡りやビジネスの後の2、3時間を利用して、商店街や屋仁川通りなどを散策する「街歩き」などを展開していきたいというふうに考えているところでございます。

受入れ態勢の充実を図るための人材の育成の事業としましては「しまコンシェルジュ」育成講座や奄

美観光受入連絡協議会等と連携した観光従事者の講習会などを開催しまして、ホスピタリティの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

後段のほうに、国道交通省からの10月の高速道路の料金の話が出ましたが、御指摘のとおり観光振興において最も効果的な対策につきましては、交通運賃の低減化にあるというふうに考えます。特に、外海離島におきましては、観光にとどまらず、地域内企業の活性化、市民取得の向上等に大きな経済効果があるというふうに考えております。午前中に師玉議員の御質問に若干お答えしましたが、鹿児島県の離島中、16路線ありますが、奄美、東京、沖永良部、与論を省く14路線につきましては航空機の燃料、税金が軽減されております。このことにつきましても、奄美群島市町村長会、それから議会議長会からも奄美東京間の現状について要望をいたしているところでございます。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。今、部長が話されたことを踏まえてですね、次の質問に移りたいと思います。

先ほどもお話いたしました、観光客の方々が商店街を街歩きする姿が目立つということです。これはやはり今、部長のほうからも話があったように、商店街の近場に市街地に多くのホテルが密集していることも一つの大きな要因だと考えます。また、市街地活性化協議会の準備会が設立されたということでもあります。まだ準備会の段階であるということですが、この協議会は中心市街地の活性化を担う委員会だとも私的には思っております。当然、今回の末広・港土地区画整理事業の中身についても議論されていくことであろうと感じております。そこから質問いたします。

主として、末広・港土地区画整理事業後の空間、ソフト面において、観光産業振興政策の活用をお考えなのか、具体案などございましたらお示しください。また、この将来ビジョンなるものを、もう事業は始まっておりますので、具体案を是非ともお伺いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 議員御案内のとおり、奄美には多くの観光資源がございます。観光集客力は極めて高いものを持っております。その中でも中心市街地は、宿泊施設も多く観光の目的地でもありますし、周辺観光地へのご出発の地でもあります。このため都市観光の総合的な取組を行う必要があるというふうに考えているところでございます。先月8月14日に中心市街地活性化協議会準備会を設立いたしましたけれども、商店街、商工会議所を中心に幅広い分野の御参加をいただき、中心市街地の賑わいを再生する施策について総合的に協議する場でございますので、奄美らしい景観といった環境整備と併せて、観光振興施策についても重要な課題として協議していくことになります。

市としましても、八月踊りなどイベントの開催、街歩きマップとそのガイドの体制整備、地元食材・郷土料理を奄美らしい景観の中で楽しめるような空間の整備、巡回バスやレンタルサイクルなどの足の提供、店舗などのホスピタリティの向上、情報発信やキャンペーン等、さまざまな取組によって観光客の街歩きを促進したいというふうに考えているところでございます。

また、建て替えが予定されております「A i A iひろば」につきましても、今年度既に4回にわたってワークショップを開催しておりますけれども、そのワークショップの中においてもバスターミナル、観光案内所、物産販売所、島コンシェルジュの連絡所、イベントスペース、それからエフエムスタジオなど、総合観光拠点として機能を求める意見をいただいております。これらのことも踏まえて、今後具体的に整備計画を決めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

名瀬地区中央中心商店街が、今後さらに奄美の重要な観光拠点となり、地元と観光客が交流する場となるよう取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願いします。

10番（竹山耕平君） 分かりました。今、部長が話されたようなことをですね、一刻も早く市民の方々に明確にお答えできるように、形として現れるように、是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、カンモレー市場について御質問いたします。

初めて昨年11月に開催され、今年2月より毎週金曜日の定番となりましたカンモレー市場ですが、

現在の反響をお示し願いたいと思います。

また、以前の一般質問でも発言いたしましたが、宣伝の件でございます。名瀬地区の方々ばかり来られてもですね、集客数が伸びない。これ以上集客数が伸びることは難しいと考えます。笠利町から瀬戸内町まで出店していただく、またお客として来ていただくための誘致などの広報はどうなっているのでしょうか。ホテルや観光業の方々との連携は、どうなっているのでしょうか。

出店しているある方は、タクシーの運転手さんに協力を要請し、観光客に話をしてもらい、もしその観光客の方にそのタクシーの運転手さんがカンモレー市場の話をして、もし興味を持っていただけるのであれば、カンモレー市場を紹介するっていう話もお聞きいたしました。

将来的には、普段の生活の中に昔のような市民の台所的存在の市場というところまで計画しなくてはいけないと感じますが、今と昔では状況がまったく違います。郊外の大型スーパーなどもあり、なかなか難題であると感じますが、観光客が増加傾向にあるとのことから、観光の拠点という視野も入れる必要があるのではないかと感じます。そうすれば、大型スーパーにはない奄美らしさのある市場としての定着できることの可能性も大きくあると感じます。また、他県のある市場の話ですが、もともとは市民の市場だったらしいのですがそこに観光客が増え、観光客が地元の生活を見たいと、地元の市場を見たいということで観光客が増え、今では観光拠点として成り立っている市場もあるようです。そのようなことも踏まえ、現状と課題をお聞かせ願います。

産業振興部長（赤近善治君） 答弁の前に先週部課長会で差別発言という、差別問題についての研修をしたばかりであります。先ほど私、巡回バスやレンタルサイクルなどの足の提供というふうにして発言をいたしましたので、巡回バスやレンタルサイクルのサービスというふうに訂正方をよろしく、議長お願いします。申し訳ございません。

それでは、カンモレー市場につきまして御答弁を申し上げます。毎週金曜日の午後に開催しておりますカンモレー市場・金曜市は市場の活性化と空き店舗利用の観点から、今年2月からこれまで30回開催いたしております。かつて島の台所として賑わった市場に少しでも活気を取り戻すべく、出展者や既存の店舗で構成されるカンモレー市場実行委員会の皆さんが、ライブなどの集客イベントを含めて熱心に取り組んでおられます。

現在、観光客の皆さんにイベントへ参加をしてもらうために、奄美エフエムでラジオコマーシャルを放送し、奄美観光受入連絡協議会の会員の皆様に対し、事務局を通じまして広告のメールを出しているほか、市内のホテルにつきましては、毎週チラシを配布しております。夏場は少人数ではありますが、観光客がお見えになっているようでございます。

11月1日、来月の1日でありますけれども、大型船の寄航時のツアー内容にカンモレー市場が組み込まれる予定になっており、観光客の皆さんに市場を楽しんでいただくよう実行委員会のほうで準備を進めているとのことでございます。また、今後の広報戦略につきましては、実行委員会にお話を伺いましたところ、市場だけでなく永田川沿いの店舗を含めた周辺エリアが持つ奄美らしく懐かしい魅力を伝えるべくイメージポスターを製作し張り出すということなど計画しているところでございます。

なお、先にお話しました市民ワークショップにおいて、市場の活性化策についても活発な御意見をいただいております。今後、市場が市民や観光客にとって魅力ある場所になるよう、市としての取組に反映していく考えでありますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。時間がないので次に進まさせていただきたいと存じます。

続きまして、カヌー合宿誘致についての質問であります。

現在、奄美大島において、カヌーやシーカヤック競技をはじめ、祭りごとの舟こぎ競争、またマングローブ内散策など、さまざまな舟を使用した大会などが各地域でおきまして、毎年多数開催されております。瀬戸内町で行われていますシーカヤック大会におかれましては、大島郡島内より400名を越す競技人口であるとお聞きしております。これは大島郡島内の話です。ただ郡島外のことについてはもっ

と多と多くの方がいらっしゃるということです。また先日、舟こぎ教室も初めて開催され、多くの方が参加されたという話もお聞きいたしました。

また、大島北高校におかれましては、岩元先生という素晴らしい指導者が赴任されており、皆様も御承知のとおり、ここ奄美から高校生の全日本大会で優勝経験もある、またジュニア代表入りをして、全国で世界で大活躍をしている大島北高校3年生の栢木（はしき）君という生徒がいます。先日、今年5月に行われましたスロバキア大会においては、8位という素晴らしい成績を残しています。このことは本人関係者だけではなく、私たち奄美に住む人間といたしましても大きな誇りであると強く感じているところでございます。さらには、岩元先生をしたって全日本クラスの選手がここ奄美に練習に訪れているというのもお聞きしました。

そこで、日本カヌー連盟より参考資料をお取り寄せしたところ、日本代表、日本ジュニア代表の選手団が12月ごろ、沖縄経由で合宿を行っているようであります。さらには、各大学においても7月、8月そして3月に大掛かりな合宿が行われているとのこと。カヌー合宿を奄美市として誘致することができたら、毎年各地域に行われています各大会におきましても一層の盛り上がりを見せることはもちろんのこと、新しい大会の開催などに及ぶ波及効果や経済効果にも必ずつながることだと感じます。そしてこの肝心の合宿地ではありますが、大島北高校の岩元先生によりますと住用町の内海が合宿地として大変適しているということでもあります。いつでも練習できる環境であり、宿泊施設もあり、市街地からも近い面、その他いろいろな面からみてももう少し施設整備をすれば、十分全日本クラスの選手団の合宿地としても十分通用するということでもあります。

施設整備面では以前、城地域のサーフィンに関する施設整備の面がお話されたと思います。サーフィンとカヌー、共に奄美の資源を利用したスポーツであります。この二つの施設整備を両方が使用できる場所を整備すれば一石二鳥であり、費用も少なく住むことにつながると感じます。各合宿地において、選手団はオール1本で合宿地に向かわれているようでありまして、その舟は合宿地が用意しなければいけないわけですが、これは連盟によりますと、カヤックシングルK-1という舟とカナディアンシングルC-1という舟が必要であるということです。これを計算いたしますと、K-1という舟が10艇、そしてC-1という舟が5艇、それを連盟で見積りをしていただきました。すると、約600万円という金額が返ってきたわけですが、金額的には大きな額であるとは感じますが、先ほども述べましたとおり、奄美市として波及効果、そして経済効果、さらには費用対効果に必ず結びつくことだと私は感じます。

また、奄美の子どもたちは各スポーツにおいて活躍しております。しかし、よく離島のハンデという言葉も耳にいたします。この奄美の持つ資源を生かして、子どもたちの才能を引き伸ばす可能性も十分あり得ると私はこの合宿誘致に感じます。市としての御見解をお示し願います。

産業振興部長（赤近善治君） お答えいたします。現在の合宿誘致の取組としましては、行政と民間で組織しております奄美スポーツアイランド協会を中心としながら、陸上競技、野球競技を中心にダイレクトメールの発信や陸上競技大会に直接出向き、合宿誘致に力を注いでいるところでございます。スポーツで癒す島という、スポーツアイランド構想をさらに充実させるために、新たな競技の誘致は必要と考えているところでございます。住用町の内海が温暖な気候や静穏度の高さなどから、カヌー合宿の適地と考えております。しかし合宿を誘致するには、ただいま議員からお話がありましたとおり、カヌーの購入代金やその他の附属施設の建設等に投資が必要となってまいります。今すぐというわけにはまいりませんが、他地域でのカヌー競技の現状なども調査し、今後の可能性について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

10番（竹山耕平君） 分かりました。是非ですね、この奄美のもつ大きな資源を利用した、このような合宿を呼ぶことができたらすね、もう本当に子どもたちのこれからのスポーツの可能性も大きく伸ばせると思います。是非、前向きに御検討をお願いしたいと存じます。

次の質問に移ります。続きまして、土木行政についての質問についてです。

まずは、工事発注時期についての質問です。奄美市民の生活を支え、経済を潤し、そして台風をはじめ自然災害の多い地域において早急な対応を取っていただき、生活基盤の整備などの面から見ても、この奄美においても建設業は基幹産業の一つではないかと言いきえるのではないのでしょうか。近年の社会資本整備事業予算削減に伴い、予算ではピーク時の約3割から4割まで落ち込んでおります。このような要因が会社の倒産や市民の島外流出、若者をはじめ多くの方が働く場の確保が困難になるなど、奄美市の運営面においても深刻な問題となっているように感じます。

調べたところによると、県の毎月の倒産業種を見ましても、ほぼ毎月で、建設業にかかわる業種が高い件数で発生しております。奄美市においても同じ状況であります。県全体での1年で見ますと、建設業または建設業にかかわる業種の企業倒産は業種全体で約50パーセントを超えております。この数字はこれからまだまだ更に増加するであろうと、業界以外からも強い懸念が生じております。

近年の入札参加資格の内容変更や入札時の技術者の適正確保などの条件と、更には雇用保険制度が毎年改正されております。会社にとっても労働者にとっても不利になる改正が続いております。労働者は本来、年間を通し同じ会社で働くのが当然の権利であると思います。しかし、社会資本整備事業の減少や不景気による民間工事の減少の影響で、まず1年間を通し、仕事がある状況ではありません。このような場合、これまでは雇用保険を活用し、仕事が出始めたころに会社に戻るといった形が一般的ではありましたが、雇用保険制度の改正に伴い、このような場合、労働者は同じ会社に戻れない可能性もあります。今後も雇用保険制度の改正は、今年、来年度確実に行われる予定であります。

その後はどうなのか分からないという答えもいただきました。建設会社入札参加資格を得るために、また入札に有利になるために、さまざまな自社努力や社会的貢献なども積極的に行っております。近年では品質管理を重視したISO9000、また環境対策を重視したISO14000、市もただいま推進をしておりますエコアクション21などにも建設業は多く取り組んでおります。エコアクション21は世界遺産登録を目指す地域ならではの、環境に対して取り組むこれからの資格であります。そのほかにも各地域において、各会社、各団体が清掃ボランティアなどを積極的に行っており、奄美市としても入札時期がある一定期間に集中するのではなく、入札時期の分散や発注の前倒しができる物件の早期発注など、国の法律が変わっているのですから、奄美市としての柔軟な対応を取っていただく必要性を強く感じております。奄美市としての御見解をお示しください。

企画部長（塩崎博成君） それでは、工事発注時期の対応についてお答えをさせていただきます。

社会経済情勢の変化に伴い、建設業界を取り巻く環境も大変厳しいものであると認識をいたしております。建設業界においては、公共事業費の予算削減による公共事業の発注件数の減少、また景気の低迷等による民間における受注件数の減少、工事受注後の工事資材の高騰による影響などが憂慮されております。さらに市内大手同業者の倒産による関連会社や下請業者、製品納入業者への影響など、非常に厳しい状況下にあると認識をいたしております。

雇用保険法につきましては、改正が被保険者の一本化を図り、循環的な給付や安易な離職を防ぐ内容となっており、その結果再雇用の給付額などにおいて事業主や労働者にとっては厳しい内容となっております。

御質問の工事発注時期につきましては、市のホームページで「平成20年度建設工事発注見通し予定表（第1回目）」として発注担当課ごとに公表を行っております。工事発注見通しは年度当初において、各発注担当課で工事件数、金額の平準化に努める一方、早期発注等を考慮して作成をしており、発注計画に基づき入札執行に努めているところでございます。ちなみに平成20年度の工事発注状況につきましては、4月から8月までの発注件数は58件でございます。これは全体の発注件数に対しまして、36.3パーセントとなっております。前年度と比較をしてみますと前年が34件、全体の発注件数に対しまして19.5パーセントとなっております。そのようなことから、早期発注に努めていることは御理解をいただけるものと存じます。また平成19年度からの繰越事業も31件ございまして、4月から継続

して工事を行っており、工事の平準化につながっているものと考えております。公共事業の発注時期につきましては、補助事業との関係から若干の制約がありますことから、御理解をお願いいたします。引き続き、可能な限り早期発注、工事の平準化に努めてまいりたいと考えております。

さらに、本市に指名願いを提出する建設業者においては、経営事項審査を受けることになっており、評価点アップにつなげるため、各社各様の自助努力を行っており、格付けに際し繁栄される場合もあります。鹿児島県の平成21年度建設工事入札参加資格審査申請においても、新規項目といたしまして、CPDS（継続学習制度）やエコアクション21などの取得状況、新規学卒者数・消防団員数の記載事項が設けられておりますし、今後は当局においても環境に関する取組や地域とのつながり方、ボランティア活動実績、技術者の継続教育などについての評価も加点する時代を迎えつつあるものと考えているところでございます。

10番（竹山耕平君） 分かりました。ただいまの答弁の中で、早期発注に努めているということなので、また雇用保険制度の改正などもこれからもどんどん改正が進められていきます。是非ですね、毎年1年間を通して仕事があるような状況を作っていただきたいと存じます。

次の質問に移らせていただきます。

続きまして、下請セーフティネット制度についての御質問です。

この制度は、国土交通省が前払い金制度と併せて工事施工資金調達手段となるべく力を入れているものであります。この下請セーフティネット制度、請負業者はもちろんのこと、下請業者をはじめ、協会会社への大変重要な救済措置制度であると強く感じます。また、県の経営事項審査評価のアップにもつながるということをお聞きしました。しかし、まだまだ多くの問題も残されていると感じます。それは、この制度を活用できるのは、事業共同組合に加入している会員であること、または準会員であることが基本となっております。この場合、会社の運営面が厳しく、本当にこの制度を活用したい業者さんが活用できない可能性がございます。この件につきまして、市としてどのような御見解なのかお示し願います。また、現在、奄美市には入札参加資格の届出を行っている業者数、組合に加入している会員、準会員の数までお聞かせ願います。

企画部長（塩崎博成君） それでは下請セーフティネット債務保証事業制度について、お答えをいたします。

市の発注する公共工事を受注・施工している中小・中堅元請企業が市の承諾を得て、当該未完成工事に係る工事請負代金債権を事業共同組合に譲渡をすることにより、同組合から運転資金を調達することができる制度、これが下請セーフティネット債務保証制度でございます。事業共同組合が金融機関から融資資金を調達をする際に、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うため、中小・中堅元請企業へ低利な運転資金を提供するとともに、下請業者への支払い期間の短縮と条件の改善を図ろうとする目的もございます。

先ほどその正組合員、準組合員が何名かということですが、正組合員数が23組合員でございます。そのうち奄美市の正組合員数が14組合員でございます。そしてその中に更に準組合員数が1組合員でございます。奄美市の準組合員数も1組合員ということでございます。

奄美市へ入札参加資格の届出をされている業者が154業者でございます。

10番（竹山耕平君） ありがとうございます。ただいまの答弁によると、この業者数、または会員数、準会員数を除けば、約140社近い会社がこの制度を活用できない可能性がございます。是非ですね、この対応策を練っていただきたいと、検討していただきたいと思います。

続きまして、この制度は工事出来高80パーセントにおいて、この下請セーフティネット制度を提供できるということですが、80パーセントですとほとんど工事が完成に近づき、工事金の前払い程度にしかならないと思います。県の制度では工事出来高50パーセントで適応されており、また全国市町村

平均では工事出来高60パーセントでの適応というふうになっております。

奄美市としても、理想は工事出来高鹿児島県と同じ50パーセントではございますが、せめて全国平均の工事出来高60パーセントでの適用が強く望まれています。是非この御見解をお示ください。

企画部長（塩崎博成君） お答えをいたします。工事進捗率の設定につきましては、県工事においては確かに50パーセント以上ということで設定をされているようでございます。財団法人建設業振興基金の調査においては、全国では80パーセント程度が多いということのようでございます。この場合でも50パーセントという率で設定をされておりましたも、出来高が80パーセント程度の申請が多くなされているという状況のようでございます。

そのようなことから、本市につきましては同事業の導入が初めてということでもございまして、当該工事が完成に近い状況で、利用状況等を検証をすることも必要であると考えており、工事進捗率を80パーセント以上と設定をした経緯がございます。

工事進捗率の引き下げにつきましては、まずは、今回創設した制度の定着を図る必要があるということを考えておりました、工事進捗率80パーセント以上での利用状況、導入効果等の実績も踏まえながら、必要があれば見直しを含め検討すべきものと考えております。

10番（竹山耕平君） 分かりました。私もちょっと勉強不足の面もあり、数字が間違っているところもあったとは思いますが、是非ですね、この工事出来高80パーセントを今年初めて導入していただき、そしてまた今後柔軟に対応できていただければと存じます。

次に、単品スライド条項の質問であります、すいません、時間がありませんので、本当に申し訳ありませんが、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、新聞を読んでという質問ではありますが、1番の振り込め詐欺についてお話させていただきたいと思います。

今年、全国的にも過去最悪ペースで急増しているこの振り込め詐欺、全国ではこの上半期において167億円にも上り、また奄美警察署管内においても7月8月だけにこの事件が集中し、被害3件、未遂7件の10件起こったということです。しかも被害額が1,100万円以上ということで大変問題になっていると思います。しかもこの事件、偶然かもしれませんが共通点があります。それはすべて市内にある同じ高校を卒業した子どもを持つ親御さんということです。個人の情報が漏れている可能性も否定できないと考えます。保護者会や同窓会などの注意を呼びかけることも十分必要であると考えます。

この絶対に許すことのできない悪質な事件、警察や各金融機関が連携や広報や毎日の指導の中で職員に注意を呼びかけております。また、広報車を利用した呼びかけなどを奄美市としても行ってもいいと、私はそう思います。その広報車を利用した呼びかけを行っている自治体は、鹿児島県にはないということでもあります。また、奄美市がひとつの事例を先駆けて作ってみてはどうかとも私は考えます。是非、市としての見解をお示ください。

市民福祉部長（福山 治君） それでは、振り込め詐欺の件につきましてですが、先ほど御質問の中でいろいろ件数とかそういうことはありましたので省略させていただきますが、広報のその件につきましては、保護者・同窓会等への注意を喚起を促していきたいと、各同窓会の事務局等に対してそういう呼びかけを検討してまいりたいと思っております。

それから関係機関との連携をとりながら、情報の共有化を図り、そして議員提案の件も含めてあらゆる広報媒体を活用いたしまして、未然に防止ができるようさらに頑張っていきたいと考えております。

議長（伊東隆吉君） 以上で、奄美興政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）



議長（伊東隆吉君） それでは、再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党の関 誠之でございます。

今年は「ミャンマー・サイクロン」「中国四川大地震」「岩手・宮城内陸地震」など、大きな災害が発生しています。また、今から８５年前の１９２３年、大正１２年９月１日に発生した関東大震災は、マグニチュード７．９の地震や台風、津波、土石流などによる複合災害で、住宅の全壊１２万８、２６６戸、住宅の半壊１２万６、２３３戸、住宅の焼失４４万７、１２８戸で最も悲惨だったのは火災の被害といわれています。この教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えも含め、国は１９６０年９月１日を防災の日と制定いたしました。

また、本日は９月９日、救急の日でもあります。市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、自治体の基本的な使命であります。

そこで平成１８年度に策定されている奄美市地域防災計画を検証することにより、平常時の予防対策運用はできているか、災害時の応急復興対策実施時に適切な運用ができるのかを明確にし、この計画が実効性あるものとなるようお願い、通告に従って順次質問をいたします。

当局におかれましては、簡潔に分かりやすくお答えくださるようお願いを申し上げます。

それでは、安心・安全のまちづくり危機管理体制について、御質問いたします。

まず、第１点目の防災情報システムの整備はどうなっているかについてです。奄美市地域防災計画で災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災害対策本部が的確に指示等を行うため、災害情報システムの検討を行うとなっているが、検討を行った結果はどういう結論を得たのか、御答弁ください。

次回の質問からは発言席よりさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 防災情報システムの整備について、お答えいたします。

台風などの災害が発生し、または発生が予想される場合、災害情報等が錯綜してしまう可能性があります。そのための各種防災情報システムを整備し、住民や関係各機関とのネットワークを構築しなければなりません。

現在の奄美市の状況としまして、各関係機関との連携により、災害対策本部への情報の集中を図っているところでございます。県と消防組合と各市町村下で整備されております防災情報ネットワークシステムの活用と、各支所への情報連絡及びそれぞれの災害に応じての住民への呼びかけを行っています。流れとしましては、台風などが接近する場合において、国や県、または地域からの防災情報や気象情報が市の情報連絡窓口へと伝えられます。その後関係機関への連絡と同時に、防災無線や広報車を活用し、住民への周知を図っているところでございます。

次に、災害発生後についてでございますが、避難所での安否情報や災害による被害情報等を正確に対策本部に伝えることが重要となります。現時点では、市の職員による避難所への配置や、被害情報調査を行っており、情報の管理を行うことで現場の混乱を抑えていくところでございます。また住民にいち早く情報を伝えるためには、３地区統合して本庁から一斉に情報を流す必要がありますので、今年度中に防災無線の統合及び緊急時の情報を瞬時に送受信できる、全国瞬時警報システムジェイアラートの整備を図り、あらゆる災害時にも対応する情報システムの構築を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

１４番（関 誠之君） 先ほど言いましたこの奄美市地域防災計画ですれども、１８年度に策定をされて

おるようでありますが、今、部長の言われました災害情報システムというのは、ただその防災無線で流せばいいと、その状況を流せばいいということだけじゃなくて、先ほど自らおっしゃいましたその安否の情報、そういったものや、例えば罹災の情報、死亡者が出た場合、そしてその人の住所やその家族のいろんな状況とか、罹災状況、いわゆる建物がどういうふうな状況になっているのか、そういったものを日頃からピシッとデータベース化して、いざというときにはどこの何番地のどの建物にだれだれが住んでおってというのがこのシステムじゃないかと思えますけれども、その辺のものと生活支援情報、いわゆる行政が災害が起こった場合に義援金の支給とか仮設の住宅入居とか、倒壊家屋の処理をどうするかとか、そういったものを含めて、初めてこの防災情報システムと言われるのではないかと思います、そこがこの物によりますと整備のための検討を行うと書いてあるわけですから、その検討の結果がどうなったかということをお聞きたいと思えます。

総務部長（福山敏裕君） 現在、市におきましては情報システムの導入なども予定しておりますが、その中で検討もされていくものと思えますが、防災情報システムと言いますのは、災害や防災に関する情報伝達に迅速に的確に伝えるためのネットワークのことでございます。

先ほどお尋ねのありましたその安否状況などにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、情報などにつきましては、現在避難所等で入力を行い、各関係機関等ですぐにその情報が引き出せるようなシステムはできないかとの御質問でございましたが、まだその点につきましては構築をされていない状況でございます。実際状況などの、建物の被害等につきましては、台風などで災害発生した場合には、家屋等の被害が予想されますので、市の職員が市内全地域を回りまして、状況把握を行っているというのが現状であります。

生活支援状況につきましては、各支援情報の管理や伝達手段のためのネットワークもまだこれは整備されていない状況でございますが、住民から情報が入手できることが必要と考えておりますので、スムーズな情報のやり取りができるシステムの構築について、検討を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

14番（関 誠之君） 平常時の予防対策として、平常時でできることは平常時にやっておくと、そのことが非常時のときに役立つということですから、是非今言われたことを具体的に検討を進めていただきたいと思えます。

二つ目の、災害時要援護者の避難プランを作成し、災害時要援護者の避難支援に努めるところにありますがけれども、災害時要援護者避難プランは作成されているのか。作成されているとすれば概要をお示しいただきたいと思えます。

福祉事務所長（大井進良君） 災害時要援護者避難プランでございますが、正直申し上げましてこのプランは現在できておりません。このプラン作成に関しましては、総務の防災担当部局、これを中心にしまして、国の避難支援ガイドラインを踏まえ、関係各課及び関係機関と連携をとり、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

14番（関 誠之君） 作成されていないということでありますから、私の意見を述べて是非具体化するようにお願い申し上げたいと思えます。

一人暮らしの老人、寝たきり老人、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、視覚障害者、外人等、こういった要援護者についてですね、伝達体制、それから避難の指示の体制で地域ぐるみの今度は避難の誘導体制、災害時の実態に合わせた避難所の、いわゆる健常者でないわけですから、普通の体育館とかそういったのでいいのかどうか、そういったものも含めて具体的に、速やかに作成をお願いを申し上げたいと思えます。

3番目の、住民への被害状況や避難難、生活支援に関する情報を迅速、かつ的確に提供し、住民から

の要望・相談を広聴する体制，方法を確立するとあるが，確立した体制・方法をお示しをいただきたいと思っています。

企画部長（塩崎博成君） 住民への被害状況，避難生活支援に関する情報等の広報，広聴体制の確立についてでございます。

災害時における住民への広報，広聴体制につきましては，台風接近が予想される場合や大型地震発生などの災害の際には，主に防災行政無線での広報に努めていますが，特に台風接近時は防災行政無線が聞こえにくいとの市民の意見もあることから，広報車を巡回して安全対策の呼びかけと情報提供を行うとともに，状況によって避難場所や危険箇所の広報も行っているところでございます。

14番（関 誠之君） 防災無線が聞こえにくいと，自らお認めになっておりますが，川内市あたりは個別にスピーカーを設置をして，その情報を的確に伝える努力をしているようですけれども，そういったものも含めてケーブルテレビ，地域のエフエムの放送，地域メディアですね，これを活用するとか，視覚障害者に対する音声文字の情報をどうするかとか，また情報通信ネットワーク，いわゆるインターネット，メール，このあいだ宇検村がやっておりましたけれども，そういったものの活用，特に交通遮断をされて孤立する集落も出るのではないかと，これによると一番なのは山間辺りがあの道を寸断されますと，孤立集落になるというふうに書いてございますけれども，そういったところにどう情報を伝えていくか，手話通訳，先ほど言いました外国人登録も100数十名おりますので，そういった人たちの援護もどうやるか，そういうことも含めてですね，お考えを是非，具体的にこの12月あたりにまたお聞きしますのと言っておられません。災害はいつやってくるか分かりませんので，是非そういったことを頭に頑張っていただきたいというふうに思います。

4番目の備蓄の関係でありますけれども，いわゆる食料品，飲料水，生活必需品等の備蓄物資の備蓄計画では事業所，住民等はおおむね3日分に相当する量を目標として備えるというふうにこの冊子には書いてありますが，どのように周知徹底をされ，また流通在庫備蓄応急対策従事者のための備蓄は，どのようにされておるのかお答えをいただきたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 備蓄物資計画の中の事業所・住民等による備蓄の周知徹底でございますが，住民が常日頃から備蓄に対する意識を高めることが必要なところでございますので，最近では6月号でございましたが，広報紙等で周知に努めております。さらに奄美市のホームページ，防災無線，それからエフエムラジオ等の活用も考えられるところでございますので，防災担当部局を中心に今後，広報活動による備蓄についての啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に，流通在庫備蓄，それから協定の締結による備蓄調達でございますが，住家の罹災及びライフプランの寸断等により，食糧の入手が困難になることも想定いたしまして，市内の流通業者，これはスーパー等でございますが，それから農業共同組合らと連携を密にし，さらに協定の締結を行い，災害時における市民の食糧及び生活必需品の確保に備えてまいりたいと考えております。

次に，応急対策従事者のための備蓄でございますが，災害が甚大な場合には，市が災害ボランティアの窓口になりまして，受付登録を行い，市社会福祉協議会に引き継ぐことになっております。ボランティアの活動に必要な食糧及び物資に関しましては，社協のほうで平成20年度に作成しました福祉救護ボランティア活動の中に示してございますので，これと連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） 確かに6月号の市政だよりには防災の関係が出ておりますけれども，一生懸命広報をしているということは分かるんですが，少し内容をですね，踏み込んで，また避難場所の字が小さいんですね。もうお年寄りも含めてなかなか見づらいというのもありますので，そういったことも少し配慮してやっていただきたいということと，応急物資はこの間9月1日の日にLPガスさんとやったとい

うことでありますから、まだこれが最初じゃないかというふうに思っておりますので、いろんなコンビニエンスやそういったところも含めてですね、この応急物資の供給協定をされるようお願いをしておきたいと思います。

5番目にし尿処理の対策について、一番大事なこの仮設トイレの確保について必要とされるわけですが、当然数量及び備蓄場所について、具体的な備蓄計画の策定に勤めるというふうになっておりますが、策定結果をお示しをいただきたいと思います。また、し尿処理の作業清掃班と言いますか、そういったし尿処理の後始末をしなければいけないけれども、そのようなことはどうなっているのかお答えをいただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 仮設トイレの確保について、お答えをいたします。

震災時には上下水道の被災により、水洗トイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じることが予想され、特に多くの被災者のいる場所に対し、仮設トイレ等の早急な設置が必要となります。避難所にはさまざまな人が集まるため、トイレ問題は深刻であり、高齢者・障害者等にも配慮したものを確保しなければならないと考えております。また、水道の止まってしまった被災地のトイレ事情を予測すると、トイレの価値は設置の迅速さにかかってくるものと考えています。

現在、把握している市内リース会社保有の仮設トイレは約50基あるとのことですが、この50基を迅速に設置し、なお不足が生じるときは自衛隊等の救援を考えなければならないと考えております。

14番（関 誠之君） 50基ということですから、恐らくこれでは少ないんじゃないかというふうに思いますので、本当にどれぐらいいいのか、災害になったときに。そういったことも試算をしてですね、あとの自衛隊も含めてどうするのかを早急に体制を確立していただいて欲しいと思います。

それと答えはいりませんが、給水、水の体制についても併せて体制を取っていただきたいというふうに思います。

1項目の最後になりますが、このような自主防災組織、いわゆる災害の時は自主防災組織というのが一番大事だと思っております。要するに災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという、地域ぐるみの住民の自主的防災組織が大変重要であると考えております。このようなことで、自主防災組織の育成、組織づくりはどのように行われているか、奄美市の現状はどうなっているかお答えください。

総務部長（福山敏裕君） 自主防災組織づくりはどのような現状になっているかについて、お答えいたします。

自主防災組織は、災害対策基本法におきまして「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めるよう規定されております。奄美市では、地域の実情に応じて、自治会、町内会、集落などを単位とした自主防災組織の結成を進めているところでございます。

具体的には9月1日現在の奄美市におきます自主防災組織率は全体で26.2パーセントとなっており、鹿児島県の平均約60パーセントに対して大きく下回っている状況でございます。地区別で見ますと、名瀬地区が15.7パーセント、住用地区が41.3パーセント、笠利地区が88.3パーセントとなっており、名瀬地区の組織結成がなかなか進まない状況にあります。この原因として考えられますことは、町内会自治会の組織率が低いこと、また特に中心市街地におきましては高齢化の進行が著しいことなど、大変厳しい状況下にあります。この高齢化の課題におきましては、早晩、住用地区や笠利地区の農村地区の集落にも押し寄せることが想定されますので、市民協働等の観点を含め、自主防災組織の育成強化のため、どのような対応策があるのか検討をしてみたいと考えております。

14番（関 誠之君） 市長にお尋ねをいたしますが、このような議論を聞いてですね、防災情報システムとか備蓄の問題、そしてまたこの自主防災組織の問題、非常に立ち遅れておるように私は受けて感じ

ましたけども、市長の感想とこれからの方向性、決意があれば少しお聞かせいただきたいと思います。

市長（平田隆義君） この自主防災組織の組織化も含めてですが、市民がいわゆるお互いに助け合うという精神、このことについては私はある程度認識はしているんだなという思いがします。ある自治会においては独居老人、それから身体に弱い人たちの住居のマップを作ったりとかいうようなことを進めたりしているところもある。ただ全体的に見て低いということは言えるんじゃないかと思います。

それからハード面については常にこのことはもう念頭に置いているところです。市街地のいわゆるライフラインの確保、それから通信関係の問題、そしてそれを支える人間の組織の問題、こういった点も常に議論もしておりますし、対応をしていかなければならないということを申ししているところですが、なかなかそれが実現に近づかないということでもあります。特に、情報通信網について等もかなりの投資を必要とするということなどもあって、頭の痛い話でもあるわけです。しかしそうは言ってもやっていかなきゃならない大きな課題であるという認識は持っております。

14番（関 誠之君） 是非、市民の生命、身体及び財産を保護することは、自治体の基本的使命でございますので、今、市長の言われたとおり、日々努力をしていただきたいと思いますということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

指定管理者制度についてでございます。指定管理者制度は、民でできることは民でという規制緩和の一環で出されたものであり、従来の地方自治法管理委託制度を改正をし、公の施設の管理を民間企業や市民団体にも担えるようにする制度で、民間の活力や市民参加、自治体の財政負担の軽減が図られる反面、管理責任が不明確、議会が予算・決算などに関与できない、経営破たんなどによる指定管理者の撤退・廃止など、多くの問題を抱えていると思われます。

本市では、来年の21年3月には約20余りの施設が2巡目の指定になるということです。そこで、現行の問題点と2巡目の指定対策等を明らかにし、奄美市における指定管理者制度が真に公共サービスの維持・向上の一助となるよう順次質問をいたします。

はじめに、指定管理者導入施設の現況についてお示しをください。

企画部長（塩崎博成君） それでは、指定管理者施設の現況についてでございます。

9月1日現在、126の施設に指定管理者制度を導入をいたしております。その内訳といたしましては、名瀬運動公園や太陽が丘総合運動公園、大浜海浜公園などのレクリエーション・スポーツ施設が6施設、農林水産物直売所や木工芸センターなどの産業振興施設が14施設、ふれあいパークや都市公園などの基盤施設が42施設、奄美振興会館や名瀬公民館、各地域の集会施設などの文教施設が58施設、港町児童福祉センターや老人福祉会館などの医療・社会福祉施設が6施設となっております。またそのうち、公募により指定管理者を選定した施設は52施設、指名により指定した施設は74施設となっております。

14番（関 誠之君） そこで、公募と指名とありますけれども、その基準はあるのかどうか示してください。

企画部長（塩崎博成君） 原則、公募ということになっております。ただし、公募によらない理由という部分が規則の中で規定がされておまして、その内容につきましては専門的、または高度な技術を要する法人その他の団体が客観的に特定をされる場合ですね。また地域の人材活用、雇用の創出等合理的な理由が認められる場合、現に公の施設の管理委託を行っている施設にあって、当該施設を管理している者が引き続き管理を行うことで、当該公の施設の安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できる場合については、公募によらない選定理由ということで位置づけがされているところでございます。

1 4 番（関 誠之君） 二つ目の、担当課は指定管理者の業務報告に基づいて、業務の実施状況及び管理状況の確認は、どのように行われているのかお答えください。

企画部長（塩崎博成君） 担当課につきましては、基本協定書に基づき月ごと、若しくは年度ごとの事業報告書を受け、業務の実施状況や施設の管理状況を把握いたしております。また指定管理施設を巡回をし、管理状況の確認等に勤めており、その際気づいた点やその他市民から苦情・要望等があった場合には指定管理者と連携をして、問題処理に取り組んでいるところでございます。

1 4 番（関 誠之君） 指定管理者で協定によると1年に1遍はこの報告を出さなきゃいけないというふうになっていると思いますけれども、事業報告はないというふうなところがあるやに聞いておりますけれども、そういったところはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 現時点におきましては、全施設報告がなされているというふうに聞いております。

1 4 番（関 誠之君） それでは、そういった中でですね、現場の実施調査というふうに書いてありますけれども、そういったのがあったのかなかったのか。どれぐらいの施設に、現場に入って実際業務とですね、その報告書ときちっと照らし合わせたのか、そういったのがあるかないか、あったらどういうところがあるかということ。

企画部長（塩崎博成君） 公園等におきましては担当課が直に現地に入って調査をしたり、あるいはまた市民からのいろいろな苦情等があった場合には管理者と連携を取りながら対処をいたしているということで聞いております。

1 4 番（関 誠之君） 苦しい答弁ありがとうございます。そういった公園とかはですね、日頃その指定管理者が回っておるわけですから、そういう中で報告を受けて、それぞれの担当課が現場行く時にそれを見ておればいいと思うんで、私が申し上げたのは業務内容についてね、いろんな問題点が出てると思うんですよ。

次の質問でございますが、次の3と4については関連いたしますので、併せて質問させていただきます。

指定団体の評価制度についての質問です。

現在、指定管理者となっている施設に対する評価制度、いわゆるどのようなモニタリング評価が行われているのか。また、公募選定時における指定管理者候補の評価、モニタリングについてもお示しをください。

あわせて、4番目の再指定の方針や基準についてどのような検討がなされているのか、その点についてお答えください。

企画部長（塩崎博成君） それでは指定団体の評価制度並びに再指定の方針や基準について、お答えをさせていただきます。

まず、指定管理者制度による指定団体の評価の在り方につきましては、選定前においては、公募を対象とした施設については、応募者を公平・公正に審査・選定をするため、民間の有識者を含めた指定管理者選定委員会を設置し、評価を行っております。また導入後の評価につきましては、本市行政改革大綱実施計画集中改革プランに基づき、今年度から監査委員による監査の対象施設として位置づけていただいております。今年度は3団体を予定いたしております。

さらに、指定管理者の再指定に関する方針や基準につきましては、平成20年度末に1期目の指定期

間終了を迎える施設が24施設ございます。指定管理者の再指定に向け、現在検討作業を行っているところでございます。

今後、更新または公募の選定に際し、指定管理者制度を導入した事業効果や自主的活動による集客効果、利用者満足度等を評価することに加え、指定管理者の財務状況等も評価を徹底するなど、公募または指名の判断をより明確にできる体制を目指してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） その管理者団体評価についてですけれども、具体的に挙げますと末広駐車場、屋仁川駐車場、奄美体験交流館を指定期間中にですね、協定の中断といいますか破棄といいますか、そういったものが行われる予定と聞いておりますが、屋仁川駐車場は9月30日でということで、予定と申し上げましたが、そういったその途中で辞めるこの理由はなんなのかちょっと、駐車場と交流館。

建設部長（平 豊和君） 屋仁川駐車場につきましては、経営が赤字とする指定管理者の辞退の申し出により取消をしたものでございます。

産業振興部長（赤近善治君） お尋ねの末広駐車場につきましても、屋仁川駐車場と同じく経営状況が悪化ということで、辞退届けが出たところでございます。

教育部長（里中一彦君） 奄美体験交流館につきましても辞退の理由につきましては、系列会社本体の銀行取引停止処分となったということ、そして市民の皆様にも、また市に対しても影響を及ぼす可能性があるという判断したためということが理由となっております。

14番（関 誠之君） この駐車場については、赤字であるからその中断をするということについて、非常に疑問を感じております。私の意見からですね、指定管理者というのはやはり民間の商行為にこれはどんどんできると、いわゆる商業をベースとして経営ができるというまでに移す、いわゆる公的な特例であって、そして第3セクターを含めてやっている。そして今の指定管理者、それから本当の民間というような順序で、国鉄が民営化されたような、国鉄でやっててというようなことだというふうに思っております。それは、民間であれば立ち上げ資金やいろんな金を自分で用意をする。しかしながら指定管理者は公的な資金をつぎ込んだ施設をただ管理運営という意味のものを引き受けていると、協定で。ですからこの駐車場について赤字だから駄目だというようなことであればですね、じゃあ儲ける所だけやって、儲けなければ市に返して直営にしましょうというようなことが非常に問題になるのではないかと思います、この点についてどのように考えるのか、お聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 駐車場等につきましても、これは21年度指定に向けて、これからいろいろ指定の在り方について見当をしていくわけでございますので、その中でこれまでの問題点等も洗い出ししながら、どのような方向性での指定の在り方が望ましいのか、その辺についてはこれから検討をしていきたいと考えております。

14番（関 誠之君） 苦しい答弁、本当にありがとうございます。私が言っているのはそういうことではなく、やっぱり駐車場という経営の在り方が本当に指定管理者に合うのかどうか、その辺も含めてお考えをいただきたいと、先ほどから申し上げてますが、その要するに公で造った建物ですから、その分市民の財産を、税金を使っているわけですね。指定管理者にする、ある程度純利潤がでるのはいい。しかしこの利潤というのは市民に返していかなければいけない。だから、逆の言い方になるかもしれませんが、そんなに多く指定管理を取ってですね、最初から経営が非常に苦しいような状況でいかせていいのかどうか、その辺も含めて御検討をしていただきたいと、そういう中で指定管理者の問題点について、もう2年が経過をしてですね、制度の不備や問題点が浮き上がってきたように思われます。

1点目は契約の途中での撤退についての取扱い、2点目は管理者の責任体制、いわゆる契約でなく協定という締結の在り方。3点目はその先の指定管理者の働く賃金労働条件の変化、そして4点目は議会の関与が低くなっている。こういったことが問題点として、私は考えておりますけれども、こういった対策をどのように講じるのかお示してください。

企画部長（塩崎博成君） 議員御承知のとおり、指定管理者制度は平成15年9月の地方自治法の改正に伴い新設された制度であります。民間活力の導入、住民サービスの向上と行政コストの削減も目的として導入された制度でございます。

指定管理者制度の問題点ということでございますが、まず、指定管理者の指定取消が挙げられ、本市のみならず全国的にもその事例が発生をいたしており、取消の理由も施設運営の経営困難による撤退や指定管理者自身の経営状況の悪化による撤退などが主なものでございます。

本市におきましても、当初協定を締結した際、このような事態を想定できなかったこともあり、指定取消の事例が発生をいたしました。が、過渡的ではありますが市の直営で運営を続け、市民へのサービス提供が中断する事態は避けることができましたものの、今後このような事例を未然に防ぐ方策を講ずる必要があるものと考えております。指定管理施設の運用状況のみならず、指定管理者の財務状況の把握に努めるとともに、協定締結に際し履行保証等の条件を付すよう検討を進めているところであります。

しかしながら、この履行保証等については、施設の目的や位置づけによって、その適用方法を見定め、指定管理者への応募意欲の減退とならないよう努めてまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） 大変初めての指定管理者というのは、導入であったわけですから、いろいろ問題点が出てくるのはこれはもうごく当然のことです。そういったことをきちっと総括をしてですね、2巡目の指定管理者制度、これは直営、または指定、公募含めて御検討いただきたいということをお願いをして、この問題について終わります。

時間ございませんので、3番目の奄振についてでございますが、奄振の特別措置法について、09年度の概算要求ということで、この間新聞紙上に出ておりましたが、奄振延長の初年度の予算となるわけです。そしてまた、この奄振の概算要求の目玉として要求しているのは何か、また次期奄振の方向は、奄美市としてどのような柱を基本に取り組むのか。奄振の初年度の予算の要求を、市長が各省庁に、予算は要請行動を行ったということも報道されておりましたけれども、次期奄振の延長の見通しについて、12月にこれ1本でやりたいと思っておりますので、今回は市長のほうに奄振の概算要求の目玉、そして奄振の柱、要求をした感想なり、延長の見通しについてお答えをいただければ十分だと思います。

市長（平田隆義君） 次期奄振に向けてということですが、これまでの5年間の奄振法の基本理念は、これまで不利益と言われたのが有利性に変換できるんじゃないかという発想と、地域の持っている資源を活用して経済を活力を生んで地域の自立を図っていききたいということが基本的な法の骨子になっていると、こう思っております。当然において、それらを実現させるためには、社会資本整備のインフラの整備は当然求められるわけでございますから、従来どおり公共事業を中心の陳情になるということは、従来とはあまり変わらないといわれれば変わらないということになろうかと思えます。

この度の目玉というか、奄美市としての要望の大きな点は「地方卸売市場」の予算がですね、県や国土交通省の担当課のほうで採択の認識を得たと、あとは財務省との折衝になるわけですが、この中央卸売市場というのは、株式会社ですので対象になるかどうか、大変心配をしていたところですが、さっき申し上げたように地域の資源を生かした交流拠点としての位置づけができないかと、と申しますのは、地域における農産物にはまだまだ多くの埋もれた資源になり得るものがあると、これらを発掘して職員として、また日常生活の食糧として拡充できないかということなどを、交流事業の中で取り組むということで位置づけでありますので、その点が大きく評価されたんではないのかなと、こう思っております。

その他のことについては、主に農林省と国土省が中心の公共事業になっておりますので、農業振興の

予算、農業の農林省の予算では徳之島のダムと、沖永良部知名町の地下ダムである農業用水、灌漑用水の確保ということは大きな予算に占めているように受け止めております。私たちの本島においては、国道58号線の改良事業、それから名瀬港の港湾改良計画の推進ということが、大きな計画の推進ということが大きな予算を占めているものと、このように受け止めております。

14番（関 誠之君） はい、よく理解をいたしました。一つだけ要望しておきたいと思います。奄振の関係で私もよく言っておりますけれども、配慮規定、いわゆる非公共事業の今回を見ますと、医療の確保と観光と連帯した農林水産業の振興というのが少し足らなかったのではないかというふうに思っております。そういう中で、もう一つは教育予算、いわゆる教育施設や公共住宅の改修時期を迎えておるといふふうに認識しておりますが、これらの事業をやっぱり国土交通省の一括計上枠として取る。そうすると毎年その枠が決まってくるようですけれども、そのようなこともやっぱり市長のほうで要望・要請をしてですね、財政の健全運営に努めていただきたいということを要望しておきます。また12月に奄振の問題についてさせていただきます。

4番目の島尾敏雄文学碑及び官舎等の保存整備についての質問に移ります。

なぜ今ごろ、急に保存問題が出てきたかということについて、私も大変疑問を感じておりました。調べてみたところ、2003年の県と旧名瀬市の土地建物交換契約の当初から、道路新設にあたり、官舎が道路用地に引っかかるという思い込みがあったのではないかと、そういう中でどうせ解体されるなら、柱の一つでもそういった新築される奄美分館に残そうとの議論がなされていたように私は理解をし、私もまた掛かるのではないかというふうに思い込んでおりました。最近になって道路用地に官舎は掛からないということが判明したようであります。このことは解体するのか保存するのかの結論を導く要因としては、大きな状況の変化であり、今回はそれを踏まえた議論が必要だと考えております。保存後の問題点も多く抱えていることは承知をしております。解体することはいつでもできることと考えられますので、県との契約的な時間制限がある中、まずは保存をしていただき、保存後の問題点については少し時間をかけて、広く議論をすべきではないかというふうに考えております。そこで、端的に質問をさせていただきます。

島尾敏雄文学碑の価値について、当局はどのような認識をしておられるのか、また、その価値を認識しておられるとすれば、文学碑と官舎を残して記念公園的な整備はできないかの二点についてお答えください。

教育長（徳永昭雄君） まず、文学碑でございますが、これは平成5年11月10日の命日の日に建立委員会の手で建立されております。併せまして「顕彰会」ほか4団体とともに、毎年命日に「偲ぶ会」が行われているようでございます。

住宅でございますが、これは図書館職員宿舎として造られたものであります。島尾先生は昭和33年に分館長に就任されまして、昭和40年にこの建物に入られており、50年に指宿に転居されるまで10年間住まわれております。その後、もう転勤されてきた職員の方々が住まわれておまして、この3月までは入居されておりました。その間、家屋の補修、修理、改良工事が数回行われております。築43年を経まして老朽化が進みまして、数箇所が雨漏りもしていることから、新奄美図書館建設に伴いまして、奄美市は県に対し床の間の壁、柱など使える部分はそのまま切り取り、島尾敏雄氏の面影のある部分を少しでも新図書館に移設して、残せるものは残そうと設計をしました。そういうことで、島尾文学碑と住宅が貴重なものであるという認識のもとに立っております。

次に、使用貸借については先ほど関 議員が質問されたことと同様でございますが、今後のことにつきましては、この住宅及び文学碑はこれまでの関係団体の要望、また小俣町自治会からも陳情の経緯もありまして、現在実施されている道路工事が完成し、その後の状況から見て、どのような取扱いをすべきか判断をしなければならぬと思っております。従いまして、現在の私どもの考えとしましては、新図書館へ移転予定の床の間の柱類の移転も含めまして、取り壊し等、手を付けることなく、現状のまま

で残しておこうという考え方を持っております。

また、この件に関しましては、議会のほうにも請願書が提出されていますことから、議会の御意見も賜りたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

14番（関 誠之君） 確認をいたしますが、官舎については現状のまま残しておくということで理解してよろしいでしょうか。

教育長（徳永昭雄君） 道路が完成して、その状況、周景の状況とか、その辺も含めまして、それから今後また検討していくと、どうするかということの検討をしたいと思います。

市長（平田隆義君） 少し補足させていただきますが、名瀬市長としてですね、小俣の自治会の皆さんと数年来、この図書館の跡地の利用と、そして小俣の自治会から災害発生時やら通常の自治会活動のどうしても広場が欲しいという要望を受けておりますから、私は道路建設に伴って、残用地ができればそういうことも可能性があるよねと、それから図書館については一部カットしますけど、これは残しますから、これは自治会の皆さんの集会施設に使いますという約束をしているということは間違いございません。これはもう何回も議会でも答弁していると思います。そういういきさつもあるわけですから、大変苦慮しているところです。

今、議員も指摘されたように、この島尾先生のその住宅は壊されるだろうということは、図書館の建設の始まる前の委員会です、これは一村の住宅の問題もありましたんで、先生の面影が出るように、そして先生を慕う人たちが懐かしく思えるようなムードをどうするかというのが、この島尾記念室の在り方だろうということで、住宅の一部をカットして、それを中心にして島尾記念館のコーナーを整備するほうがいいんじゃないかという提案を申し上げたのも私のほうからでありますから、そのことがですね、今回取り壊すのを先送りしましょうとなると、島尾記念室のそのコーナーがガラッと変わってしまうということです、もう建築は進んでおりますから、ですからこのことについてもこれは大きな決断であるということは理解していただきたいと、このように思いますので、御理解賜りたいと思います。

14番（関 誠之君） はい、よく分かりました。先ほど言いましたように保存後の問題点も多く抱えているということは承知をしておりますので、また一応残していただくということです、道路の状況も含めて、勘案をしてですね。ですから、よくこれから時間をかけて広く議論をしてみたいというふうに思います。

最後になりますけれども、寄附金条例について質問をさせていただきます。

寄附金条例の件でありますけれども、時間ございませんので端的に質問させていただきます。

ふるさと納税ということで、奄美市のホームページを見ますと、寄附の状況で「一般寄附（ふるさと納税）」と「世界自然遺産登録推進への寄附」に大別をして、また寄附の種類のところでは「かごしま応援基金募集協議会」を通じて寄附をする場合と奄美市に直接寄附をする場合という区別をしております、寄附金の自治体に入る割合などが記されておるようですが、できるならば奄美市としてどう寄附をしてほしいというような強いメッセージがないように思われますけれども、このことについてもっと工夫をする必要性があるのではないかというふうに思います。

それと、もう一つは今後の課題について、この世界遺産の関係とその他の寄附金ですけれども、特にこの奄美市世界遺産登録推進のための寄附金について、奄美市に直接寄附していただくための広報の在り方、本土にある郷友会や学校の卒業生、こちらの学校ですね、等々への取組、奄美に旅行歴のある奄美ファンなどへの取組などについてですね、どのような活動を行っているか。そして、特に出張の多い市長や特別職の皆さんが県外に出掛けるときに、やっぱり取組を強化をしていかにかんと思いますが、その辺について時間ございませんが、ひと言御答弁願えればありがたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） それでは、寄附金「ふるさと納税」と「奄美世界自然遺産推進のための寄附条

例」の現状と、具体的な取組、今後の課題等についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、「ふるさと納税」及び先の市議会で承認をされました「奄美市世界自然遺産登録推進のための寄附条例」につきましては、7月1日より市のホームページ等を通じ、広報活動に取り組んでおります。その結果として、寄附金の申込み状況であります。本市の出身者や奄美ファンの方々から8月末現在で、申込み部分を含めまして世界自然遺産登録推進のための寄附金が5件で11万円、一般の寄附金が3件で6万7千500円、合計8件の7万8千500円となっております。

また、「かごしま応援寄附金募集推進協議会」を通じての寄附金状況であります。8月末現在で本市を指定した申込み額が5件で22万円、うち6割の13万2,000円に加え、市町村の指定のない申込み額20万8千780円のうち、3万3,000円程度が本市に配分をされる見込みであります。この合計額の16万5,000円程度が交付予定額となっております。

周知方法につきましては、現在ホームページや広報紙での案内や東京事務所を通じた郷友会への紹介、さらには地元で行われた同窓会等へも、幹事の方をお願いをして周知に努めております。今後、世界自然遺産登録の実現に向けての機運を醸成をする観点からも企業や奄美出身者以外の方々に対し、周知・広報に努めるとともに、地元に限らず関東・関西で行われる郷友会や同窓会、地元出身者が参加している会合等の情報を元に、周知・広報に努めたいと考えております。

議長（伊東隆吉君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時45分）



議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

市民クラブ 平川久嘉君の発言を許可いたします。

18番（平川久嘉君） 議場の皆様、奄美市の皆様こんにちは。市民クラブの平川久嘉です。平成20年第3回定例会の一般質問、本日最後の登壇であります。よろしくお願いいたします。

通告してあります3件について、質問を行いたいと思います。

質問に先立ち、社会情勢等について所感を少し述べたいと思います。

まず、北京オリンピックについてです。4年に1度世界の一流選手が集い、熱戦を繰り広げたこの夏の北京オリンピック、やはり日本選手団の活躍が気になりました。日本選手の出場するテレビやラジオの生放送や録画を見ながら、臨場感を持って競技や試合の成り行きに興奮し、感動したものです。同時に厳しい試練を重ねてきて出場を果たしたであろう選手のこれまでの汗と涙に思いをはせたものです。また、期待されながら敗退した柔道選手や、直前に出場を取りやめた奄美にゆかりのあるマラソン選手の心中に察してあまるものを感じたものです。中でも、2回連続の金を獲得した水泳平泳ぎの北島康介選手や、柔道最重量級を制した石井慧選手の勝負への執念で獲得した栄光、上野由岐子選手の3連投の頑張りもあって優勝を飾った女子ソフトボールチームの善戦に感激し、拍手を送ったものです。女子レスリングの吉田沙保里選手のアテネ五輪に続く金メダルの勝利に、肩車をして涙ながらに喜びを表した地元奄美市笠利町万屋出身の栄 和人コーチの存在は大きく、同じ島人としての喜びであり、誇りでもありました。一方、史上最多の205の国や地域が参加し28競技、302種目で争われた本大会で、中国が、各種目にわたり参加国では最多のメダル51個を獲得し、大会の運営を大きな混乱もなく、成功裏に終了させたということは、中国の力を世界にアピールし、中国民の大きな自信になったものと思います。中国は、日本と同じアジア人、将来は、国力発揮、経済や観光交流など必ず影響を受ける隣国です。東シナ海を挟んで位置するこの南西諸島奄美の一員として、今後、中国が台頭してくるであろう情勢には、大いに感心を持っております。

次は、地震の発生についてです。去る6月14日、午前8時43分ごろ発生した岩手・宮城内陸地震です。死亡6人不明11人、重軽傷者190人をを超える大きな被害が報じられました。テレビに映し出

される地盤の崩落で寸断された道路や、むき出しになった地肌の映像は、地震の規模と発生の予測、対応の困難な現場の悲惨な様子を映し出していました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、いつどこで発生してもおかしくない我が国の地震に対応する普段の備えと心構えを忘れてはいけなと、痛感したものです。海に囲まれた奄美近傍での発生は、必ず津波を伴うものと予測し、その対策を構築して市民生活の安全・安心の確保を図らなければならないと思うものです。

質問に入ります。

第1番目の質問は、情報通信事業の推進についてです。情報通信技術の充実発展は、市民の生活に潤いと豊かさを提供します。昭和23年7月からはテレビ放送が、地上デジタル放送に完全移行をします。NHKと民法の各社は、この8月1日名瀬中継局からの地上デジタル放送の本放送を開始しています。電話による聞き取り調査では、名瀬地区をはじめ龍郷町、笠利町の一部、喜界町の本島寄りの地域では受信が可能ということで、デジタル放送のクリーンな放送を楽しむことができるということでありました。しかし、奄美市でも住用地区の山間部、笠利地区北部のほうでは電波の受信が難しく利用はできないとの回答でした。

第1回目の質問ですが、デジタル放送の受信可能エリア、今後の施設建設の計画はどのようになっているか、お伺いをします。

次から質問は発言席で行います。

産業振興部長（赤近善治君） お答えをします。奄美地域におきます地上デジタル中継局の整備につきましては、8月1日より中之島・名瀬デジタル中継局が開局して、本放送が開始されているところであります。現在示されております受信可能なエリアといたしましては、奄美市、龍郷町、喜界町の一部で、世帯で言いますと約1万7,250世帯となっております。

今後の整備計画といたしましては、瀬戸内デジタル中継局が平成20年の10月1日、徳之島及び知名デジタル中継局が平成20年10月31日に開局する予定となっております。奄美地域の基幹中継局の整備は本年度で終了ということになっております。

18番（平川久嘉君） 計画に従って、名瀬放送局も開通したんですけれども、また古仁屋あるいは徳之島も今年中には中継局が開局して、放送ができるということではありますが、何回かお伺いしていると思えますけれども、このエリア区域ですね、実際に本放送が始まって今までの見積りといいますか、試験放送での見積りと大幅に変わっていないかどうか、それから前回実際に調べたのが77.3パーセントぐらいですね。奄美、名瀬の放送の場合です。そのぐらいの見積りということでありましたけれども、今言いましたように結果はどうだったのでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘のとおりでございまして、当初は名瀬地区の中心部では、受信エリアは77.3パーセントということでありましたけれども、実際にデジタル放送が開始されてからは、名瀬地区で申しますと、1万2,500世帯で、カバー率は74パーセントとなっております。笠利地区につきましては、約860世帯でカバー率につきましては31パーセント、住用地区は50世帯で約6パーセントのカバー率となっております。

平川議員お尋ねの名瀬地区での77から74パーセントと落ちた理由でありますけれども、当初、示されておりました受信可能エリアより、若干下回る結果になりましたけれども、これは地理的状況から、集落や山間部、山すそに点在しまして、またビル影等により、各家庭での受信可能エリアが落ちたというものでございます。このことにつきましては、今後、中継局の整備状況を踏まえまして、平成21年度には名瀬北中継局等の整備が計画されております。これによりまして名瀬中心部のエリアカバーもできるものだというふうに思っております。また笠利・住用につきましては平成22年度には、笠利・住用北中継局の整備が予定されておりますので、エリアの範囲が広がるものだと考えております。

18番（平川久嘉君） 今、北とか住用とか22年度に開局予定というお話ですけれども、実際には21年の4月には完全にデジタル放送に移行します。その関連で、調べたっていうか聞いた範囲で、現在使っているアナログ放送の鉄塔等を活用して13か所あるっていいいますか、その辺地共聴施設、これを整備をしてやっていかれるという話も聞いておりますが、その辺はどのような進ちょく状況でありますか。

産業振興部長（赤近善治君） 辺地共聴のお尋ねですけれども、共聴施設につきましては、NHK共聴施設が11か所ございます。これは笠利地区に4か所、名瀬地区に7か所でございます。それから住用地区には、自主共聴施設が2か所設置されております。地上デジタル放送受信のためにはこれらの施設のデジタル改修も必要とされております。この共聴施設組合員に対しましては、NHK及び九州総合通信局がすでに説明会を実施したところでございます。先行する中継局のエリア状況を踏まえてからの改修となりますことから、しばらく時間がかかるものだと考えております。

18番（平川久嘉君） その電波が受信できないことには、その実際にテレビがあっても受信できない、楽しむことができないんですけれども、是非前倒しでですね、そういう空白期間ができない、出ないように努力をされていただきたいと思います。

ここにその情報というんですか、報じられていることにですね、地上放送の完全デジタル化に向けた対象として総務省の諮問機関である情報通信審議会の答申案では、今年6月に全国の約107万世帯の生活保護世帯を対象に、アナログテレビに取り付けるデジタル放送を見ることができる簡易チューナーやアンテナを平成21年から無料配布する答申がなされています。デジタル放送の電波が届かない難視聴地域には、放送衛星、これBSを経由し、NHKや在京キー局の番組を見ることができるようになる提言があります。その辺のところの動きっていうのは行政のほうではつかんでおりませんか。

産業振興部長（赤近善治君） まず、8月1日に基幹中継局が開局いたしました。それから名瀬北とかいろんな中継局も整備になります。それから辺地共聴の整備というふうになります。それでもどうしてもカバーできないというのが出てまいるというふうに思ってます。総務省としましては、そういった世帯につきましては、セーフティネット、いわゆる衛星放送による受信手段のほうをしようというようなことで、考えているようでございます。

18番（平川久嘉君） 分かりました。関連して②の質問になりますけれども、受信できる体制がとれたとした場合にですね、ここでいう一般家庭のどちらかという低所得者、あるいは年金受給者、一所懸命頑張っておりますけれども、そういう人たちに対する受信機材、チューナー・アンテナ等の助成、購入等の助成はできないかどうかということを申し上げます。何回かこれは自分で購入するようになるでしょうというお話は、何回か聞いておりますけれども、その辺の検討はなされていないかどうか伺います。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘のとおり、地上デジタル放送を視聴するためには、アンテナの交換、それから地上デジタルチューナーまたはアナログ放送を使う場合はですね、チューナー、アナログのテレビを使う場合はチューナーが必要ですし、アンテナが必要となります。また新しくデジタル対応のテレビを購入しましたら、それは引けることになるわけでございます。国の施策としまして、支援策としまして経済的に困窮度が高い生活保護世帯のうち、アナログ放送を視聴している世帯につきましては、申請に応じまして現物給付、これはVHFのアンテナとチューナーになりますけれども、これを21年度から現物給付をするというふうに伺っております。それから一般の視聴者につきましては、アナログテレビでデジタルを見たいという方につきましては、チューナーが必要になりますけれども、この件につきましては、現在総務省のほうで5,000円以下のチューナーができないか、各メーカーに要請をしているということでございます。

18番（平川久嘉君） 是非、その辺の援助ができるようにこの奄美市の多くの方にも恩恵ができますように、お計らいいただきたいというふうに思います。

次に、3番目4番目一緒に申し上げます。

ラジオ放送の電波が夕方の時間帯に雑音が入り聞き取りにくくなっています。またデジタル放送の施設設置に合わせた整備は要請できないかどうか。④でトンネル内で、ラジオAM、FMですけれども、放送の電波が途切れ聞こえなくなる、そのような状況が生起しておりますけれども、特に夕方ですね、夕方から夜にかけて、中国からの外国電波が入ってきて聞き取りにくいという状況を生起しております。これは何年も前から言われているらしいんですけれども、このデジタル放送に移行しようという機会をとらえて是非聞けるように取り組めないものか、要請はできないものか伺います。

産業振興部長（赤近善治君） まず、ラジオ雑音について、ラジオのほうから御説明を申し上げます。

奄美大島におけますラジオの難聴解消に向けた取組につきましては、本年3月に大和村において、外国波混乱対策用超短波、FMですが、この中継局が開局をいたしております。この整備につきましては、中国や韓国などの外国の電波が混信しまして、特に夜間を中心にNHKラジオ第一放送が聞きづらいとの要望が住民から寄せられまして、奄美大島南部振興協議会が日本放送協会へ要望を行い、実現したというふうに伺っております。この中継局はNHK第一放送を中継局でFMに変換して放送する施設であります。これまでも奄美市住用町や宇検村で整備が行われ、難聴地域の解消が図られているところでございます。御指摘のラジオ放送が夕方の時間帯に雑音が入り、聞きづらい状況であるとの状況でありますので、今後日本放送協会等へ要請してまいりたいというふうに考えております。

建設部長（平 豊和君） 次に、トンネル内でのラジオ放送についてお答えいたします。

大島支庁建設課によりますと、トンネル内のラジオ放送は、トンネル内で火災・事故が発生した場合の警報や、避難誘導・救助活動などの情報伝達を目的としておりまして、国により設置基準が設けられているとのことでございます。大島支庁管内の国道・県道のトンネル25本のうち、ラジオ放送設備が設置されているトンネルは8本でありまして、交通量が多い国道が主であり、設置基準に満たない県道につきましてはほとんど設置されていないとのことでございます。このことから県におきましては、補助事業の設置基準に満たないラジオ設備の新設には多額の費用を要することから、現在の財政状況では対応困難とのことでございますが、既存の設備の不具合による電波障害につきましては、随時補修を行い改善に努めたいとのことでございます。

18番（平川久嘉君） この既存の鉄塔といいますか電波施設等に随時改良を加えていけるというお話ですが、これはどのぐらいどこにあるんですか。

建設部長（平 豊和君） このラジオ放送の設置されているトンネルであります。大島支庁管内では先ほどもありましたように、25本のうち8本で、奄美市内におきましては本茶トンネル、和光トンネル、朝戸トンネル、新和瀬トンネル、三太郎トンネル、山羊島トンネルのようでございます。

18番（平川久嘉君） 今、言われたようにこの国道沿いの一番長い本茶とか三太郎トンネルとか、三太郎トンネルとかなんかあった時、あるいは非常時の場合の情報収集に支障を来しているというのがありますし、これは音楽を楽しむとかそういうのもありますけれども、そういう時に緊急の時に対応できるような姿勢を速やかにとっていただきたいということで、要請をしていただきたいというふうに思います。これは先ほど言いました大和村、これは住用村もそういう体制は取れているということで、笠利方面のほうは国道、空港とかあるいはこの名瀬、港に連結する主要幹線でありますので、そういう点、御配慮いただきたいというふうに思います。

次に移ります。

5番目の防災無線の現状と今後の整備計画、先ほど同僚議員からの質問もありましたけれども、私のほうはその無線局に笠利の場合はまだ防災無線で、親子ラジオとかそういうのを利用しております。実際にその修復とか、あるいは改善に相当の予算がいるというお話でありますけれども、現在の状況等について、あるいはこの計画についてお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 防災無線の現状と今後の整備計画について、お答えいたします。

現在、3支所それぞれに防災行政無線が設置されておりますが、設置年度やメーカーが異なるため互換性がなく、統一した放送ができない状況でございます。もっとも新しい名瀬地区で14年、もっとも古い笠利地区で22年が経過している状況でございます。このことから老朽化に対する対策を講ずることが急務であると認識をしているところでございます。

今後の計画としましては、今年度は3支所に設置されています防災施設を統合するための機能整備を行います。具体的には現在国が緊急時に発生します全国瞬時警報システムJ・アラートに対応しまして、住民にいち早く情報を伝えるために、3支所の機能を統合し、本庁から情報を一斉に発信できる整備の必要があります。それに対応するため緊急時の情報を瞬時に受信するための自動起動機と併せまして、制御卓の整備に取り組んでいるところでございます。整備後は津波、地震速報などが国から発信されますと防災無線が自動的に起動しまして、情報発信から数十秒後には住民に伝達できるようになり、災害等へも迅速な対応を図ることができます。

今後のデジタル化の対応に向けた対応としましては、笠利・住用・名瀬の順に老朽化したものから年次的に整備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（平川久嘉君） 防災無線の施設、あるいは機材等が古くなって改善・修復等には相当のお金がかかるということで、それから今どちらかというFM放送とか、テレビのデジタル放送下に移行した場合には、むしろそのテレビを活用できるようなシステムに変わっていくのではないかと思います。後、集中して同じ統一して運用できるような新しい方式を是非取っていただきたいという考えであります。

それから、今、皆様車を運転されて聞かれていると思いますけれども、地域コミュニティーと言いますか、FM放送をNPO法人で立ち上げて、なかなか実績を上げて人気を博しております。そこには何がありますかって言いますと、もちろんその娯楽番組っていうんですか、みんながコミュニティを図れるような楽しめるような番組、「ヒマバンミショシーナ」とか「ディ！お茶ど」とかいろんな身近な情報提供をして楽しめる放送がありますが、これもそれほど緊急時には情報発信源として、大いに活用できる放送だというふうに思います。実際には「あまみFMディウエイブ」の状況としては1万7,535世帯、それから龍郷町でありますけれども、40パーセントの964世帯、これがまだ笠利には届いておりません。住用にもまだしっかり届いておりません。その辺の協働して、民間のそういう活力を活用して、今言った住民の安全・安心の、あるいは緊急時の対策を取れるように情報を収集できるような、協働の事業とかそういうのも是非、検討していただきたいというふうに思っております。その中、FMディのあまみの話によりますと、今言った鉄塔を造ってもらえれば、奄美市全域が今言ったような視聴できるエリアになるというお話であります。その辺の支援協力とか助成、考えられないでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） FMディの視聴エリアにつきましては、調査を終えているところでございます。議員から御指摘のありましたとおり、名瀬地区におきましても、名瀬地区が80パーセント、それと笠利・住用地区におきましてはまだそれより低いということで報告を受けているところでございますが、現在これを解消するためには、笠利地区・住用地区にそれぞれ1塔ずつ鉄塔を建てることで、カバーできるんじゃないかということでもございますが、また現在私たちのほうとしましては、現在ある防災無線とか既存の鉄塔を使った発注をなんとかできないかということで検討を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

18番（平川久嘉君） これも予算のかかることでありまして、難しいようなお話でありますけれども、前向きに検討をしていただきたいと。

さらにですね、この携帯電話のお話を少し、是非したいと思いますけれども、今回、これは宇検村とか大和村ですね。エリアメール、これはNTTドコモが開発しているサービス事業なんですけれども、これが緊急地震速報、これは気象庁が発信する、配信する情報については警報を発したり、あるいは警報になりますかね、速報のそれを発信をして、震度5以上の地震が推定される場合には震度4以上の強い揺れが推定地域に送ると、推定地域には4以上の地震が起きそうな地域には、その地域にあるその電話、携帯電話等については、今言った警報とか信号を送って伝達をすると、それから契約によっては災害避難情報、これもちゃんとその地域、先ほど言われた集中したパソコンなり、その司令室からその携帯電話を持っている人に対しては情報が発信できるという制度があるということでもあります。これはあくまでも今言われました防災無線とか、FM放送とかとにかく補完をして、我々の安全・安心を確保しようとか、市民にそういう緊急時の情報伝達をします。海に出ているとか、あるいは山間部に出ているとか、なかなか通じないところでもその電波の届くエリア内であれば、必ずその警報伝達はできるというようなシステムというようなことでもあります。そのような民間の技術とか活力も活用した行政サービスといえますか、できないかどうか、あるいは検討できないか伺いたします。

総務部長（福山敏裕君） 携帯電話の活用についてでございますが、NTTドコモから災害時に携帯電話に情報発信する緊急速報エリアメールの説明を私たちも受けたところでございます。情報としましては、緊急地震速報、これは気象庁から配信されるものでございます。そして災害避難情報、これはエリアの地方公共団体が発信元となつてするものでございますが、その2種類があるようでございます。受信できますのは、受信するためには事前に携帯電話でエリアメール受信の設定をした人、またその地域に在住しない方でも、受信設定がしてある場合にはメールを受信可能地域に入っていきますと、その地域の情報を受けることができるというシステムでございます。しかしながら、市内にはまだ携帯電話が通じない地域や、エリアの、今紹介ありましたエリアメールの設定が新しい機種、新機種からとなっております、課題も残されている状況ではございますが、議員おっしゃいましたように、既存のこう補完する情報伝達手段として十分になり得るものと思っております。今後も、市民へより早く正確に防災情報を伝える方法をいろいろな方面から検討してまいりたいと考えております。

18番（平川久嘉君） 今言いましたメール、エリアメールという制度のメリットとして挙げられるのは、メールアドレスの管理が増えるということでもあります。登録しないといけないというのではなくて、地震とかそういう気象庁が発信する警報については、誰がいてもその地域にいれば発信をされるということです。それからエリアに対してサービスをするための地域の目の前の危険を知ることができるというようなメリットがあります。それから市民以外、観光客などにも配信できるということでもあります。防災無線の補完、住民の安全・安心の確保に極めて有効と考えます。導入の検討、あるいは実現を切に要望します。

次に入ります。道路及び河川整備についての質問です。

買い物や通学通勤に毎日利用する道路は、市民の生活を営む場であり、安全で快適に利用できるよう整備が常に求められます。

①です。赤木名前田川河川堤防上の道路や農道を市道へ変更して整備することはできないでしょうか。伺います。

建設部長（平 豊和君） 前田川河川敷内の道路につきましては、これまでに右岸側は里集落のマルタニホームセンター前から、下流側の外金久集落の市営住宅前まで、約1,250メートルを市道として認定し、舗装整備しております。また、左岸側は大島北高前の国道から上流へ約1,060メートルの区

間について市道として認定し、うち680メートルについて舗装整備し、市道として管理をいたしております。

御質問の河川敷部分を市道に認定し、整備することについては、まず河川管理者の県と協議し、兼用工作物の協定を締結することが前提となります。また農道を市道に変更することについては、市道としての要件を備えているかどうか調査した上で認定をすることになりますが、市道としての要件を満たしている道路につきましては、市道認定をした上で他の未整備路線と調整を図りながら整備を進めてまいりたいと考えております。

18番（平川久嘉君） それぞれの管理する省庁に調整、県に調整ということですが、住民としてはとにかくその自分たちが歩きやすいように、快適に利用できるような道路に早くしてくれと、前から何回も何回も要望がある地域であります。ここで、高齢者など特に家庭菜園といいますか、農園とかその近くにありましてですね、通るたびに楽しみにやっているんですけども、この歳になると歩きづらいつか、あるいは農機具、自転車に乗って行っても危ないという話をよくされます。それから、側溝に落ちたとかいう話も聞いて、今回などはまた要望をまた出したからとか、いうお話であります。

ここにちょっと参考になることで、新聞報道なんですけども、市町村の農道57パーセントが一般道に変更、これは20年9月4日南日本新聞に掲載されておりました。農林水産省は3日、平成1年から平成18年度に完成した農道、総延長2万700キロメートルのうち、今年4月1日現在で57.2パーセント、1万1,840キロが農道から市町村道など一般道に変更されたとの報道がなされました。変更理由の主なものコスト削減、一般道にすれば市町村への地方交付税などが増える場合があるなどの利点を挙げております。農道は土地改良法に基づく都道府県など、国の補助を受けて整備し、完成後は主に市町村が管理、完成後は管理主体の判断で道路法に基づく一般道にすることができるとありますが、その辺のところ、先ほどの回答につけ加えてお伝えすることがあれば、よろしく申し上げます。

建設部長（平 豊和君） 奄美市におきましても、農道を市道として整備している箇所につきましては、相当数あると思っております。今後におきましても先ほど答弁いたしましたように、市道としての条件を要件を備えている農道につきましては、市道として整備をするということを基本にしながら、他の地域との調整を図りながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

18番（平川久嘉君） 今、農道を変更ということですが、恐らくそれもこの道路も該当すると思いますけれども、マルタニホームセンター東側の農道の舗装、これについては是非実現してもらいたいと、自転車で落ちたとかいう話も聞いております。その道路そのものは砂利で舗装しても、やはり利用するのが多いのかデコボコになったり、雨の時は雨水が溜まるような通りにくい道路になっておりますけれども、その利用するのが通勤・通学、あるいは買い物ですね。JA農協とか、あるいはAコープとか富国製糖とか、その近くの利用する道路でありますので、是非、実現をしていただきたいというふうに思います。

4番目です。上流付近で、畑から前田側に引かれている排水側溝は大雨のたびに氾濫し、あふれた水が周辺の畑に流れ込み、作物にも大きな被害が出る。排水溝の拡幅など見直し工事はできないかということでお伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 平川議員御指摘の地区につきましては、前田川上流になりますけども、この農地につきましては全体的に低い土地になっておりまして、大雨の時など前田川の水位が上昇しまして、ほ場の排水溝を逆流し、畑が冠水することがあります。排水溝の拡幅も対応のひとつだと思いますけども、これを解決するためには、やはり客土によりほ場の高さを上げることが最善だというふうに思っております。しかしながら、客土事業の導入には面積の要件で、非常に厳しいものがございますので、今後引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

18番（平川久嘉君） 検討するは分かりましたけれども、実際に大雨が降ったときとか、あるいは普段からも来てよく見てみるというような話で、実際現場を見るんですけども、土地、振興改良事業に含めて側溝も構築されたと思うんですけども、どう見ても狭いという感じがいたします。それから全般に川のそばで水が溜まりやすいというか、そういうものもありますけれども、その川を直接川に流さないでこう迂回してどっか川が流れてますと、その流れる方向に排水できるように造ってなくて、ずうっと1か所に溜めて両方競合するような排水溝を設けてあるとか、その辺のところをもう1回見て、事業としてできるのであれば早期に改良してもらいたいというのが要望であります。是非、現地を見られて検討して対処していただきたいというふうに思います。

次、最後に市民相談サービスの充実についてです。

少子高齢化、生活圏のグローバル化、国際化、高度情報通信化時代の到来は住民の生活環境の急速な変化をもたらしています。また住民の行政に対する要望も増大し、多様化しているものと思われます。スリムな組織で住民との公助、共助、あるいは互助の関係を醸成しながら、効果的で質のよいサービスの提供が期待されております。

市民の悩み事相談窓口は、どのような体制になっているか、相談件数内容はどのように分類されるか教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） 市民の悩み事相談窓口体制と、それから相談件数及び内容等についてお答えをいたしたいと思います。

御承知のとおり、本市では各種消費生活に関する相談窓口として、市民課に市民生活係を設置し、職員3名と消費生活改善相談員1名を配置し、市民からの消費生活に関する多種多様な相談に対応しているところでございます。相談件数は、平成18年度が874件、平成19年度は983件寄せられておりまして、19年度の主な内容を見ますと、もっとも多かった相談は、債務の返済に関するもの437件で、全体の44.5パーセントを占めており、以下架空請求が151件、15.4パーセント、相続や離婚等家族間における問題が100件、各種契約締結解除問題が48件、土地賃貸・家賃滞納など不動産に関する問題46件ということになっております。

18番（平川久嘉君） 今、市民生活係の体制をとって市民の相談等を受けているというお話ですが、私もいろいろ相談をするほうの気持ちでお願いをして、市民福祉部福祉政策課のほうも尋ねてみました。そこでは、ベテラン、三浦主幹兼係長にいろいろお話も伺ったんですけど、内容等・ケース等に申し上げますと、19年総計506件でその受け付けている主な内容は、家族親戚からそういう相談を受けたとか、それが253件、約半分です。50パーセント。本人からというのが93件、学校から84件。この内容でどういう傾向にあるかというのをいろいろ考えて比較をしたんです。先ほど言われた市民生活係のほうですけども、法律相談ですね、先ほど債務とか言われた件数は18年674件から722件19年度、48件増えております。そのうち増えたというのが債務の返済とか、あるいは離婚等家族間トラブルというのが出ております。意外と私が予想したのと反して、生活に関しては38件、比較すると減っております。それから、青少年相談、婦人相談等の件数ですけども、内容種別というのが非行とか登校拒否、人間関係、これが多くなっております。ただし、よく見ますと非行の場合を見ますと、18年は285件、19年は197件と88件減っております。その辺、もっと詳しく分析しないと言えませんが、ここから受付経路とか、家族から申し出るというのが減ったのか、その辺のところは理由はよく分かりませんが、いずれにしろ減っているという状況であります。

話が飛ばして逆になったと思いますけれども、その市民の悩み事とか相談を受け付けるという体制というんですかね、私の思うには相談に来る最初の方はです、初めての方は第一、一番目には正面玄関というか市民課とか受付のほうに来ると思います。そこでいろいろ相談を持ちかけよう、あるいは相談しようというふうにかけるんですけど、以前ワンステップサービスの実習してほしいと、これ平成19年

の定例会の6月25日福田議員が何回も、恐らくやってくれと何べんもされたと思うんですよ。議事録からいろいろ探してみたんですけど、そういう話がありますけれども、今言った相談をする人が最初訪れるところ、一番印象を受ける総合窓口といいますか、あれは総合の相談受けられるような、そういう体制を作られないかどうかというところでお伺いしたいと思います。今言ったような事案が出ておりますけれども、その辺の窓口でいろいろ話を聞きますと二の足を踏むという話も聞いておりますが、その辺のところ、スリム化してこれから新しい時代になろうとするときに、第一印象といいますか、その窓口に入った時に相談しやすい、あるいはいろいろ協力してもらえようイメージを作っていただけないかどうかということで、お伺いします。

議長（伊東隆吉君） 答弁できますか。いいですか。

市民福祉部長（福山 治君） 今お尋ねのですね、総合窓口の問題につきましては、また後ほど向こうのほうでお答えをすると思うんですが、ただ相談に来られる方のいろんな対応というのもございます。それで総合窓口ですべてを処理するというのと、相談を受け付ける場所を1か所にするという相談の中身の問題がございまして、例えば税務の納税の相談とか、それからここでいう市民生活に関する生活苦の相談とか、こういうことで人の前にあまり出るのを嫌うといいますか、なるべく避けたところで相談を受けたいとかいう、こういう事情の問題もございますので、そういうのと、他の相談等とはちょっと切り離して考えたほうがいいんじゃないかなというのが私の考え方ですけど、総合窓口につきましてはまたそちらのほうから答弁をしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 総合窓口の設置の関係について、お答えをいたします。

現段階におきましては、多くの課にわたる行政手続等に対し、一元的に対応ができる総合窓口については設置をいたしておりません。実施する際に限られた庁舎スペースにおける配置計画など、課題の解消に向けた内部調整という部分については現在も検討をしている途中でございます。そのようなことから、今後とも市民サービスや利用者、来訪者の利便性向上の視線に立ちまして、集約できる業務については可能な限り集約を進めながら庁舎の限られたスペースという課題はございますけれども、総合窓口の実現に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

18番（平川久嘉君） 総合窓口をという、実際に相談したり、あるいはその業務といいますか、依頼するには何回か来られている方はそこにまっすぐ行けるけれども、あるいはよく利用している人はどこの課に行けば自分の用がたつというのが分かりますけれども、今言ったように最初のところ総合、新しい体制を是非、そのそういうシステムができやすいような庁舎ですね、ができるといいなと思ってまだ話をしているんですけど、今、総合ワンストップサービスとそういうのができるような体制を是非とってもらいたいという気持ちは私のほうでもありますし、そういう窓口には。

あともう一つ質問があるんですけども、外国人とか異端の人たちが来てもそれに対応できるような、もっと欲を言いますと、外国語でも分かるような方もそういうところにいて、ある程度の受付なり相談の道筋を伝えられるような方が配置できればいいなと、そういう職ができればいいなと、奄美はこれからなんといいますか、自然遺産とか観光産業、地域産業を図ろうと、Iターンとか外国人もこのデータを申し上げますけれども増えると思います。そういう意味で奄美市は、なんかシンボリックな窓口を作っていたきたいなという気持ちがあります。

ここに、前の質問ですけれども、あまり時間ありませんけれども、奄美の生活習慣・風習などを知らないIターン者や外国人に対する相談窓口の設置はできませんか。実際に子どもさんをもうけて一生懸命頑張っている外人の方から持ちかけられた内容でもありますけれども、入って行ってまず言葉の障害にあって、なにも前に進まないというような話があって、これからは是非必要じゃないかと、県のほうにも大島支庁のほうにも行ってみましたけれども、詳しいできるような難しいというような回答しかな

かなか返ってきませんでしたけれども、そういう意味で、なんと言いますか、ほかにないような奄美の窓口はできないかなという話をこの内容でお願いをしたいと思っているわけです。

外国人の状況でありますけれども、17年18年の状況をみますと多くの、奄美市の場合になりますけれども18年度はまとまったデータでありますけれども、外国人登録されているのが中国人が48人、韓国及び朝鮮が12人、米国アメリカが10人、フィリピンはなんと23人、そういう方たちがここで、奄美市で一緒に頑張っておられます。あと国を申しますと、インドネシアとかバングラディシュ4人とかモンゴル9人とかいろいろあります。国際化いつだの境が形成されていると思います。しかし実際には表に皆さん出てきておりません。なかなか分かりません。なぜかと言いますと、今言ったように自分で壁を作って自分の中にこもって、特に結婚をされた人などですね。子どもを育てるのにどのくらい苦労していますかって誰か分かってくれますかね、というような切実な訴えなども聞きます。しかしそういう人たちはそういう方たちで仲間っていうかその気の合う人たちと連絡を取り合って励まし合っているというお話であります。その辺のところを実際には同じ奄美市に住む人たちとして、もっと広がって交流が深められるようにして欲しいという考えなんです、それに関してもしお考えがあればお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） お答えをいたします。

奄美の生活習慣・風習などを知らないIターン者や外国人に対する相談窓口の設置はできないかとのことですが、まず、Iターン者についての相談につきましては、受入窓口として名瀬地区では企画調整課、住用・笠利地区においては地域総務課が対応をいたしております。また各担当者間で随時情報の収集や提供をはじめとした連携と支援に努めております。

Iターン者の移住目的や相談内容は多岐にわたっておりますが、移住希望者の知りたい情報や知っておいたほうがよいと思われる情報など、可能な限り情報提供をすることに努めているところでございます。

また本市には9月1日現在で、男性34名、女性74名の計108名の外国人の方が在住をいたしております。特に外国人だけを対象にした相談窓口は設置いたしておりませんが、奄美に居住する外国人の多くは仕事や結婚により転入し、在住する際に必要な行政上の諸手続きについては、今のところ大きな問題があったとの報告はございません。これまで、知人や夫婦間また仕事上の関係者を通じ、諸問題について対処されていることもあると想定されますが、ただ緊急に困ったことが起きた場合や、生活習慣や言葉の壁は否めないことから議員の御質問は十分理解できるものであり、語学に興味のある職員や民間のグループなどの活用も必要ではないかと考えているところでございます。

議長（伊東隆吉君） 以上で、市民クラブ 平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後5時00分)

9月10日（3日目）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉瑞人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京一郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍太郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三千丸 君	地 域 自 治 区 長	福 山 敏 裕 君
総 務 部 参 事	奥 一 仁 君	総 務 部 長	川 口 智 範 君
財 政 課 長	則 敏 光 君	総 務 課 長	田 丸 友三郎 君
企 画 部 長	塩 崎 博 成 君	管 財 課 長	瀬 木 孝 弘 君
市 民 福 祉 部 長	福 山 治 君	企 画 調 整 課 長	徳 田 照 久 君
国 民 健 康 休 眠 課 長	倉 井 則 裕 君	環 境 対 策 課 長	嘉 原 孝 治 君
保 険 福 祉 課 長	満 田 英 和 君	健 康 増 進 課 長	朝 郁 夫 君
い い こ い こ 課 長	吉 富 進 君	市 民 課 長 (笠 利)	大 井 進 良 君
自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君	福 祉 事 務 所 長	赤 近 善 治 君
		産 業 振 興 部 長	

商工水産課長	前里佐喜二郎	君	紬観光課長	日高達明	君
農林振興課参事	熊本三夫	君	企画調整課参事	川畑克久	君
都市整備課長	田中晃晶	君	土木課長	東正英	君
建築住宅課長	大石雅弘	君	下水道課長	盛正弘	君
会計管理者	田畑米利	君	教育部長	里中一彦	君
教委総務課長	福和久	君	学校教育課長	折田浩仁	君
生涯学習課長	圓順次	君	文化課長	中山清美	君
代表監査委員	久野勝彌	君			

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹	君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠	君
議事係長	森尚宣	君	議事係主事	重田俊彦	君

議長（伊東隆吉君） おはようございます。ただいまの議員は、26人であります。
会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。
日程に入ります。
通告に従い順次質問を許可いたします。
最初に日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。今日は最初にですね、9月の1日辞職された福田首相の突然の辞職表明に対して少しだけ日本共産党の考えを述べたいと思います。1日の9時30分福田首相が突然の辞任表明を行いました。これは自民党と公明党の与党は衆議院で3分の2を超える絶対多数を持っていますが、これは小泉首相の時代、あの郵政選挙で国民を欺いて得た議席です。その後の安倍内閣と福田内閣と二代の内閣は国民の審判を受けていません。解散、総選挙によって国民の審判を仰ぐことを我が党は要求していくものです。その際、臨時国会で国政の基本問題について国民の前で徹底した議論を行い争点を明確にすべきです。今、国政では物価高騰の問題、若者を使い捨てにする派遣労働の問題、イラクやアフガンへの自衛隊派兵の問題など国政の基本問題での立場を明らかにすることは、国民への当然の責任です。その上で国会解散を要求してまいります。日本共産党の見解を述べ質問に入ります。

市民の暮らし、命が今、大変な状況に置かれている時、奄美市民の安全・安心、命を守る施策について伺います。

本市の危機管理体制について7月12日に発生した、あの永田川の魚類の大量死の調査結果は、付近の建物解体工事との関連性は明確にならなかったとしながらも関連性を否定できないものと推察されると、このように発表されました。建物解体工事は、その施工主は平田市長になっています。今後、中心市街地の解体工事は完成までに、この数年の間にあの末広町の多くのほぼ138棟の建物の解体が予定されていますが、こうした先ほど発生した事故を踏まえて今後どのように、こうした問題に対応しようとしているのか、お聞かせください。後は発言席から発言いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） おはようございます。中心市街地の解体工事は今後どのように対応するのかとの御質問でありますが、末広・港土地区画整理事業の区域内における解体工事につきましては、用地先行取得により市が取得し解体する場合と、換地により建物所有者自らが解体する場合があります、双方を合わせると大部分の建物が、今後解体されると予想されます。先般、建物の解体を一部実施いたしましたが、今後におきましても解体工事の施工中に発生する、粉塵の飛散を防止するための散水の処理等については十分留意し、周辺河川を含め水質汚濁等の原因とならないよう適切な工事管理に努めるとともに、建物所有者へは適正な処理の指導等を行い、安全・安心な市民生活や環境保全に努めてまいりたいと考えております。

15番（三島 照君） はい、それじゃこれは発生させた業者に対してですね、その後どういう指導をされて、また、関連業界に対してもどのような指導をされ意見をされてきたかというのが一点、併せてこういうことに対して、これからその都度その都度契約をしていかれると思うんですけど、契約する際に、ただ先日の中で言われていましたように、あるかも分からない、いうことでほんとくんじゃなくてですね、それが基本的な原因ということでもなくともその関わりは明らかになったんですから、それを踏まえて関連業界との懇談や今回の問題を含めて、これからのことについて業者の皆さん、これを起こした業者の方にもどういう指導と注意がされたのか示してください。

建設部長（平 豊和君） この現場の直接の業者につきましては、事情をつぶさに聴取しまして先ほど飛散防止のための散水を側溝に流したということは事実でございますので、そのあたりのことについて詳しく事情聴取しまして今後そういったことのないように十分指導をしたところであります。これからの工事につきましても解体工事につきましても、まず、粉塵の飛散防止するために建物を飛散防止用のシートで囲んで隙間のないように取り付けるということやら、あるいは圧裂器いわゆるこのブレーカーという壊す機械でございますが、こういった機械による粉塵の発生部には常時散水をする、それから側溝内を部分的にその粉塵が洗い流すために入っていくということは十分あるわけですが、これは側溝の一部をせき止めて上水だけを流して下の方にはその粉塵が堆積するような措置ですが、こういったことなどを今後徹底指導してまいりたいというふうに考えております。

企画部長（塩崎博成君） お答えいたします。奄美市の建友会の団体6団体並びに奄美市内の登録業者154業者につきましては、解体工事をはじめ建設工事における環境保全対策についてということで通知文でもって周知をし、お願いをしているところでございます。

15番（三島 照君） はい、しかしですね、これをやろうと思えば自ずからほこりをたてないための水まきはするんですよ、まいた水は全部側溝へ流れるんですよ、違いますか。側溝へ流れるんです。それが川へ流れていただけなんです。その対策ってどうされるんですか、何か方法ありますか。

建設部長（平 豊和君） この散水がすべて側溝に流れるということではございませんで、一部については、それは側溝の方にもこの囲いを抜けて風でも飛散するということは十分予想されます。その際には、どうしても散水その水は側溝の方に流れていくということは予想されるわけですが、今回通常におきましては、建物のその敷地の内部で地下に浸透しているのがほとんどでございます。今回たまたま地下室がありまして、コンクリートの地下室がございまして、ここに溜まっていたということが、それをバケツで側溝に流したということが主な原因であります。

15番（三島 照君） じゃ今後厳しく見ながらこういうことが二度と起きないように最善の注意を払っていただきたい。もう一点です。こういった時にですね、奄美市の命と暮らしを守る安心・安全対策においてですね、市長はこの事件をいつ知りました。

議長（伊東隆吉君） 答弁できますか。

市長（平田隆義君） 新聞報道で報道があったということを担当課長か総務課長か分かりませんが連絡を受けました。そして三島さんが対応しているということもちゃんと聞きました。

15番（三島 照君） 余分なこと言わなくてもいい。私はこの問題で今日ここに取り上げたのはですね、私は本市の職員含めてですね、危機管理意識の欠如、大変だと思っています。これは今回は魚やウナギ、猫が死んだだけですけど、もしここで遊んでいた子どもたちがね、水でも飲んでたら何らかの人身が起きるんですよ。ところが恐らく誰ひとり部長の皆さん、新聞でてからでしょう、知ったのは。こんな緊急なことはやっぱりまず、市長や副市長には通報すべきですよ。そういう体制このことが単なるウナギや魚が死んでいるというだけの受け止めで、これがもし人身に関わって人が死んだとなった時に、どんな重大な事故かというその危機意識のなさですよこれは。だから私はあまりにも恥ずかしいと思ったからあの日の夜の11時頃に副市長にいくらなんでも副市長や市長が新聞でるまでに知らないでは恥ずかしいから電話入れただけのことであって、こういう危機管理の意識のなさがですね、昨日の関 議員の質問に対して防災計画だとか危機管理の問題でいっぱい計画や冊子は作っています、いろんなもので、

ところがみんな検討中でありできていないこれからというのが昨日の答弁だったでしょう。そういう危機管理の意識のなさ、今後市長はどういうふうに指導しようと思っているのか、一言市長の見解を聞かせてください。

市長（平田隆義君） この件につきましては、連絡網のことについてちゃんと正しました。何時間ぐらい掛かったのかと、掛かり過ぎているんじゃないかということだけはちゃんと正しておりますし、こういうことが肝心なことだよということで注意はしてあります。その他のことについては確かに昨日答弁したように、ちょっとムラがあるなという感じは持っておりますので、これからの課題と受け止めたいと思います。

15番（三島 照君） はい、恐らく休日の連絡体制というのは、偶然、私が見たから警察や新聞社にも連絡して、そして役所に電話したら当直の方が出て、そして担当者へ連絡しますということで担当者が着たのは1時間半か2時間ぐらいですね、その後、どこまで連絡されているか分かりません。そしてそういうものは私は緊急の場合の連絡体制というのはね、直接市役所の部課長ぐらいは日を決めてでも誰に連絡したらどこへ行くぐらいの体制は、僕は考えて欲しいと思うんですよ。そのことを是非、やってもらわなければ事件が起きた時に何もならない、緊急の体制は、僕は無理だと思っています。

次に移ります。昨日、これは与 議員の質問でほぼ答弁されていましたが、今、教育施設の問題では特に東北や中国での地震発生以後ですね、大問題になっています。そういう点で教育施設及び公共施設の耐震化の問題についてお聞きいたします。昨日は耐震化の必要な建物が65棟言われました。それについて昨日とだぶらない程度に耐震調査や耐震化の計画、それと続きに特別措置法が昨日出ましたから詳しくは言いません。活用したせっかく国が文部科学省がそういう制度を特別に作ってやっている時ですから、そういったものを活用しての検討すべきだと思うんですけども考え方をお聞かせください。

市長（平田隆義君） 校舎関係の細かいことについては、教育委員会に答弁をお願いしますが、議員の申ししておりますこの特別措置法、奄振法に適応させられないかという御質問だと思いますが、このことがですね、今、我々もずっと課題として常に申し上げているところであります。先般の奄振審議会の委員の現地聴取調査の会においても、このことは奄美市として申し上げました。学校予算、住宅予算がですね、全国枠でしか今、奄振事業の中に取り入れてないということがあって、奄美枠という形は取れないかということをお願いを申し上げているところです。本体の通常の建築においても今、そういう状況でありまして、なかなかこれが奄美枠という形での枠の確保が難しいという状況にあるわけでありますので、今後の課題にしていきたいと、このように思っております。それから、この度たまたま、体育館をですね、これは老朽化も激しいということもあって、地域の避難場所とか台風時のという大きい地震までは想定していなかったんですが、改築をしようと、もちろん日常の体育に供することが主でございますが、やっておりましたんですが、予算も議会にお願いを申し上げていたところですが、途中で国が特別な措置をするということでございましたので、1年待ってもらって耐震化を取り入れた体育館の改修ということに取り組んでおるところです。

次に控えておりますのが、金久中学校の改築が控えておりますから、当然に耐震化の新校舎になっていくということだろうと思います。それで今、この耐震化も時限立法ということがありますので、この間に耐震措置をして効果のあるものをもうほとんどぼろぼろで雨漏りもするというような校舎を耐震化しないで、それは改めて改修して改築していくということの方が財政的にも効率的じゃないかということなどを考えておまして、個々についてこの件については検討してまいりたいと、このように考えております。

教育部長（里中一彦君） 昨日も耐震化につきましては先にお答えいたしておりますが、昨日も申し上げましたように、校舎の全面改築による建替えか、もしくは耐震補強工事等の耐震化を進めてまいりたい

と考えております。なお、特別措置法の話はされましたが、この3年間の時限立法ですけれども今回の、かさ上げになる補助率につきましては、耐震補強工事がこれはISCの0.3未満の数値が出た場合なんですけれども、これに該当するのが耐震補強が2分の1から3分の2の補助率、それから改築は、3分の1から2分の1への補助率の上げがなされるということでありまして、ただ、先ほど、市長も申しましたが、改築の場合においては、これが2分の1ですが、奄振の場合は5.5でございますので、こちらが有利だなとは考えております。

総務部長（福山敏裕君） 公共施設の分についてお答え申し上げます。建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行され、特定建築物の努力義務としまして、特定建築物の耐震診断及び耐震改修が推進されております。

特定建築物とは、多数の者が利用する用途で、階数が3階以上かつ1,000平米以上の建物でございます。そのうち耐震診断の対象となりますのは、建築基準法において耐震規定が改定された昭和56年以前の建物でございます。

本市におきまして対象になりますのは、本庁舎、別館、住宅施設、福祉施設などの44棟の施設でございます。現状としましては、住宅施設を除き耐震診断は実施されていない現状でございます。この住宅施設につきましては、非木造の2階建て以上または延べ床面積200平米以上の建築物を対象に耐震診断を実施しておりまして、対象総数36棟のうち診断の結果、不適格となった1棟につきましては、現在、全戸空き家となっております。これは併存住宅のことでございます。

耐震調査費用につきまして1例を申し上げますと、この庁舎は42年に建設されているわけですが、本庁舎で約6,000万円、31年に建築をされております別館で920万円と多額の経費がかかります。したがって今後の方針としましては、関係部局とも協議の上、対象となります特定建築物につきましては予算面なども含めまして県などの所管行政事務などの指導及び助言並びに指導などを受けながら、順次耐震診断の実施検討を行い、診断結果を踏まえましてまずは、先ほど申し上げました子どもたちの安全と市民の避難場所となります学校施設などを優先しまして、その次に庁舎などの公共施設などの改修計画を協議してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） それでは公共施設のうち、集会施設についてお答えをいたします。市内の集会施設は公共施設が56か所、町内会や集落等の所有が19か所の合計75か所が存在をいたしております。耐震改修促進法では政令で定める特定建築物としての学校、体育館、病院、集会所等で一定規模、先ほど部長からございましたように3階以上で1,000平米以上の鉄筋、鉄骨造りが対象となっております。この点から申し上げますと、本市の集会施設は耐震診断の努力義務はありませんが、御存知のように本市の集会施設は、日常集落や町内会など地区の活動拠点施設として利用がなされております。また、台風襲来や地震発生時の避難場所としての指定がなされ、その役割も担っている施設もでございます。このようなことから耐震調査の実施へ向け検討する必要があるものと考えております。

15番（三島 照君） はい、市長ね、私、今回これを取り上げたのはね、例えば今年の7月から8月この期間だけでも奄美で体感できる地震が17回発生しているんですよ、17回。そのうちの一番大きいのはこの前の与論町の震度5弱ですね、しかしこれは、そういったものに対して、今、大体100年規模ぐらいのやつでいきますとですね、1911年とかいうところでは1900年以降現在まで1938年が7.7、1901年には7.5ちょうど100年くらい前ですわ、いう地震が起きて、その後も1909年には7.6とかね、1911年にはマグニチュード8.0というのが2回やられているんですよ、ほぼ100年に1回、これが今の奄美でのこの間の問題で、そういう点で一番近いのでは2001年に6.0が起きているんですよ、6.0、この時は喜界島で津波が起きています。沖永良部近海でも2008年に6.1の地震が起きていると、これはさっきの与論の震度5弱で与論ホテルの壁が落ちた時の地震です。そういう問題がですね、この間この奄美周辺ではたびたび起きている。これでいいですよ

大きい地震が発生するその前後には数十回に渡る余震が起きているということ、前地震ですね、小さい地震が、そういう状況がこの間の測候所の資料ですね、明らかになっているんです。これは恐らく今年の名瀬測候所防災気象連絡会総会でもこういう資料は出ていると思うんですよ、こういったものを見て起きてから事が進むのではですね、これはもうただ謝るだけではなんにもならないんです。そういう点で私はですね、市長が市長の責任で対応すべきではないかということを思っています。その一つは鹿児島市では、それに対して今度、耐震調査やらをやるのが全国的に遅れているということからですね、改善される方向が出ていますよね、いわゆる耐震調査やらやる人には3万円とか、わずかな額であれですけど、やっぱり行政がそういうアクションを起こすことが重要ではないかと思っているんですよ。例えばそういう中でも、昨日から答弁ありますように学校関係でいっても65棟、ほぼ1棟で学校の場合はこの前の全協で言うてた報告されていたのは、大体200万円、耐震調査費がね、1億3,000万円ですよ、先言っていました公共施設、この本庁も含めてですね、大体44か所ぐらいしても、2億円3億円、調査費でね、いう金額、対象にはならないけど集会所というのは、奄美ではどこも全部地域の避難場所ですよ、いざとなった時は、そういった所が調査しなければ手が打てるはずないですよ、調査しなければ、調査した結果を踏まえてですね、奄振予算なり活用してやっていくのが筋ではないかと思うんです。さっき言いましたように、形ですけど鹿児島市は今年から木造住宅の耐震改修促進を目指して補助制度をつくると、募集を始めましたと、費用は少ない、募集耐震診断は3万円を上限に費用の3分の2と、こんなんではできるかできないかは分かりません。しかし行政がその緊迫性を持ってですね、本当にそういう危機管理に対してもっともっと真剣に受け止めていかなければ、こんだけの地震が起きているのは事実なんですから、はっきり、だからそれに対して起きてからやろうではもう間に合わないんです。だから今回、体育館の改修を緊急に耐震構造に切り替えるという改修工事は、それはそれですごい判断だと思いますけれどね、それで終わっていたんでは、これ全部がそういう避難場所なんです。公共の場所、市役所これ調査の結果も分かっていなかったら、この後すぐ地震が起きたらどうなるんじゃないと言わにゃならん。そういう点で私はこの問題はですね、市長が結論、判断すればできることだと思うんです。ましてやこの前からホクホクしているように交付税が7億円余りも、則さんが報告している、入ってきたんやから、これをどう活用するか思い切ってそういうものにも充てるとか、実際それがなければ耐震改修工事もできないんですから、そのことを厳しく受け止めてほしいんですけど、市長の見解を。

市長（平田隆義君） 答弁の前に余計なことかも知れませんが、

（「余計なこと言わんといて。」と呼ぶ者あり）

先の交付税の増額は、これまで残してきた借金の整理に充てるしかないということだけは御理解をしていただきたいと、こう思います。

（「そうですか、まあいいわ。」と呼ぶ者あり）

この耐震整備、本当に深刻な問題であるということは承知しております。本当にこの庁舎にしましてですね、まだまだ当時の建築基準には沿っているんですが、施工者の誠意か知りませんが、まだ頑丈なほうだなと思って私は見ているところですが、となりの第二別館、これは大変な建物だなという思いで常に見ているところです。そういうことで公共施設の整備ということも急がなければなりません、民間のほうについてもですね、決して忘れていたわけじゃございません。そのことが末広・港町の中でですね、やはりかなりの民間のビルがですね、対象になっているんですよ。

（「そこへきた。」と呼ぶ者あり）

新しい法律で建替えますから、それが安心・安全の確保もありますよと申し上げているのは、そういうことも含めてでありますから今後も建替えについて、議員が申し上げているように補助金を出して診断をとるところまでは、なかなか厳しい財政状況ではありますが、やっぱり一般の市民にも今、議員が申し上げたことを認識してもらおうということは大事じゃないかと、こう思っております。

損害保険のですね、中でも大島地区は地震多発地ということで確かそういう地域に指定されていると思

います。そういうことでこの地域の地震ということは確かに大きな課題だろうと思っております。

15番（三島 照君） はい、そういう立場ですね、やっぱり優先順位を決めて、特に学校関係、公共の施設などやりながら一般市民にも訴えていかなければですね、やっぱり私は危険度は全国的に見ても高まっていると思うんですよ、そのことはやっぱり十分認識されて今後の対応をお願いしたい、そういうことです。じゃ、次にいきます。

今、奄美は一次の紬産業や戦後のバブルや市民がみんな奄美群島全体から名瀬に集まって来たという経過もありましてですね、今、改めて街を回っていると非常に腐敗して危険極まりない建物がそのまま放置されている。先日、師玉議員からも質問ありましたが、こういう廃屋に対してですね、高齢化していった解体する力もなければ、しかし置いておけばその屋根やらが飛んで隣近所の建物に被害を被る、しかし被害を受けた方々はどこにも持っていきようがないという状況が続くんですよ、そういう点では、ちょっと今日、写真持ってきてませんでしたけれども、各町ごとにも結構多いんです。難しいのは分かっています。そういう点で相続人や所有者が手が打てない、その時に市民の安全・安心、命を守る点から市が変わって工事をやる、解体をやるとかいう必要があるのではないかなということを私、受け止めています。しかしこれは先日の質問でも出ましたから出てくる答弁は分かりますから、いいんですけど、そういう条件を受けて私有財産だから行政が手を下すわけにはいかない、しかしですね、今、全国の本当数少ないですけど、幾つかの自治体で建築基準法の10条を適用してですね、条例ができないのか、指導要項ができないのか、という検討を始めているところもあるんです今。これは10条には危険家屋に対する措置ができるということを活用してですね、危険な状況とは何かね、10条には危険措置できるだけなんですよ、ですから、あなたの家屋敷が建物が危ないですよと、早急に相続人は集まって対応してくださいという警告ができるだけで、それ以上はできないんですよ、しかしこの警告を活用してですね、危険な状況とはどういうことかなどを民法や刑法やら含めてしっかりと相談基準を設けてですね、検討して例えば代執行をやる、その日を警告した後で代執行をやる。そしてその費用は相続人や場合によっては親族と相談してもらうか、その建物を差し押さえするとかいうことも場合によってはなっていくかも分からんけど、そこまでいなくてもですね、そういうものを利用してこの危険な状態を市民に開放して安心して暮らせるような、そういうことが検討できないのかどうか、考えたことがあるかどうか、ちょっとそこのとこだけ聞かして、住宅、交通安全。

議長（伊東隆吉君） ちょっと待ってくださいね。傍聴の方の中で大変恐れ入りますけれども帽子を恐れ入ります一応規則になっておりますので申し訳ございません。

建設部長（平 豊和君） 建築基準法第10条の保安上危険な建築物に対する措置についてでございますが、本条項は、建築基準法が制定された昭和25年以前の特種建築物並びに一定規模以上、一定規模以上といいますのは5階建て以上かつ延べ床面積が1,000平方メートル以上であります、の事務所その他これに類する建築物などを対象に損傷や腐食、劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または衛生上有害となる恐れがある場合に、特定行政庁（県知事）がその敷地や建築物の所有者、管理者占有者に対し猶予期間を設けて必要な措置をとることを勧告したり、勧告に係る措置を命ずることができるもので、一般の民間住宅の危険な建築物などに対しては適用されないものと考えております。

総務部長（福山敏裕君） 建築基準法の関係につきましては、今、建設部長が説明したとおりでございます。現行法では大変厳しいということでございますが、その上での条例、要項等の制定についてでございます。

危険家屋の撤去等に関しましては、財産権の問題がある旨、今、議員も申し上げましたとおりでございます。この財産権の所有に関して私ども奄美市には、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関す

る条例を制定してございますが、これは公共用地等に放置された自動車について業者などからなる判定委員会において財産価値がない旨の判定を下し、廃棄物、ゴミとして処分しようとするものでございます。その上で処分費用に関しては、自動車メーカーが設置しております法人からその一部の補助を受けようとするものでございます。御存知のことだと思います。

御質問の財産権をどのようにとらえるのか、このような先例も参考にしながら、他の自治体の例も研究させていただきたいと存じます。

15番（三島 照君） 非常に難しい問題であるとは思っています。市民個人の財産ですからね、簡単にはいかない。ただ、今、言われたように危険な場合、例えば個人の山から倒れてきている木であっても勝手に処分できない場合もありますからね、あくまでも私有物ですから簡単にはいかないと思うんですけども、今、言われましたようにですね、この法律では、いわゆる危険物の状況、移転、改築、増築、修繕、模様替えなど、その使用の中止を求める警告もできるんですから、そういったものを含めて、さっきの自動車はですね、あくまでも公共地にあるものに限ってになっていますけども、そこらへんを踏まえて本当に十分検討しなければ、はい分かりました、やりましようとはいけないとは思っています。けど一度ね、そういうことも改めて検討していただきたい、これからいろいろ出てきた時のために、本当にできないのかどうかということをね、そのことをお願いしておきたいと思います。

次に入ります。先ほど市長はうまくいことを乗せて安全・安心のために区画整理事業が必要だと言いました。その中でですね、私はこの活性化が必要でないとはいっても言うているように思っています。しかし活性化は、活性化するために何をどうするのか、やっぱりもっと市民に見えるものを出さなければね、行政が行政だけでいろいろやっても、これはついていけないと思うんですよ、そこをいつも私は言うてだけです。そういう点で先日から言っています、いわゆる国の立ち上がり支援事業、1,000万円近いお金もらって、こういうりっぱな報告書ができていますね、これを前回の私の質問に対して市長も産振部長もまだ目も通していない、見てもいない、それだけじゃなくて答弁は、以前から指摘されてきた内容が改めて述べられているとの指摘ですが、これは外部の専門家が先入観を持たずに見た指摘であることを御理解くださいという答弁をしています。確かにそうなんです、中で今までの計画に固執してね、こうでなければという発想で見るとじゃなくて、全く外部から、しかも国から専門家を送って産業経済省の事業として取り上げてきた事業です。改めてお聞きします。この立ち上がり支援・助成事業報告書の検討をされて、その結果、どういうふうにな、受け止めているのか、まず、市長から答弁してください。

議長（伊東隆吉君） 産業振興部長

（「市長の政治姿勢を先に市長の見解、引き返して。」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） ちょっとお待ちくださいね。

市長（平田隆義君） あのですね、時系列的に判断していただきたいんですが、この末広・港町の都市整理事業に入る前にですね、名瀬市の中心市街地の在り方ということで多くの皆さんの意見を聞いております。あるワーキングチームにおいては高校生等まで入れてですね、どういう名瀬市市街地を望むのかという意見なども聞いたりして、それなりの成果を得ているわけです。その結果、やはり今、進めております整理事業を入れようと、整理事業を入れた後には、おっしゃるとおりこの地域の中心商店街の活性化という問題があるわけですから、その活性化をどう図っていくかということをこれから取り組んでいかなければならないと、いうことになろうと思います。このことは、御承知のとおり、区画整理事業がですね、どういう形で確定するかということ踏まえて、いろんな形の発議をしていかなければならないと、いうことであろうと私は思います。したがって、今、言われておりますのは、測候所跡地に公共施設、それからA i A i広場において産業と直結したような施設を構築して、ワンモー

ル2核（コア）という形をとる。その間に民間のいろんな投資をしていただくようにするにはどうするかということが今回の中心市街地活性化協議会準備会を立ち上げたところです。当然に議員がおっしゃるその報告書等も大いに参考になるだろうと、私はそのように理解しております。

議長（伊東隆吉君） 答弁いますか。
（「はい。」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） います。
（「はい。」と呼ぶ者あり）

産業振興部長（赤近善治君） この立ち上げ支援事業の報告書につきましては、議員が御説明いただきましたとおり、経済産業省のほうの事業でございまして、直接事業でございまして、経済産業省のほうで専門家を選出して先入観を持たず調査分析、そして報告書ということでございます。先ほど議員もおっしゃいましたとおり、このまちづくりにつきましては、行政だけではだめだということは当然でございますし、そのことも真しに受け止めております。この報告書につきましては、今後、先に中心市街地の活性化協議会準備会を立ち上げましたので、この中でこの報告書等もつぶさに見ながら判断しながら参考にしながら今後の中心市街地の活性化計画に向けて、いっしょになって検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

15番（三島 照君） 建設部長はこれをどう見ましたか。

建設部長（平 豊和君） まず、さまざまな観点からこの御指摘がありますが、主なものについて私の所感を申し上げますが、まず、歩道が狭い上に車の乗り入れがあることから安全性を欠く環境となっているという御指摘がありますが、これに対しては安心して安全に買い物などができるよう歩道環境の整備に努めたいと思っております。そしてまた、現在の商店街には緑の空間が少ない、木陰が少ないという御指摘もあります。区域内に是非、緑の空間を整備したいと思っております。また、中心部にターミナル拠点づくりが求められております。このことにつきましては、複合ターミナル施設としてショッピングセンターとか飲食店、地下駐車場あるいは保育所など、こういったものを配備して商店街に魅力的な場所を造ると、また中心部にはバスのターミナル機能も必要と思っております。一番大きなテーマであります。中心市街地の大きなテーマは、なんと申しましてもまず、人を増やすことであります。人を増やしていくには、三つの視点があることが指摘されておりますが、そのうちの一つ、居住者を増やすこと、地元住民の来街機会を増やすこと、交流人口を増やし取り込むこと、こういったことであります。正にそういうふうと思っております。高齢者や郊外の子育て世代を意識した新たな都市機能の整備にも取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

15番（三島 照君） はい、今、建設部長が言われた内容というのは、一番ここが指摘しているね、人口が減り続けていっている、商売は売上は減っていっている、アーケード造ったけど、造った15年度は来訪者が増えたけど、その後引き続き減っていっているそこで・昼間・夜間を含めた人口をどう増やすのか、そういうことや子どもと高齢者が安心して通える商店街、これからの人口が減っていく中で、それこそが奄美には必要やということを私が言っているん、そうでしょう。皆さんが受け入れて造った支援事業の産業経済省が言っているんですから、その調査に来た人たちが、そのことをどう受け止めるかということを私は皆さんにはっきりさせてほしかったんです。それじゃですね、産振部長も十分読んで理解しててと言うてますので、一つずつお聞きします。一つは158ページで、いわゆるこの事業の中心は中心商店街活性化対策事業が第一の目的ではなく、中心市街地を活性化することによるまち全体の再生、まちの中での中心市街地の位置づけと役割を明確にし、整備すべき都市機能について幅広い視野

から検討していくと、いう結果がこの報告書なんですね、その中でここが一番指摘しているのは、体制づくり、その体制ができていない、これは協議会を含め各種組織、関連部署なんかの連携などについても明確に設定する必要がある。しかし、これはそういったものではできていないのが問題だと言っているんです。官庁、役所の中でも言っているように、産振とハードをやる土木とソフトの産振が、こういうまちを造るために、こういう区画整理事業をやりましょうとか、ここをどういうふうに活用しようとか、言うといつも測候所の話が出ますけど、測候所についてはまだいつできるかも分からない。売るとも売らないとも言うてないんですよ。それをまるで目玉のように扱ってですね、事業を進めようとしている。そういうところ辺が問題ですよと言っているのが一点、それをどう議論しているかということ。一番もう一つはですね、ここではもう一点は、この方が言っていることはですね、いわゆるこの中で奄美市の中心都市機能が集積していると、人口が減って高齢化も進む、高齢化により人のトリップ移動が減少してくると、自家用車も持っていては乗れなくなる人が増えてくる高齢者によって、道路も維持管理費がかかる割に車利用者が減っていく状況にある。こうした環境下で道路整備や車を対象として考えるよりも歩行者を中心として道路整備に転換していくことが重要ではないかと、いう意見も述べています。そういった問題についてですね、どういうふうに検討したのか、事業を実施していく何よりもですね、この問題は事業を実施していく体制づくりについて十分に検討していく必要がある、今後とも、町内のね、部署間の情報連携をお願いしたいと言っているんです。162ページで、そういった一つひとつをやっぱり討論、議論してもらわなければ、せっかくこんなものができて後は市長が言っている本当の意味での活性化して市民に喜ばれる工事はできないと思うんですよ、まちづくりは、どういうふうに相談されたか、聞かせてください。十分検討したと言うたやん。

産業振興部長（赤近善治君） 私の口から熟知をしているとかというお話はしてないというふうに思っています。

（「え。」と呼ぶ者あり）

熟知をしているという答弁はしたことがないと思いますけれども、

（「熟知をして。」と呼ぶ者あり）

一応お答えを申し上げます。議員御指摘のとおり、これは行政サイドだけでは、まちづくりはできるものではありません。先ほどもお答えしましたとおりでございます。商工会議所、交通関係、居住者、観光業者、仕事の方々の御意見をいただきながら中心市街地の活性化づくりをしようと、そういったことで中心市街地活性化協議会の準備会を設立をしたということでございます。その中でこの報告書につきましての提案等々について検討してまいりたいと、そんなふう考えておるところでございます。この43ヘクタールの中心市街地の中心活性化計画、これを策定しますと、結局は国土交通省が主ですが、いろんな補助事業ができます。これは民間が主導となってもできる事業がございます。例えて申しますと、3・4社の方々が協働して1階は店舗にするとか、2階はレストランにするとか、あるいは4階以上は居住者にするとか、そういったこともできます。そういった民間の活力もいただいてまちづくりをしなくちゃならないと、そんなふう考えておるところでございます。また、三島議員がおっしゃいましたですけども、この報告書によりますと、外来者の多くが自転車と合わせると6割近いのが商店の3キロ以内から、いわゆる歩行者、自転車で中心市街地に来ているということでございます。そういった中で保護者向けの環境を整えることがキーポイントというふうになっております。私から言わせれば、やはり歩行者が安心して歩けるような広い歩道、これも必要だろうと私は個人的に考えておるところでございます。そのようなことで、これは私の個人的な意見になりますけれども、やはり個人的な意見というよりは、いろんな市民からの意見を聞きながら中心市街地やまちづくりを進めてまいりたいと、そんなふう考えておるところでございます。

（「はい、何かありますか。」と呼ぶ者あり）

15番（三島 照君） いらんこと言うたらややこしくなります。私はね、この問題では、この一つひと

つをね、今、産振のほうは安心して歩行者が歩けるまちづくりだとか、いろんなソフト面の話をしています。しかしこのまま、この138棟が解体し市長がいつも言うように区画整理事業は土地の並び換え、並び換えだけやって、まだいっぱい問題ありますけど、そのあちこちにいらん道路だけ造ってね、必要でも何でも分かんような道路があちこちに計画書ではできてきます。しかし、そういうことをやって、これから解体が始まる、換地のためのいろんな提案がされる、これ換地提案がされたらもっと問題になります。でいう点でここでも指摘されていますように、この一つひとつをやっぱり市長、庁内でね、本当に活性化することはどういうことかいう、もっとプロジェクトチームでも作って、もっと議論して、そういう案を市民団体・関係団体ともっともっと腹を割って議論すべきことが進まなければ市民はほとんどいやがって反対しますよこんなね、その間に、さっき言いましたように、どんどん換地しようと思えば解体事業が始まっていくんですよ、そういうことをやっていかなければ換地できないんだから、かたっぽでは解体のための換地のためのまちくずしを外れる、まち壊しを進むね、肝心の市民に見える声は何にも目に見えてこない。やっとこの前、慌てて推進協議会の案みたいなの作っていますけど、それだけじゃなくて、ここで指摘されているように庁内で企画や

（「時間です。」と呼ぶ者あり）

総務やみんなが参加して作っていただく、そのことを次は報告できるようにしていただきたい。どうもありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

○

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
次に、新奄美 向井俊夫君の発言を許可いたします。

7番（向井俊夫君） おはようございます。奄美市議会会派は新奄美、所属政党は自由民主党の向井俊夫でございます。

まず、国政におきましては、先の内閣改造で保岡與治代議士が2度目の法務大臣に就任し、私どもは大変喜んだわけでございますが、福田総理大臣のサプライズ辞任、10月22日に自由民主党の総裁選挙、24日からの臨時国会で総理大臣指名、その後国会冒頭での解散、10月下旬から11月上旬の衆議院選挙が予想されております。

先の冬柴国土交通大臣におかれましては、大臣在任中に2度も奄美に御来島いただき、次期奄振の延長に向けて御尽力いただいているのは感謝の念にたえません。私も次期奄振の観光交流部門の調査委員として素案づくりに参画させていただき、今日までの政治、経済活動が役に立ったのかなと感慨無量でございます。

私もこの奄美に帰省し29年の歳月が経ちましたが、これほど厳しい市民経済状況は今までにございません。この奄美の産業界もピーク時は286億円の生産高を誇った本場奄美大島紬も本年度は15億円を切り12億円ぐらいいと聞き及んでおりますし、ここ数年ブームの中で順調に生産高を伸ばしていた黒糖焼酎業界も一段落という感がございます。また、ここ2・3日のニュース等で御存知でしょうが、三笠フーズの不適切な不正流通米問題でこの奄美の影響が大変心配されておりますが、まだまだ販路開拓の余地はあるものと考えられ、今後、奄美産の黒糖使用で付加価値を付けていくことも大切なことではないかと考えられます。

また、生産性を上げて自給率の向上、有機農業、無農薬栽培等が今、盛んに言われていますが、昨今の燃料代高騰の時代での奄美の燃料を使わないハウス栽培は、大変有利ではないのかなと考えているところでございます。

海に目を移しますと、今年はシラヒゲウニが大変豊漁で身の入りも良かったと聞き、藻場の再生が進

んでいる成果と思われますが、海水温度の上昇傾向の中、サンゴに及ぼす影響が懸念されるところでございます。

一方商店街に目を移しますと、郊外の本土資本の大型店に客を奪われ昔からの小売店が閉店に追い込まれ、名瀬の市街地のあちらこちらに駐車場が目立ち始めております。

笠利・住用・名瀬が合併して、奄美市がスタートして、はや2年半が経とうといたしております。合併当初、49,986余りの人口が今や47,000人台までに落ち込み、少子高齢化社会の中で、毎年1,000人ペースの人口減であり、この人口減少傾向に根本的な歯止め対策を講じなければなりません。昔から人間や動物すべては、安全で住みやすく安心な環境の良い土地を求めて移住してまいりました。そういう意味では、この奄美市には住み良い条件の何が欠けているのかと探求しなければなりません。

くどくどと暗い話ばかり申し上げましたが、最近の市の予算執行の中で市民に大変喜ばれている事業がございます。それが質問一の道路改築工事とその成果でございます。塩浜町金久中前5差路交差点、塩浜町から長浜町へかけての夕方の交通渋滞は慢性的なもので、ラジオの道路情報の中で渋滞を指摘されない日はありませんでしたが、ところが今回の改築事業で思ってもみないほど車の流れが円滑になり、長浜町や下方の事業者、市民の方々に大変喜ばれております。この事業に関係いたしました方々に感謝しながら、次の質問をいたしたいと思います。

一番目の市道塩浜13号線改築工事の総予算と補助金、二番目に改築による成果と経済効果、三番目に市民の評価などがお聞き及びであれば、この1,2,3合わせてお伺いしたいと思います。

それ以後の質問は発言席からさせていただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） 市道塩浜13号線は塩浜町新港入口交差点から矢之脇町の大島石油に至る約610メートルの市道であります。本路線は幅員4.5メートルから6.5メートルと狭隘な上、起点部の新港入口交差点は市道塩浜・朝仁線と県道名瀬・瀬戸内線及び臨港道路が変則的に交差する形状となっており、これまで3系統の信号制御により交通の安全を確保していたことから朝夕のラッシュ時には慢性的な交通渋滞を引き起こしておりました。昨年3月に塩浜保育所が廃止になったことを受け、跡地を有効に活用して塩浜13号線の一部拡幅と、市道・県道・臨港道路が直行するような交差点の改良を行っております。改良工事は補助率7割の地方道路交付金事業で実施をいたしまして、計画延長は約220メートル、標準幅員は7メートルで塩浜保育所の取り壊し費用も含めた全体事業費は8,640万円で内訳としましては国庫補助金が6,048万円、市単独費が2,592万円となっております。

次に改築による成果と経済効果についてでございますが、交差点改良により信号制御が3系統から2系統に変わり、以前より約20パーセント程度本線を通過できる時間が増加したために、朝夕のラッシュ時におきましても円滑に交通が流れております。平成15年7月に実施しました交通量調査によりましてラッシュ時には1日約2,300台の車両が渋滞に巻き込まれていたようですが、今回の交差点改良により10分間渋滞が緩和したと仮定しますと、国土交通省が公表しております費用便益マニュアルでは、乗用車1台1分当りの時間価値は62.86円ということであります。渋滞解消により生み出される時間価値は年間約5億円と試算されます。また、アイドリング時のガソリン消費量が1台当たり毎分14ミリリットルであることから推察しますと年間約11万リットルのガソリンの節約につながるものと考えております。

市民の評価でございますが、今のところ市民から市へ直接評価の声はあまり聞こえてまいりませんが、今回の交差点改良は渋滞解消に十分寄与しているものと考えております。

7番（向井俊夫君） 市民からの声、これは市のほうにですね、直接聞こえてないということですが、実は私も長浜で事業をやっている車を使う機会大変多ございます。そういう中で本当にこの8月1日から

向こうが供用開始になった訳ですが、その間何度か通過している訳ですが、あそこの信号で8月の間にひっかかったのが1回だけだと、もう本当にここまで改良されるものかなと思うぐらい私も長浜町そして下方の通勤時ラッシュ時に利用していた方々思っているんじゃないのかなと、それとあとタクシーとかですね、バスの運転手さんは特にタクシーの運転手さん、本当にお客さんをお運びになってその後また回送という形とるわけですが、夕方、市内街中まで長浜方面、下方方面からお客さんをお運びして、また帰って二度走るというのは、なかなか大変だということをおっしゃっていたのがそういうのが可能になってきたと、そういう、今、具体的な数字でですね、約5億円そしてほかに燃料として11万リットルですか、これが節約できると、これは大変な数字だと思うんですね、目に実際見えてこないこういう経済効果と、こういうのがやっぱり積み重なっていくというのが、また、市を潤していくという形になるのかなと、そう意味では大変いいお仕事をさせていただいたと、夕方の渋滞緩和ともいろんなことをですね、警察の方とも今までお話ししたりもしました。なかなかいい方法ってなかった。それを思い切ったね、やっぱりそういう方策を採られたということに対してね、大変感謝したいと思います。市民の方々もですね、実際走りながら、あ、これはいい仕事していただいたと口には出さないまでも気持ちの上でね、大変感謝しているということを申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

その先の長浜のほうのことですが、二番目の質問の中で長浜の埋立についてお伺い申し上げます。一番目の中央青果の移転の見通し、それと二番目の選果場と加工場、これは関連してくるかと思しますので、併せて質問いたします。先日の閣議員の奄振の質疑の中で市長の答弁の中で地域資源を生かすという意味から、この事業の中に奄振予算組み込むことができた、また、先の新聞報道の中でもですね、縷々述べられておりますが、今一度、当局のほうから御説明と答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

市長（平田隆義君） 長浜埋立地の利用方法については、港湾計画の中では港湾関連の都市機能を充実させるための土地利用という位置づけがなされていたとされているところですが、いろいろと紆余曲折もありましたが、中央青果市場と選果場を並存するという方向で落ち着いたことは、大変よかったかなと、こう思っているところです。その大変恐縮なんです、中央青果市場の移転という言葉がですね、ちょっとひっかかったんです。私どもついつい移転移転と申しますが、あくまでのこの度の補助対象の事業としては、新設ということで取り組まさせていただきたいと、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

今の市場は駐車場も狭い、それから2階部分に水道課があるということで、仲買人はじめ農家の皆さんからももう少し広い場所が必要だし、それから荷捌きがもう少しやり易いようなシステムがほしいということは、かねてから要望が出ているわけでありです。そういうことなどを踏まえて青果市場がこれからの地域における位置づけとしては、大変重要な位置を占めてきたんじゃないのかなと、こう思っております。と申しますのは、地場産愛用ということで青果市場がずっと取り組んでおるところですが、まだ50パーセントを越していないということがずっと気になっているところです。こういった点の改善を図っていくためには、市場を体制を整えないと駄目だろうと、このようになっております。そういった点で、このようなことなどを申し上げていたところですが、実は国のほうの卸売市場整備基本方針ではですね、補助対象となるのが年間取扱目標が15,000トン以上が対象であり、そういう状況で、現在の名瀬中央青果市場が取り扱っているのが、35,000トンということでございますので、大変厳しいなと思っていたところでございますが、奄振事業で採用になったことは本当に大きな成果ではなかったかと、このように思っているところです。このことについては、市民や観光客との交流を図ることが一つの大きな目的・目標に設定されておりますから、そういう具合の形で生かせるような施設整備をということであります。青果市場の1階は市場ですが、その2階のほうにですね、地場産野菜の食べ方とかいう食生活改善の皆さんにも頑張ってもらって、こういう料理があるんだよというようなことを若い世代に教えていくということなどの対応ができるようにと、そしてまた、旅行者が立ち寄って奄美のジュースやら、そういったものを味わうことができるような体制ができればと、こ

のように思っております。地域の食材を体験するということが、できるようにしたいなということでもあります。そういった点で20年度の予算、21年度の予算に2年に渡って奄美の農産物流通機能の強化事業という位置づけで、総事業費約4億1,000万円を予定しております。国の補助率は2分の1となっております。また、今後、今、青果市場は奄美市と龍郷町が株主ですが、できれば南部3町村の皆さんにも参加していただければということで担当者をして、その対応を指示をいたしておるところであります。これからこの施設が地域の経済浮揚に大きく寄与するようにと願っているところでもあります。隣に併せて選果場の建設をということですが、このことには事業費を約3億9,000万円を予定しておりますが、22年度からの事業になる予定であります。1日当たり20トンの処理量を予定する選果機を導入というのが、やっぱり一番の目標になるんじゃないかなと、こう思っております。選果対象についてもですね、みかん類やらカボチャ等もこの対象になるんじゃないかという話なども聞いておりますので、柑橘類とそういうことなども対応することによって地域の農産物の質の向上に寄与するんじゃないか、そして消費者に均一な安心した評価をいただくことができるということも期待されているんじゃないかなと、このように思います。この選果場につきましては、完成後は奄美農協に管理運営をするということになろうかと思えます。こういった点で、選果場と中央青果市場が同時に並べて建設されるということについては、駐車場の効率的な運用ということなどもあって、市民やその人たちが集まり易い地域になればと、こう思っております。そういった点などを踏まえながら、特に近隣の皆さんとのまた、相談などもしながら対応をしていきたいと、こう思っているところでもありますので、御指導また、御理解も賜らなきゃならないこともあろうかと思えますので、今後の事業を積極的に推進してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（向井俊夫君） この青果市場ですね、移転ということで新設ということでございます。そういうところで確か奄振の中でも新設でない補助対象にならないということだったかと思えます。それはもう適切な表現をですね、これから私どもしていかなければならないと思うところでもあります。今、市長の答弁の中で出てまいりました地産地消ということですね、確かに地場産品をいかに活用していくかと、これは学校給食の面でもそうですし、特に中国でのその残留農薬問題とかいろんな問題が食品の中で出てまいります。その中で実は私どももそういう安全面、安全・安心これが確保できないような食材は使うなということで極力地場産を使うように、そしてまた、国産そして安心なそういう安全・安心という食材を使うようにということで仕事の中でもシフトを変えております。そういうことによって、お客さん御自身も大変そういうことには関心お持ちで喜んでおられます。これから特にそういう自給率の向上ということも国も唱えておりますし、これから島ですね、農業をもっともっと発展させる意味においては大事な施設なのかなという思いがあります。特にそういう中でですね、選果場の事業は22年度からということではございますが、最近加工場とか要するに下の青果市場で農家が従来だと持ち帰りをしなければならなかったようなお野菜とか果物そういうような物までですね、上の加工場のほうで加工できて、それを流通にのせられるというようなことができれば、それこそタンカンがキロ当たり15円だ、20円だ、25円だというようなね、本当に何のために働いているのかと、農家の方々が大変御苦労なさっているのをやはり評価に値するような、成果が出せるようにですね、なったらいいというのが本音でございます。そういうことでこの加工場、前回のですね、加工場に関しては総括質疑の中で、私、もう一つはですね、今、民間の事業者の中で先にそういうジュースとかジャムとか工場造ってですね、設備投資をして一生懸命努力して営業なさっている方がたくさんいらっしゃいます。そういう方をまた別の意味でね、圧迫すると、民間事業を圧迫するようなことをまた我々行政の立場で興す事業がですね、あってはならないと思えますし、そういうことに対しての配慮というんですかね、そこら辺をどの程度お考えなのか、ちょっとお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 前回、向井議員から民間の加工の業者、圧迫してはいけないをお聞きしております。当然だろうというふうに思っております。私どもは先ほども市長が答弁しましたとおり、そ

のジュースなりをこう観光客に試飲というんですか、そういったサービスをするという一方地産地消という関係でハンダマなり島の食材で健康食品を食品改善グループに作っていただこうと、研究していただこうと、そういったことも持ち合わせて、とにかく競合しないような格好で加工施設を利用したいというふうに考えているところでございます。

7 番（向井俊夫君） 大変ねこれ難しい問題かと思うんですね、一方では行政は何しているんだというお叱りを受けますしね、今度はこれでまたやりますとね、我々の事業、民間の先発の方々のね事業を邪魔するのかと、大変お叱りを受ける訳です。そういう意味では、研究課題としてはね、今まで出ている製品とまた違った別な意味での付加価値を付けたそういう商品開発というのにも必要ですし、こうすれば面白いですよと民間事業者に対する一つの提案できるような、ヒントを与えるようなそういう研究という部分の開発も必要だと、それともう一つは、直販するのではなくて原料を作ってですね、そしてそれを本土なり、ちょっと大手さんのほうにお願いして大手の流通経路に乗せて全国に販売させると、ですから従来のそういう地元の業者さんとの競合を避けるという方向はやっぱり考えていくのも大事かと思えます。というのは、本当に厳しい中でですね、そういう加工ということで、それぞれの業者さん一生懸命なさっているのが実情ですし、それが決してね、大きな利益を上げてゆとりを持った経営をしているかという、もうそういうのは一部であって、本当に設備投資の中でですね、大変厳しい思いをしてキャンペーンだ何だ物産展だということで走り回って、本当になかなか旅費自体、キャンペーンとかそういう物産展の中で旅費も出なかったというようなお話もよくあります。そのくらいやっぱり先行しながらずっとPRしているということに対しても配慮していただけたらと思います。そういうところで島の要するに食材、それを使ったまたその観光客とかそういうのに提供する食事の場というお話もちょっと出てまいりました。そういうのも実を申し上げましたら、私も近くで飲食業やっております。恐らくですね、前もお話しましたが、サウナがですね、タラソさんができたおかげで売上が半分から3分の1くらいまで落ち込んだ。これも今、ずっと続いている。ですから、あ、なるほどなど、やっぱりそういう競合するそういう大きな行政の施設ができると落ち込むぞと。だから今回もそういう施設がきたら、うちのレストランの売上半分くらいまで落ちるぞと、飯食っていかれなくなると、もっと危機感持てということですね、従業員のほうにも言っているんです。そういうことがまた一つは刺激になってですね、社員のやる気という部分にも民間のほうは繋がってきて、また工夫してそういう施設との競争の中でサービス体制が取れたらいいのかなという考えもあります。そういうことでこれからまた一山ふた山あるかと思いますが、担当課におかれましてはしっかりですね、先のことを見据えてやっていただきたいと思えます。

次に、埋め立ての中の取付道路ですね、実際、今、ちょっと工事をいたしております。そこら辺の取付道路と交通規制、どのようになるのか、ちょっとお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 今回の長浜埋め立て工事につきましては、全面を奄美市開発公社が都市機能用地として埋め立てて、背後を県が埋め立て、臨港道路として整備を進めているところでございます。大島支庁にお尋ねしましたところ平成16年3月に改訂しました港湾計画に基づき臨港道路の整備をするにあたり、振興会館前交差点から長浜小型船溜りに向かう臨港道路と、現在整備中の臨港道路との交差点につきましては、市道と平行して通ることや、市道との交差点が近接すること等から、奄美警察署や公安委員会と協議を重ねた結果、現在の交差点計画になったとのことでございます。

このことを受けまして、大島支庁と奄美市合同で長浜地区の住民に対して、数回の説明会を実施してまいりました。説明会の中では、交通量が増えるので、信号機の設置ができないか、また、幅員が狭い市道の一方通行ができないかなどの意見が出ましたが、当面、現計画で供用開始をし、交通量及び交通の流れ等を見た上で、支障があるようでありましたら地域の実情に応じた交差点の処理方法について、再度、公安委員会と協議を行ってまいりたいと考えております。

7 番（向井俊夫君） はい、ありがとうございます。以前はですね、先ほど、ちょっと私は一生懸命お褒め申し上げてヨイショしました。金久中前の交差点、あそこが渋滞ということで湾岸道路に対して長浜のまた新しい湾岸道路に対して、一つの交通渋滞を緩和するためのとらえ方というのも考え方もあったかと思います。ところが非常に車の流れがよくなってきたというところですね、まだ湾岸道路自体は埋め立て旧港跡のほうに埋め立てできていけませんので、全線開通といっていないんですが、一体どのくらいの車がですね、今の3万トンバース側ですね、道路を使って走るのかなという思いが一つあります。そういうことですね、それと当初は平成3年ですか4年ですか、その時の計画とずいぶん変わってですね、山側のほうに道路が寄ってしまったということもあって、えっ、という地元に住んでいる者としてはそういうあれがありました。数回の地元説明会という説明がありましたが、1回しか受けておりません。その数回というのは、いろんなところで何回かに分けてやったということだと思います。その説明というのは1回だけです、それもこういう形でやるんだと決まった後の説明なんですね、どうでしょうかということは一言もなかった。もうそれでやらないとできないんだと、もう一つ、もしこれで私、これは個人に言われたことですが、いろんな規制のことを言われましたのでね、それは困ると言ったら、だったらこの防波堤のほうの門はもう閉じて通らなくしてもいいんだと、県の職員に言われたんですよ、事実。それに対して私は地元の人のそういう利便性だ、そこの遊漁船の方々のそういう利便性とか、後は中で仕事なさっている方なんかいらっしゃる。そこを閉められてしまったら全く機能がストップするなということで私はそこでぱっと引いたわけですね、地元全体的なことを考えた時ですね、ですからどう言ったらいいんですかね、そういうすべて決まってから威圧的にポーンとね、投げられてくるというのはおかしいなと、という意味があって今回この質問をした訳ですね、正直言って向こうで事業をやっている幾つかのお店の方、業者の方もいらっしゃる訳ですが、大変やっぱり車の流れ次第では支障をきたすということも出てくる訳です。ですからそこら辺もやっぱり、これからの道路行政とかそういう施設を造るにあたってはですね、考えていく必要があるんじゃないかと、という意味での質問でございました。これ以上のね、後答弁はいりません。後しっかりやっぱり地元の方々の意見を吸い上げて考えていただきたいということをお願いします。

ということで四番目の造船所移転と環境問題、これも前回の一般質問で取り上げました。その後進展と何かございましたらお答えいただきたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 長浜地区埋立地に移転を計画している造船所の環境問題についてでございますが、去る4月に鹿児島県内の造船所の先例地を数か所視察してまいりました。視察をした各造船所はいずれも民家に近い場所にあり、屋内で作業を行っていましたが、防塵対策等ではかなり苦慮しているとのことでございました。三方を壁で囲った屋内の作業場で作業をしていましたが、風向きによっては粉塵の飛散を防止することが困難であることを改めて認識したところでございます。また、議員御指摘のとおり、屋外で作業ということもある訳でして住宅地近くにおける防塵対策の困難さを先の先例地視察をとおして痛切に感じているところでございます。現在、名瀬港商工区の埋め立て整備計画では、造船所移転は平成21年度末の計画となっております。これまでどおり移転予定地の長浜での万全な防塵対策が可能であるか、また、造船所用地として適地であるかも含め、今後改めて十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7 番（向井俊夫君） 実際に先例地を御視察いただいたということでございますが、恐らくね、今、見てきたところは昔からそこにあった造船所だと思いますね、ですから近隣住民の方々も致し方ないという形でそういう造船所の設置場所ということだと思います。確かに前も申し上げましたが、格納庫みたいな完全に四方を囲んでですね、そういう倉庫の中でもし作業をするとなったら、この奄美の暑さに耐えられるかということ、あと防塵のその機器類、それがずっとですね、その性能を最初の当初の性能を保ったままですね、ずっとやっていけるのかなという心配、それを今度また維持していくため作業するためには、もうそうなってくると今度は冷房だなんだという形にもなるかと思います。その維持

費とか機械の維持費とかメンテとかですね、大変なあれがまた出てくるのかなと、そして必ず今度は換気扇取り付けと思うんですよ、外に向けたですね、外に向けた換気扇、ですから完全に密閉した状態であっても換気扇が付いてしまったら、そこからファーとまた噴きだすと、そういう空気中に散乱しないような、そういうガラス繊維とかそういうものは、下に落ちていますから別に吸い上げられることはない。空中に浮遊するものが全部外にまた出されてしまうと、特に漁船関係、私も船を持っておりますが、船底、のりが付きますね、それをのりが付くのを防ぐために船底塗料というのを塗る訳ですが、これは実はすごい毒素を持った塗料なんですよ、それをですね、グラインダーかけて落として、そしてその上に新しいまたそういうのりとかかきとか付かないような塗料を塗っていくと、そういう作業をしなくちゃいけない。それ自体が大変な、またそういう粉を撒き散らすような作業ということとなってきてね、大変そう意味では環境という部分でね、厳しいなというところがあります。ましてや、今、私どものほう、これはもう私個人の話しになりますが、たくさんのオリンピック選手や世界選手権に出る選手、アスリートの方々、それとか観光客とかですね、お見えになっております。そしていい環境だなと、海に面して非常にいいなと、特に3万トンバースのほうは県のほうで背後のほうに、そういう公園施設、健康広場とかいろんなのを造っております。先ほどまた市長がその加工場とかそういう中で市民と観光客との交流の場を造くっていききたいと、そういうことと相反する形の施設になりはしないのかなと、いう懸念があります。そこら辺をですね、十分検討してこれからどういう方向性にしていくのか、お考えいただいて、またそういう作業を進めていただきたいと思います。特にもう答弁はいりません。ここでこれに関しては止めさせていただきます。

次、三番目の指定管理者制度について、お伺いしたいと思います。これも先日の関議員のほうですね、かなりやり取りがありましたので、あらかたどういうことかということは承知いたしております。①のですね、現状と実績、これ指定管理にしてよかった、あーどうだったということでですね、現状、それと実績的に述べている話等あれば、ちょっとお伺いしたいと思います。ちょっとごめんなさい。それで中のですね、アとイウ、アイウですね、このアの公民館関係、それと三儀山運動公園と笠利の太陽が丘総合運動公園、そしてウの駐車場関係ですが、そしてエのですね、この海洋展示館というのは、これは市の直営ということで中の作業とか業務自体を道の島公社に委託しているということですので、このエのほうは削除してください。アイウのほうをお願いします。

教育部長（里中一彦君） 議員御質問の指定管理者制度の公民館関係の現状と実績でございますが、名瀬公民館及び各分館におきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入をし、市民が気軽に誰でも利用できる施設、公民館へ行こうをキャッチフレーズに掲げ、来館される方々へ満足できる公民館運営を目指しているところでございます。

利用者数につきましては、指定管理者導入前と比較をいたしますと、平成19年度で利用者数が40パーセント増の年間約4万人の増加、図書貸出冊数につきましても、50パーセント増の年間約1万4,000冊増加といずれも大幅な増加傾向でございます。また、収入も額は少ないところでございますけれども増額の状況でございます。先に実施されました市の監査におきましても、社員教育が図られ誠実に丁寧な対応がなされているなどの高い評価を受けております。

このようなことから、公の施設の安定した住民サービスの確保、講座や自主事業など、事業経営のノウハウを最大限に発揮をし、特色ある公民館運営かつ適正な施設管理が行われているものと判断をしておるところでございます。

次に、三儀山運動公園と笠利太陽が丘総合運動公園につきましてですが、この両施設は昨年度から指定管理者制度を導入をいたしました。名瀬総合運動公園各施設及び古見方多目的広場はNPO法人奄美スポーツアカデミーへ、また、太陽が丘総合運動公園は財団法人奄美市開発公社へ委託をし管理・運営を行っております。

契約期間は3年間で、平成20年度の指定管理料は、名瀬総合運動公園各施設及び古見方多目的広場が3,653万円、太陽が丘総合運動公園が2,643万9,000円となっております。

平成19年度実績といたしましては、名瀬総合運動公園各施設及び古見方多目的広場の利用者数が、218,935名、前年度より約15,000名余りの増加でございます。また、太陽が丘総合運動公園の利用者数は、58,172名で、昨年度と比較いたしまして約4,000名余りの増加となっております。

指定管理2年目の20年度の8月末現在では、利用者等が増加傾向にあり管理・運営に努力が見られます。

名瀬運動公園の指定管理を受けております、NPO法人奄美スポーツアカデミーにおかれましては、自主事業を開催し、平成19年度の実績で県スイミングスクール大会や小中高校生を対象としたバスケットボール大会、更には、県中学校バスケットボール大会を開催をし、沖縄県から県本土を含めまして2,000名余りの児童・生徒が来島をいたしました。これは、今までに無いことでありまして、本市経済の活性化の一役を担っているものと認識をいたしているところでございます。

建設部長（平 豊和君） 駐車場関係についてお答えいたします。まず、屋仁川駐車場でございますが、平成18年度から20年度までの3年間の予定で大島食料が指定管理を受けていたところでございます。指定管理の運営実績は、平成18年度が利用台数1万7,318台、収入が1,004万2,000円で117万5,000円の赤字、19年度が利用台数1万6,012台、収入が907万9,000円で228万4,000円の赤字となっております。赤字の直接の原因は収入が当初計画見込みに対し、18年度が153万円、19年度が264万3,000円と大きく下回ったことによるものでございます。管理者は経営改善のため新聞広告や供用時間の延長、料金の割引などを実施して利用者へのPR、サービス向上に努めたところでございますが、種々の社会的要因から利用の増加にはつながっていない状況でございます。このことから、管理者としては今後、利用増が望めず赤字改善の見込みがないとしまして、9月30日をもって管理者を辞退したい旨の申し出があり、このたび指定管理の取り消しをしたところでございます。このため、屋仁川駐車場は10月から来年3月までの間は、当面直営で運営してまいりたいと考えております。今回の事態を踏まえ、指定管理の在り方や経営の評価方法、施設使用料の設定など検証し、再度指定管理を公募する予定でございます。

産業振興部長（赤近善治君） 末広駐車場について御答弁申し上げます。末広駐車場につきましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間の指定管理をお願いしておりましたけれども、平成20年3月26日付けで、指定管理者から辞退の提出がなされております。

辞退の理由といたしましては、中心商店街への入り込み客の減少や新たに数か所の駐車場が開業したことなど、平成19年度に末広駐車場を取り巻く環境の変化に伴い、今後、企業努力による利用者増を図ることが困難であり、経営的に厳しいと判断をされたようでございます。

市としましては、契約内容等の変更も含めて、指定管理期間の継続を要望いたしましたが、結果的には、平成20年3月31日付けで、指定管理者の取り消しの告示をいたしたところでございます。

このようなことから、平成20年度は、新たな指定管理者による管理には、事務手続きに時間を要することや臨時的な休業は、利用者や商店主に混乱を来す恐れがあるというふうに判断をいたしまして、中心商店街利用者の利便性を考慮する形で、直営方式による駐車場管理業務を実施しているところでございます。

なお、今後はいろんな問題点を整理しながら、今後の指定管理制度に関わる経営評価の方法や協定内容について検討を行いまして、再度指定管理制度の導入を予定したいというふうに考えているところでございます。

7番（向井俊夫君） 赤字と、当初の見込みと違って利用者数が少ないと、赤字になってしまって辞退したと、契約途中で辞退したということのようでございます。私は前段で申し上げましたように商店街の中で空き地が増えてきて駐車場とかそういうのが目立つようになってきたと、そういう部分、それとも

う一つ少子高齢化の中で車を運転できる人が少なくなっているということもあるかと、それともう一つは郊外のほうにですね、どんどんお客さんが流れてしまって、街中に昔、駐車場が足りないと騒いでいた頃とだいぶ状況が変わってきているということです。そういう中でですね、実際、工事の例えば土木関係、建築関係の工事の中でも、やはり最低これだけは工事代金かかりますよという最低制限価格というのがありますよね、この管理運営にあたってもそうだと思うんですよ、人件費だなんだということですね、ですからそれを逆に最低の数字を例えば利用者数っていうのを見込んで、そういう見積りというんですか、これはあらかじめ担当課のほうでもそういう数字というのは出してくるかと思うんですね、ですからそこら辺のところをきっちり精査して、その契約とか例えばこういう公募をかける場合もですね、やっていかないと、また同じような事の繰り返し、途中で、じゃ奄美市の場合、契約していても、もう赤字だったら投げればいいんだよと、これ、いろんな施設で出てきますよ。ですから、そこら辺をこれからのやっぱり一番研究材料にして行かないとね、これは大変なことになると指定管理、指定管理と言っていますが、そういうことが出てくるという心配があります。先のほうで答弁いただいておりました公民館の利用数が本当に利用者で40パーセント伸びて4万人利用者が増えたと、図書の貸出は50パーセント伸びたということ、これなんて、それともう一つは三儀山の運動公園ですね、この公民館と図書館、これは一つのモデルケースだと思うんですね、大変自主努力しております。そしていろんな形今までになかったようなそういう自主事業だなんだというようなことを呼びかけて、その管理者自体がその営業、かけておりますね、ですからこれは本当にね、今まで成功した最たる事例だということで、ここら辺をモデルケースにしながらですね、ほかの駐車場だってやっぱり競争の中で商売やっていくんだと管理する上にあたってですね、ただ管理しとけりゃいいというんじゃないくて、あそこの駐車場に行ったらやっぱり安心だ、何かあるよというぐらいのね、サービス体制もやっぱり取っていけば増えていくと思う。例えば洗車してあげてほこり、窓拭いてあげとったりとか、もしそういうことができるんだったらね、ただポケーとすわっとくんじゃなくて、そういうことを本当はやっていくんですよ、そういうことまでやっぱり指導できるようなね、担当課であってほしいなということです。

それで時間がございませんので、今後の見通しとして、マングローブパークとか住用体験交流館、末広駐車場ということを上げておりますが、これはもう削除いたします。それで三番目の③のですね、笠利診療所、これをどう考えているか、これをできるだけ端的にお答えいただきたい。

市民福祉部長（福山 治君） 笠利の診療所につきましては、これまで40年余り地域住民の保健医療福祉の向上に大きく貢献してまいりました。現在、勤務している医師につきましても、医師確保が困難な中で地域医療に貢献していただいておりますが、今年度末をもって辞めるということをお伺っております。

今後の医師確保につきましては、また努力してやって行きたいと思っております。それから今後の運営につきましては、赤字解消を含めながら、それから存続していく立場から公設民営を中心にして考えていきたいということで検討しているところです。

7番（向井俊夫君） この診療所ですね、大変だと、これから運営していくにあたってはね、公設民営という言葉が出てきました。今、所長が今年度いっぱい辞めて、自分で開業したいという話も聞き及んでおります。そういう意味では、いわゆる施設としては昔から40年に渡ってですね、地域の方に密接なそういう医療サービスを提供してきた場所だけに、また新たなそういう方向性探りながらですね、その施設の活かし方、これを探りながら恐らくですね、新しい医者確保というのはどこも今、大変なんですね、非常に難しい現状だと思います。ですから現実に関合わせた形の方向性をやっぱりきっちり出していただきたいということをお願いしたいと思っております。

次のガソリンと原材料値上げの委託業者の影響、ここら辺ちょっとお伺いします。

企画部長（塩崎博成君） 指定管理者との協定を締結する際には、施設に使用するガソリン等光熱水費を

含む維持管理費を指定管理料に計上をして、支払う契約をいたしております。また、契約時の仕様書等においてリスク分担を取り決めておりますが、物価の変動に伴う費用の増加等に関しては、指定管理者負担となっております。今回のような世界的な原油価格の高騰に起因する国内の燃料の高騰につきましては、通常予想される範囲を超えるものと考えられ、市としましても指定管理者との協議に応じることが適切だろうと認識をいたしております。このようなことから現在、指定管理者制度を導入をした担当課で燃料価格の高騰分などの費用負担額の把握に努めているところでございます。また、公用車への影響につきましては、当初予算の範囲内で対応している状況でございます。

今後は、適正な運行管理を促進し燃料費の節約に努めることは当然のことかと考えており、必要に応じて最小限の予算措置になるよう努めたいと考えております。

7 番（向井俊夫君） このガソリン等の値上げの中でやっぱり心配したのは、特にゴミ関係の委託業者ですね、これが大変だろうと、そういうの中である程度見込んでいたということで、その委託する中の燃料費の中ですね、だからあとどうしても、やはりという場合がでたら、業者等の話し合いの上でやっていくということです。現実問題、我々行政サイドができないことをお願いしている訳です。やらせているんじゃないんです、お願いをしていると、ですからそこら辺の事情をね、しっかりやっぱり掌握していくと、そしてお仕事をし易い状況を作っていくということが大事なのかと思います。どうぞこれからまた詰めていってですね、いい方向にもって行っていただきたいと思います。

時間がありませんので、四番目の外貨獲得遊客イベントをお伺いしたいと思います。この1、2のです年度内・新年度でのイベント、スポーツイベント、そしてあと芸能の関係のイベント、文化関係のイベント、多々あるかと思います。これは1、2をですね、ちょっと時間がないのでちょっと削除させていただきます。一つですね、その中でお願いしておきたいのはですね、ややもしたら華やかなスポーツイベントのほうに目が行きがちですが、その文化面とか芸術面とかそれとか学会ですね、そのあたりのそういうイベントしっかりやっぱりこう誘致できるような体制、窓口をやっぱりどこかにきちっと絞っていくということも大事なのかなという思いがあります。そこら辺は今後の検討材料としていただきたいと思います。そして三番目、③の中ですね、中止になったレディーストライアスロンに変わる、今、奄美桜マラソンということを商工会議所のほうで何とか主催してですね、やろうという、今、会議が詰めております。実はレディーストライアスロン、復活させてくれという話を若い人たちからたくさん受けました。ただ、どうしても限られた選手になってしまうので、予算をかける割には経済効果は出てきませんよと、その代わりに何かを考えましょうね、ということで実は3年間に渡って本茶峠の桜をずっと調査してどの時期だということを精査しましてですね、来年2月1日あたりがいいんじゃないかと、日曜日ですね、そして今、商工会議所のほうで、どのような形にするのかという経済活性化委員会が詰めております。そういう意味で時期的に本土がですね、旧正月前後で一番寒い時期、本当に一番寒い時期です。1月の下旬から2月の頭とうのはですね、その時期に奄美では緋寒桜が、桜が満開ですよと、その南国、常夏の島、奄美というイメージを売り込む。それとちょうどまたその頃には、先ほど申し上げましたが、スポーツ合宿、特に長距離、中距離の国内外のトップアスリートがみえております。イメージ的にはそこら辺併せて、この奄美市上げてですね、商店街とか屋仁川上げて、一番お正月終わってから、動きの鈍い時期にですね、桜まつり的な要素を加えて日本で一番早い時期の、そしてあの本茶を越えても日本一過酷な桜マラソンというのを打ち出したらどうかということでありますが、それに対して当局のほうで何かお考えあれば。

産業振興部長（赤近善治君） 奄美大島商工会議所創立50周年記念行事の一環として、桜マラソンを同会議所が開催予定している旨を伺っているところであります。

日本で一番早く咲く緋寒桜と陸上の冬のスポーツ合宿地として国内でも有数の地である奄美において、それらのイメージを融合した当該イベントが実施されますことは、観光閑散期であります冬の奄美大島の新たな観光の起爆剤として大いに期待しているところでございます。

また、この桜マラソンが民間発想による一大イベントの開催であるということが、大変意義のあることだというふうに考えております。

本市としまして、この桜マラソンが継続的なイベントとして発展していくよう期待しているところでございます。

7番（向井俊夫君） ありがとうございます。民間の発想ということですね、そこら辺を評価していただいた。是非、全面的な御協力を行政のやはり今までのノウハウとか、そういうのがないとできないと思っています。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。そしてこの議会終了後ですね、新年度のまたヒアリング、入っていくかと思ひます。そう意味では攻めの行政ということですね、新年度のそういう予算編成も考えていただけたらなということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（伊東隆吉君） 以上で新奄美 向井俊夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。（午前11時45分）



議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

5番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは、無所属の戸内恭次です。今、国政は、大きな曲がり角に立っています。永年、政権を担っていた自民党政府が、国・地方合わせて約1,000兆といわれる借金に押しつぶされ、政権担当の立場を追われようとしています。新聞にも載っていますが、正に幕末にも似ている状況であると言われます。平成の坂本竜馬は、また西郷隆盛は出現するのでしょうか。ただはっきりと私たちの目に見えるのは、最後の将軍徳川慶喜役を5人の中から選出中であるということです。賢い国民は、もう茶番劇には踊らされることなく、冷静に日本の歴史の大転換を見つめているものだと思います。

さて、奄美は大変な苦境に陥っています。市長には市民の悲痛な叫びが聞こえているのでしょうか。そこで第1の質問です。市民を助けるための緊急景気対策を考えておられるのでしょうか。考えておられるのであれば、投資費用、投資予算、投資効果について、お示しください。

次の質問からは発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） それでは、お答えをさせていただきます。中心市街地商店街の景気に対する認識についてでございます。人口の郊外への移動や少子化傾向によるドーナツ化現象・高齢化、さらには市街地周辺部への大型店舗の進出など、中心商店街は、非常に厳しい経営状況にあるものと認識をいたしております。

また、離島である本市は、生活必需品等の輸送コストがかさむなど、本土よりはるかに高い物価が存在し、更に、今回の原油高騰に起因する燃料など全国水準を上回る物価上昇となっているのも事実だと思っております。

このような地域経済状況を踏まえ、中心商店街の再活性化に向け、来街者にやさしい街づくり、高齢者・障がい者にやさしい商店街の形成と人口ドーナツ化現象の解消に向けた施策として、末広・港土地区画整理事業を実施いたしております。この事業の推進により、地域経済への波及効果も大きく併せて郡都としての都市機能の充実を目指した街づくりなど相乗効果も期待されるものと考えております。

5 番（戸内恭次君） 今、説明をいただいたのでありますが、この暑いのに心は寂しくなりました。涼しくなりました。非常に残念な話でございます。区画整理事業というのは、平成8年から市のほうが動いて工事が進められていることでございますので、私は最近の景気対策、この厳しい景気対策状況、昨日の一般質問からも同僚議員から質問がありますが、そういったことも踏まえてですね、もう少し具体的な景気対策をもしかしたらあるのではないかと考えておりましたけれども、今のお話ですと全くない、これだけ市民が悲鳴を上げているにも関わらず、全くこれといった景気対策はない。こういうふうに私は理解したんですが、これ以上の答えは出ませんか。どうぞ。

企画部長（塩崎博成君） 末広・港区画整理事業を実施することによって、それぞれ地域経済へも効果も期待されるだろうと思っています。その中においては、まず、公共事業を実施することによって、建設業の受注増にもつながり雇用や所得の改善による経済効果というのが、まず期待されるんじゃないかと思っています。

次に市街地構造の改善による土地利用の高度化それに伴う商業をはじめとする多様な事業者の集積による経済効果という部分も期待がされるんだろうと思います。

さらに、交通環境の変化と交通ニーズの多様化に対応した交通機能の集積や街路のバリアフリー化など利便性、快適性ということでの向上による集客増という部分等にも、この事業効果という部分が期待されるものと考えております。

5 番（戸内恭次君） 何度お伺いしましても同じような答えしか出てこないということでございますが、私がこういう質問を申し上げましたのはですね、今回、約8億円の交付税がありましたと、そのうちの4億2,000万円については返しましたと、赤字解消になりましたと、残りはありますよ、ということで、先ほどの市長の答弁からはですね、いや、それは今までの借金に返すんだということでございますけれども、3億円ぐらいの予算があるわけでございます。それをですね、もっと効果的に利用できないのかと、区画整理事業ではですね、投資額は15億円を越しています。越しているにもかかわらず、もちろん買収ですとか、そういうものでありますけれども、本当に効果がないということがはっきりしたんですよ、これを7億円、8億円、毎年続けていってもですね、投資効果、いわゆる景気対策にはならない。焼け石に水だということは、今の景気状態を見れば分かるはずであります。ですから私はあえて申し上げたかったのは、この3億円なりの一時的にできるお金があればですね、それを10倍効果のある使い方があるんじゃないかと、例えば本土から来る皆さんにですね、2,000万円、3,000万円の土地、家を造ってもらって、その1割は補助金を出しましょうとか、例えばの話です。そういったことですね、いわゆるせっかくの補助金をですね、交付金をそういう景気対策に使えるのではないかと、例えば農業の施設もそうです。民間活力をですね、利用して、その民間の方が農業設備をするという時に補助金を上げましょうと、今まではそういうことなかったかもしれません。今後もないかもしれません。しかしこの1年間に限っては、そういう政策があってもいいんじゃないかと、そういうふうにしますと民間活力をこの交付金を呼び水として、民間活力を引き出せる。それが3億円あれば30億円です年間。5億円使えば50億円です。この市役所職員の皆さんに早めに家を造ってくださいという話もしかしたらその一つの例かもしれません。来年造るんだったら今年、補助金上げますよと、どうぞ早めに造ってくださいと、ただ家を造るということは景気のパロメーター、あるいは車の台数も景気のパロメーターと言われますけれども、建築が盛んになりますと小さな業者、水道屋さん、電気屋さんまた家具屋さん、大工さん、そういった方たちに、お金が回るということで、こういうものに使えないだろうかということです。比較してみます、トンネル工事やってください、このせっかく奄振で優遇されたお金は技術料、コンクリート代、本土にほとんど持っていかれるわけです。そういう事業の比較をした時に、今、奄美市にとって緊急にやるべきことは何なんだということをですね、真剣に考えたらですね、とてもこうしてのんびりしておれない。いや区画整理だと、あと10年後の活性化だと、そんなこと言っておれない。今、目の前で大変苦しんでいる業者のためにですね、もう少し真剣に市民のことを

考えてですね、市長は取り組んでほしいと思います。市長いかがですか。

市長（平田隆義君） 私もやれたらいいなと思いますが、やるわけにはいかんだろうと思います。そう簡単に公的資金がね、ばらまくみたいな形で一時的に利用するということは、とてもじゃないが公平を欠いてしまうし、泡になってしまうんじゃないかと、いう思いがしてなりません。やはりやるとすれば総合的な判断をして計画的なものがないと公的資金は投入できないだろうと、こう思います。

5 番（戸内恭次君） 公的資金とおっしゃいますが、交付金というのは、いろんな形にお金は使えるというふうに正確であると伺っていますし、また、まちづくりで決められたお金をですね、いわゆる市の財政から持ち出しているわけですよ、補助事業もありますけど、しかし持ち出しのお金もあります。このまち事業、例えば1年ストップかけて4億円なり5億円なり一時的にですね、10年の計画が11年延びてもいい訳ですよ、そういう融通の活かし方があるんじゃないかと、今、そこまで来ているんですよと、そういうことを申し上げたいんです。ですからやる気がないと、そうおっしゃれば一番分かりやすいんです。そういうことではないんですか。

市長（平田隆義君） 公共事業はですね、補助事業は特に細かくこう法律に定められた内容があつてですね、それに従って仕事をするわけですよ、今年はいりません、来年はいただきますということができれば、これは楽なもんですよ、それはできない話なんですから、難しいなということはそういうことだと思います。

5 番（戸内恭次君） 公共事業についての話だけに市長は收拾しますけれども、そうではなくて基金というものが46億数千万円あるというふうに伺っていて、こういったものがですね、確かに基金を取り崩すということは、大変なのかもしれませんが、これは個人的に使うのではなくて、このまちの活性化のために使うわけですから、そういう意味でですね、是非、お金の利用の仕方について本来はもっと融通を利かせて、本当に市民のためを思うなら使い方があるものであると私は思います。何度申し上げましてもやる気がないというふうな答えしか出てきませんので、質問を次に移します。

二番目、末広・港土地区画整理事業について、最初の区画整理による地権者からのかっこ付けの寄付として、もらう土地の面積と土地代相当額は1人当たりどれほどか、お示してください。

建設部長（平 豊和君） まず、減歩についてお答えいたします。この区画整理事業では、一般的な道路事業とは違い、道路などの公共施設用地は直接買収するものではございません。その公共施設用地につきましては、事業区域内の地権者の皆さんから、土地の面積や位置などに応じて、土地の評価が上がる範囲内において公平に出し合っていただくものでございます。このように、土地を公平に出し合っていただくことを減歩とっておりますが、現計画時点では、事業区域内すべての宅地の平均として、約10パーセントの減歩を予定しております。この事業の減歩面積は2,048平方メートル、土地代金相当額としましては、地区内の平均宅地価格から算出しまして約4億5,000万円となります。その面積や金額を権利者1人当たりに換算しますと、面積が約39平方メートル、金額にして約860万円となります。

5 番（戸内恭次君） ありがとうございます。ただいまのお答えいただいたんですが、その4億5,000万円の基礎となる平均坪単価は幾らという計算でございませうか。

建設部長（平 豊和君） 平均で1平方メートル当たり22万900円でございます。

5 番（戸内恭次君） それでその1人当たり860万円ということでございませうね。

(「確認いたします。」と呼ぶもあり)

議長（伊東隆吉君） 建設部長，確認です。

建設部長（平 豊和君） はい，そのとおりでございます。

5 番（戸内恭次君） それで二番目になりますが，市民に犠牲を強いる事業に対し，市長自らの犠牲は負うのか，また，その代償はいかほどかというお尋ねでございますが，お答えをお願いします。

建設部長（平 豊和君） これまでにも申し上げておりますとおり，また，皆さんも共通の認識を持っておられることとは思いますが，この中心市街地は，これまでも，またこれから，奄美群島の中心として都市機能を担っていく重要な地区でございます。この事業につきましては，中心市街地の将来を見据え，これまでも多くの関係者や市民の方々，並びに本議会の中でも数多くの議論を重ねてまいりました。その中で，中心市街地の役割，商店街の厳しい状況，防災面の弱点，車社会や高齢化社会への対応の遅れなど，地区の現状や課題などを踏まえ，事業の必要性や重要性などが判断され，事業の実現化を図ったものでございます。また，事業の実施にあたっては，毎年施行内容や予算などの審査を経ながら進めてきているところでございます。この区画整理事業は，地権者の皆さまから，それぞれ土地の提供をいただき，道路や公園の適正な配置，並びに宅地の並び替えや整形化などを総合的に行いながら，地区の安全性，利便性，快適性の向上を図る事業でございます。この事業の制度では，土地の評価が上がる範囲内において減歩を行うことになりますので，事業による減歩に関し，地権者の皆さんに不利益を与えないことを前提としております。

5 番（戸内恭次君） 区画整理事業の特徴としてですね，土地の値段が上がるということが大前提で減歩という形の寄付を市民からもらって，それによって市の財産である土地を造っていくというのが基本なんですね，ですから今，お話したことは基本的なお話でございまして，それじゃどうしてこういう質問になっているかということをですね，6年前までさかのぼってですね，私はこの問題をですね，述べてみたいと思います。

私は市民活動でまちなみを守る会ということをやっております，その平成14年にですね，まず，この今の区画整理事業の前進でありますシンボルロード計画というのがありました。これによってまちが大変になるんだということでですね，行政が発表したもんですから，まず，第1回目，反対署名743人ですね，この反対署名をですね，まず，市のほうに持って行きました。その当時濱田龍太郎副市長は総務部長でいらしたもんですから，濱田副市長にお渡しをしたことがございます。そして続いて二週間ほどしたかと思いますが，第2回目，917名，この署名をですね，また届けに行きました。平成14年のことでございます。そしてまた市との話し合いもしました。反対派と市が意見交換をしました，こういう記事でございます。その時に地権者から減歩の痛みを強調しております。地権者の1人がですね，以前の都市計画でひさしまで削ってはめ込んだ今の家，さらに1割減歩されると暮らしが脅かされると，なぜ一部の市民だけ負担を強いるのかということですね。また，その時に出されたのが，都市機能も視野にいたした計画との説明に対して，そのために中心商店街が開発の犠牲になってもいいのかと，私たちの先輩がこれまで作り上げてきたまちなみを壊さないまちづくりを行政は考えて欲しいと，出席者から反論が相次いだということの記事でございます。そしてですね，反対署名をいたしました。そうしましたらね，この反対署名，2,000名ほど出しましたんですが，この反対署名，市に出した反対署名の署名簿を利用してですね，署名簿を利用して市長名で反対署名をした人たちに宛てて，その情報公開であるというようなことでですね，書類を出されました。これ正に市民活動への圧力という声が出たことでございます。その時のことを少し述べてみますが，署名した60代の男性は，役所のパソコンで個人情報を収集しており，プライバシーを軽視した行為に驚いていると話し，50代女性も意見表明

への脅しとしかとれない。情報公開は別な方法があったはず、人権意識の低さを感じると憤りを隠せない。また、このことについてですね、鹿児島大学のドイマサノリ教授はですね、住民参画条例などからも分かるように、地域振興計画などまちづくりを進める上で大切なことは、住民参加ということ。行政が署名者に文書を配布するということは、あまり聞いたことがない。住民運動へのプレッシャーと受け取られかねないと指摘している。こういった新聞記事がございます。

こういう流れの中で、商店街が76パーセントが反対だということをですね、打ち出しております。この商店街は新聞に載っていますから名前を申し上げます。名瀬市通り会連合会、当時は名瀬市でございましたので、松元栄光会長が会員を対象にアンケート調査を行った結果、回答の76パーセントが反対ということでございました。そういうことをですね、やはり商店街の皆さんも反対の意思表示をしております。しっかりと意思表示をしております。私どもはこうした文章に対してですね、こんなことでいいのかと、そういうことで実は国土交通省へ直訴した経緯もございます。だいたいお忘れじゃないですか、こういうこともありました。そしてまた、県へもですね、行きました。今のこのシンボルロード計画、中心街に大きな通りを造ることについて私たちの力ではどうにもなりませんと、平田市長を説得してくださいよと、県庁に実はお願いに行ったんです。ま、それについては県は、市のほうでしっかりと話し合ってくださいということでしたが、同課は、まだ市の計画も固まっていないと聞く、多くの市民が賛同していないのであれば、話し合いにより計画の修正も可能なのではないか、現時点で県が、市と協議、助言することはないと、そっけない返事ではございましたけれども、私たちはそういうこともいたしました。ま、これがまた同じような記事でございますが、県のほうに出ました。それともう一つ大事なことは、私たちは当初からこの計画について、実はこの計画を止めてくださいと、少なくとも自分の土地だけは、この計画から外してくださいと、A・B・Cというコースをですね、あの当時、選択を住民の意識アンケート調査であったんですが、そういうこともあったもんですから、もしかしたら、この計画から自分の土地は外してもらえないかなという期待を持って、内容証明でですね、内容証明で市長宛てに送っております。

市長、内容証明を読まれた憶えは、記憶はございますか。

はい、分かりました。こういうようにですね、住民が一生懸命、伝えているにも関わらず、着々と計画が進められ、そして住民が大変な苦しい思いをしているんだと、そういうことで、これをですね、言わないと、ただ単に反対をしているんだと、今、反対をしているんだと誤解されては困りますので、今、資料をお持ちしたわけでございますが、この計画がどんどん進むことによって、空き店舗が増えていっています。空き店舗のための事業だという口実でしたんですが、その事業のために空き店舗が増えていくんです。空き店舗が増えるということは、どういうことかと言いますと、そこの経営者がいなくなる、従業員がいなくなる、益々この中心商店街を壊滅状態に追い込んでいく。取り壊しが始まっておりますが、直接の影響があるかどうかは知りませんが、ある商店主は、もう2・3年でこの商店街は壊滅状態になるんじゃないかと、淡々と喋っていることが物悲しかったんですが、そういうような状態になっているわけです。ですから、こういう市民に犠牲を強いてまでやる必要があるのかと、そしてこの犠牲を市民にだけ強いていいのかと、政治というのは国民と市民とやっぱり幸せにするのが目的だと思うんですが、いや市民には犠牲を強いて自分だけは何もその犠牲を負うこともなく、そういうことで本当に心は痛まないんですか、市長。お答えください。

市長（平田隆義君） 我々の発想とちょっと離れていて返事に困っているんですが、端的に申し上げてですね、この整理事業ですと、何人かは移転希望、残る人、その中に反対、賛成もおるわけですね、そうすると、さっき言った4億5,000万円、減歩の面積を換算すると4億5,000万円になるという説明で分かりましたですね、ですね、国から40数億円という金入れるんですよ、それと併せて、このまちがこれから活力があって郡都の都市機能としての役割を果たせるような中心市街地に造りたいと、言うことを申し上げているわけ、ですからそれは、県も国もその方向で行きましょうということで、理解できるから補助金を出したということだと思わうんですよ、分かりますか。

犠牲、犠牲という話の説明には分かり難いかも分かりませんが、事業を進める立場としては、そういう補助事業を入れて、まちを造っていかうということで、やって行こうということだということだけは理解してもらいたいと思います。

5 番（戸内恭次君） 市長が分かりますかと聞かれたから、私もあの非常に言い難いんですが、本当に市長、分かりますかと、私が言っていることは、これはもうテレビを見ている皆さんも、ここにおいでの方皆さんも分かっていると思いますよ。私は市長だけじゃないかなと、そういう考えにとらわれているのは、いや本当にそう思いますよ、だって現にこの商店街からも追い出されると、そういう人たちはどうするんですかと、生活の保障はないんですよ。いや、それとも生活の保障までされるんですか、この計画の中で100億円の事業の中に商店街を追い出される人たちの生活の保障までするんですか、いかがですか。

市長（平田隆義君） その追い出されるという言葉が理解ができないです、私は、ね、出て行っていかれた方は、ちゃんと契約に基づいて、ちゃんとそれなりに評価をして互いが理解し合って、じゃ、移って行きましょうということになったと思うんですがね、追い出した記憶は全然ございません。

5 番（戸内恭次君） 私は、市長の心の中を疑います。追い出した覚えがない、ようするにですね、自分が好まないのにですね、そこを移動しなければならなくなった人を追い出すんですよ。何も地権者だけのことを言っているんじゃないですよ、地権者の中には、市長を大好きな地権者もいるんです。公共事業を引っ張って来てくれたから、そして自分たちはこの屋敷を売って、もう商店街で商売する気はないから売って出る、5,000万円のそれこそ税金の控除ももらえるし、こんないいことはない、市長さまという住民もいるわけですよ。ところが、出て行ったその中に地権者でないテナントの皆さんがいるわけです。テナントの皆さんは泣く泣く出て行かなくちゃいけない。そして店が、そのテナントがなくなることによって従業員も辞めなければいけない。好んでそうするのであればですね、それは追い出したことになりませんが、この市の計画によって追い出されるということの、その認識がないということは、私は人間として非常に寂しい限りでございます。そこまで分かってももらえない。だからこういう計画をなさったんでしょけんね、あれだけ反対しても。

それともう一つ、そこまでおっしゃるんだから私はあえて申し上げなくちゃいけないんですが、1人860万円負担しているわけですよ、それは何故負担という言葉、先ほど寄付という言葉を使いましたが、本来減歩であればですね、寄付でも何でもありません。それは当たり前なんです。区画整理事業をすることによって土地が上がるわけですから上がった分だけあなたの土地をくださいというのは当たり前です。大熊、区画整理やって土地が何倍上がったと思いますか、輪内地区、何倍上がったと思いますか、それはもう市長が御存知でしょう。ところが区画整理事業でですね、そういう土地が上がっていく場所というのは限られているんですよ。限られているといいますか、普通なんです上がるのが、上がるところに区画整理事業するのが区画整理事業なんです、普通は。異常なんです、この中心商店街で区画整理やるというのは。その異常なこと説明申し上げます。しっかり聞いてください。土地の値段、坪当たり単価、一番この名瀬市内で高いところはどこか御存知ですか。失礼ですが御存知ですかと言っても失礼なんです、あえてそれ以上お答えいたしませんけれども、三洋スポーツ店前がですね、平米18万8,300円、約坪当たり62万6,000円です。路線価格ですね、路線価。これは道路を通りませんよ、車は通りませんよ。

もう一つ、アーケードの入口がですね、17万8,000円、坪単価58万8,000円、ここも車が通らないところです。車が通って賑やかな郵便局前、平米14万円、坪単価46万2,000円です。同じように市庁通り交差点、NTT側が43万4,000円です。末広店舗側が43万9,000円です。車の通らないところが高いんですよ。16メートル道路通して、どうしてそこがね坪単価が上がるかと保証できるんですか、市長は。区画整理事業やって道路を造ったばかりに逆に土地の値段が下がる

ということもあるし、土地の値段が下がること分かっている区画整理事業する必要はないんですよ。市民と国の大事なお金100億円も使うわけですから、ですからある方のブログに、この事業にお金を投資するのはドブに捨てるようなものであると、こういうふうにブログが出ていたことは記憶があるかと思うんですが、そういう市民のですね、声もあります。

もう一つ言います。埋め立てをやります。そしてまた今度、どんどん開発されています。トンネル、そしてまた向こうの龍郷方面ですね、そういうところにですね、店舗ができてくるとですね、この今までのやり方では中心商店街は益々もたなくなります。埋め立てるんですよ、向こうのほう、そこに大型店舗も来る可能性もあるし、観光施設もできる可能性もあるわけですが、そういうふうに中心商店街を離れた所でどんどんどんどん店舗が外に行っているわけですから、そういうことからしてもですね、今、そこに広い道路造る価値はもうないし、ずっと今回の第3回目の定例一般質問の中でも、いろんな話出ていますが、そういう話を要約してもですね、もう造る必要はないというふうに大体みんなの気持ちはなっているんだらうと思います。私は市長だけだと思いますね、そこまでこだわるのは。本土の鹿児島でも区画整理事業をつい最近、止めたという話もあります。

それからもう一つです。市長の御自宅は小浜町にございますが、78.03坪です。その周辺の土地の評価はですね、おおよそですが40万円前後です。これで先ほど申し上げましたように無理に土地を出さなければならぬ人の気持ちを考えて、これを寄付だと考えた時にですね、312万円です。最低でも312万円、市長は寄付しなきゃならぬだろうと。

もう一つ、これをもし中心街にですね、市長の土地があったとすれば、坪単価約100万円で計算しますと780万円です。市長が持っている家でですね、換算した780万円よりもですね、ここの今現在、商店街におられる方のお1人当たりの10パーセント減歩がですね、860万円、こう考えてみますとね、本当に大変なことをですね、市民に犠牲を強いているということになるんですが、それでも市長、いや、わしはそういうことは知らんと、そういうおっしゃるんですか、いかがですか。

市長（平田隆義君） 知らんとは申しませんが、先ほどから申し上げているように、4億5,000万円を御負担はお願いするわけですが、国から直接でも40数億円という金で支援が出る、そしてそれを地域を評価した時には、それに耐えるような街になるだろうと。さっきからお店が出て行くよという話をするんですが、私たちは次の世代に新しい人がその地域で投資をして、商売したいと思えるような街をつくりたいというのは、やっぱり基本的に持っておりますから、そのために投資もするわけなんです。ですから私の屋敷と比較されてもどうにもなりませんね。どういう答弁すれば御理解できるか、ちょっと分かりませんが。

5番（戸内恭次君） 確かにお答えし難いということは分かった上でございます。そういうふうに中心商店街に市長の家があった時には、そういう計算になりますよと、それを無理やり出させているんですよと、強制執行しないから無理やりじゃないと、またこじつけられるかもしれませんが、強制執行はしないけれども周辺がどんどんどんどん家を崩していつて取り残された人たちがですね、この小さい狭いところでね、精神的に脅迫されているような状態で日々を過ごさなければならぬと、いうことに陥れてやむを得ず出て行くということは、あり得るわけですが、そういうことまで狙ってですね、やるほどの事業ではないし、これは本当に迷惑な話なんです、市民にとっては。やってはならない。このまちは、今のまちなままで活性化していく方法を一生懸命考えなければならぬ。100億円も金を使うなら、今のままの状態ですらなまちはできると、その例はいくらでも、この前も本を読み上げましたし、いくらでも例はあるわけです。ただ市長は、工事が欲しい、公共事業が欲しい、活性化が欲しいんじゃない、市民のことも思っていない。公共事業が欲しい、活性化が欲しい、補助金が欲しいということです。そういうことで、その地権者をも犠牲にし、そこに生活の糧を得ているいわゆる商店主や、また従業員の皆さんにも迷惑をかけていると、そういうことであります。これは私一人が言っているのではなくて、市民の多くが言っている声でございます。

次に質問変えますが、現在の商店街における居住人口、店舗数、従業員数、来街者、売上の把握はされておられますか、いかがですか。

産業振興部長（赤近善治君） 居住人口等につきまして、お答え申し上げます。中心商店街の居住人口、これは末広町と伊津部町の一部が入りますけれども、居住人口は930人となっております。それから3年毎に商業統計調査というのがありますけれども、この調査によりますと平成17年度の従業者数は642人、年間販売額は76億8,700万円というふうになっております。

市が空き店舗調査、市が実施しておりますけれども、中心商店街内店舗及び事務所は、平成19年度は427、内、空き店舗は74でございます。率にしますと17.33パーセントになります。これ18年度、17年度も言いますか。平成18年度は店舗・事務所数が422、空き店舗が69、率にしまして16.35パーセントになります。平成17年度は432、空き店舗が71で16.44パーセント、平成16年度は422店舗・事業所で内、空き店舗が67、15.88パーセントというふうになっております。

外来人口はよろしいですか。

（「次の四番目に行ってください。」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） 外来者いいですか。建設部長、質問4はきました。通告はまだですか。

5番（戸内恭次君） それでですね、次の質問に移るわけでございます。これは何故かと申しますと、今、お答えをいただいた数字がございまして、その数字をですね、示してほしいと、次はその数字にことについてお願いします。時間ありませんのですみません。

建設部長（平 豊和君） この区画整理事業と併せ中心市街地で実施している、まちづくり交付金事業計画の中で、来街者数・空き店舗率・まちづくり活動の参加数の指標を掲げて取り組んでおります。

その指標は、平成23年度を目標年度に設定しております。現状の衰退する傾向に歯止めをかけ、回復を図ることを目標に来街者数は15,000人から16,000人へ増加、空き店舗率は12パーセントから8パーセントへ減少、まちづくりの活動の参加者数は、延べ90人から450人へ増加と設定をしております。

ただ、この区画整理事業では、ハード面の整備いわゆる都市基盤を整備することによって商業施設の再編を図るもので、賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成のためには、商店街を中心とした地権者や商店街の協力は是非とも必要なものでございます。

活性化という目標を達成するためには、整備された環境を活かし、いかに魅力的な商店街を造り上げていくにかかっているものと考えます。

そのためにも、今後とも、地権者、商店街、行政がお互いに共通認識を持ち、意見や知恵を出し合いながら、商店街に人を呼び込み、賑わいに満ちた市民に愛される商店街を目指して取り組んでいくことが大切であると考えております。

5番（戸内恭次君） 質問したことについてですね、お答えいただいてないようではあるんですが、しかしそれでも平成23年度を目安にしてですね、そういう活性化ということをですね、おっしゃっているわけですが、平成23年度というと、まだその区画整理事業としては道半ばということになるんですが、それでもこういう目標をして、その現状から脱却をして活性化ができるというふうにお考えですか。

建設部長（平 豊和君） 私どもは、区画整理事業を始めますのは、今、手を打っておかなければ、この状況は打破できないと、益々市街地が疲弊していくというようなことで、こういった目標を掲げて取り組んでいるところであります。

5 番（戸内恭次君） 区画整理事業によらずして、こういう活性化ができるということですので、これは喜ばしいことですので、本当に頑張ってほしいと思います。区画整理事業しなければ活性化できないかのごとくですね、言われてきていましたので、そうではないんですね、改めて聞きますが、活性化というのは区画整理事業で半ばでもできるんですねということです。

議長（伊東隆吉君） うん、質問は確認ですか。

建設部長（平 豊和君） 区画整理事業を導入することによって、これから我々はこの事業を推進していくわけですが、今まだ用地先行取得の段階であります。仮換地指定もこれからでございますが、その平成23年度はまだ確かに半ばであります。区画整理事業をすることによって、まちの活性化を図ろうということでもあります。

5 番（戸内恭次君） 議論がかみ合いません。区画整理事業をすることによって、活性化ができる、ところが区画整理事業道半ばであるのに活性化が達成できると、私はどれを言葉を信じたらいいかわかりませんが、市長はわかりますか、この言葉、今の、23年に活性化の達成ができると部長から言われていますけれども。

都市整備課長（田中晃晶君） ただいま申し上げた数値目標につきましては、再度申し上げますが、区画整理事業を含めた都市再生整理事業の数値目標であります。それでそのまちづくり交付金事業と申すものは、43ヘクタールの中心市街地の中で施します施工の中に、区域の中に区画整理事業というものが含まれているという意味合いです。以上です。

5 番（戸内恭次君） 益々、話が見えにくくなったんですが、43ヘクタールの話ではなくて、3.2ヘクタールの話なんです。3.2ヘクタールの活性化を目指して100億円もの事業をやろうとしているというふうに、今まで理解をしておったわけですが、それがいきなり43ヘクタールの話にすり替って、そして、ということは区画整理事業を途中でやりながら、やりながら43ヘクタールのまちづくり交付金事業をやることによって、平成23年にそのいわゆる活性化の達成ができるという、そういうふうな理解の仕方ではよろしいわけですか。

都市整備課長（田中晃晶君） まちづくり交付金事業と申し上げますのは、屋仁川通りから、それから新川、それとその範囲の43ヘクタールです。今現在、商工水産課のほうでソフト面として整備を行っておりますよね、屋仁川とか市場の関係とか、それからまちの中の景観整備とか、そういうものの範囲の中でまちづくり交付金事業10分4の補助金をいただいて、施工している部分の対象に区画整理事業の区域の中にあります区画道路とか、それから公園だとか、それからA i A i 広場だとか、そういう諸々の事業費がそれに含まれているということです。区画整理事業の中にまちづくり交付金があるのではない、ということを申し上げているわけです。

5 番（戸内恭次君） いろいろお話を伺ったんですが、益々分からなくなったんですが、私なりに理解しますと、区画整理事業という限定されたものではなくて43ヘクタールの活性化のことを部長はおっしゃったと、そうであれば理屈は通るんですよ。そうですね、部長。

建設部長（平 豊和君） 先ほどから課長のほうで、そのまちづくり交付金事業の範囲を示しておりますが、その範囲というのは43ヘクタールでございます。

5 番（戸内恭次君） 最初から、そうおっしゃってもらえば理解ができたんですが、そのようにですね、結局、区画整理事業をやっても活性化進めていっても区画整理が完成しても、完成した時にできるということで、この話の流れでございますので、平成23年に、その目標達成、活性化の達成ができるということではない、この区画整理事業についてはですよ、43ヘクタールについては活性化はできると、部長はおっしゃったわけですが、ただ3.2ヘクタールの区画整理事業内については、こういう活性化目標を達成するという話は今はなされておられません。それでまた活性化がどうもこりゃできるはずがない、常識そうなんです。今から16メートル、6メートル道路のですね、末広通りを16メートル道路にするために商店街をずっと壊していかなくちゃいけない。その周辺を壊して、移動していく、転居したりしなくちゃならない人たちが出てくるわけですから、そりゃもう途中で活性化できるはずがない。目標達成ができるはずがない。ですからその区画整理事業が終わったから目標達成ができたということで、市長の責任は免れるんでしょうけども、その区画整理で活性化という目標が達成しなかった時に市長としては、どう責任をおとりになるんでしょうか。次の質問です。

建設部長（平 豊和君） 先ほども申し上げましたとおり、活性化という目標は、行政が主体となって推し進める事業だけでは達成することはできません。商店街には、地権者、商業者、地域住民、並びに街に訪れる外来者など、多くの市民の方々が関わっております。それぞれ立場は違いますが、関わる多くの方々がお互いに共通の認識を持ち、それぞれの思い、意見、要望、知恵などを出し合い、連携しながら取り組んでいくことによって、活性化は図られるものと認識しております。行政だけではなく、商店街や多くの市民の方々がまちづくりに参加して、お互いに意見を出し合い、連携を図って取り組んでいくことが必要であり、そうすることによって、目標とする郡都にふさわしい魅力あるまちづくりが実行できるものと考えております。

企画部長（塩崎博成君） 推進中の末広・港土地区画整理事業につきましては、総合開発計画を踏まえ、平成10年度に策定をした都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画、マリンタウン地区整備計画等の策定段階において、通り会連合会や商工会議所等、意見を伺い基本計画を定め、進めていることは御理解いただけるものと思います。

（「議長。」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） いいですか、答弁していますけど。

（「いいです。いいですか。」と呼ぶ者あり）

答弁いいですか。部長、一応、質疑いいですか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

5 番（戸内恭次君） 今ですね、申し上げていることと、まったく違う答えが出てくるもんですから、活性化するためにいろいろ努力します。そのためには商店街の皆さんが仲良く力を合わせてやらなきゃ駄目ですよ、活性化は行政だけでは駄目なんですよ、要約すればそういうことだと思います。そういうことであります。だから言わんとするのは、市長の責任は取りようがないんだよ、私は勝手に解釈するわけですが、ならばですね市長、商店街の皆さんが賛成、反対だとかうならないように、やっぱり住民の声をしっかり聞いてですね、住民同士が、またその商店街の皆さんがですね、目標は一つなんです。活性化をしたいと、市長は道路を通すことが活性化だというし、そうでないという学者の意見もあるし住民の声もいっぱいあるわけですよ。ですからもう一度ですね、この問題は市長の責任とれるはずなんですよ、とれるはずもないこと、あえて私、質問したんですから、ですから、市長が責任を取れるはずもないのですから、住民に争いだけを残していくのではなくて、もっと住民同士が手を取り合ってやっていけるような雰囲気づくりをこの街につくってほしい。奄美市にそういう雰囲気をつくってほしい。市長が責任をとれと言ったってとれるはずはないんです。だけどそう言わなきゃ、市長はなかなか

か分かってもらえないから。市民のためにですね、市長、頑張ってもらいたいと思うんですよ。偏った行政であってはならないと、そう思います。いかがですか、市長。

市長（平田隆義君） ですからね、整備課のほうはハード面を担当し、商工水産課のほうソフト面というか担当して、今度、中心市街の活性化の委員会を作って、段階的に委員を正式なものを作って、どうすればいいかということ、今、持っていく段階ですよ。昨日から説明しているのはそこです。
（「議長。」と呼ぶ者あり）

5 番（戸内恭次君） そうであればですね、この通りを、商店街を壊すことをいったん止めて、この通りは本当にどうしたら活性化できるかと原点に返ってですね、話し合いさせてくださいよ。片方では土地を買い上げて壊して行って、怯えているんですよ、地権者は、商店街の皆さんも、そうしながら片方では、この街をどうしたらいいか、この前、新聞見ていたら区画整理事業ありきですよ最初から、43ヘクタールの話が区画整理事業ありきですよ。そうじゃなくて区画整理事業することによって、この街が壊されて商店街はもたなくなるという話もあるわけですし、今日の答弁やら発言の中にも同僚議員にもありましたけど、そういうことあるわけですから。この問題はいったん凍結をしてしっかりと商工会議所を含め商店街の皆さんが一致してですね、こういうまちづくりをしようという方向が見えるまで、是非、この問題は凍結をしていただきたいと思います。続いて次の質問にいきます。中心商店街活性化への緊急対策についてでございます。商店街の美化及び外来者支援の人員配備について、私はこういう方法について、実は奈良県のほうに先進地視察で総務建設委員会で行った時にですね、そういう見本となるような街がありましたので、非常に街の中をですね、大事にしている古い街なんですけど大事にして、その大事にしているその街を、大事にしている直接の方はボランティアであったり、市の職員であったり、そういう方たちが確かに防災面もありますけれども、こう街を大事にしているなという、そういう雰囲気を感じまして、私どもの議員のですね、そういう視察旅行のですね、アドバイスを受けたものなんですから、このことについて答弁をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） 中心商店街への支援の人員配置というような御質問であるというふうに伺っております。本市は、共生・協働の地域づくりに向けまして、基本的な方針として、自助・互助・共助・公助の啓発推進に努めております。地域社会は、従来のように公的サービスへの依存を強めるばかりではいずれ破綻をきたしてしまいます。まず、自らできること、地域で助け合ってできることから取り組んだ上で、公助すなわち公的サービスの活用を図るのが基本的な考え方であり、商店街という一つの地域でも同様であるというふうに考えております。

幸いにも、現在の商店街は自主制作でフリーペーパーを発行したり、イベントを企画・実行したりできる若い世代が育ちつつあるところであります。地域の潜在的な力は決して弱くないと考えております。商店街の皆さまにおかれては、御自分たちの周りに誇りと責任を持っていただき、日常的な美化活動や顧客へのサービスといった面は、是非自らで取り組まれますようお願いしたいというふうに考えております。その上で、市がサポートすべき点や協働で行うべき点がございましたら積極的に取り組む考えでありますので、御理解をお願いします。

5 番（戸内恭次君） 商店街を活性化をしたいという市役所もまた商店街の皆さんも熱い思いがあるわけでございますから、自ずから話し合いをしてですね、しかし、商店街の皆さんに、ただやれということだけでは、なかなか難しい問題でございますので、是非御配慮をお願いをしたいと。最後になりますが、国道58号おがみ山ルートについてでございます。これ要望でございます。このおがみ山ルート、世界遺産問題等ですね、迂曲した曲がったトンネルができます。ただ出口と入口がいっしょなものですから、その永田橋交差点が大きな永田橋交差点と同じようにですね、出たけれども出口ではまた渋滞になる。そういう状況ですので、これは後世に悔いを残す工事であると、見直すべきであ

る、これは是非そういう思いがありまして、これこそまた無駄な公共事業と言われかねませんので、是非そのルートについて見直しをしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後２時４５分）
引き続き、一般質問を行います。
公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

２４番（大迫勝史君） 議場の皆さま、インターネット中継を御覧のすべての皆さま、こんにちは。公明党の大迫勝史でございます。今年も瞬く間に月日が過ぎ去り、朝晩に涼風を感じる初秋を迎え、奄美群島での本格的な台風被害は今のところございませんが、台風１３号が不気味な動きをしております。５月２日、ミャンマーのサイクロン被害に始まり、５月１２日、中国四川省の大地震、国内では６月１４日の岩手宮城内陸地震、７月２４日の岩手北部地震といずれも被害甚大で、奄美市においても６月に土砂崩れの被害があり、被災者の方々の一日も早い復興と犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、国・地方を問わず、想定されるあらゆる災害に対し、万全の対策と安心・安全のまちづくりへ向けて議会、行政、住民が一体となり取り組めるシステム構築を作り上げるよう頑張っておりたいと思います。

国政においても９月１日に激震が走り、政界再編、解散総選挙と激しい流れの中ではありますが、押し流されぬように踏ん張って、主義主張を貫いてまいりたいと考えます。

去る７月１８日、公明党、各県の地方議員の代表懇親会が党本部にて開催され西日本の離島代表として参加させていただきました。原油高の影響による農漁業、そして住民生活の困窮を訴え、輸送費コストが上乘せられた上で消費税が付加され住民生活を圧迫している状況や、離島物価格差是正、並びに消費税の減免措置の必要性を直接、大田代表、北側幹事長に訴えてまいりました。政府与党は７月２９日に漁業者に対し、燃料費増加分の９割補てんを含む、総額７４５億円の緊急対策を発表。原油高騰も先行き不透明とはいへ、頭打ちの様子になってまいりましたが、諸物価の値上がりは今月も続き国民生活を圧迫しています。政府は単年度措置として定額減税の年度内実施や高齢福祉年金受給者に対する臨時福祉特別給付金の支給、自動車重量税の引き下げ、住宅ローン減税の延長、拡充など、いくつかの生活不安を解消する緊急対策を与党内合意しております。野党やマスコミは、総選挙前のばらまきと批判するかもしれませんが、過去２度のオイルショックでは物価上昇を上回る所得の伸びがあり、何とか乗り切れました。しかし現在の物価は上昇し、所得は伸びないという状況ではこのようなタイムリーな経済政策は必要だと思います。以上はいまでもなく、国政の施策でございますが、では、閉塞感の漂う、奄美市として経済の底上げをどう図るのか、高等教育機関の創設や企業誘致による定住促進等、どう進めていくのか、限界集落の復興にどういう手を打つのか。「現在の果を見んと欲せば、過去の因を見よ」との言葉があります。流動的な経済の影響もありますが、過去の施策の成果として現況があると思います。当然ながら現在、進められている施策や構想が将来の奄美市を左右することでもあると思います。任期を半分に切った市長の今現在のお考えをお聞かせください。

次の質問より発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 大迫議員の郡都としての奄美市の現状を打破する考えをという質問でございます。議員指摘のとおり、合併して２年半に迎えようとしています。合併事務等につきましても、あらかた調

整が済んだと、ようやくここまで来たかなという思いがございします。そういう中で合併した市の問題点もあらあらと目に付くようになってきたのが現在の心境でございします。このことをどう解決していくかということであろうと思います。その中でやはり人口の減少ということと、周辺農村の高齢化ということの問題、これがやっぱり大きな課題かなと、こう思ったりしたりもしているところです。これらをどう解決していくかということになるわけですが、現在、高等教育機関の創設や企業誘致という御指摘もございしました。これは定住促進をということではないのかなと思います。そういう意味においては、農業という分野と観光という分野は、大変即効性のあるというか、確実性のある奄美の起業の位置づけになるのではないかと、こういう思いをいたしております。そういう意味におきましては、今、話題になっております高等学校の再編の問題からしまして、またそれ以上の専門学校の誘致等についても、大きな配慮をしていかなきゃならないだろうと、こう思っているところです。そういう中でございしますが、企業立地等促進条例がございしますが、これらも何とかして企業の誘致をという思いで制定しているところですが、なかなか成果が上がらないなという思いもいたしております。そういう中で次期奄振の中でですね、計画策定にあたって重点的に取り組む分野としては、今申し上げました、農業、観光、それに併せて情報通信という事業を入れて対応していきたいということで、今、次期奄振法の骨格に据えているところであります。これらを踏まえながら、これまでの投資したインフラを活用して、農業、観光、情報通信関連の企業の誘致や、また農業としては、農村の活性化を図っていこうということを進めてまいりたいと、このようにも取り組んでいきたいと思っているところです。

議会の御承認もいただいて、予算の御承認もいただいたわけですが、東京事務所のほうで観光客の誘致やら、その他の情報の収集及び仕事をしていただく方もですね、職員が配置が決まりまして早速活動を展開しておるようでありますので、おいおい情報がもたらされて来るんじゃないかと、こう期待をいたしているところです。

限界集落という言葉がございしますが、これ大変厳しい状況の集落と受け止めていきたいと、こう思っております。農業政策の中で、ややもすれば集約型の農業というのが国の方策にあるわけですが、それに係らない問題をどうするか、これは集落の維持ということだろうと私は思います。どのようにして農業と集落が一体的に繁栄していくかということに取り組んでいかなきゃならないと、こう思っておるところでございします。今後どうぞ議会の皆さんの御指導をいただきながら、奄美市の合併してよかったと言えるような、そういうまちづくりを心がけていきたいと、こう思っておりますので御指導賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

24番（大迫勝史君） はい、分かりました。現在、行っている施策を今後も継続していくことだと受け取りました。確かに高等教育機関も現在、奄美看護福祉専門学校ありますけれども聞くとところによりますと、これまで競合しなかった学部が沖縄のほうにできまして、将来的心配な面も出てきたということも伺っております。特に世界遺産自然登録に向かって、やはりこの立地条件活かしたですね、やっぱりエコ関係の学問とか、そういう教育機関も一つの考えの中に入れていいのではないかと。また純粋な年齢層の学生だけがやっぱりそういう学校に入るのではなくて、団塊の世代といいますか、そういう方々も第二の人生として農業をしながら、またここでそういう環境の研究、勉強できる、そういうことも一つの構想ではないのかなと思ったりしています。

関連でございしますが、8月27日に国交省より357億7,900万円の奄振の概算要求が発表されましたが、この中に税制要望で特別償却の対象に情報通信産業や石油卸売・小売業の設備追加とあり、情報通信産業の用に供する設備並びに石油卸売業及び燃料小売業の用に供する設備（燃油の流通効率化に資するものに限る）を追加とありますが、この石油卸売業及び燃料小売業の用に供する設備（燃油の流通効率化に資するものに限る）これをですね、何かちょっと分からないんですけれども、具体的に言うとうどういうことなのか、御説明願えればよろしくお願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 奄振における特別償却制度には、これまで、製造業、旅館業、農林水産物販売

業が対象となっておりますが、今般の概算要求の中で、議員御紹介のとおり情報通信産業等や石油卸売・小売業の用に供する設備が対象として税制改正要望されたところでございます。

御質問の石油卸売・小売業の用に供する設備を具体的に分かりやすくとのことでありましたが、これは、現時点で石油卸売と燃料小売の業務に使用するような設備であって、なおかつ燃料の流通効率化に資するということで、これから具体的な対象設備につきましては国のほうにおいて検討がされていくようでありますので、今後の動向等注視してまいりたいと考えております。

市長（平田隆義君） この製造業、旅館業、いわゆるホテル等も含むんですが、農林水産物販売業という項目はこれまでもございまして、これらに供した設備を特別償却を認めますということなんです、特別償却を認めるということは、税額に影響してきますから、その分は交付税で補てんしますよという制度だと、大まかにそう理解していただければいいんじゃないかなと、こう思っております。今度この石油卸売業という燃料関係が出てきました。もう燃料高騰においてもありますが、離島のガソリンの値段がよく議論されますが、この値段は、いわゆる運賃が加算されているから単価が上がるということではないですよ、ということが国土交通省の担当の方もよく理解できたんじゃないかと思えます。いわゆる設備の回転が悪い、極端な例を言えば、お店を持つと一人の人件費に賄いきれるか、賄いきれないかのお店だってあるよねと、離島では何かそれが必要ですよということからして、そういう所、例えばガソリンスタンドが該当するか、ちょっとまだ確認はとっておりますが、どうしてもやっぱり一人はそこには人を使わないといけないという、本土の値段では商売ができないということで、どうしても単価が上がるよねと、その単価を押さえていくというか、そういうために事業をやる人に優遇措置として特別償却を認めていこうということだと、大ざっぱにそのように理解していただければありがたいと思えます。

24番（大迫勝史君） 分かりました。大ざっぱに理解いたします。続きまして離島振興協議会の今後の活動計画ということで、お尋ねいたしますが、離島振興協議会は8月22日に将来、消費税率アップに対する減免措置や種屋久の空港整備、離島航路の拡大と財源確保、キビ農家支援、妊産婦検診の公的負担の補助など16項目を県当局に要請しておりますが、この中の妊産婦検診の件では、無料検診を14回に拡充する公的支援に着手したことが8月22日同日、既に厚労省から発表されておりました。大変喜ばしいことと思えます。この一連の要請の中で、一番重要なのは、やはり消費税率アップに対する減免措置に力を入れるべきではないかと思えます。全国の離島が手を組んで、これこそことに当るべきではないかと思えますが、離島振興協議会で今後、そのような活動計画があればお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘のとおり、鹿児島県離島振興協議会は、去る8月22日に開催がされております。2008年度離島行政懇談会の中で、新規9項目を含む計16項目の実現を県当局に要請をいたしております。奄美地区におきましては新規5項目を含む計6項目が要望をされており、本市からも地上デジタル放送の円滑な推進について継続的な取り組みが必要であると考え要望をいたしているところでございます。

御質問の消費税率アップに対する減免措置につきましては、全国離島の共通問題として、離島ガソリン価格は正措置が提案をされております。離島振興協議会の中で与論町の南町長より輸送コストがかさむ離島では生活物資が割高になっているとのことで、その対策委員会の設置の検討などの提案がなされたところでございます。

24番（大迫勝史君） はい、これは県議の先生もまた国の役人も政治家の方々もよく承知のことであると思いますが、ヨーロッパの離島政策の中で、フランスのコルシカ島、イギリスのマン島における離島行政の変換で成功した例を当局は御承知しているかと思いますが、いかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） イギリスのマン島やフランスのコルシカ島の国策による税制等の優遇措置により離島経済が活性化していることが紹介をされましたが、現在、イギリスのマン島では消費税が免除され、農業者の数が増加するという効果が、またフランスのコルシカ島では消費税のほかにガソリン税、相続税なども減免することで観光客が増加するという効果が現れているようでございます。本市におきましても、消費税率等の減免措置につきましては、全国離島振興協議会を中心とした動きの中で、奄美群島さらに他離島市町村との足並みを揃えて、取り組んでまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） はい、どうも。本当に今、企画部長がおっしゃったように、1995年にですね、離島政策を大きく変換したこの両島では、コルシカ島では数年で農漁業者が9,000人から3万人に増加、観光客が50万人から400万人と8倍に増え活気が出てきたといえます。離島を抱える自治体では最近、離島政策の転換が声高に聞かれるようになりました。民主党のほうからも6月6日にはガソリン税減免を目的とした離島振興法の一部を改正する法律案が提出され、今、閉会中審査になっている模様です。この潮流を生かして頑張っていただきたいと思います。

続きまして、この間、9月4日にですね、新聞報道で離島港湾部に備蓄タンクを建設する際に、60パーセントから95パーセントを国が補助する旨、発表がありました。県は慎重な姿勢を示していますが、本市としては建設の可能性があるか伺います。また、可能性があれば、適切な候補地があるか、併せて伺います。

企画部長（塩崎博成君） 離島における備蓄タンク建設の可能性についてでございますけれども、9月3日に国土交通省より発表されましたこの制度は、本土より割高な離島のガソリンや軽油を引き下げるため、離島港湾部に備蓄タンクを補助するということでございます。このことで輸送コストの軽減によりガソリン価格の軽減につながる可能性もあるようでございます。本市におきましても、今後、まずガソリン軽減にどれだけ効果を発揮するかを検証した上で、財政的な面や候補場所等を探っていきたいと考えております。

24番（大迫勝史君） はい、可能性に大いに期待してまいりたいと思います。続きまして2の環境問題について伺わせていただきます。政府の地域活性化統合事務局では、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げ、先駆的な取り組みにチャレンジする都市を選ぶため、4月の11日から5月21日まで市区町村から提案の募集を行いました。とありますが、本市では、これに対し応募したのか、しなかったのか、まずお聞きます。

市民福祉部長（福山 治君） 御質問の環境モデル都市提案事業につきましては、応募は行っておりません。

24番（大迫勝史君） その理由まですいませんがお願いします。

市民福祉部長（福山 治君） 応募しなかった理由といたしましては、当該事業の募集要領を見ますと、温室効果ガスの大幅な削減目標や、他に類例がない新しい取組、地域に適応した取組内容を盛り込む必要があります。また、提案内容を記載する際には、現状の温室効果ガス排出実態や中期的な具体的事業の実現性を求められております。

環境というテーマでのビジョンについて、既存の行政計画を策定していない本市においては、1か月余の応募期間では、提案は困難であると判断したところでございます。

24番（大迫勝史君） 短期間のため無理だったという御答弁でございますが、確か鹿児島市とか宮古島のほうは、確か募集して採用されたと聞いております。この事業では応募82件の中から財政支援を優

先的に行う環境モデル都市に6自治体、今後、追加的に選定される可能性のある環境モデル候補都市に7自治体が決まりました。今後、アクションプログラム実施に伴い、必要な予算等の支援を優先かつ重点的に行うとあります。環境行政の分野において、自治体が国を動かすことが、いまや世界的な流れになっていると聞き及んでおります。世界自然遺産登録を目指す地域としては、こういう事業にはもっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。御見解があればよろしくお願いいたします。

市民福祉部長（福山 治君） 御指摘のとおり、環境分野に関する自治体の主体的な取組が益々求められてきております。奄美市における環境に関するビジョンにつきましても、奄美市総合計画の策定過程において十分議論を行い、方向性を示していければと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

24番（大迫勝史君） それでは低炭素社会へ向けての本市の具体的な指標があるか伺っておきたいと思っています。

市民福祉部長（福山 治君） 低炭素社会へ向けた具体的な指標といたしまして、奄美市全体のものはございませんが、地球温暖化対策推進法に基づく、奄美市地球温暖化防止活動実行計画を本年2月に策定したところでございます。この計画は、奄美市の行政事務・事業の実施に係る温室効果ガスの削減目標や、具体的な取組等を定めた計画となっております。内容といたしましては、平成24年度において、平成18年度比6パーセントの温室効果ガス削減を目標に掲げ、クーラーの運転時間の短縮や、省エネタップの利用による待機電力の削減、アイドリングストップの励行、廃棄物の原料化等を取組内容と定めており、職員への周知・行動の徹底に努めているところです。現行計画の内容等につきましては、ホームページでも公表しておりますので、事業所や市民の方々にも見ていただき、温暖化防止に向けた取組への御参考にしていただければと考えているところでございます。

24番（大迫勝史君） それは庁舎全体としての体制としてとっているということですね。本当に公用車にもアイドリングストップとか、いろいろキャッチフレーズのシールが貼られておりますが、アイドリングストップを貼った車がアイドリングをしているという状況を見ております。やはりこれだけですね、環境問題が騒がれている中、やはり本市として官民一体となって庁舎全体がリーダーシップをとり、エコ運動に取り組む指標が必要不可欠だと思います。

現在、進行中のエコアクション21の起業、事業所の申し込み状況をお聞かせ願います。

市民福祉部長（福山 治君） エコアクション21の取得促進を図るため、地域内の事業所が一斉に取得に向けて取り組む際に、無償でアドバイザーの派遣を受けられる自治体イニシアティブ・プログラムの導入を予定しており、参加事業所を募集しているところでございます。

市の広報誌やホームページ、各種業界団体、地元新聞を通して募集を行っておりますが、現在、15社、9月4日現在でございますが、の申し込みが来ております。申し込み期限を今月12日までとしておりますので、多くの申込みを期待しているところでございます。

24番（大迫勝史君） 予想よりは申込みがあると思いますが、このエコアクション21の企画に参加して、メリットといいますか、昨日、竹山耕平議員の中の質問にもございましたが、大変企業にとってはいいことだと、その時思いました。内容と言いますか、メリットについて、どういうものが企業に対してあるか、伺いたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） エコアクション21取得のメリットといたしましては、環境経営に取り組む事によるコストの削減効果や、取引先等に対する信頼性の向上が期待できるとともに、ISO14001と比較して、認証・登録費用が安価であるという点が挙げられます。

また、鹿児島県の建設工事等入札参加資格の格付けにおいて加点評価の対象として検討されていることや、産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度において、エコアクション21の認証が要件となっております。

環境に配慮した事業所の増加は、地球温暖化防止の推進、世界自然遺産登録を目指す奄美群島のイメージアップにもつながるのではないかと考えておりますので、多くの事業所に取り組んでいただきたいと思います。

24番（大迫勝史君） なかなかいいメリットがだいぶあるみたい、特に格付けに影響するとかですね、でもあのホームページの中で開いて、僕がこう説明見た限りでは、今ひとつよく分からなかったものですか、もっと分かりやすい周知を今後、研究していつてもらいたいと思います。

続いて、クール・アースデーの設立を本市としてできないか、ということですが、先々月の7月7日七夕の日からG8洞爺湖サミットが開かれたことを記念して、この日を地球環境の大事さを国民全体で再確認する日として6月9日に正式に発表されました。これは公明党の青年局が地球温暖化防止の啓発を求める運動の一環として、6万8,000人の署名を集め要望したことが発端であります。当日の7月7日のこの日は夜8時から10時まで東京のレインボーブリッジや六本木ヒルズなど、全国で800を超える自治体や企業でライトダウンが行われました。今後、毎年7月7日をクール・アースデーと定め、地球温暖化防止への様々な取組が確認される日となりました。本市におきましても、来年の7月7日から、このクール・アースデーへの参加を正式に位置づけることが、市民の皆さまの環境問題への関心を促すことになり、大変大事なことだと思いますがいかがでしょうか。御見解を伺います。

市民福祉部長（福山 治君） クール・アースデーへの取組につきましては、環境問題を広く考える啓発活動の一環として、大変意義のある取組ではないかと考えております。全国的な取組であることから、本市といたしましても、当該趣旨に賛同し、来年度以降、市民へのライトダウンへの取組をPRすると共に、それ以外にも、どのような取組ができるのかを検討を行ってまいりたいと存じます。

24番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。決まりましたことをですね、広報誌などでも紹介していただき、またホームページも載せていただきたいと思いますし、また来年のその時期が近づいてまいりましたら、いろんな民間のですね、企画やアイデアとかも募集していただきたいと思います。

続きまして涼霧システムの導入についてでございますが、このシステムはセミドライフォグと呼ばれる10ミクロンから30ミクロンの微細な霧を散布することで、物や人体を濡らすことなく周囲の温度を3度から5度下げることができます。屋外の運動場や公園、また小さなクールスポットから大規模施設の全体冷房まで幅広く応用できるということです。また、従来の冷房設備に比べランニングコストは10分の1以下で、冷房時の廃熱がなく、消費電力は50分の1、CO₂排出量も約50分の1という環境に優しい冷房システムです。現在、広島県呉市役所、JR広島駅、呉駅などに設置されています。ヒートアイランド対策の一環としてだけでなく、夏場の経費削減にもなると思いますが、庁舎内や公設の施設でも是非検討すべきではないかと思っております。見解をお聞かせください。

市民福祉部長（福山 治君） この涼霧システムにつきましては、御提案の冷房システムにつきましては、御指摘のように、二酸化炭素の排出量が少なく、地球環境にやさしい冷房システムであるものと認識はいたしております。

主に屋外や大規模施設等に使用し、打ち水のような効果が期待できるようですが、予算措置も伴う問題ですので、費用対効果や設置場所、他の自治体における導入の状況、設置した事による効果等についても検証いたして、十分検討しなければならないものと考えております。今後の検討課題とさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

24番（大迫勝史君） はい、それで十分でございます。ありがとうございます。続きましてラムサール条約については、昨日、師玉議員が質問されました。その中の答弁で大体理解できましたが、ただ勉強中であると確か最後は締めくくっていただいたと思います。それではですね、今後、どういう手順を踏んでやろうとしているのか、また、正式に認証されるまでは登録・認証されるのは、どの程度の期間が必要なのか、分かっているれば、いるだけで結構ですので、お答えいただけないでしょうか。

市民福祉部長（福山 治君） 昨日も若干、お答えをしておることなのですが、このラムサール条約の湿地の登録に関しましてはですね、ただいま、アユ、リュウキュウアユの河川の口によるその保護区域がまだ指定がされていないということで、条件としてアユがおるということについての条件は満たしているんですけど、区域の設定がまだ満たされていないということで、これが見送りになったという経緯があるようでございます。それで私どもとしては、ラムサール条約の登録を推進するにあたっては、国立公園化をまず先に考えていまして、その国立公園化をすることによって、今度は世界自然遺産登録が可能になるということで、片一方で世界自然遺産登録を推進しながら国立公園化がなりましたら、その時点でラムサール条約という形の登録が可能になるんじゃないかということで考えております。

24番（大迫勝史君） 分かりました。真剣に前向きに進められているということで理解します。続きましてですね、環境問題続いていきますけれども、今年は、今、先ほど申しましたように、台風13号がうかがっておりますが、奄美・南西諸島をうかがいつつありますが、これといった台風が今まで接近していなくて、海水温の上昇とか気になり、またサンゴの状況も大変気になるところであります。ただいまの昨今の状況といたしまして、本市を含む広域的なサンゴの現在の保全状況と状態を把握しているのか、把握していれば、今の状況を教えていただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 本市を含む広域的なサンゴの現在の保全状況と状態をということでございますが、サンゴ礁の状況につきましては、群島内各市町村で平成16年度から毎年モニタリング調査を実施しており、本市が事務局である奄美群島サンゴ礁保全対策協議会において取りまとめ、協議会のホームページで公表を行っているところでございます。奄美市における状況といたしましては、昨年度に27か所を調査したところですが、前年度と比較してサンゴ被害度が増加したか所が7か所、変化の無かったか所が8か所、サンゴが減少したか所が12か所となっております。

サンゴ被害度が増加した箇所については、笠利地区で調査した全5海域と、崎原、小湊方面の太平洋側海域が増加しております。また、サンゴの被害度が減少した海域といたしましては、18年度にオニヒトデの大量発生があった東シナ海側の海域が被害を受けている状況でございます。

24番（大迫勝史君） 18年度でしたか、大量発生があったということで、オニヒトデの、このオニヒトデの大量発生は諸説ありましたが、1982年のグアム大学のパークランド博士の発表した、台風に伴う豪雨があってから3年後に大量発生するという研究成果が発表され、今年にはオーストラリアのグレートバリアリーフのオニヒトデ被害研究チームが、これまた大洪水の3年後に大量発生するという同様の発表をしております。オニヒトデは1回の産卵で1,200万個から2,400万個の卵を産み、幼生時のエサになるのが、海に流れ込む土砂の養分から大量発生する植物性プランクトンでエサが豊富にある状況で、爆発的に増大し3年後に生体となり、浅場に上がり1日に160平方メートルのサンゴを食べると言われております。また、皮肉なことに、このオニヒトデの卵の最強の天敵はサンゴ自体であります。ですから正常時ではサンゴや魚に卵は食べられて生体になるのは1・2個でありオニヒトデの大量発生は正に、環境破壊による人災であるということです。このことについて、感想とですね、現在の今、オニヒトデに対して行っている駆除の方法を教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） オニヒトデの駆除方法といたしましては、以前はオニヒトデがいるところ

でも駆除していたところですが、間引き程度の効果しか上がらず、十分な効果が出ておりませんでした。

そのため、限られた予算の範囲内で効率的・効果的に駆除するため、平成16年度から特にサンゴ被度が高い海域を重点海域と設定して、集中的な駆除を行っているところです。現在、摺子崎海中公園海域や、節田・用安の海域など、5か所を重点海域と設定し、集中的なオニヒトデの駆除に取り組んでいます。

また、より効果的な駆除とするため、奄美群島サンゴ礁保全対策協議会において、サンゴ礁保全月間を設定し、群島内全市町村でオニヒトデ産卵前の6月に、集中的な駆除を実施しております。

24番（大迫勝史君） そうですね、大量発生しているところから捕っていくのは、間引き効果になるといわれています。そして長い間、繁殖をさせてしまうことになるということで、その辺のところもよく分かっていらっしゃるようなので、安心しました。

最近ですね、市内のダイビング業者に聞きましたところ、今年は名瀬湾の沖では、それほど見かけないとしかしですね、大熊防波堤の一文字防波堤の辺りで大量のですね、オニヒトデを見たと言いました。これも先ほどの大洪水の後、土砂の流入等の意味でお聞きしますが、豪雨が続きますと名瀬湾も泥の海と化してしまうことがよくあります。特に浦上川河口の濁りは顕著に思えますが、山中の農地造成や民間の宅地造成等、問題のありそうな箇所は今のところありませんでしょうか。

市民福祉部長（福山 治君） 問題の箇所があるということの報告は受けておりません。

24番（大迫勝史君） どことは言えませんが2か所ほどここはやばいんじゃないかという情報もいただいているので、こういう質問しているんですが、それとですね、環境パトロールというのをやっていると思います。この活動としましては、不法投棄だけの対応なのか、例えば自然環境破壊全般に渡ってパトロールしているのか、その辺の答弁をお願いいたします。

市民福祉部長（福山 治君） 現在のところ、不法投棄を主としてパトロールをしているということです。

24番（大迫勝史君） やはりどうせ回るんですからね、そういうところを見ていただきたいと思います。でも確かに環境対策は一つの課として対応するには、あまりにもテリトリーが広過ぎて、仕事量も大変だと思います。手も頭も行き届かないと思います。奄美市が率先して世界自然遺産登録に向けてプロジェクトチームなり、そういう専従のですね、自然環境に対する専従のそういう課といいますか、班といいますか、そういうのを作るお考えはないのかまで、ついでに聞いてよろしいでしょうか。分からなかったらいいです。

企画部長（塩崎博成君） ただいまの御質問につきましては、いろいろ事業量がどの程度あるのか、諸々の部分を検討しながらですね、今後の組織の再編の中で、さらに検討を加えていきたいと考えております。

24番（大迫勝史君） はい、分かりました。既にもう御承知だと思いますけど、沖縄本島のほうでは、農地、指定宅地造成、そういうことで本島では9割のもうサンゴ礁が壊滅しているといわれております。しっかり我が奄美におきましてですね、そういうことのないようにしっかり環境面を重く受け止めて行政のほうもつかさどっていただきたいと思います。

次に移ります。野猫、野犬対策についてでございますが、過日新聞に大きな猫がアマミノクロウサギを喰っているショッキングな写真は大勢の人の記憶にまだ新しいことと思います。野犬に噛み殺された複数のウサギが道端に点々と痛々しく横たわっている事件もありました。ロードキル対策は人間が注意すれば減っていくと思いますが、野山を徘徊している野生化した野猫や野犬の対策は大変難しいもので

あると理解しておりますが、現在、行っている対策をお答え願います。

市民福祉部長（福山 治君） 野犬、野猫対策は、飼い主の適正飼養、遺棄防止など、モラルの向上を図ることが最重要でありますので、これまで広報誌を通した啓発、各集会場への遺棄防止ポスターの掲示など、啓発活動を中心に取り組んでいるところです。今後とも、適正飼養、遺棄防止の啓発を図るとともに、繁殖を希望しない飼い主への避妊、去勢手術の呼びかけなど、保健所とも連携を図りながらさらなる啓発に努め、新たな野犬、野猫の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） 地方によっては、野犬対策や野猫対策に対して捕獲をしているところもあるんですが、これは保健所が県して独自に行うのか、市の要請があればやってくれるのか、そういうところはいかがでしょう。

市民福祉部長（福山 治君） 野犬につきましては、狂犬病予防法に基づき保健所において捕獲を行っております。昨年度で267頭捕獲をいたしておりますが、本市も保健所に協力をして捕獲を行っており、今後もこれは引き続きやっていきたいと考えております。ただ、野猫につきましては、鳥獣保護法により捕獲が可能となっております。しかし必要に応じた捕獲はできるのではあるが、捕獲後の保護施設がないことから、現実的には捕獲をしていないというところでございます。

24番（大迫勝史君） そうですね、犬と違いまして、犬は懐妊率が50パーセントなんです、交配による。猫は百発百中なんですよ、年に2回ほど出産するんですよ、だから何とか対策を講じていかないと、これは大変なことになると思います。確かに市民の方に啓発するのも大事だと思いますが、街の中に捨てたらエサのある街から出ていかないでしょうけど、やはり捨て猫が、山中に捨てられた猫が自然の中でエサをとることを覚えて、そういう環境に適して、こういう被害を出していると思いますので、何らかですね、先進地のことも研究されてどんな対策ができるのか、一度お考え願いたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 現在ですね、猫の対策につきましては、先日のショッキングな写真とかありまして、保健所をはじめとして関係機関一体となりまして野猫対策を検討しておりますので、捕獲後の保護の在り方も含めて積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

24番（大迫勝史君） 大変厳しい問題だと思います。小笠原とか、いろんなやっているところありますけども、やはり猫を捕まえて本土に送って飼い主を探してもらおうとか、あれは一画のこの保護法ですね、するとなったら、そういうヤンバルとかもそうですけども、ある地帯を保護するならそういうこといいと思いますけど、ここでいうと全体的なあれになりますので、大変難しい課題であるかとは思いますが、取組のほうよろしく願いいたします。

続きまして、市民の声がありましたので、ちょっと質問させていただきますが、安心・安全について、公設のAEDと除細動器ですね、その設置場所は現在、何か所あるのか、よろしく願いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 公設のAEDの設置場所について、お答えいたします。現在、奄美市が設置しましたAEDは、市役所1階、住用診療所、笠利診療所の3か所に設置してございます。この3か所以外の公設のAEDは、奄美市内にあります高等学校など13か所ございまして、合計で16か所が現在、公共の施設に設置されているところでございます。今後の計画としましては、市内にあります小中学校等を中心に設置する方向で、現在、検討を進めているところでございます。

24番（大迫勝史君） 同僚の与議員が数年来、一生懸命推進をしてきましたが、それでもまだ16か所

ということで、ですね、民間のほうでも自主的に設置された場所があると思います。それについて設置された場所と台数は掌握できているか、お聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） 民間で設置された場所についてでございますが、このAEDの設置につきましては、届出義務はございませんが、大島地区消防組合で把握していますAEDの数は、26か所でございます。その26か所の内訳としましては、スポーツ施設1か所、老人保健施設等が1か所、学校・教育機関等が1か所、医療機関等が17か所、その他6か所の計26か所でございます。

公設の設置台数と合わせますと、現在、42か所にAEDが設置されているという状況でございます。

24番（大迫勝史君） 民間のほうは、だいぶ医療施設も含めてあるということで、人が集まる施設を造る場合には、こうやって設置をしてくれるところもあると思います。届出制でなくても大変いいことですから、届け出るような制度をつくれば消防も集中管理をして緊急的に救急車到着までの間、処置して対処できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） やはり設置をしましたり、これがどこに設置されているかということなどが、はっきり分かりますと、何か万一起きた時などの必要な処置もできると思いますので、そのような方向で進めさせていただきたいと思います。

24番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。それではこの実際にですね、AEDが活用され、人命的な危機を救った事例は、これまで分かっている範囲で、どれくらいあるか、お教え願いたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） AEDを活用した人命的な危機を救った事例としましては、大島地区消防組合管内で、一般市民も使えるようになりました平成16年からの実績でございますが、この5年間で22回ございました。その中で心拍が正常に戻ったのが2件あるということで聞いております。

24番（大迫勝史君） はい、分かりました。それではこの使ったことによって、心肺機能が回復したというのは2回ということですが、このAEDの使用講習は、現在、どのようになされているか、お聞きいたします。

総務部参事（奥 一仁君） AED、自動体外式除細動器の使用講習において、お答えいたします。大島地区消防組合管内におけるAEDの使用講習につきましては、平成16年7月に非医療従事者が、AEDを使用できるようになりましたので、平成17年3月から当組合の救急救命士による全職員を対象にAED使用講習を実施し、同年の6月からは消防職員によりまず一般市民を対象にしました救急講習の中において、AED使用を含む講習を毎年実施しております。昨年の奄美市におけるAED使用講習の申込み回数につきましては、120回で受講者数は3,407名となっております。また、平成20年8月31日現在の講習回数は83回で、受講者数につきましては、2,328名に達しております。

また、講習依頼につきましては、当組合では随時受け付けておりますので、救命率の向上を図りたいと思います。

24番（大迫勝史君） はい、どういう単位でなされているかちょっと分かりませんが、これはどういう単位ですかね、大体、使用講習を申請してくれる団体といいますか、例えば町内会とか学校とか、どうですか。

総務部参事（奥 一仁君） ただいまの質問にお答えいたします。どういう団体にやっているかとのこと

ですので、学校、集落、職場、自治会等の単位で講習を行っております。

24番（大迫勝史君） はい、分かりました。もっとですね、例えば広報誌などでも大きくですね、こういう講習をやればすぐ行きますよと、そういうふうにしていただければ。また、小さな単位でもいろんなグループとかですね、そういうところでもやっぱり依頼があるんじゃないかと思います。特にですね、ここにいらっしゃる議員の方々も是非講習を受けていただきたいなと思います。まず、当局の皆さんもですね。特に議員の方は大勢の中に入る機会が多いと思いますので、大変やはりそういう講習を受けていたほうが、役に立つのではないかと思います。いかがでしょうか。誰が答えるのですかね。

議長（伊東隆吉君） 私がですか。ただいまの御質疑は議会に対してのものだと考えられますので、議長といたしましては、全員協議した上でそのように諮りたいと思っております。

（ありがとうございました。と呼ぶ者あり）

24番（大迫勝史君） よろしくおとりはかりください。ありがとうございました。それでは続きまして、青パトの燃料費助成についてでございます。日夜、子どもたちの安全のために、徒歩や青パトで巡回している青パト隊は市内にただいま何グループありますでしょうか。お尋ねいたします。

総務部長（福山敏裕君） 現在、奄美市におきましては10団体の青パト隊がありまして、19台の車両が青色回転灯を装備し、パトロールを行っている状況でございます。

24番（大迫勝史君） 実は私も所属はしているんですが、現況ではですね、隊員でお金を出し合い運営している状況であり、有志の隊員がですね、時間と労力を提供しているボランティアの隊員の方々に金まで出させるのは、いかななものかと思いますが、御答弁願います。

総務部長（福山敏裕君） 御提案の件につきましては、現在、市内では青パトを含めまして様々なボランティア活動に数多くの団体、個人がそれぞれの参加、協力できる範囲内におきまして自主的に参加、活動して大変喜ばれているところでございますが、御提言のことにつきましては、奄美地区金融機関防犯協議会や奄美市が負担金を拠出しております奄美大島防犯団体連絡協議会から、一部の団体ではございますが、燃料費の補助を行っていると聞いていますので、このように間接的ではございますが、燃料費の補助を多少なりとも実施しているということも御理解いただきたいと存じます。

24番（大迫勝史君） それは奄美市全体の青パト隊に少しではあるけど出している現状であるということですか。

市長（平田隆義君） ただいま答弁のありました奄美大島防犯団体連絡協議会からは、少ない金額ですが補助をするということは聞いております。ただ、今年度の総会にちょっと出ていなかったもんですから内容がちょっとつかめていないんですが、当初、スタートはそういう形でスタートしたと聞いております。ただ、あの時には青色灯をですね、そんなにたくさん設置させない方向だったんです。ところが最近、よく希望が多いということでかなりの範囲になって、今、申し上げた数字になっておりますから、もしかしたら状況がちょっと変わったかも分かりませんが。

24番（大迫勝史君） 私はその総会に出たんですけれども、ちょっと覚えていないんですけど、やはりですね、一応県議の先生にもお尋ねしてみたんですけど、やはりそういう要望がよくあると、まずですね、市のほうにちょっと市当局に、まずお願いしてみなさいということでしたので、今回、質問をさせていただきました。一応私のほうも聞いてみますが、当局のほうも現在の状況をですね、調べられてほ

しいと思います。お願いします。

続いて、最後の食育についてでございますが、この食育というのは教育委員会が行っている食育授業のことではなくてですね、農林水産省が行っている事業のことです。教育ファーム推進事業の取組がなされているのか、まずその点についてお尋ねいたします。ちょっといいですか、生産の場と生活の場の距離が遠くなっている今、小中学生の食品に対する関心や理解を深めてもらうために農林水産物の生産や採取を自ら体験することが重要であるとして、食育推進基本法に基づいて国が推奨して進められているはずの事業であるが、農水省の調査では取り組む姿勢を示している自治体は全国の半分以上の49.1パーセント、19年度の予算25億1,260万円の交付金予算のうち実際に交付された補助金は、2自治体、補助したわずか12万7,000円。ほとんどの自治体が実際には具体的に手付かずの状態が浮き彫りになったわけですが、本市の場合は状況はいかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 教育ファーム推進事業の取組についてでございますけれども、ただいま議員のほうからございましたように、19年度の実績でみましても25億円の予算につきまして2件の実績しかないという状況下でございます。本市といたしましても食育の普及、農林水産物の域内自給率の拡大に取り組む上で、同事業の活用が必要かも知れ、関係部局で検討を加えてまいりたいと考えております。

議長（伊東隆吉君） 以上で公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時45分）



議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

21番（栄 勝正君） こんにちは。市民クラブの栄 勝正です。本日も5人目の質問に入り、大変お疲れとは思いますが、今、しばらく御清聴のほどよろしくお願いいたします。質問に入る前に少しばかり所見を述べたいと思います。

今年は例年になく台風の発生回数も少なく奄美に現在まで直撃もなく基幹作物のサトウキビや果樹等の被害もなく成長も順調のようです。今後も台風や集中豪雨の被害がないよう切望するものであります。備えあれば憂いなし、いつ台風や集中豪雨、地震等が発生するか分かりません。災害のない安全で安心して生活ができるよう危険な急傾斜、河川護岸等総点検され災害が発生しないよう強く望むものであります。

今年は4年に一度のオリンピックが開催され、我が国の選手の活躍と世界各国の選手の演技や活躍に興奮と感動の毎日でした。メダルを獲得された選手の皆さん、惜しくもメダルを逃した選手の皆さんに心からお祝いとねぎらいの言葉を申し上げ、今日まで想像を絶する血のにじむほどの努力に大きな拍手と国民の一人として感謝を申し上げたいと思います。また、時期を同じくして北京ではパラリンピックが開催されています。身体にいろいろな障害を背負いながら一生懸命それぞれの競技に健常者に負けない精一杯の努力と御尽力に心から敬意を表したいと思います。パラリンピックの選手の活躍は、我々健常者に大きな感動と人生の在り方も教えてくれるような気がします。パラリンピックに出場された世界各国の選手の皆さんの今後の限らない幸せをお祈りしたいと思います。

さて、合併して早や2年が過ぎ3年目に入りました。職員の異動、交流も順調に行われているようですが、一般市民にとってはまだまだ実感が湧かないのが現状のようです。合併しなかった町村よりも合併してよかったと思える施策、事業等、早急に導入して取り組んで欲しいと思います。また、今議会、域自治区長を廃止する議案が提案されています。可決するか否決されるのかは分かりませんが、いずれにしろ2年間、合併後の困難な時期に御尽力された2名の区長さんに心から敬意を表し、残された人生、体に留意され長い間培った行政経験を後輩に御鞭撻、御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市の状態を見ていますと、大型建設業の倒産、売上減によるリストラ、生活苦による生活保護の申請の多さ、老若男女を問わず職を求める人々、人口減少による民間アパートの空室の多さ、長寿医療制度、年金問題、原油、資材、食糧品の高騰による毎日の生活の厳しさ、どれ一つとっても大きな問題ばかりです。昨日から同僚議員によって質問がなされておりますが、別の感覚から質問をしたいと思います。

原油の高騰により、まず、本市の公用車、施設等の影響と今後の対策をお聞きしたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） 最初に本市の公用車、施設等への影響、対策についてのお尋ねでございますが、公用車等に関しましては、今年4月以降燃料の契約価格が3度改定をされております。昨年12月よりガソリン1リットル単価で30円の値上がりなど影響が出ております。各総合支所におきましては、事務連絡等や会議開催など本庁における業務の際、乗り合わせをするなど運行管理の徹底に努め対応をいたしております。

また、施設につきましては、昼食時間内の電気の消灯やクーラーの稼働時間の制限や温度調整等を行い節電に努めているところでございます。

21番（栄 勝正君） 当初の予算よりも相当、燃料やいろいろ資材などが高騰しているわけですが、その予算の範囲内で済まされているのか、そしてまた補正予算など組まれてないのかですね、組むのか、その辺の対応はどのようになっていますか。

企画部長（塩崎博成君） 現段階においては、予算の範囲内で経費節減というようなことで取組をいたしておりますけれども、今後、12月議会に向けてその辺が現在の予算の範囲内で対応できるのか、その辺等はこれからの課題だろうと思っております。しかしやっぱり限られた予算の範囲内で、やっぱり頑張ってくださいますよう各課には周知を徹底をしているところでございまして、経費節減に対しての務めという観点で、それぞれの課で努力をしていただいているところでございます。

21番（栄 勝正君） この原油や資材の高騰は民間企業にも相当影響しているわけでございます。やはりその民間企業も一生懸命とこの高騰に対してですね、いろいろ節約あるいは一生懸命と企業努力をして対応しているわけでございますので、市としてもですね、本市としても、やはり予算の範囲内でできるよう、今さっき、部長が述べましたようにですね、いろいろ工夫をこしらえて、なるべく当初予算に組んである予算のですね、超えないように頑張ってもらいたいと、私は強く要望して次の質問に移ります。

次に、各種産業の状況と対応ということで、昨日からいろいろな同僚議員などによっても質問をされておりますけれども、大体は分かったんですけども、私はこの各種産業ですので、すべての産業に対して市としてどういう対応をしてきたかと、昨日から答弁を聞いていますと、市や国の対応待ちというような答弁が出ていますけれども、やはりこれほど大きな問題でありますので、やはり市にはいろいろな課があります。農林振興課、商工水産課、袖観光課いろいろありますけれども、やはりそれぞれの分野において、それぞれの担当のですね、市の事業所あるいは施設などですね、やはりどういう影響があるか、聞き取り調査くらいはやってもよかったんじゃないかなと思っております。それでそういう聞き取り調査、あるいは各種団体の話し合いも昨日まではなかったということを聞いているんですけども、なぜ、そういうことができなかったということまで、ちょっとお聞きしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 各種産業の状況、対応についてでございますが、国の支援措置といたしまして

農林水産分野における原油価格高騰対策の推進をいたしております。また、県の単独事業としまして、肉用牛における配合飼料価格に対する借入利子の一部助成等を実施し、資材購入に関しては、農業近代化資金による融資等がございます。

漁業につきましては、燃油高騰水産業緊急対策による省エネ推進協体活動支援事業に各漁協が取組をいたしております。

商業、サービス業等の状況や対応につきましても、関係部署におきまして価格の変動調査を現在、行っているところでございます。

21番（栄 勝正君） 私が聞きたいのはですね、産業振興部長もそうなんですけども、やはりこれまで、このように燃料や資材の高騰でひっ迫しているわけですよ、状況の中ですね、やっぱり役所として、いろんな担当部署があるわけなんですけども、それを聞き取り調査、今の状態などをですね、私は、やはり把握するのが役所の役目じゃないかなと思うんですけども、鹿屋市などは聞き取り調査をして、あるいは各種団体と話し合いをして、この9月予算に予算も計上している、2,227万8,000円という、この予算も計上しているわけです。なぜ、それができなかったのかなと思うんですけど、いかがですか。産業振興部長と含めて。

議長（伊東隆吉君） 企画部長でいいですか。

産業振興部長まで。

産振部長までね、はい。

企画部長（塩崎博成君） 議員ただいま御指摘の件につきましては、確かに若干、遅れている部分あるかと思いますが、奄美市といたしましても、今現在、この調査を行っているところでございます。ですので、これから必要に応じまして各部、課の連携を踏まえてですね、その辺の検討会なりも立ち上げをしていきたいと考えております。

産業振興部長（赤近善治君） 今、企画部長が説明いたしましたけれども、先日の師玉議員にもお答えいたしました。各分野別の交換会とか情報交換会はやっていないところであります。昨日もお答えいたしましたけれども、国・県の施策でできるものは、漁協単位でやっているところでも実際にございます。ただ、市単位では今のところはやっておりませんけれども、今後、各関係、農協なりあるいは漁協なりと連携しながら要望するところは要望してもらいたいというふうに考えております。併せまして、これは市全体の問題でありますし、国への要請ということで昨日もお話しましたが、大島郡市町村長会並びに議会議長会でも離島における石油高騰につきまして、十分な配慮を求めるような緊急対策してくれるような要望をいたしておるところでありますし、また、県の市長会でもそのような要望もずっといたしているところでございます。

21番（栄 勝正君） 笠利・住用支所・名瀬の本所を含めてですね、やはりそれぞれの部局に農業関係、漁業関係あるいは製造業・観光業いろいろな部署をですね、把握している部署もあるわけですので、やはりこういう本当に1円、2円とか上がるんじゃないかって、3月当初からしたら何十円とも上がってね、原油が高騰している中でですね、やはり私は部署が動かなかったと、対応しなかったというのは、非常に私は残念に思っております。ですから今後はそういう相手の団体からとか、あるいはそういう事業所からとかいう申し出があって、調べに来いと言って、話し合いをしたいと言って話し合うんじゃないかってですね、積極的にその団体やあるいは事業所を回ってですね、どういうこの原油高騰や資材高騰などによって影響があるかということは何ができるか、その後の問題でありますので、やはり状況をしっかりと把握しなければ前に進まないわけですので、是非そういう状況をつくってもらいたいと思います。が、もう一度、誰が答えるんですかな、その決意をお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 昨日も師玉議員にもお答えいたしましたけれども、この件につきましては、農協あるいは生産者それから漁協のほうは昨日も説明しましたけれども、いわゆる導入事業をやっていますし、今後、原油の高騰に伴います差額分の9割は支援するという事業を今、取り入れるため準備をしていますので、もちろん漁協さんとも話しますけれども、そういった助成につきまして、今後、情報交換会を開催したいというふうに思っております。もちろん県の担当、大島支庁の担当部署もいれてお話をしたいというふうに思っています。

21番（栄 勝正君） 私がこれほどまで声を張り上げるのは、やはり鹿屋市が、鹿屋市といえば人口も10万人以上を越していると思うんですけども、鹿屋市がもう既に聞き取り調査をして、9月のこの議会に補正予算までその原油高騰対策として、これは新聞に載っていますけれども、計上してあるんですよ。ですから、やる自治体はやっているわけですし、なおさらこの離島、物価にいつでも悩まされているこの離島であればですね、なおさら、一番先にこういうのをやるべきじゃないかなと、状況を調べて、そしてどのような国や県の対応待ちじゃなくて、本市としてできるのは何があるかということをごすね、やはりやるべきだったんじゃないかなと、私は強く思っています。それで12月議会にはですね、ということが状況把握して、そして何ができるかということまでをごすね、是非提案をしてもらいたいと強く要望して次に移りたいと思います。

それで次は国や県に対する要望ですけれども、これも市長宛ての対応を待って見守りたいということなんですけれども、具体的に先ほど大迫議員からもありましたように、原油のやはり原油高、ガソリン高を押さえるために離島で備蓄タンクの補助金をやるというような国の方策もあるようなんですけれども、とりあえず現在、国のほうに、県のほうに市として具体的にどういう要望を行おうとしているのかですね、あればよろしく願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 国・県に対する要望につきましてでございますが、先ほど産業振興部長のほうからも若干触れましたけれども、全国離島振興協議会が国に対し要望を行っているほか、地元の奄美群島市町村長会及び議会議長会も国や県に対し、原油高騰が奄美航路に与えている厳しい状況を訴え、また、農林水産業・観光商工業などの経済基盤の維持を図る石油製品価格差の解消対策に対する財政支援も要望いたしております。本市といたしましても、他市の対策や取組状況を参考に、各分野の状況把握に努め、国や県の動向を見守ってまいりたいと考えております。それからまた、広域事務組合のほうで離島ガソリン価格は正措置という部分で、国のほうへも提案をいたしております。これは離島ガソリンの価格は正措置について仮称でございますけれども、全国離島住民ガソリン等購入価格差調整事業という事業の創出ということで、二つの提案もされております。まず一つは、全国一律のガソリン代に多少の是正価格を上乗せをし徴収し、是正価格財源として活用できないのか。次、二点目が、税、ガソリン税、消費税ですね、の減免措置分を是正価格財源として活用できないのか。というようなことで国のほうへもそのような提案もいたしているという部分も御理解をいただければと思います。

21番（栄 勝正君） 先ほどのフランスやイギリスの島の例も出ましたけれども、現在、奄美、この本市にも相当のタンクは設置されているわけですよ、どれくらいの、何キロリットルくらいの貯蔵タンクが補助の対象になるのか、まだ、奄美ではそういう、まだ、該当しているのが、あるのか、ないのか。ちょっと私には分かりませんが、旧名瀬地区においても笠利の前田地区においても、タンクは設置されています。そういう中で、まだまだガソリンは安くならないわけです。今、部長が言うようにですね、やはり全国的に少し上乗せしてもらって、道路特定財源暫定税率25円をですね、この離島には税をですね、免除してもらおうというような方策をもう是非これは国の今、実権を握っている政府のほうだけじゃなくてですね、やはりこの国のほうは政党が相当ありますので、各政党にもですね、陳情すべきじゃないかなと、自由民主党、民主党、社民党、いろいろ共産党ありますのでですね、是非これはやっ

てもらって、そしてイギリスやそのフランスのコルシカ島ですか、消費税の免税というのなどもですね、離島の振興のためには必要だと思いますので、是非その辺も国の税務署やら、あるいは両議長だけじゃなくてですね、政党のほうにも陳情すべきじゃないかなと思いますけども、いかがですか、それは。

企画部長（塩崎博成君） 先ほど申しました全国離島振興協議会からの陳情・要望等につきましては、国土交通省・総務省・農林水産省・経済産業省という国のサイドへの要望でございますけれども、議員御指摘のような各政党に対する要望というのも今後また必要な状況を踏まえてですね、そのような対策も取っていく必要があるものと考えております。

21番（栄 勝正君） ちょっと参考までお聞きしますけども、奄美市で設置されている燃料タンクは私たちが新聞で見る限り備蓄タンクの大きさとか、そういうのはまだ当局には補助する、幾らぐらいの何キロリットル以上のタンクだったら補助するとか、そういう詳細なことは、まだ入っていないわけですね、詳しいことは。入っておったらちょっと。

企画部長（塩崎博成君） これは資料が届いたとかそういうあれではないんですけども、これは、あくまでも新聞紙上での情報でございますけれども、ちょっと読んでみます。

離島振興法などに基づき、費用の60から95パーセントを補助する。1,000キロリットル用で建設費は約1億円、建設期間は1年程度ということが、これは新聞情報でございますけれども、このようなことになっております。

21番（栄 勝正君） 先ほどから言いますように、奄美にもいっぱい大きな貯蔵タンクもありますのでですね、もう設置されているその辺は補助の対象にならないのかなと思ったりしていますので、詳細が分かりましたら、私たちのほうにもお願いをしたいと思います。それでは次に進みたいと思います。

指定管理者制度の在り方ということで、これも私の以前に関議員・向井議員、両方から質問がなされておりますけれども、私たちは決して談合もしていませんし、こういうのを3人でやろうなということもやっておりません。これほどまで、やはり指定管理者の問題が出ているのは、今一番、やはり市民にとっても議員にとっても関心があることだから、このような質問が出たんじゃないかなとは私は思っております。重複することは聞きませんが、指定管理者への指導・管理・監査ということで、昨日から答弁も聞いております。1年1回の報告書をいただくとか、いろいろ聞いたりもしております。それで、報告書をいただいでですね、いろいろ皆さんは精査をするわけですけども、本当にこの報告書どおり管理がなされているかということのこの体制は、その報告書読んでそのままなのか、あるいはまた現場を見たり、あるいは聞き取り調査などを行っているのか、その辺を含めてですね、指導・管理そして監査ですね、監査などはやっていないのか、ちょっとその辺までお聞きしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 指定管理者への指導・管理監督ということでございますけれども、指定管理施設を所管する担当課におきましては、基本協定書に基づいて月ごと、もしくは年度ごとの業務報告書を受け、指定管理者の業務の実施状況や施設の管理状況を把握しているほか、指定管理施設を巡回をし、管理状況の確認調査に努めているところでございます。

また、今年度より監査委員による監査の対象施設として位置づけていただいております、より指導・管理が行き届くよう努めているところであります。今年度は指定管理者3団体を監査の予定をいたしております。今後とも、指定管理施設は住民の利用する身近な公共施設であるとの基本認識を常に持ち、指定管理者の適切な運用の促進に心掛けるよう努めてまいりたいと考えております。

21番（栄 勝正君） 1年1回、報告を求めるということが義務付けられているようであります。その中で、今、いろいろ報告はあると思うんですけども、裏付けるような調査などは、問題点などは出てい

ないんですかね。今回、体験交流館と駐車場が2か所ですね、途中でですね、破棄するという事態も起きていますし、問題があれば、その中で出てきているんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

企画部長（塩崎博成君） 議員、ただいま御指摘のございました3施設以外の施設につきまして、特に問題が出ているということは聞いておりません。

21番（栄 勝正君） 例えば公園の指定管理者になっている開発公社がありますけども、これなどは私は指定管理者になって本当によかったなと思っている一人であります。なぜならば、前々は以前は名瀬地区内の公園が雑草とか、あるいは樹木の剪定とかですね、要望しなければなかなかやってくれなかったんですけども、この頃は、もう2・3か月に1回、回って来て、きれいにしてくれるもんだから、本当に指定管理者になってよかったなと、そういう点は思っています。しかしながら、一方ではまた、三儀山あるいは太陽が丘なども私、ほとんど三儀山は時間の許す限りウォーキングとか、いろいろ行くんですけども、その中を見ていると、この雑草とか樹木の伐採とか、あるいは剪定とか、あるいはこの頃クロスカントリーコースを夕方などになると老若男女を問わず、大変利用者が多いようです。本当にスポーツだけでなく健康増進のためにいい施設を造ったなと思っている一人であります。そしてその前には、何キロ歩いたら何キログラムの体重の人が何キロ歩いたら何キロカロリーを消費することなども書かれてですね、大変いいことだなと思っていますけども、こう報告がきて本当にいろいろな今、言ったような述べたようなことがですね、管理をちゃんとされているのか、あるいは施設が十二分に整備されているのかということなどは、皆さんは、ただその報告書を見るだけですか、それとも時々は行って、市民からいろいろ苦情やいろいろある時はですね、行って見て、その改善策など申し出ているんですか。どうですか。

企画部長（塩崎博成君） 市民からの苦情等があれば、当然にしまして管理者のほうに連絡をいたしまして、改善策を講じているという部分もございまして、それぞれの担当課におきましては、独自にその施設内の中の調査というんですかね、その辺もしながら不備があれば管理者に連絡をし、改善策を求めるという取組をいたしているところでございます。

21番（栄 勝正君） スポーツアイランド構想で合宿にも大いに役に立っているクロスカントリーコースなんですけども、例えば5月ぐらいからですか、3か月間ぐらいは芝養生のためということで、大変これは私も理解しますし、そりゃ当たり前だろうと思っています。しかしながら、このやはり、こういう時には、何月から何日まで大体おおよそでいいんですけども、5月から7月いっぱいだったら、7月いっぱい、6月いっぱいだったら6月いっぱい、やはりある程度、期間などをですね、知らせるべきじゃないかなと思ったりもしています。そして、芝養生のためと書いてありますけども、本当に5月6月は雨が多いもんですから芝養生のためなんですけども、現在は芝養生のためといってもですね、1キロコースは開放されていますし、2キロコースは開放されていません。そして、今後、11月から12月にかけて、陸上を中心にして合宿があると思いますけども、この芝の生え方にムラがあるんですよね、そういう点などは、やはり管理者から、あるいは予算の関係とか、あるいは相談がなかったのかですね、昨日現在もそういう芝の生え方のムラがあるんですけども、そういう補修、改修というかですね、そういうのはどうなっているんですかね。そしてそのまた2キロコースが開放されていません。これもいつ頃から開放するかですね、やはり住民は1キロコースを何回か回るよりかは、やはり2キロコースを回りたいと言ってですね、その隣をずっと回っている人、いっぱいいますけども、せっかくできたのに、なぜこれ使えないんだという人もよくいますしですね、その辺を十二分にやっぱり周知・徹底させるべきじゃないかなと思いますけれども、期間など含めてですね、いかがですか。

教育部長（里中一彦君） 名瀬運動公園のクロスカントリーのコースの芝のことです。この芝の管理というのは、大変難しいなど、昨年、私も担当課長をしております、つくづくそういうふうを感じているところです。昨年は雨が少なかったということもありまして、大変長期間で養生をしなければいけないということで、長期間になったわけでございます。これはスポーツ合宿の皆さんへの利用をしていただくのはもちろんですが、市民の皆さんに利用していただくということが基本でございますので、今年も夏場はそのような状況になっております。ただいまの議員の指摘事項等、十分、参考にしながら市民の皆さんに快適に利用していただけるように、努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

21番（栄 勝正君） 三儀山、太陽が丘とかいうのは、よく市民が利用するものですから、一番目に付きやすいところでもありますし、また今後はですね、スポーツ合宿であれば、群島内外からたくさんの選手も来ますし、やはりきれいな環境で、そして一つのごみもとか、一つの雑草もとかまではいかないまでもですね、ある程度、そこに入ってきたら、きれいだなと、よく整備されているなど、やはりそれぐらいですね、誰の目から見ても思われるようなですね、やっぱり管理をしてもらいたいと私は思っております。ですから、その管理をやらなくて人件費が足りないとかあってですね、雑草を草を刈る賃金がないとか、いろいろあるかもしれませんがですね、やはりその辺はまた話し合いの中ですね、やはり皆さんも時々、ただ先ほどから言いますように、3,000何百万円と2,000何百万円ですか、管理費を払っているわけですので、払ったらもうあとは管理者任せじゃなくて、やはりお互いにその辺は連携しながら管理をしてもらうように、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから先ほど、企画部長、監査を今年三つほどですか、やると言ったんですけども、今までの中で、この監査に対して問題などはなかったんですか。監査報告、今、一回もしていないですかね。

企画部長（塩崎博成君） 今年度から指定管理者団体への監査を予定するということでございますので、以前は監査委員のほうの監査というのは、指定管理者に対する監査は実施されておられません。今年度から実施をするということでございます。

21番（栄 勝正君） 今日の新聞ですけども、小林市の指定管理者が粉飾決算をしていて隠して2年間隠していたという記事なども載っていますしですね、やはり是非この監査をですね、ピシッとやってもらいたいと、やはり何千万円やったから、もうそれで終わりじゃなくてですね、本当にどういう使われ方をしているのかですね、やはり私はやるべきじゃないかなと思っておりますので、監査に問題があればですね、どんどん指摘をして改善をしてもらいたいと、その指定管理者にですね、もらいたいと思いますので、是非その辺は監査の時によろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、駐車場の管理などは直営すべきではないか、ということなんですけども、屋仁川駐車場と末広駐車場が、今年の初めからと、そして途中でこう契約を破棄されたということなんです。午前中から聞いていますと、利用者が少なく赤字になったもんだから契約を破棄したということなんですけども、この運営には相当そういう費用が掛かるんですかね、どれくらい運営に費用が、今まで直営にした時に金額が分かっておったらその点をお聞かせください。

議長（伊東隆吉君） 運営ですか。

（「運営、赤字になった、利用者が少ない。」と呼ぶ者あり）

質問は、直営にすべきじゃないかという内容のようですけども。運営。

よろしいですね、二人別々。

産業振興部長（赤近善治君） その運営の収支の面ということでありますけれども、まず、17年度は直営でしたので、省かせていただきますけども、18年度はいわゆる駐車場の収入金額が851万7,0

61円です。それから経費、これは人件費ですけど、これは光熱費と人件費合わせた分ですが、297万4,000円でございます。差し引き554万3,061円になりますけども、そのうち指定管理の契約で市のほうに550万円納入するということになっておりますので、18年度は4万3,000円の黒字ということでございます。さらに、19年度はですね、収入金額が770万8,250円と落ちております。これは午前中も説明しましたけれども、いわゆる近隣駐車場、この付近にたくさん新設の駐車場ができたとか、そういった関係で収入金額が落ちております。経費はちょうど300万円になっておりまして、差し引きが470万円ちょっとということで、470万円ありましたけれども、市のほうに契約上550万円入れるとなりますと赤字になったということでございます。末広駐車場は以上でございます。

建設部長（平 豊和君） 屋仁川駐車場についてでございますが、収入が18年度には1,004万2,000円でございます。この中でいわゆる市に納めている額、収入分配金というのがございますが、それが18年度は823万4,000円でございます。19年度につきましては、収入が907万9,000円のうち、907万9,000円ですが分配金が830万円を納めるということになっております。これはいわゆるプロポーザル方式、提案型をとっておりますので、会社のほうで指定管理を受ける条件として、こういったことを自らが提案してきたものでございます。

21番（栄 勝正君） 私がこの質問をしたのは、やはり少しでも収入を上げるためには、直営したほうがいいんじゃないかということなんですけども、このように市に対するお金が足りないわけで赤字になったわけですから、やはり人件費とかいろいろやった場合でも相当の黒字運営になるんじゃないかなと私は思うんですけども、それで両方は指定管理者じゃなくて少しでも収入を生むための直営方式でやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、今後とも先ほどは、また公募するという話があったんですけど、両方ともまた公募するんですか、それともどうですか。

市長（平田隆義君） 末広のケースをとりますとですね、今まで直営でやりましたから人件費やら経費が大体分かっていますから、ありていに言うと、550万円で貸しますからやってくださいと、いうことで本人たちも550万円だったら、こういうことしてこういうことすれば十分採算が合うという形で入札して契約したんですが、なにぶんにも思いようにいなくて収入が伸びなかったと、逆に減ってしまったということで、もうやりませんということなので、直営にしたところでもやっぱり同じような経費は掛かりますから、そんなに変わらないと思います、経費はね、人件費ですので、ですから直営にすると収入が上がるかという判断した時には、それも難しいだろうということから考えますと、やっぱり民間の活力を活かすという前提で、指定管理者のほうがいいんじゃないかと、こう判断をしているというわけです。それからもう一つの屋仁川のほうは、いわゆる管理者のほうの都合で、なんか自分の駐車場を持ったということもあったようでありまして、一応返したいということのようです。

21番（栄 勝正君） 直営したらまだ儲かるということであれば、民間活力を利用したほうが、いいんじゃないかなと、直営にした場合、少しは運営費が安くついてできるんじゃないかと思ったものですか、この質問をいたしました。

それでは次に、今後、指定管理者が予定される施設ということなんですけども、マングローブ公社とか何か所かあると思うんですけども、海洋展示館なんかを含めて、どのように予定をしていますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 平成18年度に策定をいたしました集中改革プランでは、134施設の導入を予定をいたしておりましたが、9月1日現在、126施設に指定管理者制度を導入をいたしております。今後の新たに指定管理者制度の導入を予定をしている施設としましては、マングローブパークや内海公

園バンガロー施設、食肉センター、宇宿貝塚史跡公園などを想定しております。

これらの施設につきましては、条件が整いましたら順次移行を進めてまいりたいと考えております。

21番（栄 勝正君） それで今回の体験交流館やそういう駐車場の二の舞にならないようにですね、次の資産、財務調査あるいは保証人・保証金の導入ということで質問したいと思います。このように赤字になったからといって、あるいは親会社の倒産とか言って契約が破棄されて市の行政も混乱を来したのだと思います。多かれ少なかれ市のほうにも私たち市民のですね、税金を扱う市のほうも少しはまた補てんをしたんじゃないかなと思っていますけどもね、そういうことがないようにするためにも、この応募して今後は資産、あるいは財務調査・保証人・保証金の導入ということを是非取り入れて、私はもらいたいと思うんですけども、いかがですか。そして、もう一つは、その県下でそういう、あるいは国でそういう例などがあるのか、ないのかまで、ちょっとお聞きしたいと思います。

市長（平田隆義君） 今度の場合は、さっきと違って、こちらが払う立場になります。駐車場のほうは、いただくほうなんですけど、こちらは指定管理、払うほうなので、それが流用される、とかいう問題が一番危ぐするところですので、監査体制、それから業務の保証体制をどうするかというのは、今回のケースで勉強になりましたので、その対策を取っていききたいと、このように思います。細かいことは、また担当課のほうから説明をいたします。

企画部長（塩崎博成君） 本市においても施設運営の経営困難による撤退や指定管理者自身の経営状況の悪化などの理由により、指定管理の辞退が発生をいたしておりますが、他についてはおおむね健全な経営にあたっているものと思っております。

管理運営に関し指定管理料が適正であったのか、また採算性確保や利用者増加対策などの努力がなされているのかなど検証をするとともに、選定前だけでなく指定期間中においても指定管理者の財務状況の把握に努めることは、当然かと思っております。

このようなことから、御質問の財務調査の実施なども視野に入れながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に履行保証の設定につきましては、公募または指定等新たな契約時に条件を付すことができないか検討を進めているところでございます。

ひとくくりで履行保証と申しまして、保証金・連帯保証人や債務保証保険等さまざまございますので、全国の自治体の取組例も参考にし、施設の目的や位置づけによって、その適用方法を見定めることも必要でありますので、指定管理者への応募意欲の減退とならないよう努めてまいりたいと考えております。それから全国での事例はということでございますけれども、評価委員会や第三者評価機関による一段階評価を行っている例や、所管課と評価委員会による二段階評価を行っている自治体もあるようでございます。

21番（栄 勝正君） 是非ですね、いろいろな自治体など見聞しながら、この資産、財務調査をですね、やっぱり応募の団体、法人にはやってもらいたいと、そして今回のようなことが起きたらですね、やはり市にも迷惑かけているので、保証人やあるいは保証金の制定なども、是非視野に入れて検討してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、観光行政ということで、時間がありませんので簡単に質問をしたいと思います。

これと環境行政のポイ捨ての問題は、世界自然遺産登録が取り組まれている中で市民がやはり一番関心があることでもありましてですね、世界自然遺産を登録をやって取り組んでいるのに、このいろんな観光行政に対してポイ捨てや、あるいは景勝地のところなどが整備されていないということ、よく聞きますから、今回、2と3を掲げました。それで来年、皆既日食もありますけれども、一番この観測し易い、この景勝地の整備などは順調に進んでいるのか、どのように考えているのか、お聞きしたいと

思います。簡単をお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 景勝地の御質問で皆既日食との関係ということで、簡単に御答弁申し上げます。まず、あやまる園地につきましては、トイレの設置等については、もう完了しております。次、笠利崎のほうに園地整備をしたいというふうに考えているところでございます。皆既日食関係では以上の二点でございます。

議長（伊東隆吉君） いいですか。

21番（栄 勝正君） 私は例えば、あやまる岬と蒲生崎とか大浜とか、いろいろこう金作原とかあるんですけども、その辺の景勝地の整備はですね、どのようになっているか、例えばアクセス道路の伐採とか、あるいは、そこまで行くのに不法投棄とか、いろいろ問題があるんですけども、現在でも皆既日食がなくてもですね、こういうのは常に観光誘致を掲げているわけですので、整備をすべきじゃないかなと思うんですけども、どのような整備をされているかということを聞いているんですけども。

産業振興部長（赤近善治君） 景勝地整備及び管理等につきましては、市によります直営管理や管理委託業務などにより、その地に適した整備及び管理方法などで実施しているところでございます。御案内のとおり景勝地とは園地のみを指すものではございませんで、園地へ繋がる道路や周辺地域を含めて総合的な景観を保つ必要性も十分承知しております。関係部局と連携を図りながら、景観保全に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

21番（栄 勝正君） 部長は、今、私が申し上げた景勝地などを1年に何回ぐらい見物していますかね、それはいいですけども、やはり今回は大浜海浜公園に1,250万円、笠利崎に1,700万円ですか、補正予算に掲げてあるんですけども、その反面あやまる岬は1,721万円、減額なんですけども、来年、皆既日食のどのような取組をしているかということなんですけども、やはりこのような観測地場所をですね、やはり整備をしなければ、そこに行っては草ぼうぼう、あるいは不法投棄はあるというようなことではイメージダウンになるもんですから、やはり既に12月の補正予算にかけて、今、言わないと、予算の計上などできないんじゃないかなと思って、私、今回、質問しているんですけども、今、言ったような場所などは、部長はそのような把握をしているんですかね、ちゃんとされて整備されているかということなど、簡単に言ってください。

産業振興部長（赤近善治君） あやまる岬にもちゃんと行ってありますし、笠利崎も見てありますし、もちろん大浜公園も見てあります。金作原公園も見てあります。皆既日食に合わせてちゃんとした観測地できるように整備をしてまいります。

21番（栄 勝正君） 皆既日食に向けて、奄美新聞があと何日ということで、315日ですか、今日の新聞に載ってございましたけれども、そういう市民にですね、PR活動などもして、大変うれしく思っております。やはりこの一夜大イベントでございますので、イベントというか一大なこの自然の現象でありますので、是非これを利用してですね、大島、奄美の名瀬の本市がですね、発信できるように最大限の努力をしてもらいたいと思います。時間もありませんので、まだまだ聞きたいんですけども、次に移りたいと思いますが、最後に部長、私が6月議会でも聞いたんですけども、前夜祭、当夜祭、後夜祭の件についてですね、どのように思っているか、私は来年の市の八月の奄美まつりの八月踊りをですね、この10日ぐらい前倒して、この皆既日食の前夜祭か当夜祭か後夜祭にですね、やってもらいたいという思いがあるんですけども、その点だけいかがですか。

産業振興部長（赤近善治君） 奄美まつりの八月踊りを前倒しで実施することにつきましては、皆既日食で来島された皆さんに、島歌や六調などとともに、奄美の文化に触れていただく絶好の機会だというふうに私も考えております。

皆既日食に絡むイベント全体の振興管理や日程調整などは、現在、イベント専門委員会で行うことになっておりますが、今後、まつり協賛会や警察署など関係機関との協議を進めていく中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

21番（栄 勝正君） 何十万人来るか分かりませんが、恐らくは、観測できる場所、何万人来るか分かりませんが、観測できる場所をですね、やはり学校の広場とか、あるいはこういう景勝地とか、あるいは道路でやる人もいられるかもしれませんけども、浜とかですね、いろいろあると思うんですけども、予想されるところをですね、やはり検討してもらって、その整備はトイレを含めてですね、いろいろな整備を是非やってもらいたいと思いますし、また、市民にとっても、どこで観測したらいいかという観光客などが来たらですね、やはりああいう広場がありますよとか、ああいう景勝地、あやまる岬がありますよとか、言えるようなですね、マニュアルも作ってもらいたいなと思っております。それを強く要望しておきます。

それでは次に、環境行政ということでポイ捨て、犬猫ふん、不法投棄、条例制定について、この質問は過去5回か6回か、部長が代わるたびに質問をいたしております。新しく今度部長が代わりましたので、また部長の見解も聞きながら、また市長の見解も聞きながらやっていきたいと思っておりますけども、前も伊東鉄郎部長がいろいろ答弁して、こっちに議事録を持ってきています。時間がないので読み上げませんが、多くの費用がかかって、人員体制とか費用がかかるということ、あるいは市にはいろいろな条例が五つもあると、環境に関する条例があるということなど、答弁をいたしております。しかしながら、その五つの条例があってもですね、なかなかこの犬、猫のふんとか、ポイ捨てがなくならないと、これも世界自然遺産登録を目指して、こんな状態だよと、すぐ言われます。この間も長浜地にごみがいっぱいあるもんですから、ある人から、これで世界自然を目指しているのか、あなたたちと言われるもんだから、すぐ、環境対策課に電話をして、すぐ対応してもらって、大変ありがたく思っておりますけれども、やはり市民に意識向上を図るためにもですね、やはり何かの形でこう大変なことだろうと思っておりますけれども、私は条例制定は必要じゃないかなと思うんですけども、状況と条例制定について、お願いいたします。

市民福祉部長（福山 治君） 御答弁いたします。いまだに空き缶やたばこの吸殻、犬猫のふんの放置されている状況が存在していることは、御指摘のとおりでございます。

不法投棄の対策、実態について、不法投棄は聞いていませんかね、不法投棄の対策、実態についてお答えいたしますが、ごみの不法投棄の対策としては、名瀬地区では監視パトロール員2名を配置し、正月三が日以外の362日、夜間パトロールを含め、山間部を中心に市街地、住用地区も含めた監視パトロールを実施しています。

パトロール員の報告は、パトロール場所、不法投棄のあった場所、回収したごみの量、家電に至っては、製品番号を、日誌に記載した報告を受けています。

投棄ごみの処理は、身元の特定するものがないのか調べ、交通障害のあるものについては、即時回収、それ以外は警告シールを貼り、後日、回収をしています。

恒常的な投棄場所には、奄美警察署、名瀬保険所、奄美市長三者連名にて、新たに法の罰則規定を強調した看板の設置をし、不法投棄防止に努めています。

パトロール員の把握した不法投棄の確認件数は、平成19年度は263件、4,620キログラムのごみを回収しています。投棄量は、年々減少傾向にあるものの、捨て方が巧妙化し、投棄者の判明した件数は、警察に通報し捜査にて判明した1件のみとなっています。

笠利地区においても、不法投棄監視員を配置し、主に景勝地の急傾斜地等の投棄ごみを回収しており、

作業日報により報告を受けております。

次に、犬猫のふんの放置に関しては、定期的に広報誌で注意を促しており、本年度も4月号に記載しております。

また、美化活動として名瀬・住用地区では第三日曜日の市民清掃日、笠利地区にては、集落単位で清掃活動を行っており、市民の皆さま方とともに、世界自然遺産にふさわしいまちづくりを目指していきたいと考えております。

21番（栄 勝正君） 今、いろいろ聞いたんですけども、条例制定に向けては以前の答弁と変わらないということで、理解してよろしいんですか。それと、先ほどから犬猫の件に対しては、大迫議員からありましたけれども、私は野猫や野犬じゃなくて、こればかりでなくてですね、自分で飼っている人たちの犬猫のふんなどもですね、大いに憤慨しているんですけども、そういうのですね、どこ行っても、どの人に聞いても、ほかの議員もそうだと思うんですけども、これどうするんだと、いつまで経ったらこのモラルが向上するんだ、ということをよく聞かれます。それで私は、このまちを美しくする条例のポイ捨てを含めて条例制定すべきじゃないかと、提案をしているんですけども、簡単によろしく願います。

市民福祉部長（福山 治君） 現状のですね、奄美市飼い犬条例とか、それから奄美市の環境を守る条例、そういういろいろな現行の条例によって、本来はすべて網羅をされているわけですが、今、議員がおっしゃるとおり、なかなかそれがうまく機能していないという現状でございますので、その条例の中でたばこのポイ捨てとか、空き缶というのも明記がされているんですが、その上にまたおく条文になるかもしれませんが、そういう犬猫のその件で、たばこのポイ捨てとか、そういうところに限定したところの条例を作ることで市民の啓発に効果があるということであれば、それも検討していきたいということで考えております。

21番（栄 勝正君） 世界自然遺産を目指しているわけでございますので、条例ができるか、できないか、検討していくということなんですけども、是非モラル向上のためにも市政だより、いろいろな会報通じてですね、この犬猫のふん、たばこのポイ捨て、空き缶のポイ捨てなどはですね、徹底して広報、啓発してもらいたいと思います。

最後に3分ほどになりましたけれども、教育行政ということで、小中学生に対する環境教育あるいは校内美化活動について、どのような指導・教育をしているかということをお聞きしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 議員御指摘の世界自然遺産登録に向けて、学校で子どもの時から環境に関心を持ち、きれいな心を培うことは学校の目標としているところでございます。

各学校におきましては、道徳教育において、生命に対する畏敬の念を培う学習、そして豊かな心を育む学習、また、道徳性を養う学習を小学校の低学年から行っておりまして、豊かな情操教育を培うことができるように学年に応じた学習をしております。また、議員御指摘のごみのないきれいな島を目指すという点で、各学校では、ほとんどの学校が朝の自主的な清掃ボランティア活動を行っております。また、学校によってはクリーン登校を実施したり、年に数回、地域内の清掃活動を行っております。日常の清掃活動におきましても、清掃区域を各学年や学級ごと決めてですね、行います。また、小さな規模の学校におきましては、全体でやると、それからまた、教師といっしょになって清掃活動を行うと、そういうような活動をしているわけでございます。また、中学校では、部活動単位で、清掃活動を行ったりもしております。子どもによっては、確かに意識の差はあるとも思っておりますが、今後、ごみのポイ捨てや器物破損等も併せて、これまで以上に、道徳教育、また環境教育をしていきたいと思っております。

２１番（栄 勝正君） 三つ子の魂百までということわざがあります。どうぞ小学校，中学校の時にですね，ポイ捨てや環境をきれいにするということをですね，是非小中学校でもですね，校長先生はじめ職員の皆さまにも教育長として指導してですね，各学校が本市の学校はきれいだなど，言われるぐらいにですね，あるいは大事にするなど，ポイ捨てもないなという教育ができるよう，指導をお願いして終わりたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後５時００分）

9月11日（4日目）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉瑞人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京一郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍太郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三千丸 君	地 域 自 治 区 長	森 米 勝 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
管 財 課 長	田 丸 友三郎 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
企画調整課長	瀬 木 孝 弘 君	企 画 部 長	塩 崎 博 成 君
環境対策課長	徳 田 照 久 君	市民福祉部長	福 山 治 君
介護保険課長	重 野 照 明 君	四 民 健 康 休 閑 課 長	倉 井 則 裕 君
福祉事務所長	大 井 進 良 君	健康増進課長	嘉 原 孝 治 君
自立支援課長	小 倉 政 浩 君	福祉政策課長	桜 田 秀 勝 君
商工水産課長	前 里 佐喜二郎 君	産業振興部長	赤 近 善 治 君
産業振興課長	吉 卓 男 君	農林振興課長	小 浜 忠 弘 君
		紬観光課参事	重 久 春 光 君

建設部長	平	豊和君	土木課長	東	正英君
建築住宅課長	大石	雅弘君	建設課長	中	秀喜君
水環境課長	川上	一弥君	企画調整課参事	川畑	克久君
会計管理者	田畑	米利君	教育部長	里中	一彦君
教委総務課長	福	和久君	生涯学習課長	圓	順次君
文化課長	中山	清美君	地域教育課長	中尾	豊和君
生涯学習課参事	山名	純二君	農業委員会会長	山口	敏光君
水道課長	岡	優雄君			

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田	秀樹君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎	實忠君
議事係長	森	尚宣君	議事係主事	重田	俊彦君

議長（伊東隆吉君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。
会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）



議長（伊東隆吉君）

本日の議事日程は一般質問であります。
日程に入ります。
通告に従い、順次質問を許可いたします。
最初に、民主党 平田勝三君の発言を許可いたします。

6番（平田勝三君） 市民の皆様、議場の皆様、そして数少ない傍聴の皆さん、おはようございます。民主党の平田勝三でございます。最終日の朝一番の質問となります。よろしくお願い致します。あまり関係ありませんが、今日は9・11テロの日でございます。

小学校・中学校・高校と2学期も始まり、子どもたちの登下校により、街も明るさと元気が戻ってきたような気がいたします。また、高校においては、体育祭も終了し、夏の終わりと心地よい朝夕の風により、いよいよ秋への衣替えを感じているところでございます。しかしながら、残念なことに相変わらず政治家や官僚の不正や日本各地での企業による商品偽造問題をはじめ、不祥事が毎日のように報道され、更には日本の国技である相撲界においても由々しき問題が発覚いたしました。大人が大人社会が見本を示さなければならないのに、子どもたちは何を信じ、何を模範にすればいいのでしょうか。

政治の世界では、福田首相が突然辞任し、1年のうちに二人の総理大臣が変わるという前代未聞の政治状況となり、政治離れに拍車がかかってしまうのではとの懸念を抱いているところでございます。自由党総裁選は5名の候補が立候補し、いろいろな思惑が見え隠れするのですが、どなたが総理に選ばれても解散総選挙は間近に迫っているのは事実でございます。奄美市民の皆様、そしてインターネットでこの議会中継をご覧になっておられる奄美出身の皆様、本当に今の自民党を中心とした自公政権でいいのか、国民の生活が第一の民主党にお任せするのがいいのか。日本が変わる。政権交代が奄美を変える最後のチャンスになります。冷静な御判断をいただき、はしとんま奄美を変えようではありませんか。

それでは通告に従い質問をいたします。情報化社会については、ITを活用したe-まちづくりによる地域振興や離島奄美の特性を生かした創造的で多様な産業の活性化計画の地域再生計画の下、地域情報化やIT人材の育成に努めているものの、外界離島である地理的要因もあり、近年の高度情報化に則した地域情報通信網の整備が遅れており、民間事業者による基盤整備の予定も見込めず、地域情報化を推進する上での大きな課題となっていました。この課題を克服するために、平成18年度情報通信格差是正事業である地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し、超高速ネットワークの基盤整備を行いました。これは、奄美市役所及び各総合支所の環境を整備し、奄美市公式ホームページから行政情報提供システム・議会中継システム・公共施設システム・防災情報提供システムなどなど、地域住民がさまざまなサービスを利用でき、また、学校に整備されているパソコン室から高速なインターネット利用が可能になるなど、地域の情報化を図ってきたところでございます。このことから、イントラネット基盤施設整備事業についてお伺いいたします。工事は完了し、工期は昨年、平成19年3月となっていました。平成19年度内の追加分も含めて総設置数を教えていただきたいと思います。

次の質問からは、発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。企画部長。

企画部長（塩崎博成君） それでは議員御質問の地域イントラネット基盤施設整備事業につきましては、合併準備期間でありました平成17年度から取り組んでおりまして、整備した施設数は平成19年度までの3年間に市内109の公共施設のネットワーク化に努めたものでございます。その内訳でございますが、市役所、支所等の行政施設が26か所、教育施設39か所、集会施設18か所、公民館6か所、

その他施設20か所となっております。

6番（平田勝三君） 市内合計109施設ということですが、次の質問ですけれども、追加工事分まで含めてですね、この事業で費やした総事業費といいますか、それについて教えてください。

企画部長（塩崎博成君） 事業費の総額でございますけれども、平成17年度から19年度までの3か年間で光ファイバーケーブル敷設事業及びそれに伴う電算室改修事業などで4億5,846万5,000円。ネットワーク機器等整備事業に1億7,474万5,000円で合計額で6億3,321万円となっております。

6番（平田勝三君） ありがとうございます。後ほどこの事業費については、関連で質問をさせていただきます。

次に、公民館集会場の数値が報告されましたが、パソコン等を含めたハード環境、そしてその集会場公民館等のラン環境等は整っているのか伺います。仮に整っていない場所があるとすれば、その場所とその理由をお伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） インターネットの環境整備ということでございますが、公民館及び集会場等へのインターネット環境は整っているかとの御質問であります。この整備事業により公民館につきましては6か所すべて整備がなされております。集会施設につきましては、本市集会施設条例にあります57か所のうち17か所の整備がなされております。この17か所につきましては、本庁及び各支所間と出先機関、学校など教育施設を結ぶルート上にある集会施設でございまして、事業導入時点におきまして、民間事業者による高速インターネットサービス環境が提供されないと予想される地域もありましたので、優先地域でもありましたので、優先的に整備を図ったものでございます。また、未整備の40か所の集会施設につきましては先ほど申し上げました光ファイバー網のルート上に無いこと。また、整備には多額の費用が見込まれること。これらの地域には民間の高速インターネットサービス環境の提供が可能であることなどが主な理由でございます。本市としましては、未整備施設につきましては今後地域住民の需要動向を把握をした上、公共性・公益性が保てれば高速インターネット環境の活用を検討をする必要もあろうかと考えております。

6番（平田勝三君） 未整備が40か所ということですが、この109か所を導入するということでトータル6億3,000万円強ですか予算を組んでいるのにもかかわらず、この40か所が先ほどルート外と言いましたけれども、これは最初から見込まれていることではないんです。ただハード面とかですね、確かにパソコンが古いとかいろんな状況があると思うんですが、これが40か所のルート外というのは少し考えにくいと思いますが。

企画部長（塩崎博成君） 40か所分という、それは当初の段階では一応予定に入れとったこともございますけれども、先ほども説明申し上げましたように、多額の費用、費用部分が多額に上がるという部分等もございまして、整理をさせていただいたということでございます。それと公共施設間の接続というのが予算的な部分でもございましたので、集会施設については必要最小限という形で対応をさせていただいたということでございます。

6番（平田勝三君） 分かるんですけどね。現実にはですよ6億3,000万円使っているのに、しかも当初の計画109施設ですよ。その40というのは半分弱ですけども、半分弱が未整備ということですよ。少しおかしいような気がしません。私はこのイントラネット事業の趣旨、総務省が示した趣旨に全然反しているような気がしますが、その付近は趣旨というのは、いつでもどこでも誰でも、そして地域

住民に利用していただくという、地域状況を地域の皆さんにサービス提供するという目的と、あと情報化社会ということがあるわけですから、どうも金がない金がないと。じゃあ6億3,000万円でどこに何とどう使ったんですかってなってもおかしくないような気がしますが、その点はどうでしょう。

企画部長（塩崎博成君） 地域イントラネット事業のまず目的が合併をしましたよと。その中でまず公共施設間のネットワークをまず整備をいたしましょうと。更にはまた教育環境の整備充実を図ろうということが主眼的に位置づけをされている部分がございます。そのようなことから、まずそのような施設のネットワーク化を図っていったということでございまして、その中で結果としまして集会施設については17の施設に整備がされているということでございます。

6番（平田勝三君） 公共施設を優先ということですが、私は公共施設はとても大事だと思うんですけどね、当たり前の話だと思うんですが、公共施設ありきで本来の総務省が出している地域住民へのさまざまなサービスを提供するということにまだ全部届いていない、これだけ金を掛けながら届いてないというのは少し考えていただくべきだと思います。そこは是非その付近を精査していただいて、先ほど地域住民のニーズ意向という話がありましたので是非対応方お願いしたいと思います。

次に、質問よろしいですか。併せていまの関係で地域住民の関係ですが、インターネット利用については地域ごとの年齢層、それから住民意識の差異によって当然ばらつきがあるとは考えます。公民館・集会場、その行政施設を除いた公民館・集会場の利用状況を教えてください。

企画部長（塩崎博成君） 地域住民のインターネットの利用状況につきましては、利用されている施設とあまり利用されていない施設に分けられるものと思います。これは議員も御指摘しておりますように地区ごとに住民の年齢層や利用意識の格差にも起因をしているものと認識をいたしております。また、集会施設の管理運営の面から常時利用できない、そのことも一つの要因ではないかと推測をいたしております。今後は、地域住民に対する周知・啓発等に努め、利用可能な電子申請などの行政サービスの種類・内容等について広報紙等を通じて積極的に取り組んでいくほか、集落や町内から要請があれば出前講座やパソコン講座の開催による利用促進を図らなければならないものと考えております。

6番（平田勝三君） 私が聞いたのは、利用状況を聞いたわけで、今後の対策というのはまたのちほどなのですが、確かに住民の利用する側、こういうのは特に利用する側の問題というか意識の問題ですから、なかなか行政からいうのは難しいかもしれませんが、何回も言いますけれど使わないと意味がないわけです。皆さんインターネットされていると思うんですけれども、使わないと仏作って魂入れずですよ。6億円もかけたんですよ。それを地域からそういう要望がないからとか、そんな6億円をどう回収するんですか。でしょ。次も併せていきます。今ちょっと回答もありましたが、今利用が低いという場所、若しくは当然地域住民に対してもそうですけども、利用を上げるための周知・啓発活動、そして今後の対策、ちょっとさっき触れましたけど、もう一度お願いします。

企画部長（塩崎博成君） 先ほども申し上げましたけれども、利用促進に向けての取組につきましては、地域住民に対する周知・啓発に努める一方、利用可能な電子申請などの行政サービスの種類・内容等についても広報紙等を通じて積極的に周知・徹底を図ってまいりたいと思いますし、また地域や集落や町内会などから要請があれば出前講座やパソコン講座の開催による利用促進も図っていく必要があるものと考えております。

6番（平田勝三君） ありがとうございます。ほとんどの方がインターネットされている、多くの方がされていると思うんですが、御存知のとおり鹿児島は全国でケツですよ、鹿児島県内は。インターネット普及。それだけ情報に対して疎いわけですね。離島がこれだけ多いのに。それは行政がそこに力を入

れなかったからですよ。沖縄県見てください。離島が多くて、インターネットを使って産業がどんどんどんどん発展しているわけですから。そこを少し考えていただいて。あと地域住民から要望があればじゃなくて、対策として行政がするのか民間に委託するのかは別としても、行政側から積極的にそういう例えば研修会をやりますとか、参加しませんかとか、そういう積極的にやっていかないとユーザーから住民から言ってくるのを待つだけじゃ全然進みませんよ。ほかの民間でやっているところはどんどんどんどん宣伝して新聞広告出したり、企業努力をやっていきますよ。それと似合うような形をしないと、せっかく情報処理センターですか、担当いますよね。こういった方も能力を持っているわけですから、その人の能力を発揮させるためにも、もっともっとすべきじゃないですか。逆な言い方すると、その情報処理というのは市役所の頭脳ですよ。優れた方がいっぱいいらっしゃるのに、芯から手を打たないというのは残念でもったいないというか、残念でならないんですけど。是非その付近今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

市長（平田隆義君） 私でもですね何回もヒアリングを受けるんですが、なかなか飲み込めないんですよ。それでですね今つかんでいるところは6億3,000万円とおっしゃいましたが、その学校ですね、公共施設ということで、学校まで光ファイバーを引いてあるんですよ。そこから今言う集会施設等の枝の部分ですね、そこに引いてない点がありますから、その先はADSLにしようということに、今方向はあるわけなんです。ですからそのところは民間開放という形になるだろうということなんです。利用者が少ないところですね、いまじゃあ各人が申し込んで、光ファイバーを引かせてくださいという状況にないもんですから、民間に開放してADSLに切り替えることによって補うことができるんじゃないかというのが、今ようやく分かったというか、納得というか、そういう状況にあります。さっきからイントラネットという言葉でやっているということは、公共施設が今度つながって光ファイバーが敷設されるということを理解してもらえればと思います。

6番（平田勝三君） 市長、ちょっとイントラネットでやりあうならいつでもやりますけれども、ちょっと認識足りないですよ。イントラネットこの事業というのは、行政がやっぱり総務省からの指示でやっているわけじゃないですか、補助金までいただいて。今言われた要望があればADSLとかそんな話は全然別次元の話ですよ。これは行政主導のやつですから、民間云々というのはあとで質問しますが、ADSLに変えるとかしないとか全然違うと思います、私は。改めて市長とこの件については話をしたいと思います。

次よろしいですか。いま市長からも話がありました、このイントラネット、光ファイバーケーブルの民間開放について質問いたします。総務省、IT産業が今言ってますが、いつでも、どこでも、誰でも、ICTの恩恵を実現できるユビキタスネットワークを実現するとそういう話を方針をもっていますが、このことを前提に質問をいたします。北は笠利町から南は与論町までブロードバンドの利用可能地域があります。しかしながら、特質して言えば奄美市においては崎原地区・芦花部地区についてはですね、デジタル回線、ISDNというわけですが、いわゆるナローバンド地域と称される地域なんですよ。回線状態も悪くてですね、不安定なんですよ。IRU契約というのをすればイントラネットのネットワークは開放できると、要するに新たにADSLする云々ではなく、ADSLはどこまでもいっているわけです、今は。民間事業者では埋設して利用可能なんです。利用しているわけですね。そういう地域にまず一つにナローバンドと言われる地域に市の財産であるネットワークを開放してはどうですかと。これはIRU契約ですから利用可能にすることはできるはずなんです。その付近の可能性考えについてお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 光ファイバーケーブルの民間への開放につきましては、まず今後光ファイバーに関する利用計画を策定をし、民間開放に関する基準など基本的事項を整備をする必要があるものと考えております。本市が保有する光ファイバー網を芯線単位で開放するには御質問のように、市と電気通

信事業者との間に長期安定的な使用権に関する契約、いわゆる I R U 契約を締結をし、開放する方法があります。開放すると仮定をした場合には開放可能な未利用芯線の調査。開放する相手方の決定方法、貸付料金の設定など、民間開放にかかる基本的事項の整備を行う必要がございます。議員御質問の崎原・芦花部地区につきましては、利用者数がそれほど多く望めず、採算性から民間通信事業者の参入は困難な地区ではないかと予想しておりまして、地域住民の利便性を確保する必要性も求められているものと考えております。したがってましてナローバンド地区であるこの地区に関しましては、国の 2010 年までにブロードバンドゼロ地域を解消するとの方針もございますので、早急に対策を講じる必要があるものと考えております。

6 番（平田勝三君） 先ほどちょっと言葉尻を取って言うわけじゃありませんが、確かに芦花部地区は希望者は少ないと聞いている。ただ崎原地区、あの世帯は結構いらっしゃるんですよ。そういう調査はどこを基にしたか分かりませんが、少し調べていただいて、芦花部地区は民家とか人家が離ればなれになっていてなかなか厳しいとは思いますが、是非調査していただいて取り組んでいただければと。そして私が言う民間開放というのは、個人も含めて企業体も含めてです。そうすることで民間開放することで企業も誘致できるし、皆さんが言っている島から情報発信できるわけですよ。そういうのをどこでもできるような体制を作らないと、本当に情報に対して失礼な言い方ですけど積極的に取り組もうという姿勢が見えないような気がします。いつも金がないから総務省上がどうのこうのだから、上に下駄を預けますそんな回答ばかりじゃ自主性が全然。何のためにそういう優秀な人材がおるか全然理解していないような気がします。まず、そういう人材確保も含めて是非検討していただきたいと思います。

それからですね、今奄美市内以外はだいたい ADSL なんです。そういう住民からも今 ADSL を使っているんだけど、どうしても光でやりたいと。結局、画像を送ったりいろいろするので、どうしても光じゃないと駄目だと。お金を当然出すわけでしょ、お客さんは住民は。自分で当然出すわけですけども、そういった個人にも開放できないかという相談も結構くるんですね。先ほどの I R U 契約を是非市独自で検討していただいて、参考までに福島県はですね、それをやっているんですよ。小さな田舎で。福島県というところは過疎地域を抱える自治会だそうですね。その中で山間部を中心に 4 割が過疎地域だそうです。そこに 65 歳以上の高齢者が 21 パーセントを占めるそうです。そういった所にも町独自の取組として積極的にやっているわけですよ。まず奄美市も、もっともっと前向きに早く検討していただいてですね、取組を進めていただきたいと思います。ちょっと私から見れば、この情報網に対して少し消極的な感じがします。是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。それとですね、なかなか具体的な回答が出ないわけですけども、そうなれば先ほど紹介しました福島県の某自治体はですね、お年寄りに端末、例えばテレビ電話とか端末を補助をしてですね、健康相談とか、いろんな行政相談とかやっているわけですよ。当然奄美も郊外に行けば限界集落じゃないですけど、そういった所ありますよ。お年寄が多い。わざわざ出向かなくても結局、行政側から情報を一方的に送っていくということもできるわけですから、当然そういう方向でもやれるわけですから。そういったお年寄り対策も含めて是非取り組んでいただきたいというふうに思います。もし考えがあれば。

企画部長（塩崎博成君） それでは ADSL 利用地域についてでございますが、議員お尋ねの ADSL 提供地区は笠利町、時代からの整備に加え奄美市が平成 18 年度、19 年度に国のブロードバンドゼロ地域解消事業を導入し、多額の経費を投入をして整備をしたものでございます。また、これらの地区は利用環境が広範囲にわたっており、更には本市の保有する光ファイバー網の芯線には限りがあることから、まずは整備した ADSL での利用を引き続きお願いをしたいと考えております。それから、お年寄りに対する補助金という御質問でございましたけれども、まずはどの程度のお年寄りが利用されておられるのか、まずその辺から調査を検討させていただきたいと思います。

6 番（平田勝三君） 最後ですが、どうもその芯線に限りがあるというさっきから何回かあったんですが、

それは今回答はいりません。それは少し一緒に勉強しましょう。

企画部長（塩崎博成君） 8 芯ございまして、その内市が利用している部分が 2 芯ございます。残り 6 芯ございますけれども、その 6 芯について、どのような形で民間開放ができるのか、その辺の調査検討をこれからしていく必要があるものと考えております。

6 番（平田勝三君） ありがとうございます。是非また取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。二つ目の質問です。スポーツ振興について伺います。これまで小中高のスポーツ大会というんですか、県レベルの大会はほとんどの競技について鹿児島市内、または鹿児島の周辺市町村において開催されているところであります。奄美から選手がほとんど行くわけですが、当然保護者も引率して行くわけですが、やはり奄美市での開催はできないのか。当然それは団体がそれぞれありますので、その団体に働きかけが必要ではないかというふうに思いますが。その質問の心はですね、いまこれだけ家庭生活が厳しいと、じゃあ昔の人はどうなんだという論法も片方ではありますが、これだけ家庭生活が厳しくなっている中で、保護者の負担もかなりの負担になっているわけですね。運動することはどんどん進めるんですけれども片方で負担がかかるということもあります。また大会に行くと奄美が勝ち上がったというか上位のチームしか鹿児島に行けません。当然のことですが、逆に奄美ですることで行けなかった大会、行けなかったチームも見聞を広めることができるというものもあると思います。また、逆に奄美市で開催することで奄美はいい所だなと、そういう経済効果といいますか、変な話ですが逆にリピート客も見込めるんじゃないかということもあります。そういうことから、奄美市開催はできないのかという質問をいたします。

教育部長（里中一彦君） 小学校・中学校等の県体レベルの大会を奄美市での開催はできないのかという御質問でございます。まず、小学生とかが参加する大会これは主に財団法人鹿児島県体育協会及び鹿児島県スポーツ少年団が主催とします競技別交歓大会がございます。この大会は、財団法人鹿児島県体育協会の競技専門部及び鹿児島県スポーツ少年団が主管をしております、開催地及び日程の決定権限をここが有しておるところでございます。中学校の場合は、中学校体育連盟、通称中体連と言っておりますけれども、ここが計画運営をする大会でございます。この中学校体育連盟の構成メンバーは、各地区の中学校教員からの代表であります評議員及び地区の代表であります理事で構成をされておまして、県大会を含む中体連主催の開催地及び日程につきましては、この理事会において決定がなされております。このようなことから、教育委員会からは意見を申し上げるという場がこれまでのところございません。議員御指摘の本市での大会開催につきましては、保護者の負担軽減や選手の競技力のレベルアップ、更には本市へもたらす経済効果も大きく、意義があるものと考えておりますので、今後はスポーツ少年団並びに中体連主催の大会だけでなく各競技団体主催の大会につきましても関係者との連携強化を図り、要望としまして本市での開催実現に向けて努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願います。なお、本年 8 月に県スポーツ少年団競技別交歓大会の水泳競技が水泳連盟のほうから奄美市で開催できないかという話がございましたので、是非やっていただきたいということで、8 月に開催をいたしまして約 600 名ほどだったと思いますけれども、こちらで開催がなされております。

6 番（平田勝三君） 私もですね、こちらにおける先輩方、皆さんいろいろ今はお年を召されていますが、かつてはスーパースターばかりの顔が見えますが、私もその片隅におった者としてですね、この前のオリンピックもそうですけど、スポーツがすべてを癒してくれますよ。元気を付けてくれますよ。是非、奄美にもですね、スポーツを部長が言われたように誘致していただいて、是非、奄美を元気にしていただきたいと思います。各団体が違うので誘致は難しいと思いますが、最大級の努力をお願いいたします。次よろしいですか。

二つ目の体育館使用料の減免措置のお願いなんです、ある団体といいますか、のほうから御意見を

いただいたわけですが、小中高の合宿とか大会とかがよく三儀山総合体育館、それから太陽が丘体育館で開催されるんですが、どうしても体育館使用料が高いという、どうにかならんかという話をよく聞きます。よくというか話がありました。特に電気料とかですね、含めてその付近の軽減はできないかということの質問です。その付近の考えがあればお伺いします。

教育部長（里中一彦君） 体育館使用料のことでございます。本市の社会体育施設の使用料につきましては、県内の他市の施設と比較をいたしましても高いという認識はございません。また、他市の状況を調査をいたしましたら本市と同様に照明設備を利用するときは使用料に電気料金の実費相当額を加算しているというのが、大体そういった状況でございます。なお、施設が社会体育施設という観点から、児童・生徒は学校体育施設を活用することを原則といたしております。また、小さい時から受益負担の原則を理解をさせ、ひいては現在国・県・市が目指しております総合型地域スポーツクラブの育成にもつながっていくものと考えているところでございます。しかし、本市の社会体育施設は市民の誰もがそれぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、いつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境整備を目指しております。このようなことから、名瀬総合体育館は減免規定を設けまして、平成14年度より児童・生徒が同施設を利用する場合は、使用料と電気料金の実費相当額を2分の1軽減をいたしております。また、奄美体験交流館につきましても使用料を2分の1、電気料金は実費相当額をいただいております。太陽が丘体育施設も同様でございます。このような施設で使用料や減免規定の運用を行っているわけでございますけれども、いわゆる減免につきましては、その減免につきましてそれぞれのどういった場合に減免できますよというふうな規則がございますので、これらに当てはまる場合はそういうふうにして減免していくというふうなことで行っているところでございます。

6番（平田勝三君） ありがとうございます。私も少し勉強不足のところがあってですね、ちょっとへんな質問になってしまいました。もう一つ最後に、今言われました3施設社会体育施設のですね、減免措置と言いますか、一律とはいかないまでもですね、ある程度、当然地域の状況も違う、量も数も違うでしょうけれども、ある程度整合性を持たせるとかいったのはないでしょうか。

教育部長（里中一彦君） 現在、今議員御指摘のように三つの体育施設が旧3市町村で合わせましてございます。これらの料金にはばらつきがございます。それは合併の時の合併の調整項目の中でも当分の間は現行のままでいこうというふうな取組がなされていたということでございます。じゃあいつまでもそうなのかということでございますが、今年合併3年目、また、現在の名瀬運動公園の各施設等、相当修理がかかってまいっております。いわゆる施設整備から変えなければいけない状況になっておりまして、今年もテニスコートやら議会にお願いいたしまして、かなりの工事代を図っております。そうしますと、その維持にかかる費用等がいわゆる現在の使用料で賄えるかと、いわゆる何と言いますか対応なしでできるかというふうなこともそれぞれございまして、今後こういった施設の使用料見直しが必要だろうなあというふうに考えております。これらを行っていききたいと。いわゆる料金をどうしていくのかということ。そうしますと三つの施設のばらつきの件、それから減免の取り扱い等の見直し、こういったこと等をどうしていくのか、これらも含めて各連盟とも含めて協議をしながら、どのような形にすればいいのかを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

市長（平田隆義君） 今教育部長から減免措置についての答弁がございましたが、もう一つ踏み込んだ話としては、その電気料をいま九州電力に払う訳ですが、それを引き下げる方法はないのかということも考え方の視点が一つあって、風力発電の売電をしてやる方法はないかということで、三儀山がですね、500キロワットあればいいということで500キロワット風力発電の申請を目途に申請して調査していただいたんですが、風にも確保が難しいということで採択されなかった。もう一つですね、この間テレビを見ていてなるほどと思ったんですが、今まで我々は家庭で使う食用油の処理の仕方でこれをもう一

度精製して燃料に使うと。これはやっぱり電子レンジというのがいいということなんで、車のことばかり考えていたんですが、ある自治体ですね、これは発電機に使っているんですよ。発電機してその電気をこういう体育スポーツ施設などに使っているということがありましたんで、これは私もびっくりしまして、ああそういう方法があるんだということで、これをもう一度これを検討してみたいと思うっているわけです。ですから別のエネルギーの確保ということですね、考えて、公共施設の電気を賄うということにしたいなあ。たまたま私は夕べ7時半ごろから8時にかけて三儀山に行きましたら、ソフトボール競技場と水泳とテニスはこうこうと電気つけて、たくさんの人たちが利用している。働く人たちは夜しかスポーツ施設を利用できないということなので、この問題は是非解決したい問題だと思っているのの一つでありますので、皆さんからも現場から知恵を出してですね、この電気料金を半額負担ぐらいに持っていけるように努力するというのがいま最も求められているのではなかろうかと、こう思いまして、改めて教育部長の答弁を聞きながら議会の皆さんにも理解してもらいたいなあと思いましたので発言をさせていただきました。

6 番（平田勝三君） ありがとうございます。是非、実現に向けて期待したいと思います。よろしく願います。次の質問に入ります。

次に、学校施設の整備計画について、お伺いいたします。金久中学校の校舎の問題です。先日から同僚議員から耐震化についての質問もありましたが、私のほうは金久中学校の校舎等の整備計画についてお伺いいたします。と言うのは、旧年来から金久中学校の当然行政当局のほうも認識はされているわけですが、昨日少し回答もあったようですが改めて質問いたしますが、文部科学省が推し進めている耐震化の推進というのがあります、金久中はその以前の問題としてですね、体育館、かなり老朽化しています。もういろんな所でひび割れ、3階に行くと雨漏り、地震に関係なく台風、大雨の時に漏れてしまう。トイレ、いろんな所が最悪の状態です。そういうことからですね、早急に金久中の建て替えをしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

市長（平田隆義君） 平田議員のこの金久中学校の校舎改築についての質問ですが、私も今度は名中が終わりましたので、金久中の改築をしないといけないということで、財政課や教育委員会とも話を進めているところであります。財政規模が大きいもんですから、名中が3年かかりましたので金久中も3年ぐらいの継続事業で事業をやるということが必要だろうと、こう思っています。そういった点では、今年体育館7か所の改築入れましたもんですから来年から金久中に入るだろうと、こういう思いもしているところですが、来年度はちょっと輻輳しすぎそうな感じもします、この辺をどういうぐあいにして財政の計画と整合性を持たせるかということになるかと思えます。いずれにしても、私のほうも許せるなら金久中が第一候補として、重点的にそこをさせていただければと、こう思っております。他の小規模校については単年度事業で追いついていける可能性もございますので、金久中は手を着けるともう3か年そこに集中しないといけないということもございますので、皆さんの協力も得なければならぬということが残っておりますが、まず第一に金久中をということで取り組まさせていただきたいと、こう思っておりますので御理解賜りたいと思います。

6 番（平田勝三君） 金久中学校の割合が最優先というふうにとらえてよろしいですね。ありがとうございます。PTAからもですね、もう結論がでたのであれですが、PTAからも要望書が出ていたりしているわけですが、是非ここで特に金久中はみんなで元気を出そうと頑張っているようですので、この最優先というのを聞くとまた保護者も先生方も子どもたちも元気で頑張ってくれるものと思ってますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

四つ目の地デジの件についてお伺いいたします。奄美市においては本年8月から地デジの視聴が可能になったわけですが、視聴可能できるエリアとかですね、そういうところが分かれば教えてください。逆に難視聴地域、逆に言えばですね、難視聴地域はどの付近ですよというのが分かればそちらで

もよろしいです。それと合わせて、全体の世帯のカバー率はいかほどでしょうか教えてください。

産業振興部長（赤近善治君） 先日の平川議員への答弁内容と重複する部分がございますけれども、本年8月1日の名瀬デジタル中継局の開局に伴いまして、九州総合通信局から示されておりますエリア状況は名瀬地区の受信可能世帯は約1万2,500世帯でカバー率は74パーセントでございます。笠利地区は約860世帯でカバー率は31パーセント、住用地区は50世帯で約6パーセントのカバー率となっております。なお、奄美市におきましては、地理的条件から居住地、集落が山間部や山裾に点在しております。また名瀬地区ではビル等により各家庭への受信可能率は示されている数値よりも下がるものと考えております。難聴可能地域につきましては放送事業者及び家電店等からエリア状況の収集に努めているところではございますが、各地域において受信可能地帯、受信が難しい世帯、受信不可能な世帯が存在するため、現時点で地域を特定することは難しいと考えております。

6番（平田勝三君） 昨日平川議員のほうからも質問があったわけですが、なかなか今の状態です、どの場所が視聴がしづらいというのは難しいかもしれませんが、そういうのを前提にですね、難視聴地域の解消に向けた対策と言いますか、特に上方はですね、なかなか今現在でも視聴できる家とできない家が分かれているわけです。難視聴地域の対策についてですね、当然共聴施設が必要だと思うんですが、その付近を昨日平川議員から質問があったんですが、その付近をもう一度簡単に結構です。それについて質問いたします。

産業振興部長（赤近善治君） まず、基幹の中継局がありますけれども、その間平田議員から御質疑のとおりに名瀬地区でも各地区でも受信が厳しいところがあります。それにつきましては、21年度に名瀬北中継局の整備が計画されておまして、続いて平成22年度には笠利・住用北中継局等の整備がされてまいりまして、随時受信のエリアの拡大が図られていくものだと考えております。なお、御質問の共聴施設関係でありますけれども、現在NHKの共聴施設が11か所ございます。笠利が4に名瀬が7、それから自主の共聴施設が2か所、これは2か所とも住用地区でございます。地上デジタル放送受信のためには、これらの施設のデジタル改修が必要となっておりますけれども。

6番（平田勝三君） ありがとうございます。是非ですね、共聴受信施設を造ったからと言ってもですね、まだ勉強不足で分からないんですが、難視聴地域というよりも、さらに見えない地域があると思います。これは国策ですので、逆に経済政策でもあるわけですね。電波の有効活用というのものもあるんでしょうけれども、片方には経済政策もあるわけですよ。だからそこも意識していただいて、やはりベストサービスを是非検討していただきたいというふうに思います。この件については終わります。

最後の質問よろしいですか。最後に世界自然遺産登録に向けた取組についてお尋ねします。ちょっと大きい問題ですので、私は学校における環境教育に対しての問題について質問させていただきます。世界自然遺産登録までには数年がかかると、国立公園ですかね指定後また数年かかると言われているわけですが、今の小学生、とりわけ低学年ですかね、が高校生・大学生・社会人になるか分かりませんが、その時期に登録されるような感じですよ、期間的に言えば。そうすると、今の小学校・中学生への自然遺産に対する環境教育が必要かと思うんですが、その付近の現状での取組について教えていただきたいとします。

教育長（徳永昭雄君） 世界自然遺産登録に向けた学校における環境教育ということでございます。昨日も栄議員に御答弁申し上げましたのと重複する部分がありますけれども答弁申し上げます。子どもたちがごみ問題をどの程度意識しているかということでございますが、各学校では社会科の学習で身近な地域や地球的規模での環境問題の学習をしたり、理科の学習におきまして生物と環境の学習をしたり、また発達段階におきましてはごみ問題を含めた環境の重要性を学習しております。また、生物保護の立場

からは理科や総合的な学習の時間におきまして、地域の自然を見直す活動、また動物の保護活動、栽培活動を通して自然や命の大切さを学習しております。また、小学校の中学年の社会科副読本には世界自然遺産登録に向けての内容を昨年度から記載している、そのような状況です。

6 番（平田勝三君） 分かりました。昨日衆議員の質問でもありましたが、あと世界自然遺産登録云々の前にですね、やはり大人がモラルが必要だと思います。そして更に子どもたちが幼少の頃から、まちを汚さないという情操教育を進めていかなければならないんじゃないかなと。まわりの人は私も含めてかもしれませんが、こういう環境について少し疎いと言いますか無頓着と言いますか、そういうのがありますので、是非この付近は幼少の頃から、そして大人が見本を見せてやっていきたいものだというふうに思います。これで私の質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で民主党 平田勝三君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前 10 時 30 分）



議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前 10 時 45 分）
引き続き一般質問を行います。
次に、無所属 朝木一昭君の発言を許可いたします。

9 番（朝木一昭君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。無所属の朝木一昭と申します。奄美まつり、高校野球、北京オリンピックと暑い、熱い夏が過ぎ去りました。そして、ここ奄美では今八月踊りのシーズンです。各公園では先人たちが大切に育ててこられた島の宝、八月踊りが盛んに繰り広げられていることでございましょう。島の宝であります八月踊りの保存継承のためにも率先して踊りの輪に入りたいものです。さて、国民の多くの注目を集めたのは、何と言ってもオリンピックだったのではないのでしょうか。多くの感動を与えてくれた日本選手団の健闘を讃え、その活躍に感謝の拍手を贈りたいと思います。また、異常とも思える厳重警戒の下での聖火リレー、華やかすぎないかと思われた開会式。その陰には地震のあとの手付かずの状態や崩れた壁のそばで私たちには関係ないですとつぶやく老婆の姿などが映像で映し出されておりました。毎年、伸び率 10 パーセント以上と経済成長にひた走る中国。大気汚染・土壌・水汚染・毒餃子・少子化対策など、問題を抱えた大国、中国の人口は 13 億人余りです。隣国のインドの人口を合わせますと 24 億 2,000 万人、世界人口約 66 億 2,000 万の 37.3 パーセント、約 4 割近くになります。その中国でのオリンピック開催に向け、ライフラインで一番苦勞されたものは水でありました。飲める水を造るのが課題だったようです。その造水事業に最も貢献したのは日本の下水や海水を真水にする高い技術力でした。1 日 3 万トンの水を造り出すプラントが現在も稼働しているそうです。電気・ガス・水道は生活に欠かせないライフラインと言われております。水と空気はただという認識が強い日本にあって、蛇口をひねればいつでも飲める水が出てくるというのは大きな幸せと言わなければなりません。電気・ガスは民間の事業所が責任を持って取り組んでおりますが、奄美市の水事情はどのような状況にあるのでしょうか。今回は水について取り上げたいと思います。まず、市街地のほとんどすべてに水を供給している平田浄水場について質問いたします。施設の概要を教えてください。次の質問からは発言席より行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 朝木議員の水環境について、その中の平田浄水場の関連施設の概要ということでございますので答弁いたします。本市の上水道事業の要である平田浄水場は昭和 31 年に創設整備がなされ、今日まで約 50 年余を経過しております。この間、当浄水場は市政の発展とともに 6 回にわたる拡張事業や数度にわたる改修・改良工事等を経て、現在の 1 日最大給水能力 2 万 4,000 立方、計画給

水人口は4万人の施設規模となってきました。平田浄水場の給水区域は、旧名瀬市街地を全域にわたり網羅しており、市街地の東側は佐大熊町、西側は朝仁町、また古見方におきましては西田集落までの給水を行っております。施設の概要として主なものを挙げますと、取水施設としては調節井・沈砂池、それから混和池などがあり、浄水施設としては薬品沈殿池・急速濾過、洗浄用タンク、浄水管理本館などがあります。また、配水施設としては、第1配水池・第2配水池、PCタンクなどがあり、排水処理施設としては脱水機室、脱水機、調整槽・濃縮槽などの施設があります。これらの施設が平田の浄水場というところに集約されておるところであります。

9番（朝木一昭君） 市街地には網の目のように張り巡らされている水道管がございます。事故が起これば迅速に対応しなければなりません、布設年度、鉄管か塩化ビニールか、材質の管理や未交換箇所の把握はしっかりなされているのでしょうか。また、設置年度の古いものから交換していくことになると思いますが、各年度の計画はあるのでしょうか。また、今年度の取替計画があれば教えてください。

建設部長（平 豊和君） 本市の導水管・送水管・配水管の布設年度及び管種につきましては、台帳、図面により管理をいたしております。上水道地区の管の布設状況でございますが、平成19年度末現在で全体延長は11万4,439メートルでございます。導水管の管種はダクタイル鋳鉄管・鋼管で延長9,560メートル、送水管の管種はダクタイル鋳鉄管・鋳鉄管・鋼管で延長3,889メートル、配水管の管種は鋳鉄管・ダクタイル鋳鉄管・ビニールライニング管・塩化ビニール管で延長にしまして10万989メートルでございます。配水管につきましては、更新事業により平成5年度から19年度までに5,627メートルの更新を行っております。また、今年度は、朝仁新川の橋梁に添架してあります配水管の布設替えを計画いたしております。各年度の更新計画につきましては、今年度奄美市水道ビジョンを作成いたしまして、緊急性の高い箇所から順次更新事業を実施してまいりたいと考えております。

9番（朝木一昭君） 布設状況など説明いただきましたが、水道事業は昭和15年民間の水道施設・設備を当時の名瀬町が4万円で購入したのが始まりでした。それまでは、徳丸平介氏という人が中心となって、昭和6年から10年間民間で経営しておりました。そして事業更新の手続きをしようとした昭和15年、時の名瀬町は水の重要性を知っていただけに、当時の金井正夫代議士を通じ、急ぎ予算措置をし、買収したのです。徳丸氏は大正13年から昭和3年まで名瀬警察署長をされた方です。当時は保健所のない時代で、衛生関係も警察の管轄でした。氏は疫痢・コレラ・腸チフスなど伝染病が名瀬の町に多いのは水だ、水質だと有志に必至に働きかけたそうですが、そのうちご自分が加治木署へ転出になりました。それでも名瀬の水事情が気になったのでしょうか、半年もしないうちに13年間勤めた署長職を辞め名瀬に戻り、水道事業の準備をし、昭和6年から始めたのが背景であります。何と奇特な方だろうと出身地を調べてみたのですが、関係機関でも分かりませんでした。本題に戻ります。市民生活にはなくてはならない水であります。日本復帰後、奄美群島復興事業で市がいち早く手がけたのが平田町の浄水場であります。それから半世紀、50年以上が経過していますが当時の古い施設・設備等はないのでしょうか。大川ダム水系からの導水管も含め、各施設・設備の設置年度、耐用年数等、現状を教えてください。また、覆土されている配水池の点検はどうしているのか。耐震基準が大幅に見直されてきておりますが、今後の対応はどうするのか伺います。

建設部長（平 豊和君） 御質問の趣旨からし、答弁も少々長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。施設の耐用年数や実情についてでございますが、まず、水道施設の耐用年数は施設の目的、構造、種別によりそれぞれ規定されております。取水設備は40年、導水設備は50年、浄水設備並びに配水設備は60年、配水管等管路の設備は40年。また、電気・機械設備はその設備種別により、それぞれ耐用年数が定められております。施設の設置年数と耐用年数についてでございますが、耐用年数

40年の取水設備であります轟水源の沈砂池の設置年度は昭和32年度。大川ダム調節井は昭和62年度でございます。耐用年数50年の導水設備の導水管は最も古い部分が専用トンネル内の布設管で昭和32年度でございます。その他の導水管につきましては、平成8年度までに数回の拡張事業等により更新をいたしております。平田浄水場におきましては、耐用年数60年浄水設備や配水設備がありまして、創設時の着水井、薬品混和地・凝集沈殿池・急速濾過池・第1配水池の設置年度はそれぞれ昭和32年度でございます。第二次拡張事業により増設しました薬品混和池・凝集沈殿池・急速濾過池・第2配水池はそれぞれ昭和41年度でございます。また、第五次拡張事業により増設しました急速濾過池やPCタンクは昭和52年度に設置しております。その他平田浄水場には新旧2棟の管理棟がございますが、それぞれ昭和32年度、52年度の建設で、耐用年数は60年でございます。また、汚泥処理棟については、昭和52年度に設置され、耐用年数は管理棟と同様60年でございます。機械設備・電気設備につきましては、これまでの間大規模な改修事業や修繕等で対応してまいりましたが、構築物及び機械設備の一部につきましては御指摘のとおりかなりの年数が経過しており、経年劣化や維持管理上の問題等も生じている現状でございます。なお、覆土された配水池の内部の点検についてでございますが、配水池の性質上、定期的な目視点検等が実施困難であるのも事実でございます。耐震基準についての対応でございますが、本年3月28日の水道施設の技術的基準を定める省令の改正、強化により新しい耐震基準が10月1日から施行されます。現在整備中の施設も含めまして、改正以降の施設整備につきましては、改正された耐震基準に沿って実施をいたしております。また、平田浄水場及び奄美市水道施設全般について早急に耐震診断業務を実施し、奄美市水道事業耐震化計画書なるものを策定いたしまして、計画的な耐震化を進めてまいりたいと考えております。なお、配水池等の構築物の劣化状況等の点検診断についても耐震診断業務の中で実施してまいりたいと考えております。

9番（朝木一昭君） 今回設置年度をお聞きしましたのはですね、現状を調べまして、非常に危機感を覚えたからであります。まず、平田浄水場までの取水状況を見てみたいと思います。現在、平田浄水場には大川ダム水系より2系統で導水がなされております。一つは復帰後すぐに手がけられた轟水源からの導水です。現在の大川ダムのはるか上流にあります。朝戸峠にトンネルが掘られ、昭和32年に鋼管が2本設置されました。平田浄水場とは十分落差がありますので、自然流下のまま導水が可能な系統でございます。大川ダムは、昭和55年に完成し、昭和62年に嵩上げ工事が終了し、現在に至っております。導水のもう1系統は、平成8年に現在の新朝戸トンネル内に布設された系統で、いったんダムでポンプアップをし落差を付け導水する系統です。電気の動力を使います。現在でも、導水に関しては9割を経費のかからない自然流下の轟水源系統を使用しております。水質が大変良く、薬量が少なくすむ。ましてコストがかからない。しかし、50年以上を経過して腐食がひどい状況にあります。これが導水トンネル内の配管の腐食状況でございます。1か所は既に漏水が確認されております。何とか職員で修理をしよと準備をしているようですが、腐食状況は手に負えないものであります。掘られたトンネルには大きなクラックが走っているのです。これが落ちたらもうこの管はアウトになるんだなあと思いがら見させてもらいました。作業も危険が極まりないものでございましょう。また、大川側の管はダムの湖底をも通っているそうですが、水の中だけにその腐食状況は想像もつきません。水の中やトンネルの中での大きな腐食事故でもあれば、この系統の修理などは断念せざるを得ないものと思われます。何せ総延長3.8キロの導水管の大半が50年以上を経過しているのです。しかし、この轟水系は重要であります。現在1日使用量約1万2,000トンの9割を賄っている現状なのです。足りない1割はやむを得ずポンプアップを30メートルほどして平田浄水場に導水をしております。導水トンネルを使用している轟水系が使用できなくなると1万2,000トンの水をすべて30メートル以上でしょうか、ポンプアップをしなければならない状況であります。コストがかかり、水道料金のアップも懸念されます。しかし、良質でコストのかからない水系がこのような状況なのです。トンネル内の拡張補強をするか、新しい管を布設し直すか、急ぎ対応が迫られるものでございます。今年は世界的に地震が多発し、大きな被害をもたらしております。もし奄美で地震が起きたら、これらの設備はひとたまりもない

でしょう。朝戸トンネルのほうは新しい耐震基準にあったものと思いますが、市民生活を守るために従来どおり2系統備わったほうが必要だと思います。更に、平田浄水場の中の施設、設備も50年を経過しているものがいくつかあります。先ほど耐用年数のことを言われましたですが、鉄筋コンクリート造の耐用年数はいくらになっているのでしょうか。

建設部長（平 豊和君） 50年でございます。

9番（朝木一昭君） 鉄筋コンクリート50年、それは環境その他でいろいろ違ってくるのが耐用年数でございましょう。配管につきましても屋内は鉄管であれば20年くらいじゃないかと思えますけれども、大きな数字が出されておりますが、実は平田浄水場を見てまいりました。一体50年半世紀以上経っている施設設備はどのような状況だろうと見てまいりましたが、ここで赤で記されているのが半世紀以上、50年以上経過しているものがございます。緑は40年以上。最後の第五次計画されているものは30年、それでも30年以上が経過しているところでございますが、それを見ながらですね、非常に気になりました。外に出ている構築物はそれなりに点検ができるわけです。ひびが入ったら補修もできましょう。水が漏れたら修理もできるわけです。気になるのは、配水池であります。いろいろ薬品処理をして最後に市民に向けて送る施設が配水池ですよね。これが1号配水池、昭和31年度にできたものです。何も載ってないじゃないか。実はこの芝生の中に構造物があるわけですね。気になるなあと、50年以上、半世紀以上経って気になって見に行っただんですが、見ることはできないんですね。どれくらい中で腐食しているのか。コンクリートにひびは入ってないだろうか。ましては土の中だと湿気が多いしと。この2号配水池もそうでございます。新しくできた52年度の3号配水池は屋外に出て、しっかりPC構造って言うんですか、一番ピアノ線をめぐらせている強固なものでございます。コンクリートは水を通する性質のものであると認識しておりますが、この1号配水池の点検ができないわけですよね。土をはぐっていかねば見ることができない。中でどのような状況があるかしのれない。これが半世紀以上経っているのがこの施設なのでございます。ほかにも赤で示してある施設などがすべて50年以上経過している施設でございます。覆土をしている奄美は南国でしょうから太陽熱で水温が上がるとか、景観上もよろしくないということでの、こういう埋設と言うんですかね、土で覆われた施設になっておりますけれども。新しいうちはよろしいでしょう。これが50年以上経って外部から確認ができない状況。下のほうに回りましたら下には民家も何軒もございました。個々にはざっと25メートルプールの4倍の水が入っているそうですが、そういう状況下がございます。これまで二次改修工事で行われたのが、この緑の施設です。昭和41年度でした。それから青で示されているのが52年度、新しい施設でございます。ところが平田浄水場内に、今現在私たちが使用している水はこういう系統で沈殿池があり、水質検査がなされ、薬注室が、これはすべて昭和31年度の建物・施設でございますけれども。そういうところで市民向けの水が供給されているわけでございます。それでですね、ちょっとお伺いいたしますけれども、水道事業には建設積立金というのがありますが、どういう性格のもので、今現在の額は幾らでしょうか、教えてください。

建設部長（平 豊和君） 水道事業におきましては、建設のためのいろいろな資金を積み立てております。これはすべて自主財源でございますが、まず内部利用資金や減債積立金・建設改良積立金、こういったのがございまして、20年3月末現在では内部利用資金が1億3,900万円余りでございます。減債積立金が4,000万円、建設改良積立金が6億7,300万円でございます。以上合わせまして約8億5,200万円でございます。

9番（朝木一昭君） もう一度確認しておきますけれども、建設積立金としては1億幾らですか。

建設部長（平 豊和君） 建設改良積立金そのものは6億7,300万円でございます。

9 番（朝木一昭君） 建設積立金として6億7,300万円相当があると。この建設積立金というのは老朽化した施設設備等の改修工事などにも使われるような性質のものでございましょうか。

建設部長（平 豊和君） はい。そのとおりでございます。

9 番（朝木一昭君） そこに問題があると思うんです。19年度はですね、何と繰上償還、それまでかかってます繰上償還、借金を早く返そうというのもそのお金から4億円を出しているんです。それでも今現在6億7,000万円があると。そのお金の性格というのはこれらの古い施設設備、老朽化しているものの改修に充てられるべきお金だろうなあと考えていますだけにですね、これまで歴代の市長さんも手がけられなかったわけですが、これらの50年以上、半世紀以上経過している施設設備が今現在そのままになっているわけです。どういうことでしょうか。緊急にしっかりした改修計画が切に望まれますが、移設を視野に入れた改修計画などはないのでしょうか伺います。

建設部長（平 豊和君） 今後の平田浄水場の改修計画についてでございますが、平成12年度に平田浄水場更新整備基本計画を策定をしております、浄水場施設の在り方や水処理の方向性が位置づけられております。この中で移設を含め複数の案が提案されておりますが、その後、合併等により本市の水道事業に係わるさまざまな課題が生じている状況の中で、再度平田浄水場の更新について全体的な視野で見直ししながら更新を進めていく必要があるものと考えております。現在の実施計画におきましては、平成24年度から浄水場更新事業を計画しているところでございますが、今年度策定をいたします奄美市水道ビジョンを踏まえ、しっかりと財政計画の下に事業を実施してまいりたいと考えております。

9 番（朝木一昭君） 今のお話ですと平成24年度から計画をしようとするということですか。こういう状況なんですよ。配管、その他。もう半世紀も過ぎた物が、しかもこの管を現在使っている水9割はこの水を使っているわけです。水質が良くて、ましては動力がかからない自然流下、落差がありますからコストがかからずに使われている水ですが、こういうことは一刻も早くですね、計画していかなければならないことじゃないかと思うんです。昭和30年代ですから、もう闇雲に穴を掘って耐震基準もないままのですね、工事だったと思います。穴を掘って管を通してあります。その管の中はですね、全部こういう半世紀以上経過したものでございます。どこが壊れても、いったんなんか振動でもあれば、もう補修どころではないですよ、すべてが劣化しているわけですからね。そういう状況がありながら、24年度、あと4年後ですか、計画をしたいというのが。どうしても納得がいきません。市長は、あと1年半ほど任期を残しております。名瀬市長時代を含め市長職は15年ほど勤められておられますが、市民生活に密着したこの水問題を解決されるのか、ほっとくかで評価が大きく分かれるほど重要な案件だと思っております。是非、早急にプロジェクトチームを作り取り組んでいかなければならないことだと思っておりますので、もし市長に見解がございましたらお聞かせください。

建設部長（平 豊和君） 市長がお答えになる前に、先ほど導水管の専用隧道の件もお尋ねになりましたが、この専用隧道の1,350メートル、隧道ですが、この中の導水管、これは2本走っております、350ミリと300ミリが。確かに御指摘のありますように老朽化しております。トンネルそのものもそういった状況にあります。このことにつきましては、今9月議会に補正予算として提案をさせていただいておりますが、この導水管そのものをですね、取り替えるのか、また修繕をして使えるのか、いつまで使えるのかということやら、使うとなるとなかなか寿命はそう長くはないと思いますが。こういった導水管の中での導水管そのものが内径が平均で1メートル50ほどであります、立って作業することはなかなか困難な状況にあります。こういった中で、議員がおっしゃるようにトンネルの内部はコンクリートで入口のほう、両方の入口80メートルほどは被覆をして頑丈なものになっておりますが、中は

岩盤がむき出しになっているような所がほとんどでございますが、こういったことを含めまして、今補正予算の中でどういうふうにすれば、この管を利用するのかとか、新しく入れ替えた方がいいとか、要するに新しく入れ替えるというのは例えば口径600ミリの導水管を1本にするとか、こういったことを含めましてこの詳細な計画を委託をする予定でございます。

市長（平田隆義君） この水道施設については、議員が指摘されているように私たちも大変心配しているところです。それで、12年度にですね、平田の浄水場更新整備基本計画というのを策定しまして、全面的に見直しができないかということを検討した結果ですが、現時点で移設ということは場所の確保等で難しいという結論になりまして、それじゃあ取りあえずどうするかということになってまいりまして、現場の悪い箇所をその部所部所というんですかね、を改善して延命策を図るしかないだろうなあということで一応切り抜けようということを進めてきています。恐らくそのことで、もう既に10億円近い投資がされていると記憶しております。その間ですね、水道給水地域のエリアの拡大等もございまして、それから石綿管を使った、当初使った配水管ですか、の取替事業もかなりの費用を要したわけです。それから議員のおっしゃる導水管につきましても、1本では駄目だということで、さっき申し上げたように朝戸トンネルの建設の時には予備として導水管を先行設置をしたということなども重なっております。そういった点では、いつまでもこの設備を引きづっていくということにはいかないうちだろうということは考えております。ただどこにどうするかという大きな課題を残しているということだろうと、このように思います。

それともう一つは、経費をどう捻出するか。企業会計でございますので、こちらの持ち分等も準備をしたいということでありましたが、今水道料金を上げるということの議論をしているところですが、下水道の使用料を私の市長に就任してから徴収するようになりましたんで、下水道の使用料についても2回上げております。その関係において、水道料金は据え置きになるという状況であります。今後、そういった点では水道料金を上げていかないと自主財源の確保ができないということです。先ほど繰上償還の話が出ましたが、繰上償還をすることによって利息の分の経費を積立に回せるという計算であります。利息の安い方に切り替えていこうということでもあります。そういった点とそれから庁舎をどうするかという問題も抱えているということでもあります。現在プレハブ住宅みたいところに置いておりまして、管理上大変まずいという指摘も受けておりますから、そこらあたりが残っております。今後水道を取り巻く状況についてはかなりの投資が必要であるという認識の下で準備を進めていかなければならないかと、このように思っております。

9番（朝木一昭君） 確かに平成12年度にはですね、整備の基本計画なんかできています。それを見ますとですね、もう剥離がある、緊急な補修が必要、鉄筋の浮きがありますと、劣化が著しいと、そういうのも備考欄に記されているわけです。本当に担当者、怖い思いはしてないでしょうか。土で覆われた中がどうなっているか分からないんですよ。ぐらっと来たらどうなるのかですね。そういうところは、もう役目はもうとくに終わっているでしょう。半世紀以上が経過している施設が何箇所もあるわけですから。市長がおっしゃったように予算が伴うと言いますけれどもですね、その建設積立金を充てていてですね、いち早く改修すべき施設・設備だと認識しております。この導水のトンネルに関しては大きくなりますから、起債その他、どういう方法があるのか分かりませんがね、そういう方法が検討されてしかるべきだと思いますけれども。気になるのは平田浄水場をずっと今後とも使用したいという気持ち、長期的なものがあれば、こういう古い物をですね、すぐでも改修していかないと本当にその心配がございまして。そういうための積立金だったはずでございますので、これらの施設設備の金額がですね、いやいやそんな何億もあります積立金をすれば計画を立てたらですね、24年度と言わずに本当に緊急を要して取り組んでいていただきたいと思います。大きな取組になれば是非ともプロジェクトチームを作って取り組んでいかなければならないでしょう。市長の英断を仰いでですね、判断していただきたいと思っている者です。担当部長なんかコメントありませんか。その50年度の施設で。

建設部長（平 豊和君） 議員が御指摘のように、確かに老朽化している浄水場の配水池などがございます。第1配水池・第2配水池などについても御指摘のように点検ができない、こういった状況にあるのか分からない、目視ができないという芝生の中に土に埋もっているわけですのでできませんが、このビジョンを策定するにおきましては、耐震の問題もありますし、そのあたりの計画も組み込む中で検討をしておりますが、コア抜きと言いましてコンクリートを抜いて、そのコンクリートの強度を調べる方法もあります。これは上から、土の上から抜いてできるわけですし、そういったことやいろいろな方法があると思います。見えない部分につきましてもですね。こういったことなどを含めまして水道ビジョンを作成いたしまして、取り組んでまいりたいというふうに思います。

9番（朝木一昭君） すみません。時間がだいぶかかりましたが、それほど重要なものだと思いますのでしっかり取り組んでみました。あと文化行政、島尾敏雄関連についてでございます。

6月の19日、新聞に投書されてから分かっただけでも10件ぐらいございますでしょうか。島内から、あるいは島外から、いろんな形で是非残していただきたいというものがでてきております。昨日でしたでしょうか、取りあえず存続という意見を聞かせていただきましたので詳しくは述べませんけれども、5つの団体からの請願、あるいは個人のこういう数々の投稿、その後には何百名、何千名の意見があると思っていただきたいと思います。それほど大切なものを今後、島尾敏雄を偲ぶ環境整備づくりはできないだろうかということでございますが、あえてあれですからコメントだけでも紹介しておきたいと思います。ミホさんが落ち着かれて一番幸せだった頃でございます。ここで書かれたものが文学賞受賞もされておりますし、あの宿舎を残しておいてほしいわねと亡くなる1年前に言われたそうです。あと、甲南大学の学長さん。高阪薫学長ですけれども、日本の戦後文学で十指に入る作家、彼の発想の場でもある住宅は子や孫に残すべき奄美の財産であり、貴重な観光資源にもなる。解体は悔しくて残念と。悔しくてという言葉を使っております。あとは死の棘日記の島尾さんはこまめに日記を付けておられました。小さい頃から書かれた日記は100冊ほどになるそうです。昭和61年の11月10日に病で倒れる前日の9日の日記まででございます。その日記から取り出して1年3か月のものをまとめたのが大手の出版社でございます。その方のコメント、まさかとは思いますが県や業者との契約を優先し、これら多くの真しな声を無視するなら到底責任は免れないと思うと。敬愛する奄美の英断を固唾をのんで見守っていますというコメントです。これらの方々、研究者やらファンにとってみますとなくてはならない、あるいは息吹が感じられる土地でございますので、契約書もですね、目を通させていただきました。11条の鹿児島県との賃貸契約の中の11条の項目ですが、ちょっと11条だけ条文分かりましたら教えてくださいませんか。疑義が生じた場合この契約は協議をして決めるという情報があったと思いますけれども。それでですね、このように市民の声がたくさん上がっていることはですね、大きな協議事項でありますし、是非、その辺に沿った形でですね、対応をしていただければと思います。これは回答はもうこれまでの回答と一緒にしたいと思いますので。

教委総務課長（福 和久君） ただいまの11条の問題ですが、主要全体契約書の11条に疑義の決定ということで交わしております。本契約に規定された事項について疑義を生じ、または本契約に規定がない事項で必要が生じた時は甲乙両者協議して定めるものとするという疑義の決定についての事項がございます。

9番（朝木一昭君） これだけ多くの市民からのですね、要望があるから残してもらいたいというのもですね、しっかりした協議事項に当たるわけですから、是非、その市民の声を大切にしながら進んでいただきたいと思います。私は島尾敏雄記念室の資料の充実について、ずっと準備してこれまで発言してきましたが、もう端折りますけれども、市長は資料・書簡類は瀬戸内町が一切引き受けたので協力してほしいと要請され、島外に散逸しないのであれば意義があるし、これ以上意見を申し上げる立場に

ないと答弁されております。4月には奄美県立図書館が開館いたします。今、浦上に眠っている資料その他は非常にたくさんございます。このご本は先ほども言いましたが、1年3か月間のですね、日記をまとめたものですが、やはりこれも重要な資料になるなあと思いましたのは、昭和30年に島尾さんが帰ってきましたのは12月3日、名瀬市の大火がございました。それをつぶさにですね、克明に日記に記されておりますし、そういう意味ではこれから重要な資料になってくるのではないかと考えているところです。私はこれまで何度か記念室の充実を訴えてきて、市長にも県と是非とも協力して充実を図ってもらいたいということを述べてまいりました。今の現状を簡潔にどのようなになっているか教えてください。

教育長（徳永昭雄君） 今現在造っている奄美図書館のほうの記念室のことだと承知しております。これにつきましては、島尾敏雄記念運営委員会の方々によって展示資料や展示内容が具体的に協議されていると伺っております。奄美市としましては島尾敏雄先生の資料を含めまして広域的な取組を行いまして、図書館利用の充実に努めたいと、このように考えております。

9番（朝木一昭君） 文化財保護については、この赤木名グスク、小湊フワガネク、アとイを一緒にもしお答えできましたらお願いしたいと思います。アは赤木名グスク、小湊フワガネク、遺跡群の国指定に向けての現在の状況。イは文化財総合的把握モデル事業に決定した内容と今後の計画は。この件について簡潔に。

教育長（徳永昭雄君） それではお答えいたします。教育委員会が国指定史跡を目指しております赤木名グスク、小湊フワガネクの取組でございます。赤木名グスクでございます。平成20年7月28日付けで所有者等13名の同意書と関係書類一式を添えて文化庁へ具申書を提出しております。来月、10月に行われます国の文化財保護審議委員会で諮問されまして、年度中に国指定史跡としての答申が受けられる予定だと認識をしております。

次に、小湊フワガネク遺跡群についてでございますが、国指定史跡を計画しております部分の1万2,000平米について約60名の地権者がいらっしゃいますが、現在3分の1の地権者から指定同意書をいただいております。残る地権者からも十分な理解をいただきまして、年内には関係書類を取りまとめたいと考えております。来年度中に国指定史跡としての答申を受けられますよう続けて作業を進めたいと考えております。また、国指定後は整備検討委員会などを設置いたしまして具体的な整備計画を策定していきます。

続きまして、文化財総合的把握モデル事業につきましてでございます。文化庁では、文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書、平成19年10月の提言を受けまして、市町村におきまして文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための歴史文化基本構想が策定されることとなりますよう、必要指針を作成することとなっております。このため、平成20年度から複数の市町村に実際に歴史文化基本構想等の策定を委託しまして、指針を作成するにあたっての方向性や課題を明らかにすることを目的としました、文化財総合的把握モデル事業を全国の市町村への公募がありました。奄美市は奄美群島全域を対象とした九州でもなく、琉球でもない、奄美諸島の独自の文化財の保存と活用の取組を広域的に行うということで事業計画書を奄美市・伊仙町・宇検村の連名で6月に提出いたしました。全国から応募されたユニークな事業計画ということで発表がありまして、20年8月29日に文化庁のホームページでも公開されております。奄美市・伊仙町・宇検村が連名で提出しました事業計画書は歴史文化基本構想等のモデルであると思っております。今後の計画でございますが、奄美市で750万円、伊仙町で160万円、宇検村で160万円の、合計1,070万円が9月補正で可決されましたのちに、9月末までに整備委員会を組織しまして、必要書類の作成を行い、委託契約を文化庁と締結いたします。事業は10月からスタートする予定でございます。なお、この事業は3か年間行われまして、事業費等も最高1,500万円と決められておりますが、今年度単年度契約でございますので、先ほど申し上げ

ました奄美市750万円、この額が補正予算になっているということでございます。

9番（朝木一昭君） 時間配分がなかなかうまくいきませんでしたが、社会教育活動や文化活動への助成についてということをしっかり取り組みたいと思っておりましたが、先般日仏交流事業が開催されました。一画家がフランスで個展を開き、奄美の民謡を流し、焼酎を並べ、つばしゃやガジャマメ、いろんな物を奄美の特産品を並べ、壁には奄美の風景その他を掲載し、そして今度できました皆既日食をですね、PRして来られて、その反響が大きく、今回の日仏、フランスから24名、日本からも50名参加しての大きなイベントでございました。今後ですね、社会教育活動や文化活動の助成についてということは重要な鍵になりたいと思いますので、次回も是非取り組ませていただきたいと思います。ほかにコーラスグループ、太鼓、八月踊りや日本舞踊などで文化交流を続けていることでもありますし、この10月にはお茶の交流事業、島外から約400名見えての事業が計画されております。そういう時にですね、奄美を宣伝し、PRして奄美興しの一助になればと文化事業の助成などについてはですね、重要でありますのでまた次回取り組ませていただきたいと思います。すみません。持ち時間がなくなりましたので、あと残っておりますが、次回に、もし時間を見つけてですね、取り組ませていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で、無所属 朝木一昭君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。(午前11時45分)

○

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。(午後1時30分)
午前に引き続き、一般質問を行います。新奄美 橋口和仁君の発言を許可いたします。

3番（橋口和仁君） 市民の皆様、議場の皆様こんにちは。新奄美の橋口和仁でございます。3日目、昼の一番ということで眠気を催す時間帯ではありますが、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

まず、初めに感じたことを少々述べさせていただきたいと思います。4年に一度の祭典北京オリンピックが8月8日に中国北京市において開幕いたしました。政治的において、また経済発展著しい13億人余の中国国民が先進国に追いつけ追い越せ、更に共産党一党支配体制の正当性を世界に認知させるために華やかな舞台演出をし、また、中国5,000年の時の流れを再現した大会でもありました。そして、開会式という華やかなセレモニーに全世界の人々が酔いしれたときでもありました。しかし、反面、その開会式の当日にロシアによるグルジア進行という軍事介入が行われ、戦争の火ぶたも切られた日でもあります。更に中国においても、テロという恐怖にさらされながら、また、政治的威信にかけて少数民族を抑圧しながら開催するという状況でもありました。戦争と平和という相反することが私達地球において日常的に起こっている現状でもあります。そして争うことで飢餓と貧困が生まれ、憎しみと抵抗が更に増幅し、悲惨な結果になることだろうと思います。テレビを見ながらありますが、平和国日本という国に改めて感謝をし、平和の尊さを更に認識をし、二度と悲惨な戦争が起きないことを念じたところでもあります。今回のオリンピックには日本選手の活躍に国民の一人として胸を躍らし、有終の美を飾ること、また、すばらしい成績を飾ることを期待したところでもあります。そして期待が高い野球やソフトボールの試合に、テレビに釘付け状態で観戦をしたところでもあります。残念ながら星野ジャパンは期待はずれに終わりましたが、女子ソフトボールの試合展開には最後まで息詰まる攻防があり、勝利した瞬間には身震いするくらいの感動と感激をしたところでもあります。勝という闘争心と耐える忍耐力、更にお互いの信頼関係とが悲願としていた世界一の栄冠をもたらしたのであります。そしてその感動は、日本国中の国民が享受し、彼女たちの活躍に賞賛の声を讃えたところではないでしょうか。奄美市において今回奄美市民体育大会が初めて行われます。スポーツを通して一体感の醸成を更に育むことを理念に、11月の2日に行われます。一心不乱に地域のため、自分のために全力を尽くし新たな感動を呼び起こすような、そのような市民体育祭であってほしいと願うところでもあります。そして奄美市民がオ

リンピックの閉会式の如く、誰ともなく友情がさらに育まれ、感動を分かち合えることを願う者であります。若干、前置きが長くなりましたが、通告いたしました件に対し順次質問をいたします。

耐震問題であります。昨日、おとつと同僚議員のほうから質問されて、答弁である程度理解いたしましたが、違う観点で質問をさせていただきたいと思います。それと併せて1・2と一緒に質問いたしますので答弁のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。当初予算において、5つの学校の体育館の改築が予算計上されました。しかし、その後中国四川省や東北の地震によって耐震に対する考えが改めて見直され、耐震怒張さすることで来年度に繰り越しされるということでもあります。今回は、教育行政において体育館の改築は先になりますが、本市の小中学校の校舎においては木枠が外れ、開け閉めが容易でない。また、いつ爆裂してしまいそうな年代の古い校舎があります。子どもたちが安心して安全で授業を受けやすい環境を整えていくことが緊急の課題であり、本市の教育行政の方向の一つではないでしょうか。その点において、本市における学校耐震補強を早急にしなければならない校舎は何校あるのか。また、旧自治体の長期計画の中に、学校建築が位置づけされておりますが、何年後にどのような形でされるのか、併せて質問させていただきたいと思います。次回より発言席より質問いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

教育部長（里中一彦君） 御質問の耐震強度を早急にしなければならない校舎についてでございます。これまでも申し上げておりますけれども、耐震補強工事を施工するにあたりまして、事前に耐震性があるかどうかを判断する耐震診断を行う必要がございます。この耐震診断については、昭和56年以前に建設されました、いわゆる旧耐震の建物について行い、奄美市におきまして対象となる建物が26校ございまして、65棟となっております。この65棟の建物につきましては、財政状況を勘案しながら事業実施計画に基づきまして校舎全面改築による建て替えか、また耐震診断の調査結果を実施をした結果を踏まえまして耐震補強工事での耐震化を進めてまいりたいと考えております。また、学校建築につきましても先に申し上げました耐震診断の結果や既存の建物の耐用年数等を勘案をし、旧3地区のそれぞれの学校施設整備計画との調整を図りながら耐震補強か改築建て替えかかの校舎等の建設を計画的に進めてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

3番（橋口和仁君） 昨日とおとつある程度は理解しておりました。昨日も三島さんのほうから今年度に入って17件の地震があったと。そして昨日も8時頃だったですかね小規模の余震がありました。そしてまた、昼には北海道のほうに震度5の地震があったということで、非常にこの地震国日本と言われるくらいの地震の多さじゃないかなと思います。そしてまた先月であります、関西において地震がありまして、その地震によって校舎の壁が崩落したという事例もあります。もし、こっちのほうに耐震の昭和30年代に建築された耐震度調査の結果と資料がありますが、もしこの奄美市においていつ起こるか分からない天災地変の地震、そしてまたあの子どもたちの不測に事態ということも考えるわけでありまして。今は学期中でありますので、もしこの時に震度いくらかの大きな地震が起きた場合には非常にぞっとする事態になる可能性もあるわけでありまして。先ほど耐震度調査ということで図ると言われますが、まずは昭和30年代、約46年、45年なりますけれども、そのあたりをしっかりと耐震を早期に図っていただきたい。これは財源的なものもあろうかと思いますが、まず教育委員会で直に現場を見て、その箇所から随時行う形にできないものか。そして、先ほど言いましたが、規約とか非常に厳しいところは早急に是正する必要があるかと思いますが、そのあたりについて早期にできるかどうかお伺いしたいと思います。

教育部長（里中一彦君） 議員御指摘のようにながっこうは子どもたちが安全で安心して教育を受ける場でありまして、また災害発生時には地域の皆様方の避難場所となっている場所でございます。このような

ことから安全のためには、これらのことをしていかなければというふうにいま考えておりますし、このようなことから今年度の当初予算では体育館7棟の全面改修ということで計上いたしておりました。しかしながら、本年の中国あるいは宮城等の地震によって、これを見直していかなければならないだろうと、そういうことでこれについてもやっぱり耐震化をいれた改修というものが必要だろうと、このような判断から議会にお願いをしまして9月補正で調査費を計上させていただいて、そして繰越となってもこれはしなければいけない。これはやはり安心・安全という面からの市長のご決断でもあったわけでございます。私どももそのように予防しているところでございまして、そのような形で。じゃあ、残りの物はということが先ほどお答えをいたしましたように、年次的にしかも速やかにこれらをやっていくというふうなことで計画を予定しているところでございます。

3番（橋口和仁君） はい。理解いたしました。この定例会において補正で調査するというので、早急に対策をしていただきたいと思います。それでは次に移らせていただきます。

福祉行政であります。まず、医療制度を支えているのは国保、共済、政管、組合管掌健康保険であります。本市における割合は、また、減免措置を受けている方々の割合はどのくらいあるのかまず伺いたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） お答えを申し上げたいと思います。まず、答弁をいたします前に、議員の今の御質問の中の減免措置ということについてでございますが、答弁は7割と5割と2割の軽減措置ということで理解して御答弁をさせていただきたいと思います。奄美市の4月現在の世帯数は2万3,862世帯でございます。うち国保世帯数は9,788世帯ありまして、41.0パーセントを占めております。残り59.0パーセントは国保以外の共済、政管、組合管掌健康保険及び生活保護世帯ということになります。旧市町村別に見ますと旧名瀬が40.0パーセント、住用町が40.3パーセント、笠利町が47.6パーセントになります。次に、減額世帯は奄美市で5,818世帯ありまして、国保世帯の59.4パーセントを占めております。うち旧名瀬が4,642世帯で58.3パーセント、住用町が2,10世帯で61.4パーセント、笠利町が966世帯で65.3パーセントとなります。

3番（橋口和仁君） 国保が41パーセント。そのほかの保険に入っている方が59パーセントということですが、合併いたしまして国保の当初不均一化是正するために平成19年度から国保が改正されました。先ほど部長のほうから答弁をもらいましたがある程度理解をしますけれどもこの先に示された資料によりますと、所得割で旧名瀬市が10.5パーセント、住用地区が10.2パーセント、笠利地区が10.43パーセントとなっています。更に、均等割では名瀬地区2万2,000円、住用地区1万5,000円、笠利地区は1万6,000円と。住用地区の所得の格差が0.3パーセント、均等割においては7,000円の増税となっています。これは医療分とありますけれども、本市の財政健全化並びに運営安定化に向けた対応ということで、平成17年度に示された資料がありますが、その資料を見てみますと医療分において所得割が13.88パーセント、現行税率の3.38パーセント増、均等割は2万9,000円で7,000円の増。平等割に関しては2万2,700円で1,300円の減となっています。これはあくまでも国保の運営安定のための税額であります。しかし、本市の経済状況並びに経済背景をみますと一人当たりの所得水準が低いと。また、国保の納税納付率においても90パーセントを割っているという状況であります。更に、平成18年度における決算においては不足額が医療給付費だけで5億5,000万円。そのうち滞納繰越分が約14パーセントにあたる7,600万円となっております。運営安定税率化に向けては非常に厳しい通知だろうと思いますが、今後税率を上げる段階において厳しい判断材料にもなろうと思います。反面、医療費の伸びを今後どう抑制するかということもまた、重要な課題であると思います。それについて2番目の質問に入りますが、国保において約6割という減免措置をしなければいけないことを考えますと4割の方が全額を負担していると。今後国保の税率を上げることは厳しい面があるかと思いますが。それにおいて、まず、上げるよりも医療費の

抑制を図ることが一つの課題であると思いますが、それに対しまして医療費の抑制をどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

市民福祉部長（福山 治君） 医療費の抑制策についての御答弁をいたします。奄美市といたしましては従来から医療費の抑制対策としてレセプトの点検の実施，多受診や頻回，重複受診者を対象とした訪問指導，それからウォーキング大会等の健康づくりの意識づけ，無受診者の表彰，医療費通知の実施，鍼灸利用権の交付，疾病予防のための人間ドッグ，健康まつり等での啓発普及，健康リーダー，健康教室の開催等実施いたしているところでございます。保険者として交通事故等の第三行為に係わる求債事務につきましても努力をしています。併せて，今年から始まりました特定検診に対しまして毎年度の目標受診率を上回るべく受診勧奨の実施に努め，市民の健康への意識を高めてまいりたいと考えているところでございますので御理解を賜りたいと思います。

3 番（橋口和仁君） ある程度理解いたしましたが，なかなか数値においてですね，一般市民が本当の健康健全に対する理解をされているかということと思うところであります。なぜならば，その健康保険税の財源は3割が窓口負担と，そして残りの7割が国，そして各市町村からの財源だということであります。その7割が各市町村の財源ということは，あえて言いますとそれだけ市の財政を圧迫しているという状況とも言えるんじゃないかなと。これは7割全部がそうなるんじゃないくて，その一部になっているわけでありまして，まず，今の市の健康保険税の財源不足というのをいくらなのか。将来的に合併して2億円という話を聞いておりますが，今現在の財源不足，将来に向けて多分医療費の部類が上がってきますと，ますます財源不足が膨らんでくるだろうと思うところでありますが，その点について，いくらなのかお示していただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 現在，平成19年度末の累積赤字で6億800万円余ということであります。それから先ほどの件でちょっと補足をしたいと思うんですが，減免という言葉で軽減をしてある世帯に対しまして，残りの6割が軽減世帯で4割が満額払っているというような世帯の構成でございますが，この国保の制度の中ではですね，その軽減を受けた方々の軽減された税額に対しましては，県のほうから4分の3，市が4分の1を負担しまして，財政基盤安定繰入金という形で負担をしていただいています。それで4分の1の市の負担金につきましても交付税措置ということになっておりますので，ほとんど大半が減額をされたものについては財源がついて回るということです。一応国保の対象者に対しましては4割で税金を負担しているという解釈はちょっと成り立たないと。全国保の被保険者が負担をしているということは御理解をいただきたいと思います。それで6億の不足額についての今後の解消策ということになります。現在におきましては長寿医療制度が4月から始まったわけですが，まだ上半期の医療費の状況というのもまとまっている状況ではございません。それから，国保税の収納率とか，そういうのも固まっていない状況でございますので，一般会計の繰入等も含めまして11月に開催を予定しております第2回の国民健康保険の運営協議会までに何らかの形で数字を出して行きたいと。そういう中で，ただ議員が一番心配しているのが先ほどからおっしゃってます13.幾らという税率の問題を論議をしているわけですが，この税率は本来奄美市が国保の赤字をせずに運営して行くにはどのような税率が必要かということで試算した税率でございます。私ももとしましては，こういう税率がなければやっていけませんよということで18年度からずっと合併当時の議員の皆様方，それから今年度は税率を改正しなければならないところをあえて税率を変えずに，その枠の中で後期高齢者制度に対する税率を設けさせていただきたいということで，あえて1年間来年に税率の改正をずらしたわけでございます。ただ，現在10.5という数字でございますが，この数字を13.幾らという数字に変えることには非常にしのびがたいところがございまして，これを何とかして段階的な形も含めましてですね，なるべく抑えられる方向で税率の改正の案を出していきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

3 番（橋口和仁君） 理解いたしました。3 番目の数値目標、実際には13.88パーセントが経費安定ということだということでしょうか。そうでしたら今度は国保のですね、これだけ市民経済も増えてきていますし、これ以上数値を上げるということに対しましては2年前に健康保険税が上がって、旧笠利町・旧住用の住民の方は大きな負担を強いられたわけでありまして。今後、来年という話をされましたが、これ以上また上げた場合には更なる負担ということだと思います。サービスを高く、そして税を低くというのが私は基本だと思いますが、その点においてこれだけ財政を圧迫しているということが数字として出ておりますので、そのあたりの判断は非常に難しいだろうかと思います。この税率を上げなさいとしましてこの市民に対して健康保険税というのはどういう位置づけなのかというあたりをね周知していただきたいなど。この前ホームページで見ましたら、健康保険税と書いてその税率だけ書いてありました。しかしながら、大阪府、いろんな市のホームページを見てみますと、しっかりと健康保険税の位置づけというのが書いてあります。これは医療保険とは、加入する人が保険料を出し合って病とき、病気やけがをした時に医療費の一部を保険費から給付する、相互扶助、助け合いの制度であるということをしかりと文言でホームページで出してあるんです。奄美市のホームページが悪いというわけではありませんが、できるだけ市民が見て分かりやすい文言というのは大事じゃないかなと思います。それと併せて旧笠利、名瀬市にはありますが、住用のほうは嘱託員、笠利のほうは駐在員、毎月笠利は駐在員会があります。その中で健康保険税の税率がこういう状況にありますというあたりを段階的にもいいですから周知することも大事じゃないかなと思いますし、それによって市民に更なる周知がなされるだろうと思います。ということで、最終的には13.88パーセントですか、これを早急に上げるのか、緩やかに段階的に上げるのかというのを示されるだけでいいですので教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） まず広報の件についてお答えしたいと思います。私どもの奄美市のホームページの中でもそのようなことは記載してあると私は認識していたんですが、そこがもし欠けているようでしたら、また今後改めていきたいと思います。それから税率の改正の件につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、いきなり3.幾らという必要な額があるからという形の上げ方はしのびがたいことがあるというのは先ほども申したとおりでございます。それで、上げて行く際に本来求めるべき額がこの辺であるが何とかこの辺で突っ張っていききたいというような数字の出し方になるかと思いますが、そこら辺はまた皆さんと御提案する際にいろいろと協議をしていただきたいと思います。それから、住用と笠利の区長・嘱託員、その方々に対する説明につきましても、平成18年度の税率を統一したあとのその時も出向いて行って区長会・嘱託員会で説明は申し上げました。また、今年度の平成20年度の税率を改正する際にも嘱託員と区長の方々にはですね、こちらから出向いて行きまして説明を申し上げて理解をしていただいたと思っております。また、今後も税率改正に向けましては同じようなことでやっていきたいと考えております。

3 番（橋口和仁君） はい。分かりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番目の農業振興について質問いたします。笠利東部地区における灌漑排水事業について、今後の計画はということでお伺ひいたします。一昨年に干ばつによる水不足が発生しております。飲み水、更に農業排水において多大な影響を及ぼしたのは記憶に新しいところではないでしょうか。笠利地区においては新たな水資源確保に井戸水の復旧など、職員の英知を発揮されたところでもあります。そして、作物に際しては当初多大な被害が予想されましたが、サトウキビは幸いにして須野ダムからの給水で、またタンクローリ、での散布により平成17年度よりも収量も増加ということになっております。このことは適正な管理もありますが、とりもなおさず水による恩恵が大きいものだと思います。そして、このことから水に対する評価も高く、今後いかにして水供給を確保するかが課題となっているものだと思います。そこで、東部地区における灌漑排水事業の今後の計画についてお伺ひいたします。

市長（平田隆義君） 橋口議員の農業用灌漑用水の確保ということの東部地区の件でございますが、今議員が指摘されましたようにサトウキビ生産をはじめ、多くの農業経営の中で水の重要性が指摘されて久しいわけですが、その水の供給体制の成果ということについては、特に笠利地域の農業に携わる皆さんが理解を深めてきたんだなあとこの思いをして大変頼もしく思っているところです。そういう意味では、早急な灌漑施設整備が急がれるわけですが、今後鋭意努力してまいりたいと思います。その中で笠利東部地区の灌漑排水事業については県営畑総整備事業によって昭和49年から平成3年までに区画整理をいたしました。これと並行して灌漑排水事業を61年から平成18年度までで340ヘクタールを計画して、そのうち280ヘクタールは整備が進みました。まだ未整備であります60ヘクタールがありますが、節田地区の48ヘクタールにつきましては平成22年から26年度までに整備をいたしたいと計画させていこうと考えているところです。それともう一つの大笠利地区の件でございますが、お聞きしたところ笠利団地12ヘクタールについては農家の高齢化等にもよって同意が得られない事業地区ということで、一応除外したという経緯がございます。それを今後どういう形でこれを再度新規の関連事業として計画を進めていくかということになるわけですが、いわゆる新たな時代の背景というか、先申し上げましたように水に対する認識が大きく変わってきたということで、新規の関連事業でどうするかということの研究させていただきたいと、このように思っております。

3番（橋口和仁君） 市長の答弁で理解いたしました。笠利団地に際しましては施工同意を取る際に、高齢化並びに営農意欲低下したという事例がございます。この事業を推進する際に南部のほうに宇宿、そして節田のほうにという経緯があります。しかし、その当時と比べて農業に対する意識、必要性というのが非常に高まっております。それでまず住民のニーズをいかにやるかということでアンケート調査するなり、そういう形でできないものかどうか。できるならば残り22ヘクタールですか、その需要に対しましては北部のほうに供給をしていただきたいなど。北部のほうにおいてもまだ上の畑総されていない所があります。そのあたりのキビ作農家の方々が与論の状況と似ている状況なんです。水も少ないと、タンクローラーがあって散布しますが、なかなか干ばつの時期にはすぐ水も蒸発してしまうと。全体的にはスプリンクラーの散布して水の容量が足りないという状況でありますので、今後の北部の農業の振興ということを考えた場合には、また園芸作物もあります。そういう意味においても水需要をしっかりと取り組んでいただきたいなあと考えています。それと今後の課題といたしまして、東部地区は水瓶の須野ダムがあります。西部地区における農業振興ということで、今後の計画並びに進捗率について伺います。

産業振興部長（赤近善治君） 西部地域の今後の計画と進捗率ということですが、西部地区につきましては、昭和30年代から40年代、50年代と水田の転換、ほ場整備、農地開発等が行われているものの、安定した営農用水の確保が重要な問題となっております。平成7年度より、県単調査（土地改良トータルプラン）ですが、や県単農用水資源等の調査を平成13年度まで行ってきましたが、笠利東部地区とは違ひまして、団地が飛び飛びとなっております。また、管延長も長く、ファームポンドも多数必要なことから東部地区と比べますと事業費が増大し、採択を満たすのが難しいと判断しているところでございます。したがって、今後につきましては各団地ごとでそれぞれ水源を確保し、順次対応していく必要がありますので、今後も県と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。進捗率でありますけれども、西部地区・佐仁・屋仁・赤木名・手花部・喜瀬を含んでですが、旧水田地帯でした。水田転換事業等によりサトウキビへの転換が実施され現在に至っております。長年の経緯により排水対策、防風対策等が課題となっているため、生産性の向上を図るべく生産基盤整備の再整備を西部地区農業農村整備事業計画を基に進めているところでございます。平成15年度からは県営畑地帯総合整備事業によりまして喜瀬浦地区12ヘクタール、平成20年度から屋仁地区35ヘクタールが着手されておまして、今後の計画につきましては手花部地区40ヘクタール、第2喜瀬地区32ヘクタール、赤木名地区20ヘクタール等の生産基盤の再整備を平成24年度から随時計画して

いるところでございます。最後になりますがお尋ねの進捗率につきましては喜瀬地区、屋仁地区を実施済みで計算しますと計画面積ベースで33.8パーセントの進捗率となっております。

3番（橋口和仁君） 西部地区の進捗率が33パーセントと。東部地区に比して非常に格差があります。昨日、経済振興ということで大迫議員が質問いたしました。その答弁で市長は農業分野、そして観光分野、更に情報分野において速効性のある振興を図るということを答弁されました。正に笠利の団地のサトウキビ、そしてまた畜産・養鶏、いろんなものを考えたときには、非常に魅力ある産業だと思っております。東部地区がしっかりと総所得水準も昨年とすると上がってきているだろうと思います。西部地区においても同じような形で早期に改善を図るようにお願いしたいとも思います。一番長い管路ですか、需用費が増大しているとなかなか厳しいという話をされました。これは今回奄振の事業も来年ありますけれども、どうかこの西部地区においてもこれが早期に是正されますようにお願いしたいなあと思っております。そして、今後の課題としまして、多分、水の確保は課題だと思います。先だって喜瀬のほうに行きまして喜瀬の畑地帯総合整備事業のA団地・B団地・C団地・D団地もありますが、あそこまでの農業用水をどうするかということを、ちょっとお伺いしたいと思います。そのあたりの農業用水をどこから引いて入れるのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） サトウキビの18年産が3万2,000トン、昨年が3万8,000トンと非常にすばらしい生産高を確保いたしました。これは台風も来なかったということと適当に雨が降ったということで、この水というのが非常に大事なことだと判断しているところでございます。喜瀬団地の県営畑地帯総合整備事業で整備を進めておりますけれども、この水問題については、今のところ具体的に水源がどこでどこから引っ張ってくるというような計画は今のところは持ってません。今後十分に調査検討をしてもらいたいというふうに考えております。

3番（橋口和仁君） 調査検討ということでもありますけれども、もう団地はできているんですよね。そこで作物を作った。じゃあいざ水をどうするかということは同じような形でできなかったのかなあという思いがあります。できれば早急に水の確保も是正していただきたいなあと、このように思っております。ひとつお願いしたいと思います。

それでは、道路行政についてお伺いいたします。県道佐仁・万屋・赤木名線並びに赤木名工区についてであります。これまでに先輩議員が一般質問をたびたびしておりますが、まず、はじめに県道佐仁・万屋・赤木名線についてお伺いいたします。本事業は事業期間が平成11年から平成19年度までの期間において、急カーブの是正、更に通学路として児童・生徒並びに歩行者の安全確保に向けて、これまで事業展開がされてきました。県道須野工区線並びに赤木名工区線の進捗状況と工期終了年度はいつになるのかお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 県が行います県道佐仁・万屋・赤木名線の須野工区の道路改築事業につきましては、平成11年度から年次的に用地買収及び家屋の移転補償を進めてまいりまして、平成19年度末で用地買収が106筆、補償物件75件を完了いたしております。平成16年度から工事に着手しまして、進捗率は事業費ベースで80パーセントとのことでございます。20年度の事業といたしましては、引き続き用地買収や家屋等の補償を実施し、早急に事業効果を波及させたいとのことで、大笠利側から辺留地区に向けて順に進捗を図りたいとのことでございます。事業の完了年度につきましては、当初計画では平成21年度としておりましたが、厳しい財政事情もあり、延長になる可能性があるとのことでございますので、引き続き事業の推進を県のほうへ要望してまいりたいと考えております。

次に、県道佐仁・赤木名線の赤木名工区の道路改築事業につきましては、平成15年度から年次的に用地買収及び家屋の移転補償を進めてきておりまして、平成19年度末で用地買収41筆、補償物件55件を完了いたしております。19年度に工事に着手し、進捗率は事業費ベースで66パーセント

とのことでございます。平成20年度は引き続き用地買収や家屋等の補償を実施し、佐仁側の起点部分の用地買収が終了した区間及び里集落の交差点付近について集中的に工事に着手し、進ちょくを図りたいとのことでございます。事業の完了年度についてでございますが、当初計画では平成22年度としておりましたが、佐仁・万屋・赤木名線の須野工区同様、延長になる可能性があるとのことでございますので、引き続き事業の推進を県へ要望してまいりたいと考えております。

3番（橋口和仁君） このことは県のほうにお伺いをいたしました。同じような答えが返ってまいりました。先だってホームページで見てもみたら、県のほうで公共事業再評価システムというのがあります。この再評価は補助事業が対象で、事業採択後5年目、または10年目、更に再評価後の実施後5年更に10年ということで評価されてまいります。先だってこのホームページを見ておりましたら、佐仁・万屋・赤木名の須野工区線のことが載っておりました。これは載ってただけで事業の報告ということで、詳細については載っておりませんでした。10年という歲月、これは再評価の基準になるわけですよ。しかし、この10年間に於いて起点が笠利区までであります。今、半分の区域にまでしか事業はなされていない。この10年間に於いて何が原因で半分までしかできなかったのかということ。そして併せて県道でありますけれども管理者は奄美市であります。そしてそこに住んでいるのは奄美市民であります。そのことを踏まえた場合でほとんど要望を出して早期実現に向けてこぎ出していくべきではないかなと思うわけではあります。その点についてちょっと見解を。

建設部長（平 豊和君） 先ほどの佐仁・万屋・赤木名線につきましても県道でございますので、管理は県のほうでいたしております。もちろん修理をするのは笠利工区の皆さんでございます。この事業がこれまで延びてきておりますのは、しかとした原因は県のほうでしか分からないわけなんです。一番大きなのは財政上の問題だというふうに私は理解をいたしております。

3番（橋口和仁君） はい。分かりました。引き続き強く要望していただきたいと思います。

次に、移ります。笠利地区においていまだ未整備の宇宿・万屋線があります。道路改良事業の予定はあるのか伺います。

建設部長（平 豊和君） 県道佐仁・万屋・赤木名線の宇宿から万屋間の道路整備についてでございますが、当路線は佐仁と赤木名を結ぶ生活道路であり、また、県道龍郷奄美空港線及び国道58号に連結する重要な幹線道路と認識をいたしております。県がこの地域の道路整備を導入するためには、地籍の確定が前提条件でございます。このため、市では平成17年度から地籍調査を進めているところでありますが、21年度までには完了したいと考えております。県におきましては、現在、笠利総合支所管内で整備中の県道改築事業佐仁・赤木名線の赤木名工区と佐仁・万屋・赤木名線の須野工区の2路線の進ちょく状況と予算の推移を見ながら検討するということでもありますので、引き続き早期に着工できるよう県に要望を続けてまいりたいと思っております。

3番（橋口和仁君） 宇宿地区の道路事情であります。当地域は道幅も狭くまた、学校近辺の道路事情においては急カーブとなっていて、児童・生徒の安全な交通環境並びに地元民の安全性を考えた場合、緊急を要する道路改良地域ではないかなと思います。先ほど部長が答弁されましたが、引き続きこの路線も地元民の声も高いだろうと思いますので、引き続き要望していただきたいと思います。答弁はいりませんが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。少々時間が余りましたが、議長にお願いがございます。昨日も栄勝正議員から少々話がありましたが、今月9月30日をもって笠利地域自治区長、そして住用町自治区長の任期が終了いたします。これは今定例会において上程されて、議会の議決をされると思いますが、これまでの2年間いろんな御苦労があっただろうと思います。そのあたりの課題もあっただろうと思いますが、このあたりの声を議長の特段の配慮を持ってできればお願いした

いなと思っているところでございます。

議長（伊東隆吉君） 今ですね、ちょっと諮ってみたいと思います。これは議長案でもいいかということですけども。時間が本人の持ち時間内ということでございますが、一応通告の問題はすべて終わったように認識、議長としてはいたしております。残り時間があるということで、それを今上程されている議案第89号の件に鑑みることだと思っておりますが、これはまだ上程されている最中でございます。決定云々もまだ決め付けられることではございません。採決されている雰囲気になるのもいささか義理にあたりそうなきもいたしますが、議場の皆様がもしこれがよければですね、決定云々は別にして、いまお二人に時間を与えて、今日までですね、いろんな思いがあればどうぞというような認識でどうかというふうなことに解釈したらいかがだと思いますが、いかがですか。異議があったらやめますけど。

議長（伊東隆吉君） はい。分かりました。一応ですね、橋口議員の気持ちはよく理解していただいたということで議員の皆さまには、そのように御理解していただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で新奄美 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○
議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。
市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可します。

17番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。やっとかつと出番が来ました、市民クラブの奥 輝人です。私を含めてあと2名となっています。長丁場の一般質問ということで、大変お疲れとは思いますが、当局共々元気で頑張っていきましょう。さて、あらかじめ通告してあります質問に入ります。その前に、少々時間をいただきたいと思います。実はとっても悲しい出来事ではありますが、先月の8月の26日にアフガニスタンのジャララバード近郊で発生した武装グループによる日本人の誘拐、そして殺害というショッキングな事件が発生しました。殺害されたのは非政府組織NGOの職員伊東和也さん、31歳でありました。伊東さんは現地で農業関係の指導者として、衣食住を共にしながら農業の発展と振興のために頑張っていたところでありました。アフガニスタンという国はもともと治安の不安定な悪化した危険な地域であります。そのような地域での活動、精一杯の指導をし、夢の実現に向けて頑張っていた矢先の出来事に、結末は無情にも殺害でありました。本当に残念で憤りを感じる事件であります。伊東さんにはアフガニスタンでの勤め御苦勞様でしと言いたい。そして、伊東さんの御冥福を心からお祈り申し上げます。

次に、秋の全国交通安全運動が9月の21日、日曜日から9月30日、火曜日までの10日間開催されます。スローガンにルールとマナー乗せて走ろう秋の道、運動の最重点項目に高齢者の交通事故防止、運動の重点項目にすべての座席のシートベルト着用の徹底、飲酒運転の根絶などなどであります。このすべての座席のシートベルトの着用の徹底については、本年度の6月1日から、早速義務化が始まっています。まだ、浸透されていないような面もありますが、これからは後部座席のシートベルトもしっかりと着用されるようお願いしたいのもであります。今年も死亡事故の数も増加傾向にあります。一昨日には死亡事故が発生したばかりであります。おしくも奄美市、笠利地区の方々2名でありました。本当にお二人のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。そのような悲惨な、そして痛ましい遺族の方々の泣き崩れた姿が二度と見られないような交通死亡事故や飲酒運転等が発生しないように各自で気を引き締めて交通安全に努めていってほしいと思います。

次に、現在、台風13号が接近中ではありますが、まだコース的には不安定な迷路をたどっているようであります。農家の皆さんには台風対策ということで情報を密に収集し、台風対策に取り組んでいただ

き、自分の作物は自分で守り、そして自分の財産も自分で守るということで心がけていただきたいと思います。

では、少々長くなりましたが、質問に入りたいと思います。

1. 原油価格の高騰に伴う農水産業の振興について。①燃料・資材・肥料・飼料・農薬等の低減化対策について。ア. 異常事態をどのようにとらえているのかについてであります。この質問は、先ほどまでに同僚議員の師玉議員や栄議員からも質問等がありました。私も低減化対策に向けて質問させていただきます。今、農家や漁家は大変な事態に突入しています。それは生産コストの急激な高騰であります。今や日本全国で、また、全世界へと波及している問題であります。この短期間のうちにこのような急激な高騰に対応できるような施策がほしいものであります。この各物資、各物価の高騰、この異常事態をどのようにとらえているのか伺います。あとからの質問は発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） 議員御指摘のとおり、燃油高騰ということで日本のみならず世界中で大変なことになっております。これは市民生活・国民生活も圧迫されているということだというふうに思います。原油価格のあおりによります各農業分野におきましても、燃料・資材・肥料・飼料・農薬等の負担額が増加し、厳しい環境下にありますことは十分に承知をいたしております。奄美市といたしましても、支援対策等に非常に苦慮しているところであります。今後原油高騰の影響が不透明の中、早急に決策等を模索し、農家経営の圧迫を緩和させ、安心して農業ができるように国・県のほうに要請してまいりたいと考えております。同じように、水産業につきましても近年漁業従事者の高齢化や後継者不足による漁業従事者の減少、水産資源の減少、漁家の低迷や内産鮮魚の普及という深刻な問題を抱えている中、今回の燃油高騰は零細な企業体が多い地元漁業者にとって正に死活問題であるというふうに認識いたしておるところでございます。

17番（奥 輝人君） ただいま部長の答弁にもありまじょうに、本当にこれは非常事態だと痛感しているところであります。先般の質問の中にも当局のほうからはこの件についてはまだ取組がなされていないと。そしてまた、そういった環境の中での農家への周知、そうした要望やら意見等をまだ手探りもしていないというような答弁がありました。この件については私達農家の方々は6月頃からこの肥料の高騰、そして資材等の高騰等に対応するために協議会を立ち上げて今これを話し合っているところでもあります。自分たちの節田地区におかれましても、むらづくりの中で節田、ロールベラ活性化組合員を呼びかけてこんなに高騰されては農業はやっていけないと、生産コストがかかるばかりだということで、本当に真しに議論していたところであります。そういった中で、サトウキビ関係、あと畜産関係・野菜関係、いろいろ農業あります。そういった環境の中で一番高騰されている肥料等について初日の日に師玉議員のほうからも明確な単価も発表していました。それに付け加えてサトウキビ農家がこのような単価でやっていけるのか、やっていけないのかは当局の行政が係わるのでは、これからはやっていけないと、農家の皆さんが改革をして農家自身がコスト削減に取り組んでいかなければならない、そのような状態であります。自分たちも本来ならサトウキビの価格が上がって、そして生産コストがそれに伴うような単価であれば何も問題はないという意識は持っていますけれども、サトウキビの収入の金額もトン当たり交付税が1万6,320円、そして会社から支払われる原料価格として14度で約4,300円で、合計合わせても平均14度のサトウキビを作ったとしても、2万1,000円です。その2万1,000円の中から、このような資材が高騰されては、本当に農家の痛みです。こうやって高騰するにつれて農家の規模縮小とか廃業とか、そのようなものにまでつながってしまうような今情勢であります。参考までに肥料価格についてですけれども、自分が使っている肥料の単価で、これまで硫酸カリ第一肥料というのがあります。これは単価を見ますと今までは2,237円の単価が急激に今度は7月の改正で3,329円という1,000円もアップされています。そのほかにアラジンという肥料も、これは

サトウキビの追肥若しくは正肥に使われる肥料でありますけれども、これまで1,544円だったアラジンが、今回の8月の肥料の価格によって3,077円までアップしています。こういう事態を私たちは6月からこの情報はつかみ取っていました、はっきりと。自分たちは農協の総代会とか、農協の会合の中でも、この説明を農協さんはJA奄美さんのほうもいろいろと説明して仕方がないと、できるだけその当時は6月までは予約肥料をしなさいと、予約肥料することによって今年1年間をカバーできるということで、6月一杯まで予約肥料してくださいというお願いをされていたわけであります。私はこの農家さんはこのような1,000円もアップされてこの肥料を使って本当に農業をしようか、サトウキビを作ろうかという疑問に思うような単価に私自身も農家の皆さんも思っている次第であります。こういった肥料の高騰ですね。自分もサトウキビを作ってますよ。そして、この肥料は1堆だけじゃないんです。私が購入するのは1合肥料が100堆。また、尿素も100堆、アラジンも80堆、そのような数量を取らなければやっていけないんです。小規模農家にしてみれば、面積に応じて肥料を正肥していきます。また大口農家とかなれば500堆とか400堆とか、そういった大きな肥料を買わなければならない。100堆取った場合1,000円アップしただけでも10万円ですよ、10万円も差が経費として跳ね返ってくるんです。そういったのも一応農協さんのほうにもどうにか助成とかしてもらえないのか、または補助金等でカバーできないのかというお願いもしました。しかしながら、農協さんもこれは全農からの仕入れ価格ということで自分たちもどうすることもできないと、全農さんから仕入れ価格で購入された分についてはこの単価でしか販売することができないと。農協さんも商売しなければならない経営上厳しいということで、そういった助成等もきびしいということでありました。そういった情勢の中でそうなれば、やっぱり行政のほうに頼みたいという気持ちが重々、100パーセントあります。しかしながら、先ほど言われたように初日の師玉議員の答弁にもありましたように、奄美市の助成とか補助金については現在のところは検討もしていないという寂しい話が、答弁があったわけであります。それは財政やら、いろいろそういった諸々の関係もあるかと思いますが。それでは農家の皆さんの痛みや苦しみまた、今後規模拡大をしていこうという農家さんの意識の向上にもつながらないような感じがあります。私としても是非この肥料の高騰、資材、いろいろありますけれども、それに対しての何らかの措置を奄美市も考えていただきたいと切に思うわけであります。しかしながら、それも今後検討されたいと思います。それと農家のほうもこうやって高騰していくにつれて、今度は自分たちはどのような経費を削減していくのか、いまそれを考えているところでもあります。とりあえずサトウキビ、ハーベスターではがしたら約5,300円がハーベスター代、あと500円がデトラッシャー代ということで、5,800円が農家を負担されなければならない。しかし、自分たちハーベスター組合もこの肥料だけじゃなく軽油やらガソリン、そういった燃料費も今高騰しています。今軽油といいましたけれども、軽油も今自分たちの免税がかかってはいますけれども、150円前後に上がっています。一昨年前にはまだ110円程度、120円程度、そこらあたりだったんですけど、このように20円から30円アップしています。そういったことを考えて自分たちハーベスター組合も、ハーベスター料金ももう少しアップしなければいけないんじゃないかなあという話まで持ち上がっています。しかしながらこういうハーベスター料金を価格をアップさせることは今度は農家に負担が行きます。農家の意欲に差し支えるということで、今現在では私たちはこのまま据え置きでしかできないのかなあということで話をしているところであります。それとハーベスターもそうでありますけれども、国の要望としても、話が先走りになっていますけど、それ以上に、国へのお願いとしては、このサトウキビのトン当たりの交付金で、今まで3年間は固定されて1万6,320円という固定の交付金が支払われています。そして富国製糖産からの価格は4,200円ぐらい、トン当たり100円アップされていく方式でありますけれども。やはりその元の収入が頭打ちで全然頭が上らないということで、どうも経営に圧迫感が感じられているわけであります。これはもう各農家の皆さん、そして各集落におかれましても、この肥料や飼料等・燃料等の高騰で本当に苦しんでいる、また悩んでいる農家もほとんどであります。そういった意味で今後のサトウキビ農家を支援する、または守っていくためにも、この農家の意識やら意欲を低下させないためにも、どうか行政側の大きな金額でなくてもよろしいと思いますので、少しばかりの気持ち

だけでもというの皆さん持っていますので、これは当局で話し合われて検討させていただきたいと思います。自分たちも農家さんも経費削減のために努力はしなければならない。そして自助努力をすることによって今後サトウキビが増産に向けて低下されないような、そのような対策も考えているところでもあります。コスト削減と言ってもキビの反収が上がらなくてはいけないわけでありまして。コスト削減をしたことによってサトウキビの反収も上がらなくなり、そして増産もできなくなり、そのような方式で今後農業が続けられるかと言えば、できない状況になっていきます。本当に農家さんもいま苦しい事情であります。そこらあたりを当局の皆さんがどのような考えを持っておられるのか一応コメントを、見解を伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 奥議員の御質疑の点は正にそのとおりだというふうに思っております。JAさん、これは北海道と沖縄と鹿児島とのJAの関係者が8月の26日に中央で陳情をしております。これは奥議員が御質疑のとおり石油生産資材の高騰などに抗議をしてくださいということと御提案の3年間の固定交付金の引き上げ等々、それから制度の見直し等々を要望を行っているところでございまして、こういった要望に対して国のほうが農家に満足するような施策をしていただければ非常に我々も助かなというふうには思っております。先日、師玉議員にもお答え申し上げましたけれども、今後、JAさん、大島支庁さん等々、そういった情報交換会等をしてみたいというふうに思っております。今回の雇用対策につきましては初日にも御説明いたしましたけれども、水産庁のほうが輪番制度の休業につきまして、いわゆる労務手当を出すとか、漁場の生産性の向上について諸経費の2分の1を出すという補助をしておりますし、これも御答弁申し上げましたけれども、灯油価格の9割は支援しようという具体的なことを施策を出しております。この石油高騰につきましては、市長会でも市町村長会でも議長会でも要望を出しているところでありまして、今後具体的に各省庁から取組についての具体策が示されて来るんじゃないかなあというふうに考えております。具体策を言えば、先ほどタンクの話が出ました。貯蔵タンクですね、国土省の。情報によりますと、このことにつきましても支援エネルギー庁とか港湾局、それから国土交通省が関係省庁で調整会議を持っているというような話も聞いておりますので、今後いろんな施策が出て来ると思います。その中で我々としても関係者とこのことにつきましてできるものはないのかということで協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） 今国のほうでも緊急支援対策ということで国や県もそういった農家・漁家の皆さんへ緊急支援対策ということで、いろいろな補正予算等で緊急に支援していこうということで提案されています。3日前だったですか、県のほうでも補正予算が組まれたということで、この事業も師玉議員の時に説明してましたのでちょっと触らないですけど、全国各地で、この野菜農家やら畜産農家などが、決起集会を開いて、この原油の高騰に対して怒りをぶつけていると。これはもう皆さんテレビとか新聞紙上等でお気づきであると思います。ぶつけているということは自分たちの生活ができないからという、これ以上上げてほしくない。これが限界だという農家の声であります。だからこうやって全国各地で決起集会、そして国への陳情・請願、いろいろ提出しているわけでありまして。今言われたように農家さん限界にきていると。それを守るためにも国は補助金やら助成金・交付金等でやってほしいという希望を出しての決起集会であろうかと思えます。国や県はこういうことを推察して、いろいろな緊急支援の事業を提案してきていますけど、これから先は、農家さんが改革していく。できれば損益分岐点が上がらないように生産コストと収入がバランスが取れるような、収入と支出のバランスが取れるような経営ができるのが望ましいということでもあります。今後、この件について、まだまだ燃料に関しては若干下げ幅も引き下がってきていますけれども、その他の資材や肥料等については今後まだ上昇する可能性も含まれています。自分もいろいろと観察はしていますけれども、やはり農家のことを思うとなれば、この生産コストがアップされないようにしていただくのが農家の切なる声だと思います。そういった観点で、今後、畜産のほうでも、私たち畜産もやっています。畜産農家も7月の競りにおいてこれまでの平均価格46万円から47万円だった平均価格が、7月の競りでは8万円もダウンしました。その8万円も

ダウンした時に皆さん気づいたんですよ。今まで46万円とか47万円で売れていたら、今までの原油価格の高騰とか、自分たちはその分儲かっているんだからそのくらいは経費として扱えると、そういった心配はほとんどしていなかったのが畜産農家だったと思います。私もそう思っていました。牛の単価が上がれば生産コストの場合は一緒でありますので、若干上がっても、牛の相場が上がれば自分たちはそれぐらい何とかやっていけるという気持ちがどっかにかあったと思います。しかしながら、7月の競りでは血統のいい牛とか、親牛の系統やら子牛の血統を見て購買者が買います。商品性のいい牛などは、やはり47万・48万円やら50万円とかいう高値が付きます。言っては悪いけど昔の血統、更新されなければいけない牛の子牛などは本当に惨めなものであります。特に雌牛の単価等については30万円を切る牛がざらにいました、7月の競りでは。そして30万円を切った時に、この資材等の高騰がきたということで、その時に農家さんもこれまで下がって牛ですから牛飼いがコストと合わなくなったという声もほとんど聞かれました。今回の9月競りでこの前の日曜日に開催されました。その9月競りの時には若干3万円くらいはアップしたんですよ、平均価格が。しかし、3万円アップしたとして過去から見て3万円アップしただけでは自分たち畜産農家はまだまだ厳しい状況の立場であります。本来なら48万円ぐらいでも売れるのであれば、この資材費の高騰とかにはそんなにまで影響じゃないけど、真剣に、真しに取組とか考えなかったのかなあという気がしますけど。こんなにまで飼料代やら粗飼料が上がればそれに通じてまた子牛の相場が低下したということで何なんだと、農家の皆さん思っています。そして今まで畜産の振興のために国の補助事業である畜産基盤再編総合整備事業等を導入してですよ何億という施設、そして大型機械、土地造成事業、いろいろ畜産農家もこれから頑張って投資を増やしていこうと、増投の中での意味を持ちながらそういった近代設備を整えて畜産の経営に取り組んでいたところであります。そういった施設の返済やら、生産のコストやらに対して、今の現状では畜産農家も涙が出るくらい厳しい厳しいという声ばかりであります。そこらあたり私も畜産農家の総会とかでも、このように上がっていることに対して、奥、お前も議員だろう奄美市のほうからも助成させるくらいの気持ちで質問でもせんばいかんよとか、提言とか助言とか私にいっぱいきています。もう少し行政からの補助金、助成でも提案したりとか、そういったことが来ています。しかし、こればかりは私は提案、提言はできますけど、これは行政の考えでありますので、行政の判断に委ねるということしか私には申し出ることはできません。本当に私に来るんですよ、こういった問題が生じている大事な問題がですね。そこで畜産農家も今後はやはりサトウキビ農家と同様に生産コストの抑制でそれに取りかかっているかなければ今後太刀打ちできる畜産経営ができかねないという心配や不安も多数あります。私も12頭親牛を飼っています。この親牛を飼っている中でも自分もそれなりにコスト低減化ということで、いま子牛を分娩したあとに子牛を1週間後に親牛と離乳させてそして子牛を2か月間ミルクで飼育しています。そういった小さいことも、これからは農家さん等の皆さんには技術を伝授しなければいけないのかなという思いであります。そういった子牛の別飼いなどすることによって親牛の1年一産の効果が表れるわけであります。親牛も1年一産させて農家に子牛が販売できる親牛も飼育しなければいけない。親牛が妊娠しなければお金になりませんので、そしてなるべく1年一産という、そういった目標・計画も掲げられています。親牛が妊娠しなくても三月も四月もましてや半年とか種が付かないという、そういった事態に陥った場合には牛の収入が減るわけであります。そういったことがないように今は自分たちは子牛の保育やら、あとロボットの導入で親牛に負担をかけないように1年一産させる方法で取りかかっているのが畜産の現状であります。また、粗飼料も高騰している中で、この粗飼料をいかにいい草を自分で作って、購入するのではなくて、自分で作ってロールにして親牛に食べさせていい子牛を排出させると。そしてその子牛も良質な乾燥草を自分たちで作って食べさせて多額で売っていくような方法、工夫もいま取りかかっている状況にあります。自分も今まで子牛の場合は購入草で、輸入草を採って食べさせていました。トン当たり今まで去年の一番安い時にもトン当たりで万円もしなかったんですよ、4万9,000円ぐらいだったんですよ。しかし今年の現在ではトン当たり6万4,000円まで跳ね上がっています。子牛の乾燥草です。そんなに上がるのであれば子牛の商品性も向上させなければならないわけがありますけれども、自分でできる乾燥草が採れるのであれば畜産農家も自分たちでそういった工夫をし

ながら取りかかるような現状でもあります。そういった意味で今後の畜産農家に対する指導とか要請、または技術営農指導体制のマニュアルとか、そういったのが行政のほうで作成されて各農家に徹底した抑制するために計画書などが作成されて農家に配付させて徹底した指導ができるような環境を作りたいと思います。そういった意味で、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 農家経営につきましても、肉用牛の経営につきましても議員がおっしゃるとおり、どこにそういう損益分岐点をおいてコストを削減するかというようなことが非常に大切だろうというふうに思っています。私も職員につきましては各関係機関と連携を図りながら、軽油の免税措置の促進、また自給飼料等の作付け拡大を促し、粗飼料多給の子牛作りによるコスト削減の推進及び各農家へ無駄を省く経営指導等を行い、コスト軽減に努め、また肉用牛導入貸付基金の貸付額の増額によります優良繁殖雌牛の導入を促進するなど、農家の経営安定を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） 私が言うことが後のほうで、あんたが言うとおりのことでありましたけれども。正に自分は本当のことしか言いませんので。そこらあたりは理解していただきたいと思います。今後の対策としていろんな高騰している中で今後は土づくりを重点に営農指導していただきたいと考えています。土づくりと言ってもこの前の答弁でもありましたように堆肥を投入することによってサトウキビやら作物それと牧草、牛の飼料、粗飼料そこらあたりが堆肥を投入することによって増産されていくと思われまします。現在、営農センターにおかれましては1トン当たり単価が8,000円で、認定農家には400キロ現物支給、一般農家には300キロ支給ということで、今営農センター指定管理者制度に移行していますけれど、そういったものを故意に利用させていかなければいけないと思います。自分たちの牛糞も営農センターのほうから取りに来て堆肥に製品を作っているわけでありまします。それとサトウキビから出るデトラッシャーから出るハカマでサトウキビからでるバカスです。そこらあたりも富国製糖さんのほうに足を運んで確認してみたら、まだまだたくさんあると、残っていると。それをどうにか処分してほしいというのが富国製糖さんの考えでありました。そこらあたり一応土づくりという意味で営農センターへの製品の堆肥の増産。聞くところによりますと営農センターは指定管理者制度に4月から今年4月から移行しまして、今農家さんが堆肥を喜んで購入しているということで、評判が高いわけでありまします。今日現在では、その堆肥がどのように製品された堆肥が農家さんの畑にまかれるぐらいの堆肥が生産されているのかそこらあたりちょっとまだ自分も行っていないので分かりませんが、今後はそういった堆肥、土づくりの観点から堆肥を作って農家さんが還元できるような仕組みを取っていただきたいと思います。そういった中で堆肥もトン当たり8,000円ということで確定されていますけど、そこらあたりも若干下げられるのであればトン当たり8,000円を1,000円でも下げて農家に堆肥を使って生産コストを下げて作物の栽培に心がけていただきたいという、そのようなことを取りはからっていただきたい。また、そういった検討もしていただきたいと思います。そこらあたりどうでしょうか、部長。

産業振興部長（赤近善治君） 有機支援センターでも堆肥づくりをして農家さんに喜ばれておりますし、私どもの農協研究センターでも堆肥を作っております。これは私この場ではい安くしますと言えない立場がありますので、ちょっと十分内部のほうで考慮させてください。

17番（奥 輝人君） 是非検討されたいと思います。それと今度はですね、漁家のほうですけれども、やはり漁家のほうも漁業のほうも燃料費の高騰やら資材の高騰等で漁にも出られないという方々もいます。特に漁に出てもずくの生産が不作であったり、エビも解禁され、魚等も捕りに行っていますけど数が減ってきているという状況の中で、漁家のほうも本当に苦しい生活を強いられているのが現状であります。漁家も改革もしなければならぬと思っていますけど、漁家の漁業の支援のほうも忘

れないで検討させていただきたいと思います。漁業も第一産業ということで一次産業を伸ばすことが奄美市の役目だとも考えてますので、そこらあたりも頭に入れて農業同様に取り組んでいただきたいと思います。これは答弁はいいです。ということで1番目の質問の中で申し上げました。

次に、いろいろアからエまで、ごっちゃで混ぜくって質問したような感じになりました。一応それで自分見てませんが、②の原油価格高騰の背景についての今後の行政についてであります。燃料、ガソリンについては9月から若干値下げが始まっているところであります。この原因としてはやはり世界的な生産が多分間に合っていないからだだと思います。トウモロコシや小麦なども生産が間に合っていない。なぜならば、エタノールのバイオエタノールを使ったりしていますので、そこらあたりが影響しての高騰につながっているものだと感じています。また、自然災害や不作も係わっての高騰だと思います。今後どのようになっていくのか情勢は見えていません。しかし、この食料不足に対して食料の物価の高騰はこれからもじわじわとは思いますが高騰していくのかなあというのが今の現状だと思っています。今後、この情勢についてでありますけれども、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 原油価格高騰の背景ということですが、これはもうオベックの問題とか、国際の石油省の問題とかいろいろ大きな問題で、私のほうで答えるのはちょっと場違いかもしれませんが一応答弁いたします。原油価格・燃料価格の高騰の問題につきましては、燃料コストの多くを収める運輸関係や漁業、化学肥料の価格高騰による農家への影響など、あらゆる産業・経済活動に影響を及ぼしております。特に離島におきましては、本土との燃料価格の格差が大きく、住民生活に直接的に大きな影響を及ぼしているところでございます。そもそも原油価格の高騰につきましては、投機マネーによる原油市場の値上がりが議論されておりますが、その活発な動きについての原因につきましては、中国やインドなどの新興国の経済発展に伴う国際的なエネルギー需要の高まりや中東の原油配給に対する先行き不安など、さまざまな分析がなされております。また、現在、原油価格高騰問題に大きな変化の兆しが見て取れるとの見解もございます。国際指標でありますニューヨーク市場では、1バレル147ドルの最高値から、最近ではこれが110ドル台前半で推移していること。7月に公表された経済産業省の通商白書において、今年5月時点の原油価格1バレル125ドルのうち、実需に基づかないいわゆる投機マネーによる上乗せ分が50ドルあるという分析がなされるなど、投資ファンドの行き過ぎた行動に対する国際的な批判の高まりによる市場離れの傾向といった原油価格の正常化に向けた動きも見え始めております。しかしながら、今後も価格の下落が続くのか、下落が続くとしても一体どのくらいの価格まで下がるのかといったような経済的な動きにつきましては正直なところ見通しが見つからないところでございます。議員御指摘のとおり、最終消費者である私たちに届く燃料の価格は一時と比べ、かなり高い状況であり、厳しい経済活動を強いられているということが現実でございます。産業振興のためにも、国の政策を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） 今の現状では本当に見通しが見つからないということで分かりました。今後こういった原油価格が高騰することによって市民生活が逼迫されないような情勢になっていただきたいというのが日本人であれば思っていることだと思います。そういったことで1番目の原油価格の高騰については、これで一応終了したいと思います。

次に、大きな2番のWTO農業交渉について。①の交渉決裂についてであります。このWTO農業交渉についてでありますけれども、これは貿易自由化のためのルールを決める国際機関として1995年の1月に発足されています。目的としては、貿易がルールに基づき円滑に行われるための支援であり、農業関連では農業協定に基づく政府側の発動や補助金に関する協議など、協議する実施機関であります。貿易の自由化とは関税や輸出入条件を減少したり、廃止したり貿易の円滑化を促進することです。このWTO（世界貿易機関）が7月の月にジュネーブのほうで開催されて、ドーハのほうで開催されています。農業交渉について、交渉決裂については開発途上国に配慮した特別政府側の緊急輸入制限をめぐって輸入促進を迫る米国と途上国の中国、インドがそれに対して意見が対立し、それが原因で決裂し

たということになっています。今回ですね、WTOが交渉決裂されたということは日本にとってはほっとはしていると思います。しかしながら、今後アメリカの大統領選が11月ごろにあります。その後に再び同じテーブルの上について日本の主張する案をもう一度またテーブルに乗せて交渉が再開されるということでもあります。交渉決裂については農家としてはほっとしたということで、これから猶予期間がある中で対策を考えなければいけないと思います。①についてはこれでいいと思いますので、次に②の重要品目の数を全品目の最低8パーセント確保に向けての取組についてであります。日本の主張する重要品目が現在1,332品目でそれくらいあります。1,332品目あります。そしてこの1,332品目の中から重要品目8パーセントを確保したいということで日本は主張しました。しかしながら、ほかの国々は4パーセントプラスの代償措置2パーセント、計6パーセントの枠を示したわけであります。この6パーセント枠であった場合はこの重要品目の数が8パーセントの場合は1,332品目だから約80品目ぐらいは確保できる数字であります。しかしながら、6パーセントになった場合は60品目ぐらいに落ちてしまいます。日本の高関税の作物品目は100種類以上あるということで、日本としては是非8パーセントの枠を絶対確保したいという主張でありましたけれども、6パーセントに落ちた場合やはり日本の品目を保護する意味で、また守る意味で厳しい情勢になります。そこらあたり国との動向であります。日本の農業団体は是非8パーセント枠を確保してほしいという強い要望を国のほうに農水省のほうにも提出しているわけであります。この8パーセント枠に向けてどのような市当局からの答弁は多分難しいかとは思いますが、現在この8パーセント確保に向けてどのような取組がなされているのか、また国の動向などの見解があればお願いしたいと思います。部長お願いします。

産業振興部長（赤近善治君） WTOの農業交渉の背景については、今議員から御説明があったとおりでございます。国は重要品目の数を8パーセント確保を求めているところでありますが、御説明がありましたとおり決裂をしたところでございます。最初は4パーセント枠ということでしたけれども、これが低関税の輸入枠を上げれば2パーセント上乗せしますよということで6パーセントということでありまして、国としましては1,332品目の農作物のうち200パーセントを超える高関税をかけている米や小麦、乳製品など101品目ありますが、これらのうちできるだけ多くを重要品目として保護したいということで、8パーセントの保護確保を求めていたところでありましたが、これが6パーセントで合意した場合は関税率30.5パーセントと高関税品目になっている砂糖につきましても、これが一般品目になる可能性が出てまいります。この一般品目扱いになりますと、いわゆる削減率が出てまいります。削減率の一番大きい減額であります66パーセントから77パーセントの削減率というハンディになりますので、これがもし一般の関税となりますと、鹿児島県・沖縄県のサトウキビ生産者のみならず、国政にとっても大きな打撃になるというふうに考えているところでございます。このことにつきましては、先ほども陳情のことで新聞記事を御案内しましたけれども、このことも北海道と沖縄県・鹿児島県のJAの参加のほうでWTOの交渉問題、それから日豪のEPAの問題等々で要望を行っているところでございます。市のみならず、このことにつきましては議会・国民・県民を通して大きく要望しなければならぬだろうというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） 日豪EPAの件もちょっと部長のほうから出ましたけれども、日豪EPAの場合は、日本とオーストラリアの2国間の協定ということで、この件についても前回一般質問で取り上げました。その時は砂糖と牛肉であったということで市長のほうから答弁があったわけですが、今回はWTO件でこの砂糖とか、粗糖がサトウキビになります。その細目の中に砂糖が含まれていますので、粗糖が300パーセント以上の関税がかけられています。高関税ということで重要品目の中には是が非とも粗糖に関しては入れてもらわなくては、これが一般品目になった場合は粗糖を一般品目にした場合にはサトウキビが栽培できない状況になります。ということで一応粗糖に関しては是非高関税ということで、それを守っていただければ沖縄や鹿児島県の奄美のサトウキビ産業が疲弊してしまうという、農業できない状況に追い込まれるわけがあります。そこらあたりは国のほうにも大地震やら、そういった関

係者の皆さんがそのあたりは十分に把握しているものと考えています。それと低関税輸入枠のない砂糖の重要品目への指定ということでもありますけど、砂糖の場合はいま無税ということで一応低関税輸入枠に含まれていません。農業者団体はこの砂糖も重要品目のほうに格上げというか重要品目のほうに指定してほしいというのが農業者団体の意向であります。それも砂糖もサトウキビと関連して天災もそうですけど、関連していますので砂糖の重要品目への指定もできるようにしなければサトウキビ産業が衰退したら困るということで、このような農業者団体の申し入れ、提言があるわけでもあります。農業を守るために日本はこのWTOの中で6パーセントという重要品目に対して日本はこれにタオルを投げるわけにもいかないと思います。その6パーセント枠にサトウキビ関係やら、牛肉関係とかその重要品目の中に是非指定していただいて保護していただかなければ自分たちの農業が衰退していくということになりかねませんので、是非これは強く要望しなければならない課題・問題だと思います。来年度早々からWTOの交渉が再開されていく見通しでありますけど、是非日本の農業を守っていくためにもそして奄美や沖縄の農業を守っていくためにも条件がかみ合わない条件であれば、テーブルから下りるなりするような、強い姿勢を持って政府も取りかかっていたいただきたいと思います。WTOの今後の行く末を見守っていきたいと思います。ということで私のつまらない一般質問でもあったかと思いますが、これで終了したいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時45分）

○

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後4時00分）
引き続き、一般質問を行います。
日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） お疲れ様です。日本共産党の崎田信正でございます。一般質問の最後ということになりましたが、あと60分どうぞお付き合いをお願いしたいと思います。経済問題についてであります。原油価格の異常な高騰による農漁業者をはじめ、各業者、市民生活への影響をどう見ているか。対策はあるかということでもあります。この件については党派関係なくこの議会でも取り上げられております。この問題の大きさを物語っているわけでもあります。なぜ私たちがこんなに大騒ぎをしなければならなくなったのか。現在の高騰というのは需要と供給の関係だけではありません。先ほど産振部長のほうからもありましたけれども、金儲けだけを目的とした投機マネーによって増幅されているものがあります。腹立たしさを感じるものであります。そしてこの投機マネーによる価格の押し上げは漁民や農民の皆さん方には何の責任もないのであります。不当に押しつけられた経営危機の問題は政治の責任で可決するしかありません。原油の高騰で石油や関連商品が値上がりをしております。国民の暮らしと中小零細業者や農・漁業者を直撃をしております。先ほど奥議員からも切々と訴えがありました。漁民が出漁を取りやめたり、トラック業界が全国一斉に要求行動に出るなど、その深刻さが伺えます。今奄美でも商店街の活性化策や産業の育成などに力を入れなければならない時でもあり、影響は免れません。先に同僚議員の質問もありましたので私は少ない年金で厳しい生活を強いられている市民の方が多く、諸物価の高騰が生活苦に追い打ちをかけているのではないかと。そこで何らかの対策が必要になってくるわけでもあります。まず、いまの状況、市民生活への影響をどのように見ているか。それに対する対策があればお示しをいただきたいと。市民生活への影響といったときには、すぐに生活に影響がでる生活保護世帯、年金生活者、リストラなどで失業している方たちであります。この人たちのことを、どう行政が見ているのかということでもあります。次からは発言席で行いたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 崎田議員の質問もですが、先ほど奥議員の質問等でも状況の把握という点では、大体共通の認識が持てたんじゃないのかなという感じはいたします。日本の国の富をどう維持するかということで、貿易立国、それから産業構造の変化、こういった点が大きく言われてきていたわけですね。そして、ある面において、このことがグローバルイズムと言われる社会の中で、日本は経済大国と言われた時期があって、そのことが今になって17・8番目まで落ちてきているというこの現実において、また、今回の国際金融の動きによって足下をすくわれてしまったという感じではないのかなと、こう受け止めているところです。まず、アメリカのサブプライムの問題から発して穀物類への投機、穀物類の投機がエタノールということも絡んで、そこに向いていたわけですが、これもあまりうまくいってないようございまして、次にいったのが石油に行き、石油がうまくいかないようになってきますと今度は資源国に目が向いていくということで、すべて日本の今後の経済に関わりの深い状況であります。この状況が一挙に解決できるかどうかは大変疑問視をしているも者の一人であります。そういう中では、いま申し上げたようにこの問題の解決は国が責任を持たざるを得ないというのは私は議員と一緒にです。そういう点では生活者をどう保護していくか、ここがなかなか目に見えてこない。今回の経済対策、緊急対策を見ましてもですね、予算が補正予算が停止されるという新聞記事の中ですが、これについても果たしてこれでいけるのかなと。既にもうこういう政府の対策について、ついていけない状況にまで地方はなっているのではないかなあという思いで見ているところです。そういう中でございますから、議員が指摘する本当に所得の少ない人たちをどうするのかということについては、これは福祉の問題におかざるを得ないのではないかと、こう思っております。産業を興して、この人たちを対応するということは、なかなか厳しい状況であろうと、先ほど申し上げましたように、経済を立て直すにはかなり時間を要するだろうと。その間においては、やはり福祉対応ということで、この所得の低い人たちを救っていかなければならないので、そこのところは強く求めていきたいと、このように思います。経済の循環を考える中で、今確かに燃料やそういった点での要望を出しているところではありますが、この燃料そのものについての対応についても、これでいけるのかなという感じで疑問視をしている者の一人ですが。燃料だけじゃない、世界経済の中での日本の経済の在り方という根本的な問題があるような気がします。そういった点では、私が意見を申し上げて解決できるものじゃないんですが、市政の運営の在り方という点での覚悟はできるんじゃないかと私は思っております。大変厳しい状況にまた直面するだろうと、こういうことであります。今後、福祉の対応と申し上げましたが、これも国の予算枠があるわけがございますから、真水をどんどんつぎ込むというわけにはいかないだろうと思います。そういった点では、これからどういう舵取りをするか大変厳しい局面にきたなあという思いをしております。そういった点では、議会の皆さんの御理解やご協力もいただかないと乗り切れないんじゃないかと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

16番（崎田信正君） 正に福祉の問題だと思うんですね。最初にこの質問を出しました。あとに続いている質問は福祉の問題なんです。順次聞いていきますけれども、確かにこれは投機マネーをどう抑えるかというのは国の責任なんですね。これが根本になっているわけですから、これは国がしっかりやらしてもらわないと、いつまでも私たちが困るということです。これは国にきちんと言ってもらいたいと思いますが。今ここでできること。奄美の人は所得が少ないし、生活保護も多い。生活保護を受けていないけれども実際は生活保護基準以下だという方もたくさんおられるわけですから、この人たちに対してどういう目を向けていくのか、これが地方の行政が問われていることだと思うわけです。いろんなやり方ありますけれども、2・3紹介をしてですね、こういう立場で取り組んでもらいたいということをお聞きしたいと思うんです。例えば、この議場にはまだクーラーが入っております。こんな時ですね、灯油の話をしてなかなかピンとこないわけですが、是非12月議会で補正を上げることはできないのか、そういう思いで紹介したいと思いますが、これから灯油価格の高騰が心配されます。実際今も高くなっているんですね。昨年も灯油代金はかなり値上がりをしているわけですが、これから厳しい冬を迎える北海道や東北地方の住民の皆さんがた本当に不安な日々を迎えることになるかと思

います。ここ奄美は常夏の島と呼ばれて冬の厳しい寒さということにはなりませんが、それでも高齢者の方々には寒さは身にしみるものであり、真冬になれば石油ストーブで暖を取っている、こういう光景はこの家庭でも見られるものであります。そこで国や自治体が灯油の購入を支援する、正に福祉灯油、こういう制度があるということですが、奄美市ではどうなっているのか伺いをいたします。

福祉事務所長（大井進良君） 福祉灯油と言うことで御質問がありましたので、お答えいたしますが、確かに北海道、それから東北地方、いわゆる寒冷地ですね、そこでは市町村が独自の制度として福祉灯油ということで灯油購入代金の助成をしているというふうに伺っております。しかしながら、奄美市のほうではこれは実施をしておりません。県内でもほとんどないんじゃないかなというふうには思っております。奄美の場合ですと、灯油のほうもそうですが、例えば暖を取る場合には電気ストーブであるとか、電気こたつ、カーペットとか、そういう方たちも結構いると思いますので、福祉灯油ということについては同意をしていないというのが現実でございます。

16番（崎田信正君） これはずっと前からある制度ですけれども、今ここで取り上げたのは正に異常な事態だからということで取り上げているわけで、何も福祉の制度はこれだけではありません。市民の生活実態とか実情に合わせたきめ細かい対策を是非お願いしたいと思うわけです。例えば京都市でありますけれども、原油高騰や物価高を受け、低所得世帯に緊急貸付を実施することを決めたということになりました。これは使い道を限定しないんですね。生活資金として貸し付けるもので、その対象となっているのが世帯の合計収入が生活保護基準の1.5倍以内で5万円が上限であります。無利子・無担保なんです。単身者は3万円、2人世帯が4万円、3人以上の場合で5万円なんですね。これは返済が24か月という長期になっているんです。今社協がやっていますが、半年以内ということになっていますが、現在社会福祉協議会の小口融資貸付があります。ここは貸出資金には限界があるわけです。今通常の状況じゃないから、これからこれを必要とする人がたくさん出てくる可能性がある。その時に対応できないということになればですね、困るわけですから、ここは市の責任で市民生活防衛緊急対策本部、いかめしい名前でありますけれども、こんなのを設置をして緊急対策資金を確保するなどの対応も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 今回の原油高騰に対する低所得者向け緊急貸付制度を実施する京都市の例に、奄美市でも市民生活防衛緊急対策本部設置の提案のお尋ねでございますが、先ほど市長が答弁しましたように、国・県の緊急経済対策も出されておりますので、この施策と連動した施策をまずは優先をして検討する必要があるものと思っております。また、低所得者や生活保護世帯への融資制度につきましては、行財政改革の中にあって、市の原資を元に奄美市社会福祉協議会が運用しております民生安定資金貸付金制度を利用させていただきたいと思っております。したがって、原油高騰に起因した生活必需品や離島物価への影響、大変危うしておりますが、市民生活防衛緊急対策本部の設置提案の件につきましては推移を見守りながら参考にさせていただきたいと考えております。

16番（崎田信正君） 社協はやってますけど、さっき言ったように、これで原資が足りるのかということなんです。これまでの利用者がその数であれば何とかなってきているわけですから、実際は断った例もあるということなんですけど。それじゃ足りないからということなんです。御存知のように、所得が低い生活保護率も高いということですから、その人たちはお金が必要になった時に、待てないんです。それから対策を立ててどうしようかといった時には待てない状況だから、今しっかりときめ細かい対策をと、いうのはこういうことを言っているわけですよ。そこが福祉の心だということを言うわけです。たとえば灯油代1リッター幾らになっているか御存知ですか。今幾らでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 今その資料を持ち合わせておりませんので、現在灯油が幾らかということにつ

いては承知をいたしておりません。

16番（崎田信正君） 昨日大島石油で聞いてきました。9月147円というふうに。147円と言えばね比較することがないから分からないですけども、17年の12月は94円なんです。18年の12月が98円、去年の12月は117円になっているんですね。これで去年も高くなったと先ほど冒頭で言いましたけれども。今年は147円。原油価格がどうなるか分からないので、下がる可能性もありますけれども、高値で安定すると大変な状況なんですね。生活保護世帯は11月から3月まで冬季加算があります。これは単身者で2,530円なんですね。11月になったら生活保護費が一人暮らしの時は2,530円加算をされる。4月からはそれがなくなっちゃうわけなんですけども。それは冬場の暖を取るために必要だということでやるんですが、同じ状況をやろうと思えば足らなくなるわけでしょう。17年度、18年度を比べれば1.5倍以上になっているわけですから。そういったときに、さっき言った灯油に限らなくてもいいんですが、こういったことの対策をきちんと取るということですね、お年寄りの方あるいは身体障害者の方、こういった人たちに温かい生活、暖を与えるということが必要と同時に、ただ灯油を与えるだけでなくこれは行政の温かい心を届けるんだと、奄美市さすがだなと、というような状況なんですよ。たいした額もかからないということになりますので、こういったことで検討しようということにはなりませんか、もう一度お尋ねいたします。

企画部長（塩崎博成君） 先ほどもお答えをいたしましたように、原油高騰に起因をした生活必需品や離島物価への影響というのもいろいろとございます。その辺も加味しながら今後議員御提案の件につきましては検討をしていきたいと考えております。

16番（崎田信正君） これだけで益小化されては困る。ほかにいろんな対策立てないといかんわけですが。例えば、障害者施設ですよ、通所のための送迎バスを出してますよね。これらもガソリンが値上げで困っていると思いますが、そういった対策も必要になってくるかと思しますので、しっかり実情を把握して本当に必要だということになれば充実をさしてもらいたいというふうに思います。

次に、社会保障制度について。介護保険制度であります。介護保健制度も制度そのものが欠陥だということは、この前から、これからずっと言っているわけなんですけれども、なかなか国の制度でありますから、ここでどうしようということになかなかならないのが実情でありますので、今回認知症の問題について取り上げました。認知症の現状をどのように認識し、対策はどのように考えているかということであります。全国の認知症高齢者数というのは05年、2005年ですが205万人から2035年には445万人、2.2倍になる。これは厚生労働省の研究班が推計を出している数字であります。そのほかにも、認知症にまでは至らない軽度認知機能障害というのも診断能力の発達で出てきているわけがありますけれども、対応が必要とされる高齢者は増加傾向にあります。地域の実情にあった対応が求められて来るわけがありますけれども、そのためには認知症そのものをどのようにとらえているのか。自治体としての対応の必要性をどう認識しているのかは対策を講じる上で重要なことでもあります。次に、認知症ネットワークなどの組織があるのか。どういう活動をしているのか。認知症による徘徊症状で行方不明になる状況があるのか。あればどのように対応しているのか。その搜索状況などが例があればお示しをいただきたい。もう一つ、認知症の人と家族への応援者となる認知症サポーターを100万人養成をするというのが国の方針であります。この認知症サポーター養成講座というのは、今全国各地で開催をされております。本市ではどういう開催状況になっているのか。厚生労働省は2005年4月から認知症を知り、地域をつくる10か年構想をスタートさせているということですから、2005年、6年、7年8年と、もう4年目なかが過ぎているわけですね。本市での目標数値はどうなっているのかお示しをいただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 認知症についてお答え申し上げます。議員御案内のとおり、認知症高齢者

の数は増加傾向にあると言われております。認知症は脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により徘徊や妄想、幻覚などの周辺症状を引き起こし、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であります。現在、厚生労働省でも認知症の医療と生活を高める緊急プロジェクトで医療・介護現場での総合的な対策について議論されているところでございます。認知症があっても見守られ、必要なサービスが受けることができ、認知症の人と家族が安心して暮らしていける地域づくりが必要であり、それには医療との連携や地域における包括的なケアの体制づくりが必要だと認識しております。認知症ネットワークなどの組織状況についてでございますが、まず、本市においては個別的な相談や支援要請は地域包括支援センターを中心として対応いたしております。その際に在宅介護支援センターや他の介護保険事業所のなどの介護関係機関及び医療機関とのネットワークを通じて個々の事例についての検討を行っているところです。また、定期に開催している地域ケア会議においても事例検討を行い、介護サービスの活用や医療機関への紹介などで対応しているところでございます。

次に、認知症の徘徊症状による搜索状況についてということでございますが、徘徊で家族などからの搜索願が警察にありますと、安心安全メールや電話での連絡が入ります。搜索は警察のネットワークを中心に行われます。警察の安心安全課には認知症の高齢者が増えている状況を説明し、徘徊での行方不明者の搜索について協力体制をお願いしているところでございます。

次に、認知症サポーター100万にキャラバンの実施状況についてでございますが、認知症の理解や認知症の人に対する接し方を学び、認知症の人と家族への応援者となり、地域のサポート体制の構築に役立ってもらう方々を全国で100万人養成しようというのが認知症サポーター100万人キャラバンでございます。本市においては、これまで認知症サポーターの養成は行っておりませんでした。6月議会でもお答えしたように、認知症サポーターの養成講座の講師となるキャラバンメイトや地域の認知症支援の指導的役割を助言・指導できる認知症介護指導者養成研修に職員を今年度中に派遣し、人材育成を行う予定でございます。今後、キャラバンメイトや認知症介護指導者を中心として、認知症介護の質の向上や地域のネットワークづくり、本人・家族への支援に役立て、来年度からサポーター養成を出前講座なども活用しながら、年10回程度行いたいと考えております。

16番（崎田信正君） 目標数値があります。

市民福祉部長（福山 治君） 養成の人員の目標数値というのは備えてませんが、年10回程度の開催で養成をしていきたいということでございます。

16番（崎田信正君） 徘徊の搜索状況というのは、まだそんなに数はないと思いますね。あることはあると聞いているんですが。今後、増えないことを願うんですが、出てきた場合ですね、搜索をするとなるとやっぱりドライバーの方に依頼するのが手取り早いのかと思うんですよ。タクシーの運転手とかですね、FMを聞く場合があるじゃないですか。地元のFMですね、こういった所共連携を取ってですね、そういった搜索があれば普通にラジオを聞いていて、こういう服装の人だな、あの人じゃないかということが分かればですね、もっと早く分かるんじゃないかと思ったりしますから、そういったことも是非検討していただきたいと思います。

次に、第4期介護保険料、これは来年の21年度から新しい保険料になるかと思いますが、誰もが払える金額ということで、減免制度も拡充してもらいたいということです。冒頭でも行いましたが、諸物価の高騰というのは、やはり家計を直接痛めつけており、大変な状況を迎えているこんな時代だからこそですね、民間の物価が上がるのは仕方ないんです。それはもう生活のことですからね。仕方ないといえば語弊がありますけれども。ですから、こういう状況だから社会保障は上げないで頑張るという行政の基本スタイルが必要だと思うんですよ。そういったときに、社会保険料・介護保険料をね、どのように抑えていくのかというのは行政の重要な仕事だというふうに思います。実態を踏まえ誰もが払える金

額になるよう努力すべきだと思いますが、御見解を聞かせていただきたい。

また、減免制度でありますけれども、ちょっと具体的な例で申し上げます。年金受給者の母親と息子さんが同居で、息子さんが世帯主の場合ですね、母親の介護保険料は息子さんに所得があれば基準額ということになります。月5,100円です。この場合、世帯分離すれば第2段階になってかなり安くなるんですね。75パーセントですか。ところが、この息子さん、お母さんをこれからも世帯で見たいと思っていただけれどもリストラにあってしまった。3月にリストラにあったわけですから、これ世帯分離をして保険料は第2段階になるのは3月以前に世帯分離をしておかなければならないですよ。4月になってから世帯分離したら翌年からしか第2段階にならない。その間、高い保険料を払うことになるわけですが、こういったときのために特別な事情ということで減免制度があるのではないのか。これは国保も場合も一緒なんです。こういったとき、対象にならないのか、適用されないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 大変具体的なお話までいただきまして、ありがとうございます。まず、減免制度についてということですが、説明をさせていただきます。介護保険料の減免制度についてお答えをしたいと思います。まず、1号被保険者、65歳以上の方の場合の保険料については、介護サービスにかかる費用総額のうち、第1被保険者の負担分を第1号被保険者の人数で割って基準額が決まります。計画ごとの基準額に基づき、所得段階に応じて6段階に設定されております。被保険者の所得が低い場合には、保険料の負担も低くなる仕組みで、低所得者への配慮を行っているところでございます。保険料の減免制度は、このような配慮にもかかわらず年度途中において災害等により負担能力が著しく低下する場合もあることから、そのような不測の事態における対応策として用意されているものでございます。介護保険は40歳以上の国民がみんなで助け合う制度でございます。介護保険の費用はそれぞれの負担割合が決められているため、仮にそのような一律の減免策を実施する場合、減免分の保険料は財政安定化基金から借り入れるしかありません。財政安定化基金から借り入れた場合については、当然返済を行わなければならないため、次の事業計画策定時の保険料に転換することになり、保険料の高騰を招くために適当とは言いかねます。低所得者へ特に配慮する場合には、高齢者の保険料で負担すべきものと定めた枠の中で、被保険者の負担能力に応じた保険額にすることにより対応すべきものでございます。したがって、減免制度を拡充するためには、その財源を基本的に他の1号被保険者に求めなければなりません。ひいては、このことが全体の保険料を押し上げる要因になると考えております。まず、リストラのみに着目しての一律減免はできないものかということでございますが、議員の御質問のようなケースの場合に、リストラでも退職金があったり、失業保険の支給額が高かったりといろんなケースが想定されるため、個別に対応を考えていきたいと思っております。

16番（崎田信正君） 対応してもらえると、相談に行けばですね、ということですね。減免制度でないから駄目だということにはならないということが確認できたのは一歩前進かなというふうに思いますが、一歩だけじゃとても足りません。

次に、住宅改修費用負担の委任払いの導入をということですが、介護保険では原則20万円までの住宅改修が利用できるということになります。この場合、改修の業者さんにいったん支払ってからあとで1割分を自己負担額ですね、これを差し引いてあとで支払われるということになりますが、これでは多額のお金を準備しなければなりませんから、介護世帯の経済的負担を少しでも緩和するために委任払い、こういった制度を導入している自治体も多くありますが、これは検討できないのかお伺いをいたします。

市民福祉部長（福山 治君） 住宅改修費用負担の委任払いの導入についてということでございますが、介護保険での住宅改修は利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に市に申請をして自己負担分を除く保険給付分の支給を受ける、いわゆる償還払い制度を原則としています。受領委任払いとは被保険者は費用の1割を事業者を支払い、保険給付される9割分を市が利用者から受領に関する委任を受けた

施工業者に直接支払うことにより、利用者の一時的な費用負担を回避する方法でございますが、奄美市におきましては、それに代わるものとして奄美市介護保険住宅改修資金貸付基金というものを設置して対応しています。この基金設置で目的を達成しているものと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

16番（崎田信正君） 次に、いきます。全国的に介護労働者の不足が指摘をされております。テレビの特集でも頻繁に見るんですね、介護労働者の厳しさというのが。本市の実態はどうかということですが。高齢者や障害者の介護、福祉サービスが今深刻な人材不足に直面し、大きな社会問題になっており、その実態はテレビの報道番組でも紹介をされているところです。高齢社会が進む、独居あるいは老夫婦という高齢者世帯が多く、介護認定率が高い奄美では、介護労働者が不足しては安心して生活を営むことができません。本市の実態をまず伺いをしたいと思うんです。全国的になぜ介護労働者が不足をするのかという大きな要因は、やはり労働条件の劣悪さだと言われております。事業所に対する報酬を引き下げたことが最大の原因だと言われておりますけれども、各地の事業所が経営危機に陥り、賃金カット、あるいは正規職員のパート化などの労働条件の切り下げを余儀なくされ、閉鎖に追い込まれた事業所も全国各地に出ているということでもあります。奄美での実態はどうなっているのか。私はあまり奄美で事業所の閉鎖とかね、1・2聞きますけれども、それと働く場所のことをいいますけれども、ここで辞めてしまうとほかに働く場所がないから、劣悪な状況でも止まらざるを得ない、そういう事情があるのかですね。もしそういう事情があればですね、介護労働力が足りているということで、手放しでは喜べないと思うんですよ。そういった実態、どうなっているのかですね。ホームヘルパーさんの移動待機時間が賃金に反映されるのか。あるいは、休業手当があるのか、有給休暇はどうなるのか、そういった実態が把握できておれば示していただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 介護労働者の不足についてお答えをいたします。厚生労働省は、介護の現場で人手不足が深刻化しており、職員確保のため給料を引き上げ、人件費の増加が経営を圧迫するというケースが多いと発表をしています。また、仕事の肉体的なきつさや労働実態に見合わない定収入など、就職先として魅力がなくなり、介護専門職の人材を育てる養成校で大幅な定員割れが続き、将来の労働不足が懸念され、介護サービスの質の維持にも影響がでそうだと発表をしています。そのような状況の中で、奄美市の介護保険施設にアンケートを行いましたところ、まだ深刻な事態ではありませんが、新規の雇用については応募人数も少なく、また若い担い手を育てられないなど、徐々にその影響を受けつつあるようでございます。国においては、2009年度報酬改定を行う予定であります。今後の動向を見守りたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。それから、先ほどの個々の条件等の調査につきましては、調査したことはございませんので。

16番（崎田信正君） 徐々に影響が出てくるということですね。高齢社会がどんどん進んでいく中で心配ですから、早め早めの手立てを取って対応していくというのが重要だと思いますので、是非その立場で頑張っていただきたいと思います。

次に、療養病床削減による影響をどう見るかということですが。医療費削減を目的とした療養病床の削減方針が出されております。政府は当初の削減目標数を若干緩和する方針に手直しをしておりますけれども、大幅な削減になることは変わりありません。退院後の受け入れ先がなければ介護難民という言葉も新しく生まれておりますけれども、そういう心配がありますが、奄美市の療養ベッドの数とか、その削減計画などで本市への影響をどう見ているのか伺いをしたいと思います。更に、政府は療養病床の削減の受け皿として介護療養型老人保険施設、いわゆる新型老健施設ということですが、これについて何か課題があるのかないのか。問題なくうまくいくのかどうかですね。そこまで分かっておればお示しいただきたい。

市民福祉部長（福山 治君） 療養病床の削減による影響についてお答えいたします。当初の厚労省の方針では、全国にある医療型療養病床25万床、介護型療養病床13万床の療養病床38万床を再編成し、平成24年3月末までに介護型療養病床の全廃、医療型療養病床も15万床まで減らすというものでございましたが、8月の新聞報道によりますと、医療型療養病床の削減は22万床に緩和されるようでございます。廃止される介護型と医療型のうち医療の必要度が低い病床の患者には在宅療養に切り替えたり、老人保険施設等の介護保険施設に移ってもらうことになるため、療養病床から介護保険施設への転換が進められています。奄美市において平成20年3月末日現在で介護療養型医療施設に入所している方は45人です。医療療養病床については7施設、297床、入所者数255人でございますが、本年7月療養病床転換に関するアンケート調査ではいまだ流動的であり、各施設での転換意向を見極めていく状態です。いずれにいたしましても、廃止される療養病床は介護保険適用か医療保険適用かへ転換され、ベッド数の減少はなく、いわゆる介護難民は生じないものと考えております。また、新型老健施設へ転換したところに限り介護報酬を上乗せすることも検討されており、廃止による受け皿といたしましては問題はないものと考えております。今後とも施設の意向を確認しながら対応していきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

16番（崎田信正君） この療養型の件についてはね、いろいろ問題が出てくると思うんですよ。これは今日時間がありませんから詳しくやりませんが、次に国民健康保険制度、擬制世帯、擬制世帯主についてということで通告を出しておりますけれども、これは保険料のいかに抑えることができるかということで、独自の減免制度があればそれでいいんですが、今のところなかなか認められない状況です。今ある現行の制度の中で活用できるものがないのかということいろいろ見てましたらね、こういう言葉が出てきたわけですよ。たいてい私が調べてメリットはあまりなさそうなんです、とにかく制度としてあるということですからお伺いをしたいと思います。最初通告を出しているのは、時間の関係で省いてですね、下の方の後期高齢者医療制度が実施されたことにより、夫が後期高齢者医療制度に移り、妻が国民健康保険に残った場合、国民健康保険の擬制世帯主は夫となります。夫は国保じゃありませんからね。この場合、国保の世帯主を妻に変更にすることは可能でありますけれども、それはあまりメリットがない。それはこの場合でも国保に移った妻のみを単身世帯として判定をしないから、保険料の判定ですね。しないからであります。しかし、後期高齢者の夫婦がサラリーマンの息子さんと同居し、世帯主が息子さんとなっている場合、この息子さんが後期高齢者医療制度の擬制世帯主ということになるわけでありまして。息子さんは多分健康保険に入ってるわけですから。この場合、この夫婦が年金が少なくても息子さんに所得があれば、当然あるわけです。均等割の法定軽減が受けられないということになりますけれども、国民健康保険では擬制世帯主の変更が認められ、法定軽減が受けられることになります。後期高齢者医療制度でも世帯主変更の手続によって法定軽減が受けられるようになるかと思いますが、こういった対象者がどのくらいあるのか。またそういった手続を行った事例はあるのか。ないかも分かりませんね。当面、特別措置で保険料の負担が出てこないわけですから。それでも今の制度このまま続くと思いませんけれども、もし続いた場合こういったことも考えなければいけないかなというふうに思いますので、対象者がどのくらいあるかだけでも結構です。示してください。

市民福祉部長（福山 治君） 平成20年8月末の現在での擬制世帯数は1,210世帯となっております。うち世帯主変更が可能な国保税の未納がない世帯は993世帯でございます。また、後期高齢者のうち子どもが世帯主になっており、軽減を受けていない方は293人いらっしゃいます。後期高齢者医療制度においては、一人ひとりが後期高齢者医療保険の世帯主になっておりますので、議員御説明の国民健康保険と同様の国保のみ世帯主という手続はなく、住民基本台帳法に基づく世帯主変更若しくは世帯分離の手続による住民票の異動があった場合、翌年度から軽減判定の対象となります。先ほどの御質問の件ですが、奄美市においてそのような手続がされたケースは、8月末現在5件でございます。

16番（崎田信正君） 次に、保険料の減免制度ですが、なかなか国民健康保険制度、国保税の納入率は上がらない。橋口議員からもありましたけれども、88パーセント台ですね、保険料の納入率は。10年来改善されていないというのが実態であります。こういう状況の中で、保険税の値上げなどとはとても考えられない状況だと思うんですが、この減免制度は先ほどの介護保険と答弁が似かよってればそれでいいんですが、違うのがあればそれだけ確認をして次にいきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 税の減免も介護保険料の減免も考え方としては同様でございますので、先ほどとほぼ一緒ということです。

16番（崎田信正君） これについては決算委員会とか予算委員会もありますので、そこでもっと詳しくできると思いますので、そこに譲りたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度についてです。後期高齢者医療制度は小手先の見直しでなく、きっぱり廃止を求めるべきではないかというふうに質問通告を出してあります。この件については先に廃止は無責任という指摘がありました。付帯決議案のことも出ておりましたので、一言触れておきたいと思うんです。それから質問に移っていきたくと思いますが。政府与党、つまり今は自民党さんと公明党さんですね。廃止したら元の老人保健制度に戻る、これが問題だと。廃止は無責任というふうに反論をしているというのは私も承知をしております。老人保健制度というのは、もともと老人医療は無料だった時がありますね。1970年代。これを有料にするときに老人医療の窓口負担を有料化するときに導入された制度で、1983年からスタートしております。日本共産党はこの制度導入そのものに反対をしてきました。問題があるのは当然であって、改革をしなければなりません。しかし、75歳以上という年齢によって今までの保険から切り離して際限のない負担増や差別医療を強いる後期高齢者医療制度とは決定的に違う仕組みでございます。ですから、間違った制度は直ちに止めて、若干欠陥はあるけれども、元の制度に戻すことは何の問題もないし、根本的にあやまった制度をそのまま続けていく、引き返そうとしない、与党のほうのはるかに無責任だと言わなければなりません。さらに、付帯決議についても出ておまして。これは2000年11月30日に健康保険法改悪法案が与党の賛成多数で可決をされたあと、民主党の柳田議員がこう言ったんですね。自由民主党、保守党、今ありません。民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、無所属の会及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による付帯決議案を提出いたします。こうして出されたものであります。この付帯決議案には、後期高齢者医療制度の原型になる考え方が明確に盛り込まれており、反対したのは我が党だけ。2006年の医療改革法案、今度、後期高齢者医療制度導入する法案ですが、「後期高齢者医療の新たな診療報酬体系」を求めることを盛り込んだ付帯決議が出ました。これについても反対したのは我が党だけであり、だから当時厚生労働大臣を務めた川崎二郎衆議院議員が「日本共産党だけはちゃんと本質をついていた」と語っているわけであります。しかし、それはそのことをおいて、いま4野党が共同して廃止案を提案しております。このことが重要だと思うわけであります。それでは質問に移りますけれども、後期高齢者医療制度については、毎議会質問に立ってきました。それだけ国民生活に大きな影響を与えるし、政治とは何かという根幹に係わる問題だから繰り返し質問に立っているわけです。6月議会では市長の施政方針との関係で質問をいたしました。市長がどういう立場に立っているのか、今一つ明確になっていないと感じております。総選挙が間近に行われる情勢ともなってきました。そうなれば衆議院で与野党逆転が現実となる可能性もあるわけです。そうなれば野党4党が共同で提出している廃止法案は参議院では可決をされております。衆議院で可決をされれば廃止です。このような状況を受けて、この制度の評価をお伺いしたのが6月議会でありました。市長は高齢者の保険・健康管理は「結局支える側が減って、支えられる側が増えていく。これを何らかの形で解決しなければならないことは私は賛成だと思う。これは議事録のとおりですと、答弁されました。廃止することは全くもう後退してしまって、大きな負担を強いることになる」というふうに述べられたんですね。制度の廃止・見直しを求める意見書を可決した地方議会は638と35の都府県の医師会が撤廃、見直しを要求している制度であります。全国で不服審査請求

が相次ぎ、廃止見直しを求める署名は600万人を超えております。導入されたばかりの医療制度に、これほど大規模な批判と抗議が噴出するのは異例の状況だと言わなければなりません。この国民の声に押されて見直しを再三行っているんですね。担当者は大変だと思いますけども。しかし、75歳という年齢で保険・医療を差別するという制度の根本的欠陥はそのまま温存されているわけです。ですから、このような小手先の見直しではなく、今きっぱりと廃止を求めるべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いをしたいと思います。

市長（平田隆義君） 長寿高齢者医療制度ですが、老人保健制度の時も70歳以上ということ年齢を区切ったと記憶しています。その75歳の後期高齢者医療制度にもっていくということは先に申し上げたように支えられる方が多くなって支える方が減ってくれば何らかの対応をしなければならないという現実の問題を解決する方法としては、私は認めざるを得ないんじゃないかということを申し上げております。

16番（崎田信正君） 老人保険は70歳なんです。それは保険でやっている。じゃあ乳幼児医療でも一緒でしょ。そういうことで言えば。これは何か。保険で75歳で医療そのものをサービスする道理になっているからみんなが怒っているわけじゃないですか。それで私が冒頭で言いました老人保健法も問題があるけれども、この後期高齢者医療制度とは根本的に制度が違うということを言っているわけですから、それを認識していないのが今の市長の答弁だというふうに思いますよ。この9月初めにですね、各家庭に配布された政府広報誌「あしたのニッポン」というのがあります。この記述についてお尋ねしたいと思いますが、この広報誌裏面にですね、受けられる医療はこれまでと変わりません。むしろ、より良いサービスが受けられますとあります。「むしろ、より良いサービスとは何か」を教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） 厚労省から出されました広報誌でございますが、厚労省では次のようなことがより良いサービスになるとしてしております。これまでと同じ医療サービスが受けられるところはもちろんですが、住み慣れた自宅で医療関係職種が連携して多様できめ細やかな訪問医療や24時間長時間の対応など、訪問看護サービスが充実します。訪問看護基本診療費の引き上げ（週3日まで5,300円が5,550円）や24時間対応体制加算（5,400円）の創設。一生おいしく食べられるよう歯科訪問診療も充実します。それから、飲み忘れ、飲み残しがないよう服薬支援が充実します。在宅・外来患者の緊急時入院（あなたの症状をよく分かっている病院に入院できます）と。退院前後の医療・福祉のサポートが充実します。後期高齢者退院調整加算の創設。（100点）が付きますと。それから退院時共同指導料の創設があります。また、被保険者証1枚で医療を受けられることも利便性が良くなったことだということでは言われています。医療と介護の合算制度の創設も上げられます。以上のことがより良いサービスだということでございますので御理解をお願いします。

市長（平田隆義君） 先ほどの私の答弁に誤解を生じたかもしれませんが、誤解をしていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、改善していくという面で私はあるって言っているわけですから。悪いところがあればどんどん直していく。そして、対象者がある程度少なくなることによって、もう少し国の責任がはっきりしてもいいんじゃないかと、こういうことを申し上げたいところです。

16番（崎田信正君） 時間がないので、私はもう一度ですね、我々がなぜ廃止を求めるのかというのを紹介をいたします。それを聞いてまた、改めてもらいたいと思いますが。先ほどのより良いというのは現役のお医者さんもね首をかしげている内容なんです。担当医になって行ってやっても大変だということですね。これは負担の在り方と言われましたけど、地元選出の与党の国会議員、はっきりこの制度は反対だと述べられております。その理由は「現役世代が高齢者世代を支えるのではなくて高所得者層が低所得者層を支える」というもので言っているわけですね。なかなか立派なことを言われていると思いますよ。そこで廃止しかない理由を述べたいと思います。一つは、高齢者を75歳という年齢

で一律に区切って差別するという制度の根幹に手を着けていない。姥捨て山という言葉は私だけが使っているわけではありません。自民党の堀内光雄元総務会長も「私を含めた75歳以上の人たちはもはや用済みだとばかりに国が率先して姥捨て山を作ったかのような印象を受ける」と言っているわけです。二つめは、厚生労働者の担当者、この制度は医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自ら自分の感覚で感じ取っていただくもの。お年寄りが医療機関にかかることに肩身の狭い思いをさせ、医療費を抑え込むことが目的となっているんじゃないかと思います。三つ目、保険料9割軽減が実現と。これは先の答弁でもありました。昨日、おとついでしたかね、ありましたけれども、後期高齢者医療制度の対象者は1,300万人です。9割軽減は270万人。所得割では年金収入153万円から210万円を対象に、50パーセント軽減するけれども、その対象者は90万人。合わせても3割満たない数であります。4番目、保険料見直しは2年ごとに行われます。医療費総額が増えれば保険料が上がる。さらに75歳以上、人口が増えても保険料は上がる仕組みです。「団塊の世代」が加入する2025年度は年間保険料約16万円。(今7万2,000円)です。軽減策があっても将来の保険料引き上げの仕組みは温存されているわけです。口座振替が選択できると言いますが、滞納となった場合は年金天引きが再開される仕組み。保険料の年金天引きはどれだけ保険料を値上げしても自動的に取り立てるという発想から出発しているのではないかと。6番目、保険料の年金天引きによって社会保険料控除が少なくなり、税負担が増える。老人保健法ではなかった保険証の取り上げの仕組みを導入した。運用上の改善を言うけれども、問題を認めている以上廃止をすることが必要です。診療報酬の体系が違うんです。「後期高齢者終末期相談支援料」これは厚生労働省の担当者が「延命治療」を制限して医療費を抑えるためと解説書に記述しているものであります。ほかにまだありますけれども、時間になりましたので、これだけでも廃止の理由は立派だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日9月12日から9月15日まで休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

それでは、9月16日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後5時00分)

9月16日（5日目）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉瑞人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京一郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍太郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三千丸 君	地 域 自 治 区 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	財 政 課 長 則 敏 光 君
税 務 課 長	有 川 清 貴 君	企 画 部 長	塩 崎 博 成 君
企画調整課長	瀬 木 孝 弘 君	市 民 福 祉 部 長	福 山 治 君
市民課長(名瀬)	幸 廣 光 君	健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
福祉事務所長	大 井 進 良 君	産 業 振 興 部 長	赤 近 善 治 君
産業建設課長	澤 修 平 君	建 設 部 長	平 豊 和 君
建築住宅課長	大 石 雅 弘 君	会 計 管 理 者	田 畑 米 利 君
教 育 部 長	里 中 一 彦 君	教 委 総 務 課 長	福 和 久 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次 調査係	長 事務	兼 取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は25名であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（伊東隆吉君） この際、報告いたします。

本年第2回定例会において採択した陳情で、会議規則第135条及び136条の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました陳情について、その処理経過及び結果について報告がありました。その報告はお手元に配付したとおりであります。

○

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。

日程第1，議案第67号から議案第89号までの23件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案23件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに市民クラブ 竹田光一君の発言を許可いたします。

20番（竹田光一君） おはようございます。市民クラブの竹田光一でございます。

議案第89号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議の一部を改正する条例についてを質疑いたします。

市町村合併で誕生した奄美市の円滑な行政運営を確保するため、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、地域自治区住用町・笠利町に特別職として平成22年3月31日までの4年間、区長配置がなされました。振り返ってみますと、合併前の3市町村による合併法定協議会第1回開催が平成16年2月26日、最終回が平成18年3月10日、計26回開催され、またその間各部門の小委員会もあり、旧3市町村の行政、議会、民間の各種団体から、それぞれの代表者が活発な議論を重ね、協議会での決定事項でありました。

市、町、村という行政規模の違いも大きく、合併して新市としてスタートするにあたって、合併前の調整項目、合併後の調整項目の多さが示しているように、新市としてスタート当初の混乱期の自治区の円滑な行政運営を確保するため、地域自治区に特別職の区長配置であったと考えますが、市長は法定協議会の会長として区長配置を決定し、そして奄美市長として区長を任命した立場から、この議案第89号を上程するにあたっては、苦渋の決断であったと推察します。その思いとこの時期に設置期間を平成20年9月30日に改め、地域自治区長制を廃止する理由と狙い、また2年間の住用・笠利両地区の区長制度の行政運営及び市民に対する役割をどのようにとらえておられたのか、またどのように評価されておられるのか、また地域協議会の意見など併せてお伺いをいたします。

議長（伊東隆吉君） それでは答弁を求めます。

企画調整課長（瀬木孝弘君） ただいま議案89号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議の一部を改正する条例の制定につきまして、市民クラブの竹田議員から2点御質問がございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、議案89号につきましては、特別職の区長配置しております住用町及び笠利町地域自治区に関する協定事項の一部を変更することになりますことから、議案の上程に関しまして先に関係の地域協議会に説明を行い、その了解を求める必要が生じました。今般、その了解が得られましたことから、追加議案としてそうさせていただいたものでございます。議長並びに議会運営委員長及び議員各位にはその取扱いに関しまして、御高配賜りましたことに対しまして感謝を申し上げます。

1点目の御質問の、この時期に設置期間を平成20年9月30日改め、地域自治区長制度廃止する理由と狙いという主題での御質問にお答えをいたします。

御存知のように、平成18年3月20日に新市発足後2年6月が経過しようとしています。振り返ってみますとこの間、合併以前の住用村、笠利町の役場は総合支所方式を採用しましたことから、組織機構や住民の利害に関する事務事業の多くが残されておりまして、住民生活への影響を最小限に食い止めるよう配慮されており、この点では大きな混乱もなく推移してきたものと考えております。また合併後、新市で引き継いだ約400の事務事業項目がございましたけれども、現在は新市の事務所の位置を除きまして、9項目を残すのみとなりまして、今年度末にはおおむね終了する見込みが立っております。

合併協定に基づきまして、協議書で決めました13名の両地域に関します各種団体で組織しました地域協議会が設置されておりまして、市長に対しまして意見の普請ができるようになっておりますし、また地域自治区に関する重要な振興等について協議していただく体制も整えたところでございます。

加えまして、住用村、笠利町時代に配置しておりました嘱託員や駐在員制度を新市においても引き継いでおりまして、月1回の開催により住民や集落の状況の把握、それから意見を聞く機会が設けられております。この点につきましても、不安解消に努めてきたところでございます。

併せまして、旧市町村時代から村おこし懇談会の実施をしておりますが、この件につきましても新市で継続実施に努めておりまして、二重三重の住民の御意見や提言を聞く機会を設けております。いわゆる住民と行政が協働して新市のまちづくりを推進する体制が整いつつあり、地域の行事や各種イベント、集落活動への支援体制も旧市町村時代と同様、ほぼ維持されているものと考えているところでございます。

御存知のように新市の財政状況が厳しく昨年11月改選後の市議会で説明をさせていただきました事業実施計画、財政計画に基づき、合併以前の市町村時代では主に財源確保の点から先送りになっておりました道路や港湾、学校、下水道のインフラ整備や福祉、保健等住民間生活関連事業につきましては、選択と集中、熟度制、優先度、また投資効果などの視点を加えつつ、おおむね継続実施が図られていることも挙げられます。これらの事業は地域自治区制度の効果でもございまして、また合併効果としてこれまでも説明をさせていただいてきたところでございます。

このようにおおむね地域自治区制度の目的や新市市町村建設計画で定めた方向性がほぼ保たれており、合併による住民の一体化は促進されつつあり、引き続き施策を通じて一体化の造成を図っていくめどが立ったこと、併せまして現区長の任期が来る9月30日をもって満了となることから、これまでの施策を検証し、総合的に判断をいたしました結果、今般、区長制度の廃止を行うこととしたものでございます。概要以上でございます。よろしくお願いいたします。

20番（竹田光一君） 課長が今おっしゃるとおりだと私も認識しておるんです。しかしながらですね、4年が終わったから5年にしなさい、6年にしなさいという問題ではないんですよ。4年が2年になったということで、市民の感情としてどうかということを私はお伺いしているわけでありまして。

毎年毎年、人事交流も大きくなってですね、総合支所としての機能も混乱なく推移しているということは、これはその通りだと思うんです。しかし、市民の皆さんが果たして、その行政の皆さんから見た考えについているかと、一体化、その気持ちが一体になっているかということ、決してそうではないという面がありますので質疑しているわけですがけれども、総合支所と言いながらでもですね、本庁機能のある地区とそうでない住用・笠利地区とのその思いというのは随分開きがあると思うんです。

住用町・笠利町においてはですね、合併して奄美市になりました。そして総合支所として住用町・笠利町にありますと言いながらも、やはりまだまだわが村、わが町の役場という意識は強いわけですから、その中で合併をした、村長がいなくなります、町長がいなくなります、その代わりとして自治区として区長がおりますと、その中で4年間合併の法律の下で、決まりの下で4年間の区長が配置されたということで、これが2年で終わってしまうということ。市民感情として、これは自然にですね、総合支所が単なるもう支所になっていってしまうと、だんだんだんだん特別職としての区長があって、それがなくなって一般職の長が当然そこにおられるわけですがけれども、自然の流れとしてだんだんだんだ

ん軽く小さくなってくるというのが、考えになってくるのがこれは市民の皆さんの自然な気持ちではないかなと思うんです。ですから、自治区という存在、あるいはまたこの旧来の役場というものは、もう大げさではないんですけれども、これはその地区地区住民の皆さんの心のよりどころとしてですね、あるものです。これがだんだんだんだん軽く小さくなってくるという、懸念されるのも非常に問題ではないかなとも思うわけであります。

そこでですね、特別職から一般職の長を置くということで、例えばその機能ですね、支所の行政機能と、市民に対するサービスを含めたその低下はないか、また決裁権の在り方などですね、変わってくるものかということもお聞きしたいんですけれども、このことによってですね、昨年少し騒ぎになりましたけれども、あの機構改革という噂話もまた蒸し返されてくるような、いよいよそういうふうになってくるんだと、だんだんだんだん小さくなってくるのではないかなという心配もされて、実際話も聞いておりますのでですね、そこをきちっと示していかなければいけないと、このように思うわけであります。

課長は財政の面ということも話しました。これも当然のことです。昨年の委員会でもそのことに活発な意見が出まして、議論も出ました。しかしながら、この問題は財政の面からだけ、側面からだけで見て判断していいものかという問題もあろうかと思えます。

そういったことで、先ほど申し上げた権限、あるいは決裁権、そして市民に対してのという、繰り返しなるかもわかりませんがですね、そういった低下などないかということで、もう1回お願いします。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 竹田議員、再度確認の中で財政の点からというお話がありました。先ほど申し上げたかったことは、財政状況についての新市での状況の厳しさに基づきまして昨年の11月、事業実施計画と財政計画を定めさせていただきました。この中で住用町及び笠利町につきましても、この計画的な計画の吸い上げに基づきまして各種、社会資本のインフラの整備に努めていることを申し上げたかったことですので、御理解をお願いいたします。

次に、特別職から一般職に変わることによりまして、総合支所としての権限、それから決裁権の在り方など、行政機能の低下はないかというようなお尋ねをいただいております。まず区長制度を廃止することによりまして、地域自治区の事務所である総合支所には、協定事項に基づきまして一般職の支所長を配属することを考えております。さらに新市になりましてから、地域自治区長の権限及び決裁権は、事務決裁規定に基づきまして本庁の部長とほぼ同等の内容で担当をさせていただいております。特別職から一般職に変わりましたが、これまでの区長職の権限及び決裁権や行政機能を維持していくことは住民サービスの確保、それから支所の地理的位置などの観点も考慮して参らなければならないものと考えております。この件に関しましては、御紹介がありました地域協議会からも同様の要望も受けているところでございますので、今後慎重に対応してまいりたいと考えております。

20番（竹田光一君） 3回目でもう最後ですから、市長にも少し見解などをお聞きしたいんですけれども、この特別職にしろ一般職の長にしろですね、これはその管内とかまた校区、集落、その他いろんな行事に対してのかかわり方は、場合によっては市長の代役として出席したりですね、そこであいさつしたりされているわけですよ。今までも、例えば笠利地区においては区長が市長の代理としてあいさつすると、我々は一所懸命地域発展のために頑張りますというあいさつを繰り返されているわけですから、そういった意味でも、これは非常に重要な役割だと考えております。そういったことですね、そのこれから決定してその後のことをどのように考えておられるか、市長の見解まで是非伺いたいんですけれども、その住民とのかかわり、直接かかわってくるわけですから、それなりのやっぱりその人間性というのも重要視されるでしょうし、そのあといろいろな問題がありますのでですね、是非、市長の見解まで伺いして質疑を終わります。

市長（平田隆義君） 少し時間も拝借いたしたいと思いますが、合併協議会の会長として合併を進めて、事務の統一化を取りまとめている最中において、当初島内全市町村が一つになってということからスタートし、そのうちにそれぞれの自治体が立場もおありでしょうが、合併協議会から離脱するという経緯がございました。いよいよこの合併については厳しいのかなという瀬戸際に立たされたという思いをしております。そういう中で、このことを果たしてすべて解散ということで、地域住民というか島内の皆さんに申し開きができるんだらうかという思いがありまして、国のほうの大きな流れというか、方向というか、そういうのも対しましたときに、これはやはりなんとかして合併を成就させたいという気持ちが大変強く出てまいりましたということを今でも記憶しているところです。そういう中で、どうすればじゃこれができるんだらうかということで、対応したのがこの在任特例と自治区の設置による区長制をしいていこうということでありました。これは竹田議員が申し上げましたように、地域住民が合併に対する不安があるということがその大きな根底にございましたから、この不安を解消する方法としては一つのいい方法じゃないかという判断をしたわけです。

そういう中で実際に合併ののち、区長においては事務所を代表して市長の代理として地域の皆さんと真剣に議論も交わし、また身近なイベントとか祭りにおいては顔を出していただいて、行政と地域住民との設定を御努力いただいたということでもあります。そのことを私は本当に大きく評価しているつもりです。どれだけ地域住民がこのことにおいて気持ちが救われたかなという思いがしております。区長二人についてはそういった点では大変荷の重いということではないんですが、休みの日も顔を出されるということも度々でございましたから、御苦勞も多かったんだらうなという思いもします。その成果については高く評価しているつもりです。

そういう中で今回、在任特例の議会の新しい議員の席を得ることによって在任特例も解消することができましたし、じゃあ自治区をどうするかということからにしては、なんとかして協議会を生かしてこれまでの2年間の実績を継続していくという形をとれないかと。区長そのものにつきましても本当は随分迷いもございましたが、財政的なことからということで、議会のほうの御意見も出てまいりましたので、これをすべて無視するというわけにもいかないだろうなという思いがございまして、いろいろ私なりに判断をしまして、任期満了という時期をとらえて対応したほうがいだろうということで、この2年間の任期満了でお二人にはもう本当に御苦勞様でしたということで職を離れていただくということをお願いを申し上げたところです。

そのあとのことにつきましてはですね、今申し上げましたように、区長という特別職ということで私たちが日曜、休日、夜間の会合についてはお願いを申し上げたところですが、一般の職員が事務長となると、そこら辺大変厳しい状況になりはしないかというのは若干気にはなっております。それを市長と副市長がどれだけ埋められるかが、これからの勝負ではないのかなという思いをいたしているところです。事務的な問題については、私は全く心配はいらないという思いがします。地域の皆さんのですね、生活をどのようにして維持していくか、また発展させていくかということでございますから、そのことにすべて視点を合わせていけば、私はそんなに心配することはないんじゃないかなと、通常の行政事務、行政サービスについてはそれが弱体化していくということはないと、私は確信しております。またそうあってはならないことであろうと思いますので、御理解を賜りたいとこういうことでこの度、決断をいたしまして条例を提案させていただいたということです。御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 次に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。私は、議案第89号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議の一部を改正する条例の制定について質疑をしたいと思います。

ただいま、竹田議員の質疑に対する当局の答弁を聞いていました。私はこの問題については、平成1

8年の合併時以降、一貫して日本共産党は在任特例の即時解散、そして特別職の報酬の問題、そして地域自治区の区長の配置の問題、また副市長2人制の配置の問題等において、この3年間議論をしてまいりました。その中で行財政特別委員会の設置等の中で議会としても、あの第二の夕張騒ぎが起こる中で、基本的には区長制度の廃止、市長2人制の廃止の問題など、提案もされてきました。しかし市長はこの間一貫して共産党の質問に対しても、地域自治区長は必要だと述べてきましたし、先ほどの答弁をお聞きしてても、この制度が廃止されても事務的にはさほど問題はないと言われました。しかし私は一番大きいのが事務的な行政処理や地域とのかかわり等の問題が一番大きい問題であって、この間、副市長の答弁は財政の問題についてはほとんどふれなかったと思います。しかし先ほどの答弁では財政の問題も含めて今回決断をしましたという答弁でした。

そこでですね、市長、私はこの問題をこういう形で一貫して議論をしてまいりましたけれども、この間、例えば9月1日の議会運営委員会の時もこの問題はなにひとつ問題は浮かんていませんでした。ところが突然9月8日、開会の1時間前に議会運営委員会を開きたい、緊急に集まってほしいという要請があり、結果はこの89号の提案でした。そこで、お伺いしたいのは、今回なぜ突然の提案だったのか。9月30日というのは2年間、4年間の任期中2年間ということは、当初から提案されてました。そして2年間の9月30日がくるのが急に来たんじゃなくて、はっきりわかっていました。にもかかわらず今までほとんどそういう議論も討論もされないまま、突然の提案は協議会で協議した結果ということもありましたけど、やはりこの提案は突然、なぜ突然の提案だったかという問題が1点です。と同時に新たな事務所長は一般職を支所長でいくんですか、事務所長じゃなくて支所長、そこんともちょっと当初は事務所長という方向だったと思いますけども、支所長となればまたちょっと違うと思いますので、その問題。

もう1点は、そういう中でですね、市長は先ほどの答弁もありましたように、急激な変化に対応し、地域の一体化を図るためと言って区長を配置され、先ほどの答弁でこの一体化はほぼ図れたと、担当者の答弁でもあと9項目を残してほぼ協議事項も完了してきているという答弁でしたので、そこで本当に地域住民の一体化は図れたと思っているのかね、先ほどの質問もありましたけど、図れたと思っているのか、そしてその問題について2人の区長のこの2年間の地域とのかかわりの中でですね、本当に同じように図れたと思っているのか、2人の区長の意見も聞かせてほしいというのが一つ。

続きまして、議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてです。

議案の10ページの歳入歳出補正予算の項目別明細書で7億5,978万8,000円の交付税が補正額に上がってまして、そして12ページでは、この額が地方交付税として減債基金への積立てに変わっています。私は終わりました一般質問の中でも、市民の安心・安全のまちづくり、危機管理の問題から見てもですね、26人中6人の議員がこの問題を質問されています。特に緊急避難時の避難場所になっている学校施設や体育館や公共施設においては、耐震化対策についても6人の議員がなんらかの形で一般質問をされています。

市長、市長にお聞きします。この一般質問の答弁でも、65棟の学校関係で言いますと建物がですね、耐震調査されずに残っている。県の平均も55パーセントですけど、奄美市は46.7パーセントで止まっています。こうした問題を検討したときにですね、65棟、1棟ほぼ200万円の耐震調査費がかかるとしても1億3,000万円です。一般質問でも私言いましたように、この奄美市では、この7月8月だけでも身体に感じる地震が17回、先週も3回起きてますよね。こういう状況の中でですね、国のほうは岩手地震のあとですね、こういうことを発表されています。今回広域で震度5以上となった岩手県沿岸地震は、内閣府がまとめた表層地盤の揺れやすさ全国マップの中で、揺れにくい地域と評価された地域になっています。政府は特に揺れやすい地域では、住宅耐震診断、補強や家具の固定などの対策を優先的にを行うことを呼びかけていました。そして文部科学省は6月にまとめた調査で大規模地震が発生した場合、倒壊等の危険性が高い公立小学校、中学校の対策は今後5年間をめどに行うと言われました。そういう中で先ほども言いましたように、奄美では体を感じる地震が8回も起きているという点で、このせっかく交付税が7億5,000万円も増えました。財政課長の話でいえば、私らのような

金を持ちなれん人間はちょっと余分な金が入るとつい使いたがるということになると思うんですけど、けど人の命にかかわる問題ですので、この問題についてその増額の理由、なぜ7億5,000万円も増額されたのか、そして活用方法は検討されなかったのか、いう点について質問いたしたあと、自席に戻ります。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画調整課長（瀬木孝弘君） それでは今回の提出の理由につきましてのお尋ねがございました。今回4点の御質問がございましたが、順次答弁させていただきたいと思います。

まず、区長制度の廃止の主な理由につきましては、先ほど竹田議員の御質問に答弁させていただいたことで当局の考え方はお分かりいただけたものと思っております。今議会で提案しましたのは、合併後2年6月が経過しようとする中でこれまでの住用地区、及び笠利地区に関する各種行政施策推進の状況から、おおむね地域自治区制度の設置目的や、市町村建設計画で定めた方向性を保たれており、合併による住民の一体化を促進されつつあると判断をいたしております。もちろんのこと引き続き施策などを通して一層住民の一体化の造成を進めていくことは当然のことだと思っております。このような状況を内部で検証しておりましたが、先ほど説明申し上げましたように、地域自治区長の任期が来る9月30日をもって満了となりますので、今般、区長制度の廃止を行うこととしたものでございます。

冒頭お断りをさせていただきましたように、関係する地域自治区に地域協議会を設置してございます。その地域協議会の皆さまのお考えも伺う必要がございまして、その了解を取る必要がありましたことから、今回追加議案として上程をさせていただいたものでございます。

併せまして、先ほど市長のほうから御答弁ございましたように、本市の実施計画や財政計画に基づきまして各種施策を推進中でございます。議会におきましても、行財政改革特別委員会を設置され、区長制度の廃止等も報告をされております。これらのことも加味しながら総合的に判断したものでございます。御理解をお願いいたします。

次に、地域住民の一体化を図れたかとお尋ねでございました。重ねることになりますが、新市発足後、厳しい財政状況にあっても住用地区や笠利地区への公共事業や各種の行政施策は合併以前よりも規模は増えております。旧名瀬市を含めまして、財政難から市町村間で先送りや、優先度等から漏れた事業も多々ございました。合併により多くの事務事業を引き継ぎ、また新市になって新たに取組んだ事業もございます。このように財政危機宣言も発した本市の財政状況の中で、新たな視点に立って地域の均衡ある発展を目指し、住民の不安感の解消に努めております。特に住用、笠利地区の振興面等に着実に施策を推進していることは、議会や市民の皆さまにも御理解をいただけるものと思っております。したがって、住民間の一体感は促進されつつあるものと考えておりまして、引き続きこのことは最重要の課題を継続するということで取り組んでいく必要があると考えております。これが一体感についての答弁でございます。

次に、事務所長の件でございますが、まず協定書の第6条におきまして事務所の長に代えまして現在、特別職の区長を配置してございますが、今回特別職の区長を廃止したいという考え方を持っておりまして、自治区の事務所は総合支所がその事務機能を担うことになっておりますので、地方自治法の規定に基づきまして、事務所の長を配置する必要がございまして、したがって、地域自治区の事務所は総合支所が担っておりますので、総合支所長に事務所長の職を担っていただくということになろうかと思っております。

以上、3点が私のほうから答弁させていただきました。よろしく御理解をお願いいたします。

市長（平田隆義君） 今、三島議員の質疑も聞きながらですが、先ほど議会の意見書を無視するわけにもいけないという答弁をしたと思うんですが、無視するその答弁をちょっと変えていただきたいと思います。無視したのかと言われかねない状況にありはしないかということを申し上げたかったところでござ

います。そういった点では約束どおり意見書を尊重して、今回勘案したと。

少し三島議員ととらえ方が違うかなと思うのは、今回の区長を任命するのは市長が指名して任命するということで、議会の議決を得ないで済む履行行なもんですから、そこら辺が一般の特別職とはちょっと違うのではないのかなという思いがします。そういった点では、一貫して区長はその役職を充分に果たしていると申し上げたのに、それをやめるのかと、こういう質疑だったと思いますが、それに対しては若干答弁の仕方は異ならざるを得ないだろうと思います。一般の職員というわけではないんですが、特別職とはいいいながら、そういう議会の議決を得た職務じゃないためには、その職がどうなのかということですね、そのあんまり本人に直接かかわるようなことは避けたいと思ったのが私の偽らざる気持ちです。そういった点では、2人の区長が一生懸命頑張っておるわけですので、充分に機能していると、頑張ってもらっているという答弁しか私からはできないということだということを理解していただきたいと、このように思います。

財政課長（則 敏光君） 交付税が伸びた理由はということでございます。普通交付税が今回確定いたしました。御存知のとおり、対前年度8億7,800万円の増、8.5パーセントの増、当初予算に比較しましても7.3パーセント、7億5,900万円の増額でございます。基準財政需要額の主な伸びとしましては、大きく申し上げましたら4点でございます。

1点につきましては、下水道費の関係の交付税措置が制度改正によりまして大きく伸びた1億5,600万円ほど増額になりました。それと、今回離島に配慮、あるいは地方に配慮ということで地域振興費という費目が大幅に伸びました。隔遠地補正の増額が4億6,200万円ほど伸びております。それともう一つは当初から言われておったんですが、地域再生対策費を新設するという国の方針でございました。これが約1億7,400万円、それと公債費です。臨時財政対策債の償還が伸びましたので、100パーセント交付税措置6,300万円ということで、この4点だけで四つの費目だけで8億5,600万円ほどになります。主な増額要因はこういったことでございます。

それともう1点、活用方法をどのように検討ということでございますが、2点ほど検討いたしました。

1点につきましては、今、議員御指摘の耐震化の問題です。これにつきましては、65の施設についてすべて即やる方法はないかというような具体的なところまで企画、財政及び教育委員会を含めて議論もいたしました。もう1点につきましては、緊急経済対策です。これにつきましては企画、財政それから幹部会でもこういった議論をいたしました。原油高騰などにつきましては大きな影響がございますので、今回も一般質問でもいろいろ御意見をいただきました。農林水産業、畜産業、商工水産業、卸小売業、バス、タクシー、運送業、運輸通信ですね、船舶、航空業界、それだけじゃなくて一般消費者もすべて影響を受けているわけでございます。このような中で、一部の産業でいいのか、あるいは全産業に対応すべきなのか、そういったものも含めまして、財源も含めまして議論はいたしたつもりでございます。しかし、国や県も施策を打ち出しておりますので、今しばらく推移を見守りたいということでございました。

冒頭の耐震化の問題でございますが、これにつきましてもいろいろと実施計画との兼ね合い、あるいは県の耐震調査の関係、第三者機関の関係とか、いろいろクリアすべき課題もありまして、それが即耐震調査が必要と出ましたら、即工事に入らなければ補助も付かないというようなこともございますので、差しあたって予定されております各学校の全面改築事業、そういったものとの兼ね合いなどもございますので、これについては即座にということではなかなかいなかったわけでございます。

住用町地域自治区長（森 米勝君） おはようございます。議案第89号の条例制定につきましてでございますが、議案に対しまして直接に申し上げる立場にあるかどうか分かりませんが、ただこの2年間の住用町の地域住民との触れ合った感想ということであれば、2年間の思いを述べさせていただきます。

今日まで約2年間いろいろなことがありましたが、与えられた職責について、誠意を持って事に取り

組んだつもりでございます。平成18年10月1日に住用町地域自治区長を拝命し、住用町の地域の皆様に温かく迎えられ、これまで仕事をさせてもらいました。そして未熟な自分ではございますが、精神誠意事に当たり、職務を全うしていくことが使命と考え、今日まで職務に専念させていただきました。このことにつきましては、地域の皆様、そして議会の皆様、そして職場の先輩、同僚の皆様の御指導と御理解、御協力があったのことに深く感謝申し上げます。御答弁になったかわかりませんが、この2年間の感想でございましたので、申し述べさせていただきます。本当にありがとうございました。

笠利町地域自治区長（朝山三千丸君） 三島議員の一体感の醸成は図られたと思っているかということでもあります。

一体感の醸成については確実に図られつつあるものと思っております。笠利町は特に飛び地での合併ということもありまして、周辺部として取り残されるのではないかと、あるいはまた制度などがこれからのように変わるのか、そういった不安と、それから一方では新市奄美市への期待、こういったものがありまして、複雑な中での合併スタートでございました。このようなことから、私は住民の方々に合併による不安を与えてはいけない、スムーズな一体感を図らなければいけないということで、常に大きなプレッシャーといいますか、感じていたところであります。

明治41年の島しょ町村制によりまして、笠利村となりました。更なる発展を目指しまして、昭和36年に笠利町というふうになりまして、合併をするまで98年、約1世紀という長い歴史がございます。この長い歴史の中で、地域に根ざした伝統芸能、あるいは独特の文化というものが生まれる、それにまた風習、あるいは制度、こういったものが綿々と今日に引き継がれてきたようなところであります。申し上げましたような歴史的背景というものがあります。こういうこともありまして、すぐにすべてのものを一体化を図るということは大変容易ではないなというふうに考えております。

市長も話しておられましたが、この間に多くの合併調整事項の調整も済みまして、新生奄美市としての外郭、あるいは基礎というものができつつあると思っております。均衡ある発展、それから一体感の醸成ということで、道路をはじめ学校、住宅、上下水道などのこういったハード面の整備は確実に進みつつあります。

職員におきまして、総合支所間のそれぞれの人事交流が図られまして、それぞれの地域の実情、あるいは実態を把握しながら業務が進められて、事務の一体化というものは図られてきていると思っております。

住民の方々につきましても、これまで各地で行われました村おこし座談会、そして地区の行事などに市長をはじめ幹部の職員の皆様が出席をしまして、地区の住民との融和を図る、このようなことから一体化は図られてきておりますが、先ほど申し上げましたように、今までそれぞれの市町村の中で長い歴史の中で引き継がれてきた伝統、あるいは制度、こういったものがあります。また温度差はあると思いますけれども、それぞれの市町村意識というものも私は根強く残っているものと感じております。

こういったことから一体化の醸成は確実に図られつつあると思っておりますけれども、さらに時間を掛けてこういったことに配慮をしながら一体感の醸成を図っていく必要があるのではないかと、このように考えているところであります。

15番（三島 照君） 今、2人の区長も話されましたけど、私は1点だけ。その事務所長とね、支所長の違いいうかね、支所長になってこの支所長に今まだまだ一体化が完全に図れたという状況ではないと思うんですよ。そうなれば、この支所長の役目、仕事、いわゆる予算の決算や事業の決裁やらね、どこまでできるのか。私がいつも感じているのは例えば、大島支庁長、例えて申し訳ないんですけど、全郡議員大会を開いてもその地域の要求に対する答弁はほとんど自分はできませんとやらないわけですね。結局、県議の皆さんが要求を聞いて帰ってくる。本来なら支所長というのは、そういう地元要求を聞いて、そこのある程度の決算や、そこら辺ぐらまでやっていかなければ、これからの残った一体化の作業というのは大変やと思うんですよ。そういう点では事務所長は恐らくそういうことまでは難しくなっ

くと思うんですけど、その事務所長と支所長の仕事の違い、内容があれば少し出していただきたい、というのが1点です。

もう1点は67号の絡みで、これは市長に是非見解をお聞きしたいのは、先ほどの答弁でも耐震化の問題やそういう緊急経済対策の検討はされたということで、ちょっと喜んだんですけど、しかしいつ耐震化の問題は起きるか分からないし、あとこの前から質問してます特別措置法の関連でいってもですね、まず調査をしなければ改修工事もできないんですから、やっぱり私はこの際、緊急に耐震調査だけはやって、改修工事に入るかどうかは財政を見ながらということになっていくと思うんで、そこんとこをどのように考えておられるのか。

もう1点は経済の緊急対策ですね。今一番緊急対策をしなければならないのは、燃料高騰の問題や、農家や漁業や産業関係の、いわゆる運輸産業関係だと思うんですよ。そこら辺の緊急対策を、市長はそこんところでどういう検討されて、どういう意見を持っておられるのか、その点だけよろしく願います。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 現在の特別職の区長を置くことに代えて、地域自治区に事務所の長を置くということを規定、協議書の第6条に基づいてですが、現在配置しております特別職の区長に代えて地域自治区に事務所の長を置くということになります。この事務所の長というのは地方自治法202条の4に基づく配置でございます、地域自治区の事務所の長として先ほど御説明がございましたように、竹田議員にも御答弁申し上げました、その権限や決裁権の規定、その内容等につきましては現在の区長の権限とほぼ同等、あるいは一部総合支所の位置の関係で、部長相当職よりも権限の決裁権の範囲をごく一部ですが、特に与えてございますので、この当たりを含めて同等の権限を引き継いでいただきたいというふうに考えて今、内部では調整をいたしているところです。

財政課長（則 敏光君） 耐震の関係についてでございますが、単年度で一挙にというわけにはなかなかまいりませんで向こう3年程度で緊急度の高い校舎等の補強工事に努めてまいりたいと、ただこれは実施計画にも計上いたしまして、財政計画上の起債枠との兼ね合いもございますので、その辺も見計らいながらできるだけ早急に対応してまいりたいと思います。

市長（平田隆義君） 御理解していただきたいんですが、三島さんが単純だというわけじゃないんですが、単純に申し上げてですね、56年度以前に建てた建物はもう耐震化に反しているんですよ。それは理解できると思います。その建物をどうするかということは、耐震化を今診断して、耐震化対応をして、このあいだも申し上げましたが、金欠中が約3年かかるか4年になるかということなんです、5、6年たったら改築しなきゃならないだろうということまできてということなんです。ですから、今度改築になると、新しい法律の下において耐震化の建物ですから、今、財政課長が申し上げましたように、財政の状況を見ながら一挙にできないということが、この今、我々の立場にあるもんですから、ひとつひとつ解決していくしかないんだよなということだということで、御理解賜りたいと思います。ですから、議員がおっしゃるように週に2回も地震が起こるのという話なんです、そのことも重々承知しております。大きな地震がないことを祈るだけです。

15番（三島 照君） もう終わりますけれど、耐震化の問題はですね、昨年的一般質問でも私言いましたけど、もう10年前にも議事録見ると検討してまいりますという答弁をされてるんですよ。しかしね、先日も住用の総合庁舎回って見てたんですけど、一度本当につなぎ目やら見てください。鉄骨で補強してますけど、ヒビいってます。そういう点で学校の問題やらも検討検討じゃなくて早急にこの際ですから、別に私も単純に言うてるわけではありませんで、是非、真剣に検討していただきましょ、お願いします。終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党の関 誠之でございます。議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について、3項目ほど質疑をいたします。

その1項目は18ページ、2款1項3目25節の積立金についてお伺いをいたします。先ほど三島議員からもありましたけれども、その積立金について、この原資は歳入にあると思います。地方交付税の7億5,978万8,000円が原資になっているのではないかと、恐らくそのうち7億2,992万円を減債基金に積み立てるものと考えますが、①その減債基金の現状をお示してください。②なぜ財政調整基金に積み立てないで減債基金なのか。③地方交付税収入の7億5,978万8,000円との差額2,986万8,000円はどこに財源充当をしているのか。④基金の取崩しに関して、一定のルールがあるのか。⑤減債基金の積立て決定前に緊急景気対策に予算化するなどの議論はなかったのか、以上の5点をお伺いいたします。

2項目は20ページ、2款2項2目23節の償還金、利子及び割引料についてお伺いをいたします。この市税還付金は国からの財源、税源移譲による住民税の軽減措置だと思いますが、①どのような性質のもので、対象者の内訳をお示してください。②対象者の把握及び通知はどのように行われたのか。③国庫支出金1,692万8,000円、一般財源2,539万2,000円となっているが、一般財源は交付税等の措置があるのか。④市税還付により奄美市に財政的負担がかかってこないのか。

最後の3項目は39ページ、10款2項3目13節の委託料、耐震診断等業務と同39ページ、10款3項3目13節の委託料、耐震診断等業務について、お伺いをいたします。このことについては、本年7月24日に開催された全員協議会の場で説明を受けておりますが、突然のことと全員協議会という場のこともあって十分な議論が進んでいるとは言えないと思っております。

6点ほどについて、お伺いをいたします。①耐震診断業務が必要とされた時期はいつなのか。②耐震補強に関する補助事業が施工された時期はいつなのか。③財源措置はどうなっているのか。④当初予算に計上した工事費の取扱いが工事費からの流用であったことについて御説明をお願いします。⑤耐震診断委託は地元業者でできないのか。⑥第三者期間の確認とあったが、どのような機関なのかお答えください。次から自席で質疑をさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） 減債基金につきまして現状ということでございます。まずこの9月議会で補正予算が通りましたらの状況でございますが、残高が11億7,061万6,000円の残高になる予定でございます。財政調整基金につきましては2億3,400万円ほど、地域振興基金につきましては3億700万円ほど、その他合併まちづくり基金18億5,000万円いろいろございますが、特別会計の基金なども含めますとトータルでは49億5,800万円ほどの基金総額でございます。

なぜその財政調整基金に積み立てないかということでございます。財政調整基金につきましては、一番最終的な財政指標であります実質単年度収支というのがございます。歳入から歳出を引いたものが形式収支、これから繰り越すべき財源を引いたのが実質収支、その前年度の実質収支との比較でしましたのが実質単年度収支というのがございます。財政調整基金はそのあとの実質単年度収支という指標でございまして、従来実質公債比率と、あるいは連結決算などでやります財政指標は実質収支レベルでございまして、さらに細かく言ってもそのあとの単年度収支、実質単年度収支という最終局面についての議論はほとんど従来ないと、あってもそんなに大きな意味は持たないんじゃないかということで、むしろこの期間、特にこの厳しい期間につきましては財政調整基金には積み立てないで減債基金によりまして財源を、財政を健全化していく方法、繰上償還などをしていく方法、これによって実質公債費比率などを下げていく方法を取ったほうがいいんじゃないかと、ある程度の財源不足の解消がついた時点で財政

調整基金に対しての積立て取崩しなどを考慮していきたいという観点から、財政調整基金についてほとんどさわってないという状況でございます。

それと、普通交付税ですね、普通交付税7億5,978万8,000円、減債基金への積立て、この差額が御指摘のとおり2,986万8,000円でございます。約3,000万円でございます。交付税は一般財源でございますので、どこに充当という概念が出てきません。一般財源ですから特定財源を国・県、その他財源という特定財源を充てた残りがすべて一般財源ということになります。ですから、どこに充てたかと言いますと、しいて申し上げますと、一般財源の多い費目、今回の補正予算で申し上げましたら、耐震診断の業務委託料ですね、教育費にございますが7件で1,400万円、これは一般財源でございます。その他、今、御質疑にもございました市税の還付金です。これについても2,500万円ほどの一般財源など、その他一般財源を多く要する経費に充てたということは言えると思います。

それと基金の取崩しに関してのルールということでございますが、特にルールがあるわけではございません。特定目的基金という名称でございますので、特定の目的に充てる。例えば、減債基金につきましては基金ではそれぞれ条例がございますので、減債基金条例、あるいは地域振興基金条例、これに基づきまして財源が足りない分について、そこに取崩して充てると、その場合には必ず予算に計上するという条例の規定に基づいて充てております。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 5点目に御質問のございました減債基金に積み立てる前に緊急景気対策に予算化するなどの議論はなかったのかとのお尋ねがございました。御存知のように本市の平成20年度の地方交付税額は対前年比で8.5パーセントの増加となったものでございます。

この財源を活用した基本的な施策につきましては、先ほど財政課長から答弁がございましたように、減債基金に積み立てるほか、三島議員の御質問にお答えしました内容のように、市内7校の耐震診断調査費や来年度以降の緊急度の高い校舎等の耐震補強工事にかかる費用としても見込んでいるものでございます。そのほか、一般質問におきましても教育委員会等からお答えしましたように、老朽化が進んでおります金久中学校の校舎改築工事を優先的に進める必要がございます。この校舎整備には数年程度要するものと見込んでおります。

1例を申し上げましたけれども、現在21年度以降の実施計画の見直し作業を行っておりまして、財政計画とも調整を図りつつ、事業の熟度や緊急性、必要性に照らし事業の自主財源として留保する必要がございます。申し上げましたように、実施計画に沿った来年度以降の公共工事等の施策による、景気対策関連の予算として現時点では、積み立てさせていただきたいと考えております。

なお、重ねることになりますが、今般の原油価格の高騰に起因した対策等につきましては、部内でもガソリン等、燃料価格の動向調査を実施する一方、先ほど財政課長から答弁がございましたが、幹部会等を開きまして議論を行っております。先の一般質問で担当部長から答弁していただきましたように、農畜産業や漁業、中小企業に対します原油高騰対策は全国的な課題でもございまして、現在、国におきまして大規模な財政出動による総合経済対策を講じつつあります。県におきましても、本日開会の議会に関係補正予算を計上いたしているようでございます。このような状況下にございますので、この件につきましては、国や県の動向を見ながら対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

税務課長（有川清貴君） おはようございます。関議員の市税還付金について、御返答したいと思います。

1番目のどういう性質のもので、対象者の内訳をということですが、議員も御承知と思いますが、税法改正により、税源移譲により所得税が軽減されましたが、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方につきまして、平成19年度の住民税額から税源移譲による住民税の増額相当額を減額、納付済みの場合は還付する措置でございます。対象者となりうるのは、平成19年の所得が前年より大幅に減り、平成19年分の所得税が課されなかった方でございます。具体的に言いますと、退職された方や出産、病気などにより長期休暇された方、自営業で業績悪化のため、所得が大幅に減った方などでございます。ちなみに対象者はこちらで把握した

分で1, 604名でございます。

2番の対象者の把握及び通知はどのように行われたかといいますと、対象者につきましては市の課税台帳により、平成19年度と平成20年度の所得課税状況の比較でデータを抽出いたしました。平成19年中の転出者につきましては、転出先の市町村へ課税紹介を行い、対象者を把握いたしました。通知につきましては転出者を含め、対象となる方へ個々に封書にて通知しました。2度ほど通知いたしました。

財政課長（則 敏光君） 交付税措置の件でございます。今回4, 232万円歳出で還付を組んでおります。これは市税は一律10パーセント、市県民税は一律10パーセントでございますので、その4割は県税でございます。したがって、その4割に相当します1, 692万8, 000円については歳入で、県から入ってくると、あとの残額2, 539万2, 000円、これにつきましては交付税措置があるかどうかということでございますが、実は今年度7月の普通交付税の本算定におきまして、既に基準財政収入の中に既に盛り込まれております。交付税ですから、補助金と違いまして1円たりともびったり合うということにはなりません、ほぼ同額が基準財政収入から減ぜられておりまして、すでにその分普通交付税の増額要因となって計算されております。

それが負担じゃないのかということでございますが、負担といえば負担なんです。交付税で措置された結果になっておりますので、それについては負担のないように財政運営をしてまいりたいと思います。

教委総務課長（福 和久君） 耐震診断業務について、関 議員お尋ねでございますが、1番耐震診断業務が必要と判断された時期とのお尋ねでございますが、これまで本市の学校建築におきましては、建物の危険度を示す耐力度調査を行い、この結果に基づき建て替えをメインとした校舎改築を行ってまいりましたが、近年の地震対策、またコスト的な面からも耐震診断を踏まえた改修事業を併せて実施していこうと考え、今年度当初、体育館1棟の耐震診断を計画しておりました。しかしながら、中国四川の大地震や国内の大規模な地震が頻発していることや、またそれを踏まえた6月の地震特措法の改正等もあり、今年度改修工事予定の体育館にも耐震を図れないかと検討したところ、先の全員協議会での説明をさせていただき、現在併せて8校の体育館の耐震診断を発注しているところでございます。

2番目の耐震補強の補助制度につきましては、これまでもございましたが、補強工事の補助率が2分の1と低く、自治体への負担が大きいものでございました。しかしながら、先ほども申し上げました6月の特措法の改正に伴い、条件はございますが、これまでの2分の1の補助率が3分の2にかさ上げされ、また地方財政措置も優遇され、耐震補強工事を実施するには有利な環境となりました。特措法の改正が平成22年度までの時限付きでございますので、この制度を有効に活用し、耐震化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

耐震診断の財源措置につきましては、補助制度上、耐震診断の結果により補助対象になるかどうか決まてまいりますので、耐震診断の発注段階の本年度においては単独費において充当となっております。これにつきましては、診断の結果、補助対象となった場合には、その補強工事を実施する際にさかのぼって工事費と併せて歳入として入ってまいります。4番の当初予算に計上した工事請負の取扱いは、全協の説明では工事費の流用との説明であったがとのお尋ねでございますが、現在発注しております7校の体育館の耐震診断につきましては、先の全員協議会で説明させていただきましたとおり、当初予定しておりました、改修工事請負費から1棟200万円かける7棟分の1, 400万円を耐震診断費として委託料へ流用しております。また流用した1, 400万円につきましては、今9月議会において、補正を上げており、元の工事へ流用する予定でございます。

5番と6番は併せてお答えしたいと思います。耐震診断の業者選定についてでございますが、指名競争入札で実施しており、耐震診断の講習を受講している市内の建築業者が既に落札しております。また今回発注した耐震診断についてでございますが、期間にしまして約6か月ほどかかり、その診断結果が出ましたら診断結果が妥当なものか判断する第三者の判定委員会に審査をしていただきます。診断結果

が妥当なもので建物の耐震性を表す I s 値が 0.7 以上であれば健全な建物として、そこで診断は終了となります。0.7 を下回りますと、それは改善すく、さらに補強計画を委託し、その委託を発注したあとに設計、補強工事へと進んでまいります。本市には現在発注しております 8 棟を含め、65 棟の旧耐震の建物がございますが、各学校の建物の建築年度や現状等を勘案し、また財政的な判断を含め、今後は耐震補強工事と、校舎改築を併用しながら耐震化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

14 番（関 誠之君） 減債基金について、答弁がございましたけれども、原則的なことを申し上げますが、減債基金というのは地方債の償還を計画的に行うための基金だというふうに理解をしております。やはり財源不足を調整する基金は、財政調整基金であると考えておりますが、なぜこのような原則論を申し上げますかと言いますと、その時々々の財政担当者の考え方で減債基金が財源不足の調整のために使用される場合があるやに聞いておりますし、予算編成や財政管理運営に緊張感が薄れていくんではないかというふうに思っておりますけれども、そういうことで私は何も財政の運用の柔軟さまでも奪おうとするものではありません。財政の安全弁としての基金の健全な状況というものを願っているからであります。公債費の決算額は平成 17 年度に 42 億 7,000 万円、平成 18 年度が 42 億 6,000 万円、平成 19 年度が 43 億 7,000 万円で、予算総額のだいたい 13 パーセントから 15 パーセントというような予算を計上しておりますけれども、この公債費の原資の中には、過年度の起債に対する交付税措置が毎年度あるわけですから、その額を基金に積み立てておるものだというふうに認識をしております。そこでお伺いいたしますけれども、奄美市における減債基金の適正額とはどれぐらいとお思いになるのか、また財政調整基金の適正額はどれぐらいなのか、多ければ多いほどいいということでしょうか、財政課長の見解をお願いをしたいと思います。

市税の還付については、当局から説明のありましたとおり、税源移譲により住民税のみを増額となる所得変動者にかかる経過措置だと、いわゆる還付される方は平成 18 年 19 年の退職者等で、平成 20 年度から 7 月 1 日から平成 20 年の 7 月 31 日までに減額申請をした方に住民税が減額されると、いわゆる還付される方は還付されるというふうにパンフレットに書いてあったわけですが、既にこの減額の申請時期は過ぎておりますけれども、奄美市としてこの減額申請の期間を柔軟に対応する考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

私は、財源移譲や増税が進めばですね、自治体間の財政力格差というのが拡大をする方向に進むのではないかというふうに危惧しておりますけれども、その際に自治体の財源補償を行い、格差を是正する鍵になるのがこの地方交付税、先ほど 8 億何千万、たまたま今年度は国の政策により増えたというふうに思っております。基本的には、基準財政需要額というのがずっと減ってきておりますから、基本的には言えば減るのも当たり前かなと思っておりますけれども、そういったこの交付税制度が今、非常に崩壊の危機にあるのではないかと思っております。小泉内閣が推進した三位一体の改革で、公税の測定単位を人口と面積のみに簡素化をした新型交付税というのが採用されているようであります。人口の減少している地方は、基準財政需要額が減少して地方交付税も減少している傾向がございます。市長、奄美市が 8 月の人口統計によりますと、名瀬地区において 4 万人を切ったと、3 万 9,900 いくらとなっておりますが、非常にこれからは人口が減ると、この交付税が減少されていく傾向がありますので、そこで市長にお伺いですが、この 2002 年からの三位一体の改革と言われる、いわゆる税源移譲、国庫負担金、交付税増を含む改革をどのように総括をしておられるか、御意見をお示しを頂きたいと思います。

私は当初予算の審議で総務建設委員会で提案された 3 番目の小中学校の体育館の補修費用 4 億 9,000 万円、1 校当たり一律 7,000 万円計上しているということで、非常に疑問を持って予算見積設計等を確実に行ったのかという質疑をさせていただきました。当局の答弁もありませんでしたが、その後調べてみますと、学校施設の耐震診断等業務においては建築物の耐震改修の促進に関する法律で、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられておるようであります。平成 18 年 1 月 26 日には建築物

の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律というのが施行され、幼稚園、小中学校が指示等の対象、追加、規模条件の引き下げが行われているようであります。また工事の変更した理由を予算計上後に法が変わってとのことですが、確かに今年の6月18日に地震防災対策特別措置法、先ほど言いました特措法が施行されております。しかし、この法律は国庫補助率の引き上げであり当初予算で見積設計などが行われていれば、今回の耐震診断、耐震補強設計などについて手順どおりに行われ、このような時間的な損失は起こらなかったんじゃないかというふうに考えておりますが、当局のご見解はいかがでしょうか。

また、この補正予算に委託料を予算化して工事費から流用した額を戻して執行できない予算を年度末まで塩漬けにして、来年度予算に繰り越すような措置がとられておるようでありますが、そのとおりかどうか、まず確認をして、そのとおりであれば本来ならば3月まで使わないわけですから、きちっと予算を落としてですね、やったほうが執行の面からはよいのではないかというふうに私は考えます。結果、地域経済が疲弊している中でですね、7校分4億9,000万円が執行不可能になるこのことに対して、代わりになる景気対策があるかも含めて市長の見解があれば伺いをしたいと思います。

財政課長（則 敏光君） まず減債基金についてでございます。財源不足に対応しての基金取崩しということですが、減債基金、これは当時の、その時々の方財政担当者の恣意に流されるということはないと思っております。というのは、減債基金条例第6条、経済情勢の変動等により、財源不足を来している場合、その他一定の場合、市債の償還の財源に充てるためという規定がございます。御指摘のとおり、減債基金は市債の償還の財源に充てるためというのがございます。当然私どもはこれは減債基金の取崩しは、一般財源として取り扱わせていただいております。したがって、これを公債費に充当しておるものと、それ相当分が財源不足になっているというふうな御理解をいただければと思います。もちろんその財政調整基金も取崩し条例がございます。第6条です、これも。ただこれは減債基、あるいは地域振興基金などよりも広範囲な規定になっておりまして、いずれこの財調基金の取崩しのほうに早い時期に移行したいと思っております。その辺は御理解いただきたいと思います。

三位一体の改革との関係でございますが、平成13年度、交付税がピークの時期がございました。以来、ずーっと下がりっぱなしです。18年度の合併のときに3億円ほど上がりまして、また19年度下がってきたという状況です。三位一体の改革は、16、17、18の3年間みますと、国・県の補助金が16億円減少しております。これは現金ベースで16億円の減少と、これに対して所得譲与税、あるいは交付税で措置するという結果でございましたが、中身を3年間分析しますとどう考えても、特に普通交付税などは基準財政需要だけが増えて、現実の交付額は8,000万円しか増えていないという現実がございました。ただし、所得譲与税という現金が入ってきましたんで、それとの差し引きをしますと8億7,000円ほどまだ足りないという分析をいたしておりました。実は、これが今回の普通交付税の対前年度増額8億7,800万円増ですが、これを国が知ってこういうふうに引き上げたのかどうか分かりません。偶然の一致かもしれませんが、三位一体の改革で、足りないと思っていた額が偶然にも今回の普通交付税の増額で賄えたという数字的なことは申し上げられると思っております。おかげさまで4億2,800万円の財源不足を一挙に解消いたしました。更にその上で3億円ほどの減債基金に積立てをしたと、できたという今回の補正予算でございます。

もう一つ、教育費、その耐震の関係ですが、7校でこれは単独事業、ほとんど合併特例債を使いました起債事業です。5億2,500万円ほどございます。耐震調査を入れましたんで、6か月から8か月の調査期間があります。私どもは間髪を入れずに調査結果、即工事に入りたいという思いから繰越事業もやむを得ないという説明をいたしております。御指摘のとおり、今年度いったん落として次年度に新規で計上ということも可能でございます。ただし、これは起債枠との兼ね合いで5億2,000万円ほどの起債を今年度落として21年度に再度計上いたしますと、21年度が起債枠38億円を突破いたします。そういった兼ね合いもございます。児童・生徒の安全・安心、生命の安全のためには起債枠突破もやむなしという議会の御指摘などもあればありがたいんですが、なかなか自ら決めた起債

枠を1, 2年で撤回するわけにもまいりませんので、その辺の兼ね合いもございまして、御理解をいただきたいと思います。

税務課長（有川清貴君） 先ほどの閣議員の申告期間を逃さないかということですが、21年の3月末までは受けたいと思っております。やむを得ない理由というのがございまして、長期入院とか、これはないと思いますが、長期外国出張とかいう方がいましたら受けたいと思っています。

市長（平田隆義君） この席で発言していいかどうかちょっとわかりませんが、実を申しますと、この問題はですね、三位一体の改革を市長会で議論した時なんですけど、地方分権の絡みがありましてですね、地方分権を進める中で、財源の移譲ということもあるよね、という話がそこに前提としてあるわけなんですけど、国のほうが補助金カット、交付税カットで途中で1兆円消えてるんじゃないかという議論も確かにありました。それは地方分権によって事務の合理化に国のほうも地方も合理化によって経費削減ができる見合いの金額だということがございました。

そういった点も含めてですね、実を申し上げますと明確に意見が分かれたのが、例の学校教職員の人件費を地方に回すという方針が出て、文部省はこれに反対ということでしたが、市長会の中での大都市の市長さんはあらかじめ賛成だったんじゃないかなという気がします。市長会の中でもこの議論が outcome として、私たちはこの三位一体の内容は財源を持ち合わせてない自治体では大変まずい方向だと、どうしてじゃあ財源を確保するんだと、税源をですね、という話があるんですが、そこでそういった点があり問題にならない市長さんたちとその学校の職員の給与をどうするかというときに議論になったわけですが、結論が出ないままには地方分権の推進ということからして、これはやむを得ないのかなという形で市長会も教職員の人件費を地方に移譲するということに賛成の形をとったわけなんです。

今ですね、昨日ですかね、自民党の総裁選挙の中の個人個人の意見の中で、財務大臣なさってらっしゃる方が、これは地方の意見のとおり処理した問題ですという発言が出たんです。確かに上からすればそういうことになってると思うんです。我々はもう一番心配しているのは税源がないじゃないかと、いうことは一貫してそこにあるんですが、ああいう発言が出るということは、やはり地方の市長会や町村会長さんの意見に受け入れてやったんだということだと、このように思いました。ただ、現実として地方が財源不足を来して大変な状況にあるということなので、一方の方は、いや小泉行革はまだ道半ばにあるんだと、これからそういうひずみを訂正する、調整する時期に来てるんだという発言でしたので、いろいろあるもんだなという思いで聞かせてもらっているところですが、いずれにしても今回交付税の増額が認められたということは我々の主張していることが反映されたものだという思いはいたしております。

14番（関 誠之君） 財政の先ほど課長が言いました、29億円枠ですね、一般財源の。それは2年のトータルで考えるということもまた一つの考え方だというふうに思っておりますし、こういう非常に景気の悪いときにですね、当然景気対策を市単独でどのようにやっていくのか、これもまた一番重要な政策の一つじゃないかというふうに思っております。

それで埋蔵金のお話をするわけじゃありませんが、普通会計の19年度の決算で見ますと、財政調整基金が2億3,000万円、減債基金先ほど言いましたのは7億4,000万円、どれぐらいの適正額かという質問はお答えになりませんでしたけれども、この減債基金というのは全額をその年にばって使うわけじゃなくて、計画的に返済していくためのひとつの基金ですから、そういったものを運用として今まで財政の中で使ったことがあるやに思っておりますし、そういったことも含めて減債基金を使えという意味じゃありませんよ。8億円、当初予算でいわゆる予期をしなかった金が入ってきた、憶測を引いても4億円金があるわけですから、先ほど財政課長のほうから話がありましたとおり、財政調整基金、いわゆるこの交付税も含めて、一般財源にどこでも使っていいということであるわけですから、そういった財源をやはりなんらかの形でこの景気対策に使っていただきたいというふうに思いますけれども、そ

ういったことで市長の考えがあれば再度お伺いさせていただきたいということと、市税の還付金については柔軟に対応していただけるということでよかったというふうに思っておりますが、通知漏れとかいうのがなかなか、予測はできないから通知漏れなんでしょうけれども、ないようにひとつ十分に再度点検をしていただきたいというふうに思っております。

耐震の問題は先ほどからお答えならいんですけれども、要するに耐震診断というやり方が、いわゆる設置者が耐震診断をやって、耐震診断の内容を今度は所管行政官庁の認定または公的機関の確認を受けると、いわゆる姉齒問題がありまして、数字が違えておらんかというところで公的なところに受けていくということと、それを受けて設計をして、その設計にしたがってですね、いわゆる耐震補強設計の内容確認をもう一度設置者自身がやって、そして耐震補強設計については所管官庁の認定または公的機関の確認を受けますと書いてありますけれども、こういったふうに順序があるわけですね。このことについては今に始まったことであるんです、この順序については。先ほど申し上げた法律が既に通っておって体育館を補強するときに議論をしておけば、そういう問題はおのずから議論をしてそこで分かっておったというふうに思います。そういうことでその辺のところは十分に反省をしながらですね、今後そのようなことはないようにしていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。それと、学校は十分に現場と打ち合わせないと、体育館というのは使う期間が、例えば夏休み中であれば学校は休みですから、7月から8月の2か月間をどうにかできますけれども、行事に多く使っておりますので、財政課長が言われたこの繰り越してすぐで対応できるようにと言ってもですね、学校の都合というのがあるわけで、なかなかそこをきちんとしておかないと、今回の問題も要するに6か月以上かかりますけれども、そういった学校の事情も含めて十分に現場と意思疎通をしていただきたいということを要望しておきます。

市長が先ほど申し上げましたけれども、再度その大変景気が疲弊しておりますのでその辺のことについて、ちょっと見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

市長（平田隆義君） 先ほどから担当者のほうからも答弁がありますようにですね、国のほうでも、また県のほうもできるかどうかちょっとわかりませんが、国のほうではいくつかの問題を提起しておりますよね。今回の緊急経済対策の中にも盛り込まれておりますし、先般ですね、じゃあ燃費の補助金を出すかというような話も出ましてですね、この問題も国のほうで対応しているわけですので、じゃあ漁民だけに燃費をというわけにもなかなかいかんですよということだと理解してもらいたいと思います。一般の方々ですね、いわゆる飛行機・船・サーチャージという話もございます。そういった点はじゃあどうするかという点が出てきますから、ひとつひとつの業種を対象にして、奄美市が対応していくのは対応していくのは大変難しい状況じゃないのかなと、こう思っております。そういう中で一般のということできたのが、私は定額減税がそこところ含んでいるのかなと思って見ているところです。

ただ、今後景気対策ということで、財政支出を少し増やしてでもということであれば、これまで何回かとってきましたように、公共施設の維持管理の問題がありますから、これが財源不足だということで放置されているものがあれば、こういった点を雇用という点で、雇用を増やして対応するということであれば可能性があるなという思いは今しているところです。まだ現場が充分掌握されておられませんので、そういった点、それからまた何か皆さんからも我々が気付かない点で、そういう意味での対応の仕方というものがあれば教えていただければありがたいと、このように思います。直接現金をそれぞれの方々に対応していくということは難しいことだと、このように認識しておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第72号から議案第89号及び議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）

中の関係事項についての19件はこれを総務建設委員会に、議案第68号から議案第71号及び議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中の関係事項についての5件はこれを厚生委員会に、議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中の関係事項についての1件はこれを産業経済委員会に、議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中の関係事項についての1件はこれを文教委員会にそれぞれ委託いたします。

本定例会において受理いたしました請願・陳情はお手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

○

議長(伊東隆吉君) 日程第2、議案第90号 奄美市会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

8番(奈良博光君) 議案第90号 奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の議案第90号につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が9月1日に施行されたことに伴い、奄美市議会会議規則の一部改正が必要になったためです。内容につきましては、地方自治法第100条に新たに第12項が追加され、例規中の12項以降が1項ずつ繰り下がるために、会議規則第158条中の法第100条第12項を法第100条第13項として改めるものです。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(伊東隆吉君) これから本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第90号 奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理等のため、明日17日から25日まで休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日17日から25日まで休会とすることに決定いたしました。

26日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前11時24分)

9月26日（6日目）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉 瑞 人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
住 用 町 長	森 米 勝 君	笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君
地 域 自 治 区 長		地 域 自 治 区 長	
総 務 部 長	福 山 敏 裕 君	総 務 課 長	川 口 智 範 君
財 政 課 長	則 敏 光 君	企 画 部 長	塩 崎 博 成 君
市 民 福 祉 部 長	福 山 治 君	市 民 課 長 (名 瀬)	幸 廣 光 君
福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君	自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君
紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君	建 設 部 長	平 豊 和 君
下 水 道 課 長	盛 正 弘 君	企 画 調 整 課 参 事	里 良 也 君
会 計 管 理 者	田 畑 米 利 君	教 育 部 長	里 中 一 彦 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松 田 秀 樹 君	次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	山 崎 實 忠 君
-------------	-----------	-----------------------	-----------

議 事 係 長 森

尚 宣 君

議 事 係 主 事 重 田 俊 彦 君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの議員は25人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程第3号を予定いたしております。日程に入ります。

日程第1，議案第67号から議案第89号までの23件について、一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） おはようございます。御報告申し上げます。

厚生委員会は9月17日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。

去る9月16日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第67号から議案第71号についての5件の主な質疑についての審査結果を報告いたします。

まず、議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）については、保健師の特定検診関係の保健師の雇用状況、老人保護措置費の財源措置、人事異動に伴う人件費の予算組換えなどの質疑、そして保育所の施設管理と現状、現場状況把握についての要望等、そして自動車リサイクル促進協議会の協議会負担金の質疑等がございましたが、特段の問題もございませんでした。

次に、議案第68号 奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての報告をいたします。

病休の賃金の質疑で、病気休暇と年休は別扱い、また病院の診断書をもとに判断して休暇を与えているということでございます。その他は特に質疑、ございませんでした。

議案第69号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については7ページ、8款 繰越金の3,164万4,000円は、交付金の最初の概算見込みと歳入の追加交付、足りない場合の基金からの繰入金などと、支出の出来高払いの介護サービスを受けた請求の、その差額から生じているとのことでございます。その他、介護支援専門委員の賃金、包括支援センターの人員配置、ケアプランの委託についての質疑がございました。また、ほかに特老老人保健施設の入所制度の質疑等がございましたが、この際省略いたします。

議案第70号 平成20年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）については、今後後期高齢者の増加に伴い、訪問看護の需要は増えていくだろうと思われること。療養病床の削減計画については、まだ具体的なものは出ていないとのことでございます。

議案第71号 奄美市笠寿園特別会計補正予算（第1号）については、施設管理等についての質疑がございました。

これらの5件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝広君） おはようございます。産業経済委員会は9月17日午前9時30分から開会され、6人の委員出席のもと、慎重に活発なる審査が行われました。産業経済委員会に付託されました議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項分を審査いたしました。

この議案につきましては、お手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり、原案のとおり全会一致にて可決すべきものと決しました。

以下審査の内容について御報告いたします。

6款 農林水産業費について、主な補足説明につきましては、平成21年度から22年度にかけて整備予定であります地方卸売市場整備事業に伴う国・県との事業要望、ヒアリング及び青果卸売市場視察に要する旅費35万7,000円、住用地域特産物販売所サン奄美の加工機械設備費の備品購入費や大川ダムの放流設備ゲート室内の漏水修繕費や、また工事請負費の減額について、また名瀬農村環境改善センターの修繕工事費が特定財源の合併特例交付金の確定減額によるものであるなどの補足説明がなされました。

委員から肉用牛導入制度について、基金繰出金の理由と運営状況についての質疑がありました。運営状況については8月末現在で34頭分の債務があり、額にすると857万6,628円ですが、分納納付などの形で徐々に納付をしているとのことでありました。また委員から、農業振興費の住用地域特産物販売所の備品購入費に関して、指定管理者であれば備品の購入については契約で規定されているのではないかという質疑に対して、修繕については協議になっているが、今回の備品購入については当初修繕で検討していたが、同じ型の部品がないということ、また指定管理者ではなく、広く一般の方が利用されていることも多い器具であるなどの理由で、財政課と協議し購入という形になったとのことでありました。その他の質疑もありましたが、この際省略いたします。

7款 商工費について、主な補足説明は旅費の10万3,000円の増額については、鹿児島県バス協議会出席のための旅費1回分と、鹿児島県地上デジタル放送普及推進協議会出席のための旅費1回分の計上とのことでありました。

2款 総務費の6目 企画費については皆既日食対策事業費が含まれており、4月より紬観光課に移管されたとのことでありました。2009皆既日食関係自治体連絡協議会の出席旅費等について、皆既日食実行委員会負担金についての補足説明がありました。

7款 商工費については、3目 特産振興費、9節 旅費として21万8,000円計上してありますが、これについては今年10月25日に鹿児島市の鴨池陸上競技場で開催されるねりんピック鹿児島大会開会式のふれあい広場における交流大会でのPRコーナーの出展に係る旅費1名分と、12月19日から3日間、東京日比谷公会堂における平成20年奄美ミュージアム事業・奄美ファン感謝祭のイベントに参加する紬観光課特産係の職員1名分の旅費とのことでありました。そのほか、スポーツアイランド戦略推進費の負担金補助及び交付金について、7目の観光施設管理費の工費請負費の225万円について、タラソ奄美竜宮の正面玄関前の道路落石防護柵の取り付け工事費の計上についてなどの補足説明がありました。

委員から県のバス対策協議会への出席するための旅費について、奄美大島のバス交通の在り方についての質疑がありました。バスの利用促進ということで9月20日に島バスの日を設け、中心商店街の活性化、高齢者の交通手段としての利用促進につなげる趣旨とのことでありました。またスポーツアイランド戦略推進費について、奄美北部観光交流拠点整備事業費について、委員から奄美の景気、そのほかの委員から、奄美の景気回復、経済対策について、まず商工調査、商業動向調査等の実態調査を行うべきとの要望もありました。その他の質疑についてはこの際省略させていただきます。

以上、産業経済委員会に付託されました議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項分について審査結果の報告を終わりますが、御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（伊東隆吉君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） おはようございます。それでは、文教委員会に付託されました議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項の審査結果について御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項分については、委員より耐震診断委託料について、耐震診断をする小学校6校、中学校1校の7校が耐震結果0.7下回ればすべて耐震の対象になるのか。補助金は耐震診断を受けさえすれば、全部2分の1から3分の2になるのかとの質疑がありました。当局より、耐震診断をして0.7以上になりますと、その建物は大丈夫ということで耐震診断料も一般財源持ち出しとなり、0.3未満だと3分の2、0.3から0.6の間になりますと2分の1になり、この3分の2のかさ上げについては診断結果による補助のかさ上げとなっており、実際診断をして結果が出ないことには現段階では2分の1、結果が出た後に3分の2という補助のかさ上げがもらえるような仕組みであるとのことでした。今回の7棟については今の段階では2分の1で、診断をしてその結果に基づいて3分の2にかさ上げになるか、判断はそれからであるとの答弁がございました。ほかにも質疑がありましたが、この際省略いたします。

以上をもちまして文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） おはようございます。総務建設委員会は去る9月18日午前9時30分より開催され、午後5時15分まで熱心な議論が終日なされました。

総務建設委員会に付託されました議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項について、ほか22件につきまして審査の結果を御報告いたします。

これら20件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について議事審査の順にしたがって御報告いたします。

議案第67号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項についてであります。

当局より補足説明の主なものは、笠利町への漂流したものの費用として27万6,000円、外金久地区の防災無線屋外局の鉄塔建て替え費用として122万9,000円、本庁・支所間の人事異動による通勤手当373万2,000円の増、旧自治体のそのまま残っている学校や保育所、消防団車庫、指定保存樹などの看板を改善するもの150万円、65歳以上の個人住民税が来年の10月以降年金から天引きが行われ、そのシステムの補修費など196万4,000円、市税還付金4,232万円は平成19年度税源移譲に伴い所得税軽減への影響を受けず、住民税の影響のみを受けたものについて、増額となった住民税を還付するもの。33ページ、工事請負費1,180万円は見里地区の側溝185メートル、西仲間地区の道路築造57メートルを計画しているとのこと。辺留と外金久地区の補修工事費450万円、また6月7日に発生した小俣町の住宅の2棟解体除去する費用として156万円であります。

委員からは、交付税の伸びた理由、地籍調査の件、職員数、公的年金特別の徴収システム、通勤手当、定住促進施設、防災無線、空港ターミナルビルの運営、屋仁川駐車場の件、伊津部勝、名瀬勝、小湊線の進ちょく状況などの多くの質疑がありました。

次に、議案第74号 平成20年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）について、利子見込額19万円を増額と19年度繰越金200万2,000円増額、繰入金223万7,000円を減額、差し引き4万5,000円を減額するもの。共済加入数は4,124人、見舞い金支給状況8件で126万6,300円、順調に運用をされているとのことでした。

次に、議案第72号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第75号 平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号 平成20年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

大笠利浄化センターの補修費50万9,000円、マンホールのかさ上げ工事費として200万円、

笠利総合支所の浄水場電気装置など修繕費、名瀬支所の漏水修理費70万円、委託料の900万円の増額は、大川ダムからの専用のトンネル内の導水管及び水管橋の老朽化により必要経費、委員から、朝戸トンネルの導水管、農業集落排水事業の水洗化率、笠利の水質改善装置、新庁舎、合併に伴い上下水道の料金の件など、多くの質疑がありました。

次に、議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第78号 奄美市地域間交流拠点施設条例の制定について、議案第87号 奄美市地域間交流拠点施設の指定管理者の指定について、議案第79号 奄美市総合計画審議会条例の制定について、議案第80号 新たに生じた土地の確認について、議案第81号 町の区域の変更について、議案第82号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第83号 奄美市道路線の廃止及び認定について御報告いたします。

議案第79号は、本市の行政の長期的かつ総合的な計画を樹立するため、市長の諮問に応じて調査、審議を行う審議会を設置し、その組織、任期、会議など、運営に関する基本条項を定めるもの。

委員から、ワーキンググループ幹事会、審議会の委員、また議案78号 地域間交流施設の件など質疑がありました。

その他の議案については特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第84号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について、議案第85号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について、議案第86号 鹿児島県市町村土地開発公社各支社の業務に係る財産について、議案第88号 奄美市特別職の給与の減額に関する条例の制定について、議案第89号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

議案第88号は旧住用村の奨学金返還問題について、直接的な責任はないのでありますが、創生人材育成資金が不十分なまま議会の決算認定に付したとして道義的責任を提案したもの、議案第89号は現区長の任期が来る9月30日をもって満了を迎えることもあり、この際区長制度を廃止、この条例第2条に記載してありますように、協議書に記載した平成22年3月31日を平成20年9月30日に変更し、区長の設置機関を当初に比べ1年6か月短縮しようとするもの。

委員から、区長廃止は住民に理解されたのか、地域協議会の位置づけ、総合計画審議会とのかかわりなどについて質疑があり、その他の議案は特段の質疑はありませんでした。

なお、質疑がありましたら他の委員の協力を得て答弁したいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを一括して行います。

議案23件については、各委員長報告のとおり、いずれも原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第89号までの23件については、各委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきもの決定いたしました。



議長（伊東隆吉君） 日程第2，陳情第6号 市有財産売却の媒介制度導入を求める陳情を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） 総務建設委員会に付託されました陳情第6号 市有財産売却の媒介制度導入を求める陳情について御報告いたします。

陳情第6号の陳情者の住所氏名は、奄美市名瀬港町16番15号，鹿児島県宅地建物取引業協会奄美支部支部長 武田六郎氏であります。

趣旨は，行政運営の中で取り扱われる土地建物が円滑に流通して，行政運営に寄与することができるとしたら，市民のためにも貢献できるものであることから，社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会が奄美市の所有する土地または建物の売買について，媒介することができるよう条件整備を願いたく陳情するもの。

当局の見解として，有効な手段として今後検討していきたいとのこと。

慎重審査の結果，全会一致で採択すべきものと決しました。

ただいま御報告いたしました陳情第6号につきましては，採択と決した場合，会議規則第134条第2項及び136条の規定により，これを市長に送付することを適当と認め，その処理の経過及び結果について御報告を求めたいと思いますので，その際はよろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

陳情第6号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，陳情第6号 市有財産売却の媒介制度導入を求める陳情は，委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま採択されました陳情第6号の取扱いについては，委員長報告の中にありましたとおり，これを市長に送付し，会議規則第135条及び第136条の規定により，その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，陳情第6号の取扱いはこれを市長に送付し，その処理の経過及び結果報告を求めることに決定いたしました。

○

議長（伊東隆吉君） 日程第3，請願第6号 原油価格高騰に伴う，農水産業の安定した経営が継続・維持できることを求める意見書の提出を求める請願と陳情第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての陳情を一括して議題といたします。

本案に対する産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝広君） 産業経済委員会に付託されました請願第6号 原油高騰に伴う、農水産業の安定した経営が継続・維持できることを求める意見書の提出を求める請願についての御報告をいたします。

請願第6号の請願者の住所は、奄美市笠利町節田1694、節田校区ハーベスター活性化組合副組合長 栄 完治さん、ほか1名です。

この請願につきましては、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致で採択すべきものと決しました。

この請願6号につきましては、採択とした決した場合、意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

陳情第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての陳情の御報告をいたします。

この陳情者の住所は、奄美市名瀬真名津町1の17、鹿児島県森林管理所名瀬森林事務所首席森林官大柿恵範さんです。

この陳情につきましては、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

この陳情第5号につきましては、採択した場合は意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。意見書の提出にあたっては、委員より世界自然遺産登録を目指している奄美群島における森林整備については、森林が貴重な固有動植物の生育であること重視し、その保護の観点から最大限の配慮を行うこととするという項目を明記するようにとの強い要望があったことも併せて報告させていただきます。

以上で産業経済委員会の審査報告を終わります。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

はじめに、請願第6号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第6号 原油価格高騰に伴う、農水産業の安定した経営が継続・維持できることを求める意見書の提出を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択に

ついでに陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○

議長（伊東隆吉君） 日程第4，請願第7号 作家・島尾敏雄文学碑及び官舎等の保存整備についての請願を議題といたします。

本案に対する文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） それでは文教委員会に付託されました請願第7号 作家・島尾敏雄文学碑及び官舎等の保存整備についての請願について御報告いたします。

請願第7号の請願者の住所氏名は、奄美市名瀬幸町12の11，奄美・島尾敏雄研究会会長 越間誠さん，ほか4団体からであります。

この請願につきましては，お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり，全会一致で採択すべきものと決しました。

以下，その審査の経過について御報告いたします。

請願第7号 作家・島尾敏雄文学碑及び官舎等の保存整備についての請願については，文教委員会，教育長，教育部長，管財課で現地視察をし，現場で説明等を受け，その後審査に入りました。

委員から質疑があり，教育長より宿舎のある北側の150坪については，これを取り壊し，150坪の平地，さら地になった部分は換地用地としてやることになっておりましたが，そのうちの東側50坪については換地の希望者が出てきたので50坪を割り当て，宿舎がある残りの100坪については今のところ換地の希望者がいないということで，壊さなくてもいいのではないかという議論になった。次に，南側の346坪に建っている奄美分館については，平屋の部分だけは壊して，2階建ての部分を残し，小俣自治会から要望書が出てきてます集会場，そしていろんな避難所をさら地として確保してほしいという要望が出てきていますので，2階建ての部分は集会場に，避難所については残りのさら地になっている西側の100坪で小俣町住民の要望には答えられるのではないかという判断をして，北側の分館宿舎は手をつけないでおこうということに庁内の話し合いでなったという報告がございました。

今後の保存に関しては，予算も計上されておりませんので，管財課を含めて庁内協議をし，請願を出された5団体とも話をしていく必要があるとの説明がございました。

各委員から質疑がありましたが，この際省略いたします。

この請願第7号につきましては，採択と決した場合，奄美市議会会議規則第134条第2項の規定により，これを市長に送付することを適当と認め，その処理の経過及び結果について報告を求めたいと思いますので，後刻議長においてはよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして文教委員会における審査の報告を終わります。

なお，御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第7号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第7号 作家・島尾敏雄文学碑及び官舎等の保存整備についての請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま採択されました陳情第7号の取扱いについては、委員長報告の中にありましたとおり、これを市長に送付し、会議規則第135条の規定によりその処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第7号の取扱いは、これを市長に送付し、その処理の経過及び結果報告を求めることに決定いたしました。



議長（伊東隆吉君） 日程第5，議案第106号 農水産業の安定した経営が継続・維持できることを求める意見書の提出について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第106号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第106号 農水産業の安定した経営が継続・維持できることを求める意見書の提出については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。



議長（伊東隆吉君） 日程第6，議案第107号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について議題といたします。

本案は提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第107号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第107号 国による公定森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。



議長（伊東隆吉君） 日程第7、議案第108号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

21番（栄 勝正君） 提案理由の説明を行います。

過疎対策について、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地位における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域を極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食料の供給、水資源の供給・自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（伊東隆吉君） これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第108号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第108号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

○

議長（伊東隆吉君） 日程第8、平成19年度奄美市一般会計決算認定のほか、各特別会計等決算認定についての議案第91号から議案第105号までの15件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。 本日提案いたしております議案第91号から議案第105号までの提案理由を御説明いたします。

議案第91号 平成19年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、当初284億9,057万1,000円を計上し、その後3億6,508万2,000円を増額補正したことにより、最終予算額が288億5,565万3,000円となりました。これに平成18年度から繰り越した市道山田線や山間市線の道路改良事業、国道用地等代行買収事業費、大笠利地区高潮対策事業、末広・港土地区画整理事業など、計14件の繰越額12億3,921万2,000円を加えた最終の予算現額は300億9,486万5,000円となっております。この予算現額に対して、交流型地域ネットワーク拠点整備事業、地域情報通信基盤整備推進事業、赤木名・土盛線道路改良事業、山間港改修事業、末広・港土地区画整理事業費など、計13件の17億3,363万2,199円を平成20年度へ繰り越した結果、平成19年度一般会計の決算額は歳入総額284億7,606万8,544円、歳出総額279億9,798万6,530円となり、歳入歳出差引額は4億7,808万2,014円となりました。また歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,981万9,199円を差し引いた実質収支額は4億5,826万2,815円であります。

議案第92号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初63億2,696万7,000円を計上いたし、その後6億5,423万2,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は69億8,119万9,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額63億4,389万3,985円、歳出総額が69億5,208万4,286円となっており、歳入歳出差引額は6億819万301円の歳入不足となっております。このため翌年度歳入から繰上充用金6億819万301円で歳入不足を補てんしております。

議案第93号 平成19年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3億1,464万円を計上いたし、その後6,354万1,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は2億5,109万9,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額2億4,920万217円、歳出総額2億4,818万6,924円となっており、歳入歳出差引額は101万3,293円となっております。

議案第94号 平成19年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初52億6,397万4,000円を計上いたし、その後427万6,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は52億5,969万8,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額52億5,968万9,579円、歳出総額52億5,959万1,651円となっており、歳入歳出差引額は9万7,928円となっております。

議案第95号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初4

3億9,840万7,000円を計上いたしましたが、その後1,879万円を減額補正し、さらに平成18年度からの繰越明許額29万8,000円を加えまして、最終の予算現計額は43億7,991万5,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額43億9,002万852円、歳出総額が43億5,634万6,066円となっており、歳入歳出差引額は3,367万4,786円となっております。

議案第96号 平成19年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2,645万7,000円を計上いたし、その後575万円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は2,070万7,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額2,065万9,708円、歳出総額2,038万7,008円となっております。歳入差引額は27万2,700円となっております。

議案第97号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億1,867万3,000円を計上いたし、その後314万3,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は2億1,553万円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額が2億1,529万2,732円、歳出総額2億1,433万1,994円となっており、歳入歳出差引額は96万738円となっております。

議案第98号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初19億266万7,000円を計上いたし、その後14億6,811万4,000円を増額補正し、さらに平成18年度からの繰越明許額3,352万円を加えまして、最終の予算現計額は34億430万1,000円となっております。この予算に対しまして繰越明許額が1,000万円を平成20年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額33億9,577万5,099円、歳出総額33億9,348万8,909円となっており、歳入歳出差引額は228万6,190円となっております。

議案第99号 平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初6億482万4,000円を計上いたし、その後1,213万3,000円を増額補正し、さらに平成18年度からの繰越明許額3億215万円を加えまして、最終の予算現計額は9億1,910万7,000円となっております。この予算に対しまして繰越明許額9,010万円を平成20年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額8億2,913万9,882円、歳出総額8億2,847万6,565円となっており、歳入歳出差引額は66万3,317円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源5万円を差し引いた実質収支額は61万3,317円であります。

議案第100号 平成19年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額3,921万円に対し、決算額は歳入総額3,920万8,213円、歳出総額3,920万8,213円となっており、歳入歳出差引額は0円であります。

議案第101号 平成19年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2,983万円を計上いたし、その後393万5,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は2,589万5,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額3,305万8,904円、歳出総額2,589万4,200円となり、歳入歳出差引額は716万4,704円となっております。

議案第102号 平成19年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初607万6,000円を計上いたし、その後2万8,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は604万8,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額604万3,836円、歳出総額が604万3,233円となっており、歳入歳出差引額は603円となっております。

議案第103号 平成19年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初873万円を計上いたし、その後16万2,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は856万8,000円となっております。これに対しまして決算額は歳入総額856万7,307円、歳出総額656万3,401円となっており、歳入歳出差引額は200万3,906円となっております。

議案第104号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初

4億9,422万8,000円を計上いたし、その後8,611万円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は5億8,033万8,000円となっております。この予算に対しまして繰越明許額が9,387万4,000円を平成20年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額4億9,157万5,342円、歳出総額4億8,080万4,528円となっており、歳入歳出差引額は1,077万814円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源254万3,000円を差し引いた実質収支額は822万7,814円であります。

議案第105号 平成19年度奄美市水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入9億844万2,228円、収益的支出7億7,383万4,386円で、差引1億3,460万7,842円の利益となっており、消費税及び地方消費税抜きで計算いたしますと1億238万9,879円の純利益を生じます。資本的収支につきましては収入額6,680万3,000円に対し、支出額6億6,360万6,633円で、差引き5億9,680万3,633円の不足となっており、不足額につきましては消費税資本的収支調整額及び当年度分・過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上をもちまして議案第91号から議案第105号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議のうえ認定していただきますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決算認定議案15件について、12人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会及び11人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案15件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会委員に、公明党 叶 幸与君、公明党 大迫勝史君、社会民主党 関 誠之君、日本共産党 三島 照君、市民クラブ 栄 勝正君、市民クラブ 平川久嘉君、無所属 戸内恭次君、奄美興政会 平 敬司君、奄美興政会 竹山耕平君、民主党 平田勝三君、新奄美 師玉敏代君、新奄美 奈良博光君、以上の12名を、特別会計等決算審査特別委員会委員に、公明党 与 勝広君、無所属 蘇 嘉瑞人君、無所属 朝木一昭君、日本共産党 崎田信正君、市民クラブ 竹田光一君、市民クラブ 渡 京一郎君、市民クラブ 奥 輝人君、奄美興政会 世門光君、奄美興政会 里 秀和君、新奄美 橋口和仁君、新奄美 多田義一君、以上の11名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第91号の1件は、一般会計決算審査特別委員会に、議案第92号から議案第105号までの14件は、これを特別会計等決算審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前10時33分）



議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

先ほど設置されました各会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計審査特別委員会委員長に平 敬司君，副委員長に平川久嘉君，また特別会計等決算審査特別委員会委員長に竹田光一君，副委員長に橋口和仁君，以上のとおりであります。

お知らせします。決算審査特別委員会は１０月８日から１０日までの３日間を予定しております。よろしく願いをいたします。

お諮りいたします。

先ほど決算審査両特別委員会に付託いたしました議案第９１号から議案第１０５号までの平成１９年度各会計決算議案１５件については、いずれも閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第９１号から議案第１０５号までの１５件は、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員会委員長及び総務建設委員長，厚生委員長から申し出がありました，議長の諮問に関する事項の調査等及び請願第８号及び陳情第４号，陳情第３号の３件については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する事項の調査等及び請願第８号及び陳情第４号，陳情第３号の３件については、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成２０年第３回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１０時４７分）